



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	地域農業構造再編下における農民の主体形成
Author(s)	山田, 定市; 朝岡, 幸彦; 田中, 秀樹 他
Citation	北海道大学教育学部産業教育計画研究施設研究報告書, 27, 1-282
Issue Date	1985-03-20
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/88041
Type	departmental bulletin paper
File Information	vol_27.pdf



北海道大学教育学部産業教育計画研究施設
研究報告書 第27号

I S S N 0385—6070

地域農業構造再編下における 農民の主体形成

1 9 8 5

北海道大学教育学部産業教育計画研究施設

地域農業構造再編下における 農民の主体形成

山 田 定 市
朝 岡 幸 彦
田 中 秀 樹
千 葉 悦 子
古 村 えり子
遠 藤 知恵子
鈴 木 敏 正

1985・3

北海道大学教育学部産業教育計画研究施設

序

地域社会における住民諸階層の学習過程を、その労働・生活過程を基軸とする基礎構造をふまえて分析することは、社会教育論の実証的研究として欠かせない課題といえる。

本学部の社会教育研究グループは、一貫してこのような視点に立って、社会教育の基礎構造分析を進めてきた。本研究報告書は、この研究室がこれまでの研究の蓄積のうえに、ここ数年に亘って継続してきた共同研究の成果をまとめたものである。

社会教育研究グループがこれまで行なってきた研究は、農民教育に重点が置かれ、その成果の一部は、すでに本研究施設の研究報告書としても、『酪農生産力の現段階と酪農民の主体形成』（研究報告書、第18号、1980年）、『地域社会の構造変化と地域教育計画に関する基礎的研究—北海道常呂町における事例研究—』（研究報告書、第23号、1982年）などとして発表されている。

本研究報告書も、農民教育の基礎構造に関する研究の一環をなすものだが、とりわけ次の諸点において特徴的である。

第一に、地域社会の変貌過程を地域農業構造を基軸に把握し、とくに北海道農業の構造変化の重大な要因となった稲作減反、とりわけ水田利用再編対策下の地域農業の再編過程に焦点をしばり、地域経済構造の変貌をとらえ、同時に、農民諸階層の主体的対応を含めて地域農業の再編をめぐる対抗関係を分析したこと。この場合、単に政策主体と農民との図式的対置にとどめず、政策の実施過程の下での地域農業の農民的編成の内実を実証的に明かにしている点が地域農業研究としてもユニークである。

第二に、本研究は、学習主体である住民諸階層、とりわけ農民諸階層に関する階層論ないし分解論的視点に立った分析を重視している。とくに水田利用再編下の農民層分解についての精微な実証分析を基礎として、地域農業の農民的再構築の論理と条件が実証的に探求されている。

第三に、上記の基礎構造分析のうえに立って、農民の主体形成の分析が行われる。その際、学習内容についての掘り下げた分析がとくに重視される。また、学習活動を狭く限ることなく、住民諸階層の労働・生活過程を基礎として広くとらえ、学校や地域集会施設の教育的機能も含めて総合的に検討される。これらの視点に立って進められてきた本研究は、農民教育の基礎構造分析、さらにそれを基礎とする農民教育の内容の分析としてもこれまでの研究を一步前進させる内実をもっている。同時に、社会教育施設論、職員論、さらには社会教育内容編成論を含む社会教育論の実証的研究としても豊富な論点を提示するものであろう。

社会教育研究グループでは、この研究を基礎に、今後、さらに農民の主体形成を農民的蓄積過程に焦点をあてて解明し、地域社会教育計画論に向けての基礎作業として進めることを計画している。この報告書に対する忌弾のないご批判を希望するとともに、研究の一層の前進を期待するものである。

1984年 12 月 15 日

北海道大学教育学部
産業教育計画研究施設長

布 施 鉄 治

地域農業構造再編下における農民の主体形成

目 次

第1章 地域農業構造再編下における農民の主体形成	
—その分析課題—	山田定市… (1)
1. 課題の設定	(1)
2. 調査対象の位置づけ	(11)
第2章 構造不況下の道北地域労働市場と農家労働力	朝岡幸彦… (23)
1. 農家労働力的視角による地域労働市場の把握	(23)
2. 構造不況下の道北地域労働市場	(24)
3. 農家労働力利用の実態—兼業先企業を中心に—	(29)
4. 兼業農民の就労条件と脱兼業	(62)
5. まとめ	(68)
第3章 地域流通構造再編と農協	田中秀樹… (71)
1. 課題の限定	(71)
2. 構造不況下における農村購買市場の再編	(72)
3. 野菜の地域流通構造と販売市場再編	(83)
4. 地域農業の商品化構造と農協の市場対応	(87)
5. まとめ	(96)
第4章 水田利用再編下における農民層分解の動向	朝岡幸彦… (99)
1. 北海道村落論と農民層分解	(99)
2. 稲作減反政策の展開と道北地域農業の基本構造	(100)
3. 集落における農業構造の変容と農民諸階層	(122)
4. 農民の地域的・集団的生産力の形成と集落	(137)
5. まとめ	(162)

第5章 減反政策下における農家の経営対応と婦人労働	千葉悦子	(165)
1. 課題		(165)
2. 北海道稲作農家婦人の性格変化		(167)
3. 水田利用再編成下の稲作農家婦人の性格変化		(172)
4. 地域農業と婦人労働		(197)
5. まとめ		(200)
第6章 農村における社会資本形成と住民		
—水の利用と管理に注目して—	古村えり子	(203)
1. はじめに		(203)
2. 開拓入植によるA集落の形成と生活基盤の確立		(209)
3. 土功組合時代と天塩川の治水		(212)
4. 戦後の土地改良事業と新しい水管理体制		(217)
5. 簡易水道実現のとりくみ		(231)
6. まとめ		(239)
第7章 社会教育関連施設の構造と集会施設	遠藤知恵子	(243)
1. 序論		(243)
2. 社会教育施設および類似施設		(246)
3. 西部地区集落センターの事例		(251)
4. センター利用を支える地域活動		(260)
5. むすび		(267)
第8章 調査結果の意味するもの		
—一つの中間的なまとめ—	鈴木敏正	(271)
1. 農民分解の動向		(272)
2. 農民分解の諸条件		(273)
3. 農民の個別的・集団的対応		(276)
4. 農村における社会教育の展開		(280)

第1章 地域農業再編下における農民の主体形成

—その分析課題—

山田定市

目次

1. 課題の設定	1
2. 調査対象の位置づけ	11

1. 課題の設定

(1) 論点の整理——これまでの研究経過をふまえて——

本研究は、これまで社会教育研究室を中心にすすめてきた「社会教育の基礎構造に関する研究、をさらに一歩前進させるための実証的研究である。このような意図に立つ本研究の課題を明かにするに際して、これまでの研究の経過の特徴について概括しておくことが必要であろう。本研究室の社会教育研究は、これまでは農民教育に重点がおかれ、その基礎構造分析とそれを基底とする農民諸階層の学習課題の解明が中心であった。⁽¹⁾まず第1に、現段階における農業構造を農民的生産様式を基軸とする構造として把握し、その歴史的特質を明かにしてきた。いうまでもなく、農民的生産様式は、資本主義的生産様式のもとにおいて副次的に形成・展開するものであり、それとの関連において重層的構造をなすものである。さらに農民的生産様式の内実は、農業生産力構造と農民的生産関係（土地をはじめとする生産手段の所有・利用・管理、農産物市場、購買品市場、金融市場、家族関係など）との相互関係のもとで歴史的に規定される。このような観点から、国家独占資本主義のもとにおける資本主義的生産様式の歴史的特質と、それによって条件づけられた農民的生産様式の現段階的特徴を解明してきた。

第2に、このような枠組みの中で、農業生産力構造の現段階的特質を明かにするに際して、もっとも重要視したのは農業機械技術の発展である。土地を主要な生産手段とする農業において、生産手段としての土地にかかわる技術進歩が（土地改良、灌排水施設など）生産力の発展を強く条件づけていることはいうまでもないが、農業技術が工業技術・生産力によって基本的に条件づけられていることを考えるならば、農業機械化を基軸とする農業技術の発展と現段階における到達水準を明かにすることが重要であると考えたからにはほかならない。このような視点から、農業機械技術の発展の段階を人力・畜力農機具段階（道具段階）から中・大型機械体系段階（機械体系段階）への移行・発展としてとらえ、その中間段階に跛行的機械化段階を措定した。このような段階規定は、これまでわれわれが主として北海道農業の生産力構造の実証的分析を経て導き出したものであり、日本農業の機

械化の基本的動向を提示するものと考えている。第3に、このような農業技術の発展にともなう農業労働の編成をめぐる変化を分析してきた。具体的には農業労働過程における協業・分業が、家族的協業を基軸として、さらにはその枠をこえた新たな協業・分業として展開する過程を分析し、農業労働編成の変容を明かにしてきた。農民経営、家族協業の枠をこえた地域的・集団的な共同労働の形成はその新たな動向の一つを示すものである。また、家族協業の内実も、婦人労働の役割や労働内容などをめぐっていちじるしい変化をとげてきた。第4に、農業機械化にともなう農民の性格の変化についてである。それは労働主体としての性格のみにとどまるものではない。農業経営・生産構造の変化にともなう経営主体としての性格変化、農民家族生活の変化との関連における生活主体としての新たな課題、地域的・集団的生産力の形成にかかわる農業共同組織の運営の問題をはじめとして地域問題にかかわる地域の統治主体としての課題、などが新たに措定される。そこで、第5に、このような農民の主体的性格の変化に対応した農民教育の課題について、その枠組みと内容が提示されなければならない。その概要を示すと図1-1のとおりである。ここでは農民の主体的性格を労働主体、経営主体、生活主体、統治主体、変革主体として把握し、それぞれの性格とそれに照応した学習課題が重層的に明かにされている。⁽²⁾

以上のべていたことは、当研究室がこれまで農民教育を中心にして行なってきた実証的研究を基礎にして筆者なりにまとめたものであるが、このような分析を通して、さらに深めるべきいくつかの論点が明かとなった。第1に、農業生産力構造について、機械化を基軸としつつも、さらに土地を含むその全体構造について明かにすることである。農業機械化が農業技術の歴史的・段階的変化の基軸となることはすでにのべたとおりであるが、さらに農業技術の発展にともなう土地改良、土地利用、農業施設などを含む農業生産力構造の分析が不可欠である。第2に、農業技術・生産力構造ならびにそれを基礎とする農民経営の展開過程を分解論的視点に立って行なうことが課題である。そして第3に、このことは農民教育の展開構造に関する農民層分解論的分析に直結する。むしろ、農民教育の基本問題ならびにその基礎構造については、労働者教育との対比・関連における農民諸階層に共通した性格と構造が存在するが、その現実の展開過程を解明する際には階層的視点は不可欠である。また階層分析を基礎として農民教育の各階層に共通した課題も一層鮮明にすることができる。第4に、農民の主体形成と農民教育の課題を明かにするにあたって、農民家族の成員の主体的性格を基礎とした分析が重要である。婦人教育、青年教育はその中でもとりわけ重要な課題であって、このことが婦人・青年の位置・役割の変化を基礎にして分析されなければならない。第5に、農民諸階層の学習過程の分析が、上述の諸課題を基礎にして行われなければならない。このような農民の学習課程分析は、これまでの農民教育論においてほとんど欠落していたものであり、その意味で農民教育の新しい課題である。第6に、このような農民の学習過程は、単に個々の農民の個別的学習にとどまるものではなく、新たな共同学習活動の展開がみられる。そして、その基礎的条件としての地域農業の展開構造に注目しなければならない。その際、地域農業の重層構造を基礎にすえて考えるならば、集落段階における生産・生活にかかわる共同活動、共同組織の実態、市町村自治体レベルにほぼ照応した農業団体（農協、土地改良区など）の位置・役割に関する

図 1-1 農民の主体形成と学習課題

農業構造・農業問題	学習課題	農民の主体的性格
<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業技術の発達 (人力・畜力段階→機械化段階) ○ 分業・協業の発展 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農民的家族協業の発展 ・ 経営間共同労働 (協業・分業) の形成 ○ 農業生産力の発展 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農民経営を基礎とする農業生産力の発展→地域的・集団的の生産力形成 ・ 農業生産力構造の内部矛盾の深化 ・ 社会的生産力の発展とその民主的統制の必然性 ○ 商業的農業の発展と農民層分解 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農民経営の商品経済化と農業市場の発展 ・ 農民労働力の商品化と地域労働市場の展開 一労働市場への農民労働力の包摂一 ・ 農民層分解の進行 { <ul style="list-style-type: none"> ・ 分解基軸の上昇 ・ 兼業化の進行 ○ 農民経営の多面的発展の可能性 ○ 農民生活の構造変化と貧困化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活構造の変化 ・ 生活の社会化 ・ 農民生活の貧困化 ○ 地域産業の構造変化と再編成, 地域問題の深化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域産業の生産力構造の変化 ・ 地域産業の再編成=地域政策の推進 ・ 地域問題の深化 ○ 階級構成の変化一労働者階級の増大・成長 ○ 住民諸階層の貧困化 ○ 階級的矛盾・対抗関係の激化 ○ 資本主義の構造的危機の深化 <ul style="list-style-type: none"> 一不況の深化, 腐朽化, 軍事化, ファッション化一 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農民労働力の陶冶 <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門的技能形成 ・ 労働能力の総合的な発展 (労働編成能力の発展) ・ 農民的技術の創造・改良 ・ 共同労働の民主的編成能力 (生産組織) ・ 社会的生産力の統制能力 (土地利用・管理など) ○ 農民的生産力形成およびそれを基礎とする農民経営の発展 <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働力, 生産手段 (土地, 機械, 施設) の農民的結合・編成 ・ 農民経営の自主的・民主的編成 ・ 農業市場の民主的 (農民的) 編成 (価格闘争, 産直運動など) ○ 地域農業の民主的発展 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域的・集団的農業生産力の民主的 (農民的) 編成と民主的統制 ・ 農業共同組織 (生産組織・農協など) の民主的運営 ○ 農民生活の充実・向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 貧困化と生活課題の解明 ・ 生活内容の自主的・民主的編成 ○ 地域産業・地域社会の民主的発展 <ul style="list-style-type: none"> ・ 均衡のとれた地域産業の発展=生活諸条件の拡充 ・ 地域的生産力・地域経済の民主的統制 ○ 民主的運動組織 (労働組合, 農民組合など) の前進 ○ 地方自治体, 地域諸機関の民主化 (民主的運営) ○ 地域における住民諸階層の連帯と共同行動=地域民主主義運動の発展 ○ 地域・職場に根ざした共同学習の発展=住民諸階層の個別的・集団的学習運動 ○ 民主的地域政策・地域計画の確立 ○ 日本経済の民主的再建, その一環としての農業の民主的・農民的発展 <ul style="list-style-type: none"> 一経済民主主義の発展=統治力量の蓄積一 ○ 資本主義変革の主体形成 	<div style="text-align: center;"> </div>

分析がとくに重要である。これらの諸組織・団体が農民の生産・生活上の共同的活動の展開の場であると同時に、学習活動などを中心に教育的機能をも果していることに注目しなければならない。いいかえれば、農村における教育施設は学校や社会教育専門施設にかざられるものではなく、社会教育施設はもちろんのこと、農協、農業改良普及所、集落施設など、それじたいとしては生産・生活にかかわる施設・組織が教育的機能を合わせ担っているのである。第7に、このような視点に立つならば、社会教育労働の性格や内容についても、従来にない広い視点に立った新たな分析が求められることになる。社会教育労働の専門性については多くの議論があるが、その形成過程に立入って分析することが必要とされているといえよう。

(2) 分析の課題

このような論点をふまえて、この報告書では、水田利用再編政策のもとで急激な変動を示しつつある道北・名寄地域を調査対象地域として設定し、実態調査分析を試みた。この調査研究を進めるにあたって具体的に設定した研究課題は以下のとおりである。

まず、第1に、道北・名寄地域の農業構造の変貌過程と農民諸階層の主体的対応について、とくに現段階＝稲作減反・水田利用再編下の時期に焦点を合わせて検討する。現段階の構造的な不況のもとにおいて、ひとつには主として民間企業の投資の動向を基軸にして、いまひとつには公共投資を中心とする財政投融资の動向を中心にして、地域経済がどのような影響を受けてどのような変化をとげているかということは、地域経済分析の重要な課題の一つであるが、ここで分析の対象とする道北・名寄地域は開発政策を基軸とする地域政策の影響をもっとも強く受けている地域の一つであり、地域開発政策と地域経済との関連を典型的に検出しうる地域である。さらに地域産業の基底として位置づけられる農林漁業に関していえば、スクラップ・アンド・ビルドを基調とする地域再編成政策が強行される中で、とくに農業に関しては、1970年代後半になって地域農業の再編成を意図する地域農政が農業政策の中で重きをなすようになり、稲作減反政策も水田利用再編対策として実施されるようになって、その特徴が明かとなってきた。その意味では、水田利用再編対策は地域経済に波及する影響力をもち地域政策の一環としての役割を担うものである。減反率のひときわ高い道北・名寄地域においては、その関連構造がとくに鮮明にされるであろう。

ところで、このよう地域経済構造分析を進めるにあたり、これまでの分析は、いわば日本資本主義の地域政策が、現実の地域社会の中でいかに貫徹しているか、という課題に主力が注がれ、その結果、地域政策の実施をめぐる対抗的関係を構造的に明かにすることや、さらにその中における地域住民の主体的対応、自主的地域づくりの実態については十分な分析がなされてこなかった。この点については、すでにわれわれは、共同研究『地域社会の構造変化と地域教育計画に関する基礎的研究』（北海道大学教育学部産業教育計画研究施設研究報告書 第23号、1982年）において地域政策との対抗関係のもとで、住民諸階層が地域産業の発展の担い手としてどのように主体形成をなしとげてきたか、また、その過程で住民の学習活動がいかなる役割を果たしたか、について実証的な研究を行なった。その意味では、地域政策をめぐる対抗関係とそのもとにおける住民の主体形成過程にかかわる実証的研究の端緒をなすものであったといえるが、本報告書は、このような分析視角を継

承・発展させつつ、地域農業再編政策としてきわめてドラスティックな展開を示した稲作減反＝水田利用再編対策の実施過程を、具体的・鋭角的に解明しようとするものである。

いうまでもなく、地域再編をめざす地域政策のドラスティックな展開はこの政策をめぐる対抗関係を一段と尖鋭化する。これを稲作減反＝水田利用再編対策に則しているならば、5割をこえる高率減反は、これを事実上受け入れざるをえない稲作農民にとっては、相対的に低率の稲作中核地帯にみられる「緊急避難」的な対応は許されない。その意味で、高率減反をとともう水田利用再編対策は、地域の農民諸階層に対して離農・経営転換をふくむ営農と生活の岐路に立つことを迫るものである。むしろ、その過程で蒙る打撃や影響は階層によって異り、農民層分解が激烈に進行する。さらに、転作をふくむ稲作農家の対応は、たんに稲作生産・経営の変動にとどまらず、畑作や畜産にも甚大な影響を与える。稲作減反＝水田利用再編対策が地域農業の全域的な再編に波及することとなるのである。

こうした過程は、地域農業再編成政策の貫徹の過程であり、それが地域農業の現段階の動向を支配的に規定していることはたしかであるが、それに尽くされるものではない。このような地域農業の厳しい展開条件のもとで、それを主体的に受けとめ、みずからの営農を発展させるために、その阻害条件を克服しようとする努力が持続的に積み重ねられていることも、見落とすことのできない他の一面であり、この報告書では、この点を重視するものである。のちに本論でくわしく分析するように、この報告書において分析の対象とする道北・名寄地域においては、稲作減反＝水田利用再編対策の実施のもとで、農民経営を基軸とする地域農業の自主的な発展の努力が積み重ねられ実績をあげている。稲作として北限に位置しながら稲作産地としての「生き残り」と新たな展開をめざすモチ米産地としての発展、水田から畑地利用への転換、さらには転作田の利用における畑作とりわけ野菜作の導入・展開、さらにこのような新たな産地形成を基盤とする新たな市場対応の動き、具体的には道北青果連の結成とそれを中心とする諸活動、などがまず注目される。

さらに、これらの新しい動きと相まって、農業生産、農民経営をめぐる集団的活動にも着目しなければならない。その実態については、道北・名寄地域の中でとりわけ名寄市A集落に焦点を合わせて分析するが、そこでは、大型農業機械・施設の共同所有・利用、さらにそれにとともう共同作業、新規導入作目を中心とする作目別生産部会活動、などを中心とする共同活動が多彩にくりひろげられ、集落を基礎とする地域農業の新たな展開として注目される。さきにのべた分析視角に立ってみるならば、これらは農業技術の現段階の水準に対応した地域的・集団的生産力形成とみることもできる。そして、その直接的な契機として農業構造改善事業、稲作減反（とりわけ水田利用再編対策）などが重きをなすのであるが、農民経営がこうした政策の単なる受容基盤にとどまらず、このような政策的諸条件をみずからの経営ないし地域農業の発展条件として主体的にとらえ直し、農民的農業の展開を志向していることをこの報告書ではとくに重視したい。もちろん、このような地域における農民的農業の展開の過程で、新たな矛盾を内包し拡大しつつあることも正しく認識されなければならない。地域的・集団的生産力形成をめぐる階層間矛盾の拡大やそれを基礎とする農業共同組織の運営をめぐる諸問題の深化、などの地域内の諸条件に加えて、基本的に地域農業の発展を阻害する方向で展開しつつある地域農政＝水田利用再編対策と

の間における矛盾・対抗関係の実態を正確に把握しなければならない。農民的農業の発展の方向もまさにこのような矛盾・対抗関係の中で模索され実践的にたしかめられているものにほかならないからである。

このような分析視角は、最近、宮本憲一氏らによって提示されている論点＝地域の「内発的発展」とその議論の方向性において共通するともいえる。しかし、それは主として政府の推進する地域開発政策の陽の当たらなかつた農山村・過疎地域において地域住民が内発的に独自の地域づくりを行なったことに着目したものであるが、地域政策との対抗関係のもとにおける自主的発展の方向、いいかえれば地域政策との現実的な対抗のもとにおける克服の方向と条件の探求、という視点はかならずしも明かではない。この報告書では、地域開発政策の批判的検討にあたって「地域農政や地域開発路線と弁別される主体的な地域づくり」⁽³⁾を対置するにとどまらず、そのような政策との厳しい対抗関係のもとで地域産業の自主的な発展の内実を実践的に創造している過程を実証的に明かにしようとするものである。⁽⁴⁾

さて、地域経済構造を上記のような視点に立って分析するにあたっては、地域づくりの担い手となる住民の主体形成にかかわる課題が重要となる。主体形成については、その視点や分析方法などにおいていまだに定まった方向づけがあるわけではないが、この報告書では、みずからの営農・生活問題に直面している農民が、その克服・打開する道すじを現実の労働・生活過程の中で、労働主体、経営主体として、さらには地域にかかわる統治主体として、どのような模索をおこない実践しているか、その過程で農民の主体的性格がどのように変化し、主体的力量がどのように高められているか、さらにその中で広範で多岐にわたる学習活動がどのように展開され、いかなる役割を果たしているか、という視点を重視して分析する。この点がこの報告書における第2の分析課題であり、さきに示した論点の中では学習過程論の具体的検証にかかわる課題である。ところで、この第2の観点に立った分析を行なうに際しては、まず、農民の階層動向に着目し、その階層的性格をふまえることが重要である。それは、農民諸階層の直面する営農・生活上の課題が、農業・農村構造の変貌過程の基底を貫く農民層分解の動向によって基本的に条件づけられているからにほかならない。それと同時に、主として農村集落を基盤とする農業生産共同化の諸動向も、農民諸階層の階層的諸関係の中で方向づけられているといえるからである。地域農業の農民的発展を中心的に担っている農民階層は何か、それらの階層が、地域にあって他の諸階層とどのような相互規定的な関係（さらにその中における内的矛盾とその克服の諸条件）を形成しているか、ということが実証的に明かにされなければならない。この視点はこの報告書の中ではとくに重視したところであり、このような視角をぬきにして地域農業の「内発的発展」の方向と条件も明かとはなりえないであろう。

さて、農民の主体的性格、主体形成の分析をすすめるにあたって、いまひとつ重要な視点は、農民家族の成員にわたる分析である。このことは、ひとつには農民家族における家族関係がいわば農民的生産関係の重要な内実をなし、その構成と変化の中で個々の家族成員の主体的性格が強く条件づけられているからにほかならない。農家婦人、農業青年、高齢者などの置かれた状態とそれを律している種々の条件については独自に解明されるべき

課題を含んでいると同時に、農民家族関係を全体的に明かにするにあたっては欠かさない分析課題である。いまひとつには、婦人や青年の置かれている位置・役割は、たんに農民家族関係の範囲で論じられるべき課題とはいえない。それじたい、集落、地域を含む農村社会の社会的関係のもとで位置づけられ分析されるべき課題である。しかも、それは、従前の「むら」の社会的関係の分析にとどまらず、生産・生活課程、とりわけその変化を基本的に条件づけている農業技術・生産力水準の変化のもとにおける生産関係の総合的な分析を不可欠とする。このような視点から、たとえば、家族協業、家族内分業の進展が家族関係にいかなる変化を与え、個々の家族成員の労働・生活上の位置・役割にいかなる変化をもたらしてきたか、また、農業生産における協業・分業が機械化を基軸に家族協業の枠をこえて地域的・集团的に進展する中で、婦人・青年の位置・役割は社会的（さしあたり地域的）にいかなる変容をとげてきたか、ということは婦人・青年の主体的性格を分析するうえで重要な課題である。この報告書では、こうした視点から農業青年＝農業後継者が農民経営、地域農業の担い手としてどのような役割を果たしてきたか、その課程で青年の主体的性格がどのように変わってきたかについて注目するが、とりわけ婦人の問題については章を改めて論述する。それは、農民家族、農村社会の中において婦人の自立化ということが、依然として独自の課題として成り立ちその内実の解明が問われているからである。同じように農業青年の状態についても独自の解明が求められているが、この報告書では、この課題についてまだ本格的な分析にはなっておらず、この点に関しては他日を期したい。

つぎに第3の課題についてふれなければならない。すでにのべたように、この報告書における地域経済構造分析は、具体的には地域農業構造分析にその重点がしぼられる。そのことにともなうひとつの分析課題は、地域産業の全体的な構造と地域農業との相互・内的・内在的な関連について設定されなければならない。この点を第3の分析課題として設定する。われわれはすでに別の機会に、一般にいわれている地場産業と区別して（もちろん共通の性格も含むのであるが）地域産業という概念を設定し、農林漁業をその基幹部門として位置づけた。⁶⁾このような視点に立つならば道北・名寄地域の農業の構造的変化は、この地域の産業構造の動向に大きな影響を与えることになり、この点についての分析が不可欠である。しかし、ここでは、そのような地域産業と農業との関連にかかわる全体にわたる分析までにはいたらないが、次の二点にしぼって具体的な分析を行なう。

その一つは、地域労働市場における農家労働力の位置と動向についてである。これまでの労働市場構造分析においては労働市場の中における地域労働市場というところを自分自身ならずしも多くはなく、そのことにかかわる実証的分析も数少かった。とくに農業問題の一環として労働力問題が論じられる場合には、主として兼業問題としてとり上げられることが多かった。その際、労働市場は、たとえ地域的構造をふまえて地域労働市場として把握されている場合であっても、農業・農家の側からはいわば所与の条件として位置づけられていたといえる。したがって、兼業を含む農家労働力の個別的・地域的存在形態が、地域労働市場との間にどのような相互規定的な関係を形成してきたかについては、ほとんど言及されていなかったといえる。農家労働力がとくに農外雇用に結びつく場合、全体的な労働

働市場の動向に支配的に条件づけられることはいうまでもないが、労働市場の地域的構造はそれと直接に結びつく地域農業の構造によって具体的に条件づけられていることも否定できないのである。さらに具体的にいえば、たとえば集落を基底とする地域農業の展開の中で、農家労働力を兼業・農外雇用としてどのように位置づけられるかということ、さらに、それにとまなう対応のちがいが、その後の地域労働市場と農家労働力との結びつき方がある程度条件づけることになる。いいかえれば、農家労働力をめぐる地域的対応のちがいが、主として農家を対象とする雇用機会の地域的展開をある程度条件づけていると見ることができるといえる。この点を、この報告書では、集落ごとの比較分析の中で明かにしたいと思う。そして、このような分析視角は、地域労働市場分析、ひいては地域経済構造分析にも新たな知見を加えることとなる。

地域産業と地域農業との関連にかかわるいま一つの視点は、地域市場構造の分析である。その際、基本的には農業が地域産業の基幹的部門であるという視点に立ち生産にもとづく地域生産物を中心にいかなる地域流通構造が形成されるか、その場合、地域的消費とさらにそれをこえる域外市場がいかなる関連のもとに展開するか、さらにそのような地域市場構造はいかなる業態によって構成されているのか、などの解明は地域市場構造分析として不可欠である。こうした視点にたつて、この報告書で直接に分析の対象としている道北・名寄地域に関して、とくに水田利用再編対策下の動向に重点をしばってみた場合、稲作におけるうるち米からもち米への転換は、この地域の米の出荷・販売構造を大きく変えることになり、さらに転作田を中心とする野菜作の導入・拡大は地域青果市場の構造を大きく変える条件となった。具体的には道北・名寄地域における青果市場は卸売業、小売業ともに急激に変化した。その一環として道北青果農協連の設立も注目される動きである。実は、この道北青果農協連をめぐる動きは、地域経済構造分析にとって重要な意義を有する。

地域問題、地域経済構造において協同組合が重要な位置をしめることについては、すでにわれわれがつとに指摘したところである。⁽⁷⁾最近、成瀬龍夫氏らによって自主的地域づくりにおける協同組合運動の役割について述べられているが、その論旨は、これまでのわれわれの指摘してきた内容と軌を一にするものを含んでいるといえよう。この報告書では、このような視点をふまえて、農産物市場、農村購買品市場を中心に、地域市場構造がいかなる変容をとげ、その中でとくに農協がいかなる役割を果たしているかについて分析する。

第4の課題は、地域経済における社会資本形成に関する分析である。社会資本に関してはその概念もかならずしも定まっておらず、実証的研究の蓄積もきわめて少ない。いうまでもなく農業における社会資本形成は、それじたい独自にきりはなして論じることではなく、個別農民経営における個別的資本蓄積・投資を含む農業投資の問題として考察する必要がある。さらにその投資の形態も、公的直轄事業、補助金、融資、自己資本など多様である。図1-2は、その歴史的な過程を概括的に示したものであり、農業における社会資本形成もこのような脈絡の中に位置づくことになる。

このような理解のもとで、とくに道北・名寄地域の農業・農村構造分析にあたって社会資本形成の問題にひとつの焦点をあてたことについては、つぎのような二つの意図があるからである。

図1-2 農業における社会資本形成の構造

(資本勘定)	中・長期資金 { 農地取得備 生産基盤整備 (区画整理・土 地改良を含む) 機械・施設 生活環境整備	政府・[投資 地方補助 自治体融資] (地主(自作)投資) → 政府投資・補助 → {補助 融資(制度資金 農協資金)} {補助 融資(制度資金)} → {補助 融資(制度資金 農協資金)} {補助 融資(制度資金 農協資金)}
	短期資金 { 営農資金 生活資金	個人(前期的)融資 → {制度融資 組合融資 個人(前期的)融資} → 融資(制度資金) 個人(前期的)融資 → 個人(前期的)融資 → 融資(農協資金) 個人(前期的)融資 → 個人(前期的)融資 → 融資(農協資金)
	時 期	明治・大正・戦前期 戦中・戦後期 高度成長期 現段階
(資産勘定)	生産手段 { 土地 建物 農機具(道具) 農業機械・施設 肥料・農薬 その他	地主的土地改良 → 自作農的土地改良・基盤整備 → 格納庫・畜舎など(個人・共同) 有機質肥料 → 化学肥料 → {大型機械・施設(個人・共同) 化学肥料 農薬 除草剤 飼料・その他}
	生活手段 { 住宅 耐久消費財 生活用品 教育・文化施設 福祉・厚生施設	農家住宅 → 耐久消費財(個人・共同) 生活用品 (都市施設に比べて著しいたちおくれ) 教育・文化施設 福祉・厚生施設(共同)

その一つは、道北・名寄地域農業の構造と性格について検討するにあたり、社会資本形成の相対的たちおくれがひとつの規定要因となっていると思われるからである。道北農業について論述される場合、とくに稲作を中心にしばしば限界地帯と呼称されるのであるが、それは決して地代論的意味における限界地ではない。むしろその内実は、農業資本形成が相対的に低い地域としての特徴を示すものといえよう。農業資本形成については、大別して個別農民経営における個別的資本形成と公共的投資を基軸とする社会資本形成に大別できるが、開拓の歴史の浅い北海道農業にあっては、社会資本形成の水準が決定的な重要性を持ってきた。しかも、社会資本投資が北海道内にあっても農業中核地帯との対比においてその出発点から相対的なたちおくれをともなってきたことが、農業生産力の不均等発展を一層拡大する要因の一つとなった。この場合、農業投資は土地改良投資が重きをなしたが、やがて農業機械化にともなう土地基盤整備へとその重点が移行した。とくに稲作地域における土地改良は灌排水などを含む水利と深いかわりを持ち、かかる農業投資にともなう集落の役割が問われることになる。とくに道北・名寄地域のように農業にかかわる社会資本形成が相対的にたちおくれしていた地域では、その導入の段階から集落を基盤とするさま

ざまな活動が行われ、さらにかかる共同生産手段の利用・管理をめぐって、集落の機能、構造が変容をとげることになる。これは農業における地域的・集団的生産力形成の実態を分析するにあたっての重要な視点である。

農業・農村における社会資本形成にかかわるいま一つの課題は、生活手段をめぐって設定⁽⁹⁾されなければならない。これまで、社会的共同生活（または消費）手段にかかわる社会資本形成は、都市を中心に論じられてきたが、生活の社会化が農村をふくめて社会的に進行している現段階においては、農村生活にかかわる社会資本投資は解明すべき新たな課題である。この場合、農村集落とともに市町村自治体の果す役割が大きいといえよう。

さて、農村における社会資本形成を教育関連施設に焦点をあてて分析することは、農村における社会教育の研究課題として不可欠である。この報告書における第5の研究課題はこの点をめぐって設定される。農村集落における諸施設の教育的機能・役割を地域住民の労働・生活との関連において解明することがその主題である。このことは、社会教育施設論や社会教育職員論と深くかかわる内容をふくんでいる。従来の社会教育施設論や社会教育職員論は、公的社会教育ないし社会教育行政を中心に、それぞれの領域の枠づけの中で議論されてきた。したがって、社会教育施設や社会教育職員の性格がそれぞれ限られた枠内で議論されその相互の関連が十分に深められなかった。その主な論点の整理は概括的に別の機会におこなったのでここでは繰り返さないが、⁽¹⁰⁾これまでの議論の範囲では、社会教育政策の批判的検討はある程度なしでも、それらとの対抗関係のもとで住民主体の社会教育施設をいかにつくり上げ、それらの課題をふくめて社会教育行政の民主化をいかになしとげるかということ容易に見通しえないこととなろう。たとえば、コミュニティセンターの設置をめぐる問題点については多くの論述があるが、その設置過程、運営の中で住民主体の実践がどのようにとりくまれ、それがどのような意義を有するかをめぐっても、実証的研究の蓄積はきわめて少ない。この報告書では、道北・名寄地域のA集落に設置された集落センターに分析の焦点があてられるが、ここでは、集落センターの設立過程における住民の主体的かかわり、設置以降、集落センターが実際に果している役割を実態に即して解明することにより、その住民主体の運営の可能性と限界を明かにし、ひいては従来の社会教育施設論、社会教育職員論について、さらにそれらを統合した視点に立った新たな論点を実証的研究を通して提示しようとするものである。

以上、大要5点にわたって、この報告書においてめざす分析課題についてのべた。これら5点にわたる課題は、かならずしもこの報告書の章編成と一致するものではない。むしろ、それらは各章によって強弱のちがいはあれ、各章にわたる共通の問題意識としての意義も有している。これらを通して、われわれが統一的に追求した主題は、住民諸階層がみずからの労働と生活に根ざして進める地域づくりが、現実に推進されている地域政策との対抗関係のもとでいかに実践されているか、その主体的・客観的条件は何か、ということを実態分析を通して明かにすることである。この点では、道内在住の研究者を中心とする最近の共同研究成果とも問題意識を共通にする点が多い。⁽¹¹⁾このような研究の積み重ねに基いて、はじめて実践から引き出されるさまざまな教訓も、その科学的基礎をうることとなろう。われわれは、そのような意味において地域問題研究の新しい方向を模索しようと

するものである。それと同時に、このような研究の蓄積のうえに、民主的社会教育の発展条件を探求しようとしており、その意味でこの研究自体、社会教育の実証的研究として位置づけている。

最後に、このような視点に立った社会教育研究を農民諸階層を基軸にして行なうことは、単に農民教育論の枠内にとどまらず、ひろく労働者階級や他の勤労諸階層に共通した社会教育の課題を解明することに通ずることも合わせて指摘しておきたい。独立した生産者としての農民の主体形成は、労働者をはじめとする他の諸階層がさまざまな歴史的制約のもとで実現しえない諸課題の実現に向けて先進的な意義を有し、その意味でその分析結果が農民に独自であると同時に普遍性をふくむからである。

2. 調査対象の位置づけ

すでにのべたように、この報告書が実態分析にあたって直接の対象としたのは、地域としては道北・名寄地域であり、産業部門としては農業についてである。さらに時期的には、水田利用再編対策が実施される時期を中心とする1970年代後半期以降である。このうち、水田利用再編対策を契機とする農業構造の変化とその特徴についてはのちの章でのべられるので、ここでは、本論の展開に必要な最少限において、道北・名寄地域の位置づけについてふれておくにとどめる。

北海道の地域経済構造が、一貫して地域開発政策によって条件づけられてきたことはいうまでもない。高度経済成長期以降にかぎってみても、北海道総合開発政策ならびにこれと呼応して推進された産業諸部門ごとの「近代化」政策が、北海道における個々の産業部門のあり方を支配的に規制し、地域経済構造を条件づけてきた。この中で基調として貫かれたのは産業「合理化」再編成であり、スクラップ・アンド・ビルドの政策として性格づけられた。

その開拓の当初から、北海道は日本資本主義の「内国植民地」として位置づけられ、またその「調節弁」としての役割を担わせられて、日本経済の変動が増幅してあらわれる中でスクラップ化の動きがとくに顕在化してきたといえる。表1-1はその一端を示すものである。この表によれば、産業別就業人口が全体として微増する傾向の中にあって、第1次産業とりわけ農業就業人口が激減しており、第2次産業にあっては鉱業の減少が著しい。これが、農業「近代化」政策、石炭産業「合理化」政策の帰結であることはいうまでもない。これと裏腹に第3次産業部門の異常な拡大を読みとることができる。この中に、北海道経済における就業構造の歪曲した状態をみることもできるが、さらに、表1-2によって産業別生産所得の推進をみると、部門別不均等はいつそう増幅されていることがわかる。高度経済成長期を経過する中で、北海道経済が第1次産業を根幹とする均衡のとれた発展をとげることを著るしく阻害されてきたことは、このような概括的な数値によっても明かである。

次に注目しなければならないことは、このような産業部門の不均等発展は、地域的な不均等発展に直結し、地域経済の不均等発展を増大させていることである。ちなみに大都市

表1-1 産業別就業者数の推移（北海道）（単位：千人，％）

年次別 産業別	1955 (昭30)		1960 (昭35)		1965 (昭40)		1970 (昭45)		1975 (昭50)		1980 (昭55)	
	実数	％										
総 数	1,974	100.0	2,183	100.0	2,326	100.0	2,460	100.0	2,462	100.0	2,598	100.0
第1次産業	848	43.0	779	35.7	614	26.4	516	21.0	397	16.1	354	14.0
農 業	672	34.0	609	28.1	462	19.8	388	15.8	288	11.7	254	10.1
林 業	50	2.5	59	2.6	51	2.1	40	1.6	32	1.3	28	1.1
漁 業	126	6.4	110	5.0	101	4.3	88	3.6	77	3.1	72	2.8
第2次産業	414	21.0	520	23.8	610	26.2	628	25.5	638	25.9	661	25.0
鉱 業	104	5.3	111	5.7	77	3.3	53	2.2	31	1.3	28	1.1
建 設 業	118	6.0	181	8.3	253	10.8	269	10.9	305	12.4	347	12.8
製 造 業	191	9.7	229	10.5	280	12.0	306	12.4	302	12.3	286	11.1
第3次産業	712	36.0	884	40.5	1,102	47.3	1,314	53.5	1,424	58.0	1,582	61.0
卸 売 ・小 売 業	243	12.3	324	14.8	413	17.7	499	20.3	545	22.1	608	23.9
金融・保険 ・不動産業	26	1.3	32	1.5	51	2.2	61	2.5	76	3.1	87	3.4
運輸・通信 ・電気・ガ ス・水道業	137	7.0	159	7.3	190	8.1	208	8.5	211	8.5	219	8.5
サービス業	199	10.1	263	12.1	334	14.3	419	17.0	452	18.3	525	20.3
公 務	107	5.4	106	4.9	115	4.9	127	5.2	140	5.7	143	4.8

注) 1. 資料：国勢調査結果
2. 実数の千人未満は4捨5入

表 1-2 産業別生産所得の推移（北海道）

	1955 (昭30)	1960 (昭35)	1965 (昭40)	1970 (昭45)	1975 (昭50)	1980 (昭55)
第 1 次 産 業	25.2	23.1	15.2	13.3	11.8	8.0
農 業	15.6	14.1	9.4	8.8	7.3	4.5
林 業	4.9	5.4	2.9	1.8	1.7	0.9
水 産 業	4.7	3.6	2.9	2.7	2.8	2.6
第 2 次 産 業	28.4	29.1	30.2	29.2	25.5	25.6
鉱 業	8.3	7.7	4.0	3.2	1.8	1.3
建 設 業	6.5	6.7	9.4	10.9	10.9	12.6
製 造 業	13.6	14.7	16.8	15.1	12.8	11.7
第 3 次 産 業	46.4	47.8	52.7	58.8	64.1	65.2
卸・小売業	13.8	14.3	15.5	18.9	20.3	21.9
金融・保険業	4.3	5.6	6.2	9.9	10.4	10.1
不動産業	9.9	9.2	9.9	7.9	6.6	5.8
運輸・通信業	12.1	12.7	14.7	15.5	18.8	20.2
サービス業	23.5	6.0	6.4	6.6	8.0	7.2
公 務						
合 計	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	実 数 (10億円)	374	606	1,186	2,514	5,489

表 1-3 札幌市の産業別就業者数（1981年7月1日）

	実 数 (人)	%	
農 林 水 産 業	2,733	0.4	
第 2 次 産 業	146,533	21.1	
第 3 次 産 業	544,874	78.5	
主 な 内 訳	卸売・小売業	245,849	35.4
	金融・保険業	26,935	3.9
	不動産業	23,808	3.4
	運輸・通信業	55,517	8.0
	電気・ガス・水道業	3,948	0.6
	サービス業	158,599	22.8
	公 務	30,218	4.4
総 務	694,140	100.0	

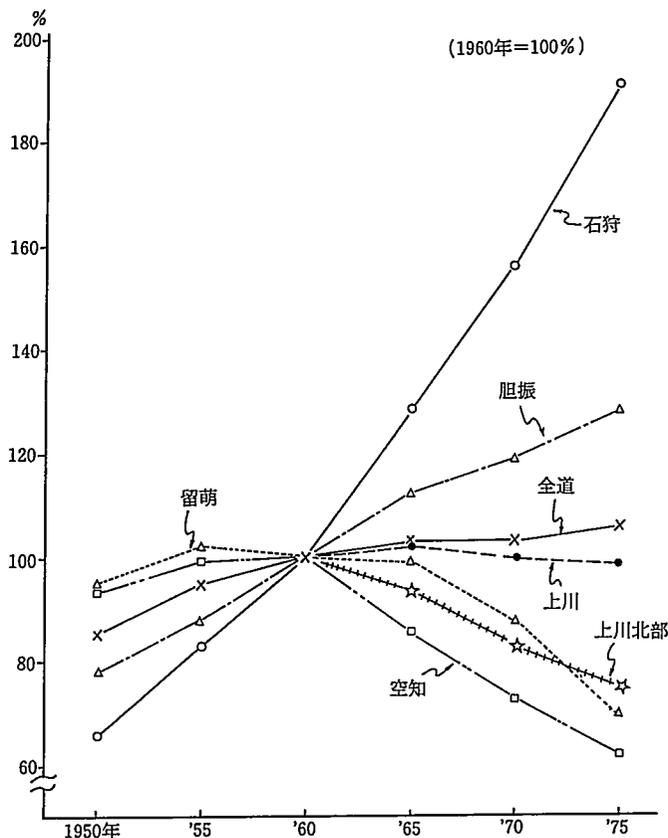
注) 資料：総理府統計局『事業所統計調査報告』

化の著しい札幌市について就業人口の構成を表1-3についてみると、全道的にみられる傾向がいっそう顕著にあらわれ、第3次産業の就業人口が異常な肥大を示し78.5%に達している。その主な内訳をみると卸売・小売業が35.4%、サービス業が22.8%となっており、道内外経済の結節点としての特徴が浮き彫りにされている。

このような動向の中で、いわゆる道央圏への経済の集中は、総人口、労働力人口、企業立地、金融、物流など経済のあらゆる領域に及び、北海道経済の地域的不均等発展を拡大しているのであるが、この報告書で分析の対象とする道北・名寄地域は、このような動向の中にあっては、いわゆる過疎化の深化している地域であり、人口、資金、物流ともに流出する傾向が強い。いわば高度経済成長下で収奪される側に立った地域ということもできよう。図1-3は人口についてその一端を示している。

ところで地域経済の不均等発展は、都市と農村の分化・対立という単純な図式で整理し尽されるものではなく、実際には中嶋信氏の論述でも明かなように、⁽¹²⁾重層的構造を持って進行する。それはとりもなおさず、地域住民諸階層の貧困化が地域的・重層的に累積し

図1-3 支庁別（市部を含む）の人口増減



注：中嶋信「上川北部における地域経済の不均等発展」
 (名寄女子短期大学学術研究報告 Vol. 13, 1980) 24ページより引用

表1-4 旭川市の産業別就業人口構成（1980年）

	%	旭川市 上川地域
総 数	100.0	57.5
第 1 次 産 業	5.7	19.1
農 業	5.2	18.7
林 業 ・ 狩 猟 業	0.5	23.4
漁 業 ・ 水 産 養 殖 業	0.0	23.5
第 2 次 産 業	25.4	62.1
鉱 業	0.1	18.4
建 設 業	13.1	60.1
製 造 業	12.3	65.7
第 3 次 産 業	68.8	66.9
卸 売 ・ 小 売 業	29.5	72.9
金 融 ・ 保 険 業	3.5	76.9
不 動 産 業	0.9	89.8
運 輸 ・ 通 信 業	8.4	67.7
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	0.6	67.5
サ ー ビ ス 業	20.7	62.3

注) 資料：総理府『国勢調査』

多彩な内実をもって全体的に進行することを意味している。

ここで分析の対象とする道北・名寄地域をこのような重層構造のもとでとらえるならば、それは、道北地域と旭川市との関連、道北地域における名寄市とその周辺地域との関連の中に、不均等発展の重層構造をみることができる。⁽¹³⁾ちなみに旭川市について表1-4によって産業別就業人口の構成をみると、第3次産業の構成比率が高いという点では札幌市と類似しており、上川地域内部における経済力集中化の傾向がみられるが、それは単に第3次産業への集中化にとどまらない。第2次産業が25.4%でほぼ全道平均に近い数値を示している点が注目される。これは、旭川市内に都市型工業が存在していることを示しており、この点は札幌市と異なる点である。その中心は一般に指摘されているように木材資源加工型の産業であって、パルプ製造、製材、木製家具製造業などがその主な内容をなしている。この中でとくに木製家具製造業は、いわば地場産業としての歴史をもっており、現在においても、その出荷額は全道の27.6%、上川地域内では58.6%（1980年工業統計）を占めている。この点では、旭川市は単に上川地域にあって経済力の集中点、他地域との結節点にとどまらず、上川地域内における原材料生産とその加工・出荷販売をめぐる経済的循環もみられることが注目される。しかし、他方、卸売・小売業をはじめとする第3次産業においては、表1-4にその一端を示したように、いずれも上川地域にあって7

割近くが旭川市に集中している。また、上川地域の農村部の第1次産業を中心とする経済力（資本、労働力、所得など）を吸収する力が強く作用しているとみることができる。

さらに、このことを道北地域についてみた場合、名寄市は、全体として人口が横ばいであるが、それは決して人口の停滞を意味するものではなく、その内部において、市外（旭川市方面を中心とする道内）への流出と周辺町村からの流入が激しく進行している。その意味では名寄市じたい決して人口移動において安定化しているのではなく、依然として周辺地域との間に人口流動が見られる。

ちなみに名寄市ならびに隣接町村としての美深町、風連町の産業別就業人口のうごきを表1-5によって概観すると、名寄市における横ばい、美深町における急激な減少、風連町における横ばいが特徴として指摘できる。さらに、表1-6と合わせて産業部門別にみると、名寄市の場合には、第2産業では主として建設業、第3次産業では卸・小売業、サービス業などにおける増加がみられ、そのかぎりでは名寄市じたい、周辺地域からの人口を吸収しながら都市的な人口動態を示しているといえよう。また、この動きをやや上回る事業所数の増加の傾向を加味して周辺地域からの通勤労働人口を加えるならば、名寄市の周辺地域からの雇用吸収は就業人口の動態を上回って進行しているといえる。これと対照的なのは美深町のうごきである。美深町では1975年から80年にかけて労働力人口じたいが総体として減少しているが、それが単に農業を含む第1次産業にとどまらず第2次産業人口においても急激な減少を示している。このことは、第1次、第2次産業をふくめて地域産業の破壊が広く進行しており、そのような地域産業の破壊のもとでは、第3次産業すらも歯止めの役割を果しえない状態を示している。

美深町におけるこのような動向と風連町の動向は、かなり対照的な内容を示している。風連町の場合1675年から80年にかけて労働力人口が、それ以前の時期の減少傾向から横ばいの傾向に転じているのであるが、その支配的動向は第1次産業（事実上農業）によって条件づけられている。すなわち、農業就業人口じたい減少傾向は免れえない状態にあるが、依然として約5割が農業就業人口によって占められていることが、この地域の就業人口の基底を支えているのである。第2次、第3次産業もこのような農業の展開に条件づけられているとみることができる。

以上、道北3市町の人口の動態を概観してきた。一般に、地域経済の不均衡発展は、人口の急激な変動をもたらし、生産力が低く地域産業の破壊がたえず進行する地域では、第1次産業のなだれ的な減少傾向を第2次・第3次産業によってくいとめることすら困難となり、地域産業の全面的、構造的な破壊の危機を内包しているといえる。しかし、それは決して一様に進行しているわけではなく、とりわけ地域産業の基幹部門としての農業の発展条件が保持されている場合には、それを基底とする地域産業の発展もある程度保持されることが可能となる。その意味では、現実の地域経済の動向は、不均衡発展を基調しつつも地域産業の自主的発展の条件をなお内包しつつ、地域ごとに多様な様相を呈しているのである。

このような視点に立つならば、名寄市の産業構造は、地域内の内部循環にとどまらず、周辺地域および道北・旭川地域を含む他の地域との相互にいきりくんだ関連のもとに変容し

表1-5 名寄・美深・風連の産業別就業人口構成

	年次	1970	1975	1980
名寄市	労働力人口	16,399 (100)	16,111 (100)	16,603 (100)
	第一次産業 (A 農業)	2,937 (17.9)	1,942 (12.1)	1,677 (10.1)
	第二次産業 (E 建設)	3,271 (19.9)	3,204 (19.9)	3,353 (20.2)
	(F 製造)	1,609 (9.8)	1,588 (9.9)	1,770 (10.7)
	第三次産業 (G 卸, 小売)	1,583 (9.7)	1,539 (9.6)	1,541 (9.3)
	(L サービス)	8,204 (50.0)	8,239 (51.1)	8,761 (52.8)
	M 公務 完全失業者	3,204 (19.5)	3,218 (20.0)	3,438 (20.7)
美深町	労働力人口	5,849 (100)	5,006 (100)	4,455 (100)
	第一次産業 (A 農業)	2,745 (16.7)	2,840 (17.6)	3,109 (18.7)
	第二次産業 (E 建設)	1,809 (11.0)	2,463 (15.3)	2,543 (15.3)
	(F 製造)	177 (1.1)	227 (1.4)	265 (1.6)
	第三次産業 (G 卸, 小売)	5,849 (100)	5,006 (100)	4,455 (100)
	(L サービス)	2,395 (40.9)	1,616 (32.3)	1,374 (30.8)
	M 公務 完全失業者	2,209 (37.8)	1,404 (28.0)	1,142 (25.6)
風連町	労働力人口	1,563 (26.7)	1,531 (30.6)	1,197 (26.9)
	第一次産業 (A 農業)	409 (7.0)	697 (13.9)	597 (13.4)
	第二次産業 (E 建設)	1,125 (19.2)	806 (16.1)	582 (13.1)
	(F 製造)	1,697 (29.0)	1,605 (32.1)	1,659 (37.2)
	第三次産業 (G 卸, 小売)	659 (11.3)	622 (12.4)	635 (14.3)
	(L サービス)	717 (12.3)	672 (13.4)	681 (15.3)
	M 公務 完全失業者	146 (2.5)	187 (3.7)	178 (4.0)
名寄市	労働力人口	4,913 (100)	3,945 (100)	3,903 (100)
	第一次産業 (A 農業)	3,295 (67.1)	2,352 (59.6)	1,935 (49.6)
	第二次産業 (E 建設)	3,227 (65.7)	2,315 (58.7)	1,898 (48.6)
	(F 製造)	380 (7.7)	420 (10.7)	653 (16.7)
	第三次産業 (G 卸, 小売)	247 (5.0)	287 (7.3)	476 (12.2)
	(L サービス)	129 (2.6)	129 (3.3)	172 (4.4)
	M 公務 完全失業者	1,099 (22.4)	979 (24.8)	1,115 (28.6)
美深町	労働力人口	426 (8.7)	389 (9.9)	449 (11.5)
	第一次産業 (A 農業)	510 (10.4)	432 (11.1)	510 (13.1)
	第二次産業 (E 建設)	112 (2.3)	150 (3.8)	164 (4.2)
	(F 製造)	24 (0.5)	44 (1.1)	36 (0.9)
	第三次産業 (G 卸, 小売)			
	(L サービス)			
	M 公務 完全失業者			

注) 資料: 総理府『国勢調査』

表 1-6 産業別事業所及び従事者数

区分	年次	1966		1969		1972		1975		1978		1981	
		事業所数	従業者数										
風	総 数	308	1,528	301	1,540	280	1,737	273	1,842	256	1,919	253	1,948
	農 林 ・ 水 産 業	3	29 (1.8)	6	37 (2.4)	4	23 (1.3)	6	42 (2.3)	7	127 (6.6)	7	60 (3.1)
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建 設 業	16	273 (17.9)	15	306 (19.9)	13	379 (21.8)	18	419 (22.7)	19	508 (26.5)	24	514 (26.4)
	製 造 業	14	112 (7.3)	10	117 (7.6)	11	167 (9.6)	12	139 (7.5)	14	153 (8.0)	13	176 (9.0)
	卸 ・ 小 売 業	128	407 (26.6)	140	476 (30.9)	133	446 (25.7)	127	428 (23.2)	123	456 (23.8)	116	415 (21.3)
	金 融 ・ 保 険	2	7 (0.5)	2	10 (0.6)	1	10 (0.6)	1	8 (0.4)	2	17 (0.9)	2	15 (0.8)
	不 動 産 業	3	7 (0.5)	6	7 (0.5)	3	3 (0.2)	3	4 (0.2)	1	2 (0.1)	1	1 (0.1)
	運 輸 ・ 通 信 業	14	88 (5.8)	13	80 (5.2)	14	94 (5.4)	9	85 (4.6)	10	104 (5.4)	10	113 (5.8)
	電 気 ・ ガ ス ・ 水 道	3	38 (2.5)	3	31 (2.0)	3	36 (2.1)	3	28 (1.5)	2	7 (0.4)	2	9 (0.5)
サ ー ビ ス 業	125	567 (37.1)	106	476 (30.9)	93	466 (26.8)	87	551 (29.9)	71	391 (20.4)	71	516 (26.5)	
名	総 数	1,426	11,642	1,455	12,090	1,446	14,616	1,476	14,760	1,540	16,204	1,581	16,268
	農 林 ・ 水 産 業	5	122 (1.0)	9	205 (1.7)	6	139 (1.0)	11	204 (1.4)	12	324 (2.0)	11	290 (1.8)
	鉱 業	4	78 (0.7)	4	70 (0.6)	4	52 (0.4)	4	64 (0.4)	3	68 (0.4)	3	94 (0.6)
	建 設 業	77	1,620 (13.9)	89	1,346 (11.1)	84	1,406 (9.6)	87	1,381 (9.4)	106	1,580 (9.8)	116	1,661 (10.2)
	製 造 業	101	1,654 (14.2)	94	1,551 (12.8)	95	1,608 (11.0)	84	1,602 (10.9)	87	1,614 (10.0)	81	1,594 (9.8)
	卸 ・ 小 売 業	694	3,347 (28.7)	720	3,753 (31.0)	711	3,725 (25.5)	733	3,720 (25.2)	764	4,455 (27.5)	768	4,317 (26.5)
	金 融 ・ 保 険	38	389 (3.3)	45	512 (4.2)	45	553 (3.8)	40	427 (2.9)	38	500 (3.1)	46	543 (3.3)
	不 動 産 業	59	86 (0.7)	43	51 (0.4)	39	77 (0.5)	39	75 (0.5)	43	75 (0.5)	53	92 (0.6)
	運 輸 ・ 通 信 業	38	1,922 (16.5)	36	2,047 (16.9)	33	1,933 (13.2)	36	1,848 (12.5)	42	1,792 (11.1)	39	1,663 (11.2)
	電 気 ・ ガ ス ・ 水 道	7	71 (0.6)	7	89 (0.7)	5	67 (0.5)	4	66 (0.4)	4	61 (0.4)	5	75 (0.5)
サ ー ビ ス 業	403	2,353 (20.2)	408	2,466 (20.4)	396	2,607 (17.8)	411	2,871 (19.5)	417	3,208 (19.8)	436	3,317 (20.4)	
美	総 数	440	3,607	424	3,422	438	3,404	424	3,255	421	3,180	417	3,184
	農 林 ・ 水 産 業	8	215 (5.7)	16	327 (9.6)	9	180 (5.3)	10	276 (8.5)	9	202 (6.4)	9	206 (6.5)
	鉱 業	3	58 (1.6)	2	33 (0.9)	1	25 (0.7)	1	26 (0.8)	1	9 (0.3)	2	35 (1.1)
	建 設 業	22	520 (14.4)	17	392 (11.5)	24	610 (17.9)	19	434 (13.3)	26	549 (17.3)	29	597 (18.8)
	製 造 業	29	1,113 (30.9)	22	973 (28.4)	24	831 (24.4)	26	796 (24.5)	20	295 (9.3)	22	538 (16.9)
	卸 ・ 小 売 業	213	697 (19.3)	206	711 (20.8)	220	694 (20.4)	201	642 (19.7)	203	1,018 (32.0)	198	718 (22.6)
	金 融 ・ 保 険	6	43 (1.2)	6	47 (1.4)	7	75 (2.2)	8	75 (2.3)	8	75 (1.9)	6	54 (1.7)
	不 動 産 業	1	2 (0.1)	1	2 (0.1)	—	—	—	—	—	—	1	2 (0.1)
	運 輸 ・ 通 信 業	18	215 (6.0)	18	206 (6.0)	19	186 (5.5)	19	188 (5.8)	19	199 (6.3)	22	217 (6.8)
	電 気 ・ ガ ス ・ 水 道	5	17 (0.5)	5	15 (0.4)	3	8 (0.2)	2	7 (0.2)	2	9 (0.3)	2	10 (0.3)
サ ー ビ ス 業	135	727 (20.2)	131	716 (20.9)	125	661 (19.4)	129	645 (19.8)	125	676 (21.3)	118	636 (20.0)	

注) 資料: 『事業所統計調査』

つつあるのであるが、その一つの帰結は、地域の階級構成に示される。地域の階級構成を一国の階級構成とかかわりなく自立的にとらえることはできないが、それが生産力の主体的契機（条件）としての労働力の構成を基礎にし、さらに地域における住民の諸活動の主体的条件を表示している、という点では地域階級構成は軽視できない指標といえよう。この点をふまえて近年における名寄市の階級構成を表1-7によってみるならば、すでに就業人口の動向で示したことを基底としつつ、道北地域における名寄市の位置と役割を端的に示している。それは、地域経済の不均等発展の中にあつて、道北地域を含む重層的な地域経済構の中間的結節点としての位置・役割を反映しているといえる。すなわち、地域経済の不均等発展の基調に沿いつつ、一面では周辺町村との間に経済的収奪の構造を形成して、それじたいをその発展条件としつつ（人口、物流、資金の集中）、他面では、道北地域を

表1-7 名寄市の階級構成 (国勢調査より作成)

階級区分	年次				1960→		1975→	
	1960	1965	1970	1975	1975 増減率%	1980	1980 増減率	
人口総数	35,859	36,106	35,035	35,145	△ 2.0 (△ 0.7)	35,031	△ 0.3	
労働力人口	16,262 (100)	16,323 (100)	16,399 (100)	16,111 (100)	△ 0.9 (△ 0.3)	16,603 (100)	+ 3.1	
資本家階層	152 (0.9)		427 (2.6)	468 (2.9)	+207.9 (+69.3)	559 (3.4)	+ 19.4	
中間層	6,197 (38.1)	5,302 (32.5)	4,634 (28.3)	3,621 (22.5)	△41.6 (△13.9)	2,369 (20.3)	△ 7.0	
農林漁業従事者	4,431 (27.2)	3,340 (20.5)	2,544 (15.5)	1,619 (10.0)	△63.5 (△21.2)	1,384 (8.3)	△ 14.5	
鉱工運通従事者	255 (1.6)	309 (1.9)	344 (2.1)	353 (2.2)	+38.4 (+12.8)	361 (2.2)	+ 2.3	
商業金融サービス	1,511 (9.3)	1,653 (10.1)	1,746 (10.6)	1,635 (10.1)	+ 8.2 (+ 2.7)	1,622 (9.8)	△ 0.8	
労働者階級	9,811 (60.3)	10,843 (66.4)	11,161 (68.1)	11,790 (73.2)	+20.2 (+ 6.7)	12,409 (74.7)	+ 5.3	
農村漁業従事者	320 (2.0)	327 (2.0)	391 (2.4)	318 (2.0)	△ 0.6 (△ 0.2)	284 (1.7)	△ 10.7	
鉱工運通従事者	3,607 (22.2)	4,559 (27.9)	4,676 (28.5)	4,470 (27.7)	+23.9 (+ 8.0)	4,534 (27.3)	+ 1.4	
商業金融サービス	2,929 (18.0)	3,898 (23.9)	4,284 (26.1)	4,523 (28.1)	+54.4 (+18.1)	5,047 (30.4)	+ 11.6	
公務	2,954 (18.2)	2,058 (12.6)	1,809 (11.0)	2,463 (15.3)	+16.6 (△ 5.5)	2,515 (15.1)	+ 2.1	
完全失業者	101 (0.6)	171 (1.0)	177 (1.1)	227 (1.4)	+174.3 (+41.6)	265 (1.6)	+ 16.7	
内自衛官(概数)	-	1,500	1,300	1,900	+26.7 (+13.3)	2,000	+ 5.3	

(注) 階級構成は、産業別就業者・大分類(A農業 B林業・狩猟 C漁業・水産養殖業 D鉱業 E建設業 F製造業 G卸売業・小売業 H金融・保険業 I不動産業 J運輸・通信業 K電気・ガス・水道・熱供給業 Lサービス業 M公務 N分類不能)と従業上の地位5区分(a)雇用者 (b)役員 (c)雇人のある業主 (d)雇人のない業主 (e)家族従事者)とのクロス表を利用した。

「資本家階級」=(b)全 農林漁業従事者 = A, B, C
「中間層」=(c, d, e)全 鉱工運通従事者 = D, E, F, J, K
「労働者階級」=(a)全 商業金融サービス = G, H, I, L, N
公務 = M

自衛官数は、基地単位での把握が困難のため、当該年に同基地に駐とんした部隊の人員から概算した。

ふくむ不均等発展を助長する中継基地的役割（人口、物流、資金の流出）を果しており、そのことが階級構成にも反映している。「公務」の中の自衛隊員は独自の位置づけになるとしても、中間的結節点としての機能の拡大にともなう関連職種（公務労働の一部や管理職的職種など）が増大傾向を示している。また、第3次産業部門の就業人口の多くは、周辺地域からの経済力の集中に関連している。さらに第2次産業に関しても建設業、土木関係など、恒常的雇用としても周辺地域の労働力をかなり吸収していると同時に、同じ業態における農家の兼業労働力（市内外を問わず）の吸収もある程度見られる。このように地域経済の不均等発展の重層的構造は、同時に、地域労働市場の重層構造をも条件づけているので、このような労働市場への農民の対応も地域（具体的には集落）によって異なる。

この報告書では、このような地域経済の発展の重層構造のもとにおける農民諸階層の主體的対応の実態を地域的・階層的に分析し、地域問題をめぐる対抗関係の内実を明かにするとともに、農民を中心とする主体形成を農民的蓄積⁽¹⁴⁾の問題として解明するための端緒にしようとするものである。

〈注〉

- (1) その研究成果は研究室を中心として多くの機会に発表してきたが、その中間的総括としての意義をもつものとして、次の著作を参照されたい。美土路達雄編著『現代農民教育の基礎構造』1981年、北海道大学図書刊行会、山田定市『地域農業と農民教育』1980年、日本経済評論社。
- (2) この点については前掲、山田『地域農業と農民教育』および1985年に刊行予定の美土路達雄監修『現代農民教育論』（あゆみ出版）を参照されたい。
- (3) 成瀬龍夫「地域づくり論の現状と展望」（自治体問題研究所編『地域づくり論の新展開』1983年、自治体研究社）50ページ
- (4) その基本視点については、前掲、山田『地域農業と農民教育』を参照されたい。
- (5) 宮本憲一氏らによる内発的発展論については、はやくには宮本憲一『都市と農村』（198年、NHK市民大学叢書）に指摘されているが、さらに前掲『地域づくり論の新展開』にくわしい。
- (6) 山田定市ほか『地域社会の構造変化と地域教育計画に関する基礎的研究』（北海道大学教育学部産業教育計画研究施設研究報告書、第23号、1982年）、とくにその第1章（山田分担）を参照されたい。
- (7) 山田定市『現代の農協理論』（1973年、全農協労連）、山田定市『地域農業と農民教育』（1980年、日本経済評論社）、山田定市「生活問題の現段階と協同組合」（北海道大学教育学部紀要、第42号、1983年）などを参照されたい。
- (8) 前掲成瀬龍夫「地域づくり論の現状と展望」参照。
- (9) 農業社会資本投資については、次の論稿を参照されたい。小田清「北海道農業公共投資と社会資本の形成」（湯沢誠編『北海道農業論』、1983年、日本経済評論社）
- (10) 山田定市「農民の生活の変容と社会教育の課題」（日本社会教育学会年報、第28集、1984年）
- (11) 最近における北海道を対象とする地域問題研究としては、たとえば次の諸著作をあげることができる。大沼盛男・池田均・小田清編著『地域開発政策の課題』、1983年、大明堂
地域問題研究会編『地域の社会・経済構造』、1983年、大明堂
- (12) 中嶋信「上川北部における地域経済の不均等発展」（名寄女子短期大学学術研究報告書Vol. 13、1980年）を参照されたい。

(13) くわしくは、前掲、中嶋論文を参照されたい。

(14) 農民の主体形成を、分解論的視点をふまえて農民的蓄積論として展開することについては、『日本社会教育学会年報』（1984年10月刊）における鈴木敏正氏の論稿を参照されたい。鈴木敏正「分解論的視点からみた農民教育論の課題」（日本社会教育学会年報，第28集，1984年）。

（付記） この共同研究を進める中で、とくに名寄女子短期大学からは美土路達雄学長をはじめ多くの先生方から多大のご教示をいただき、実態調査の一部については合同調査として行なった。また、調査にあたっては名寄市役所，名寄農協，農業改良普及所，土地改良区，名寄市内小・中学校など各関係機関ならびに調査農家の方々に多大のご協力をえた。合わせて、ここに謝意を表したい。

第2章 構造不況下の道北地域労働市場と農家労働力

朝岡幸彦

1. 農家労働力の視角による地域労働市場の把握

いわゆる「高度経済成長期」を通じて、日本の農業構造は大きく変化した。これを農業の機械化という観点から見れば、人・畜力（農機具）段階から中・大型機械化「一貫」体系段階への発展⁽¹⁾と見ることができる。しかし、この時期の最も大きな変化は、農業の急速な機械化と「水田モノカルチャー」化⁽²⁾を前提として、労働力流動化政策のもとで農家労働力が大規模にかつ急速に流出していったことである。この農家労働力の流出は、日本の農民経営のほとんどを兼業化させ、もはや農家の兼業局面を抜きに農民経営の展望を語りえないまでになっている。つまり、兼業農民の主要な兼業先である地域労働市場の構造的性質とそこでの農家労働力の機能を明らかにすることが、地域農業構造を分析するうえで不可欠なものとなりつつある。

そこでまず、本章で言う「地域労働市場」の概念は何をさすのかを明らかにしなければならない。もともと労働経済学（labour economics）では、「労働市場」という概念を「労働力商品をめぐってその売り手（労働者）と買い手（使用者）の間で取り引きがおこなわれ、この需給関係によって賃金決定がおこなわれる場」という意味で使用されてきた。⁽³⁾ その意味では「労働市場」を現実に問題にするには、特定のタイプの具体的な有用労働の需要と供給とが均衡に向かう過程として、つまりつねに一定の地域的範囲（＝地域）をもつもの、「地域労働市場」という意味で使われざるをえない。このように考えるならば、欧米のように「一定地域における需要と供給の影響を顧慮せずに労働諸条件の大枠が決定される」ところでは、「労働市場を特徴づける要素としての地域性」は、さほど重要な意味をもたない。反対に、「日本の企業別労働組合の状態、未組織中小企業労働者、さらにその背景にある相対的過剰人口の現実をみると、これらそれぞれの要素のウェイトのちがいが地域の労働市場を特徴づけることになる。本来的な職種別労働市場の地域というよりもむしろ地域の労働市場が重要な意義をもってくる。」⁽⁴⁾つまり、横断的な労働市場が形成されている欧米とは対照的に、日本のように分断された労働市場であるがゆえに、「地域の労働市場」＝労働市場の地域性が問題になると言える。

このような地域労働市場の把握の仕方に対して、資本による地域開発と住民（労働力）の包摂過程として理解すべきであるという見解がある。つまり、「地域開発によって各地に展開された「工場の地方分散」の結果として、地域住民が資本のもとにいかなる形態で包摂されていったか、その結果、従来の地域住民の労働と生活はいかに変化したか、これ

らによって新たな矛盾はどのように形成されたか」⁽⁵⁾が地域労働市場の分析を通じて明らかにされなければならないとする。

このようなちがいを見せつつも、これらの地域労働市場論に共通することは、地域の農業構造と農家労働力を所与のものとして、すなわち地域労働市場における過剰人口のプールとしてしかみていないことである。これは、地域労働市場における農家労働力を、地域における農業生産の担い手としての本来の役割から切り離し、商工業部門の単なる補充労働力として把握することを意味する。そして、このような観点にたつかぎり、「日本資本主義の構造が基本的に変らぬ限りこうした潜在的過剰人口が大枠において動くはずがないという、農業労働力流出にたいする過小評価が生まれてくるのであるが、急激な流出そのものを事実として認めざるを得ないということになれば、それは理論的には『過剰人口の減少』ということになり、歴史の方向からすれば前進だとする評価にならざるを得ない」⁽⁶⁾のである。これは地域における農業生産の現実の担い手である小農⁽⁷⁾の解体を、政策的にも容認することにつながる。

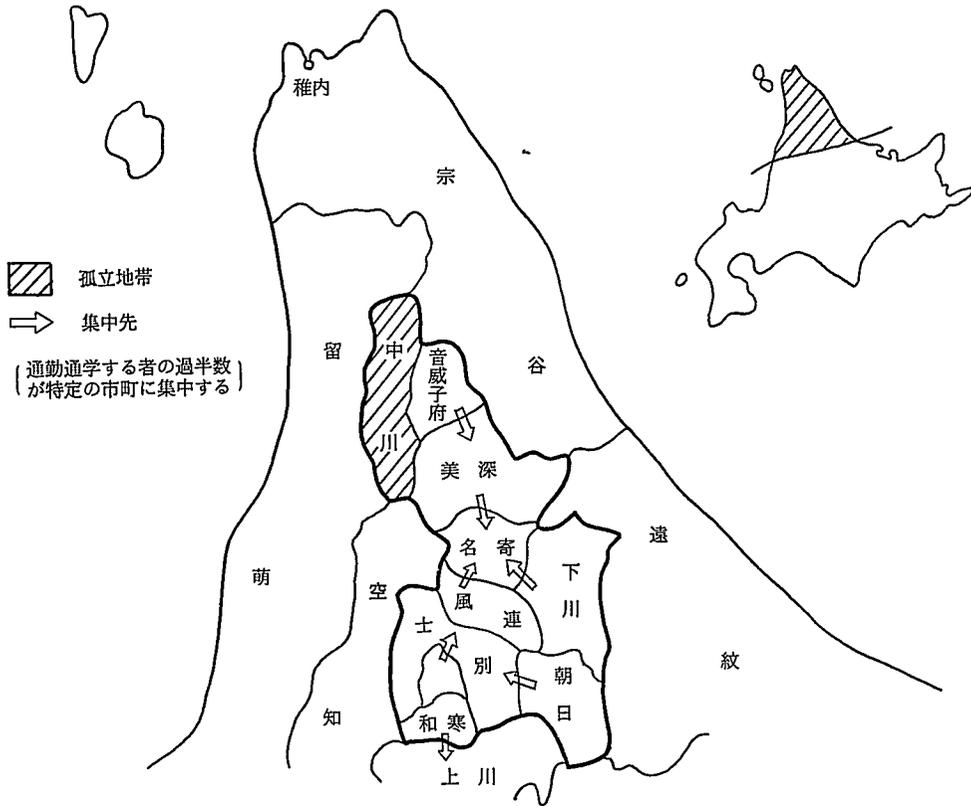
したがって、農家労働力をその本来の役割である地域の農業生産の担い手として、位置づけるような地域労働市場の把握が必要となってくる。そこで本章では、地域労働市場に登場する農家労働力が労働市場でどのような役割を担っているのかを企業レベルまでおいて分析することとあわせて、各兼業農民がどのような農業経営を行なっているのかを見ることによって、地域農業構造にある程度規定されざるをえない地域労働市場の構造を明らかにしたい。つまり、地域労働市場を農家労働力の視点から把握するということである。

このような観点から、地域労働市場の発達とそこへの多数の農家労働力の包摂が見られ、かつ大きな農業構造の変化が起こっている地域として、「道北地域労働市場」に注目して分析をすすめる。とはいえ、ここで言う「道北地域労働市場」は「特定の農業地域の農家からの労働力供給と、それを独自の労働力基盤としてその地域に立地する企業の労働力需要とから構成される」⁽⁸⁾いわゆる「狭義の農村地域労働市場」ではない。むしろ、地方中核都市（名寄市）を中心に周辺農村地域（風連町、美深町など）を含む地域経済圏（上川北部地方）を範囲として、都市労働者層と農民諸階層からの労働力供給と、その地域に立地する企業の労働力需要とから構成される、まさに広義の農村地域労働市場である。

2. 構造不況下の道北地域労働市場

「道北（名寄）地域労働市場」のある上川北部地方は、また過疎地帯でもある。同地方の2市7町1村の中で、1970年代（70年から80年にかけて）に人口が域少していないのは名寄市のみである（図2-1）。名寄市の南側にある風連町・士別市が10%台の人口減、北側の美深町、中川町、音威子府村が20%台の減少、東側の下川町、朝日町に至っては人口減少が30%を越えている。このように過疎地帯の中の地方中核都市（名寄市の人口は60年以降、ほぼ3万5000人を維持している）というのが、名寄市の基本的な性格である。その意味で、名寄を中心とする「道北地域労働市場」は、周辺地域（農山村部）の過疎の上に成り立っていると言える。

図2-2 通勤通学圏 (1970年)



水野一宇「道内圏域別階級階層の変化に関する研究」より引用

体の6割が建設業で圧倒的な比重をもっているほか、製造業の中でも食品製造、木材加工、窯業・土石製品製造業などの業種が多い。これは職業安定所を通しての数であるため、企業から学校へ直接求人を持ち込まれることの多い、新規学卒者の求人を十分に反映しているとはいえないが、ここで問題とする農業労働力の移動先を見る上で、大きな意味をもっている。しかし、構造不況のもとで、これらの求人数も次第に減少してきており、全体として雇用吸収力の傾向的な減退をもたらしている。

更に、このような産業構造には、明確な地域差が存在する、先ほどの市町村人口の減少とかかわって、道北地域労働市場が周辺地域の後退を前提として成り立っていると指摘したことが、産業構造の点からも裏づけられるのである。例えば名寄・風連・美深の3市町の従業者数を見ると、次のような特徴をもっている(図2-3)。従業者の総数では、風連町が名寄市の約1割、美深町が約2割にすぎない。このことを前提としつつも、第3次産業部門の主要な部分を名寄市に依拠して「建設業肥大型」となりつつある風連町、反対に建設業・製造業の低迷の中で周辺地域の第3次産業部門機能を拡大させて「第3次産業増加型」となりつつある名寄市、更に急速な過疎化のもとで製造業が半減して、建設業の比重が相対的に高まってきた美深町の「産業崩壊型」という性格をもっている。これは明

表 2 - 1 雇用保険適用事業所及び被保険者数

㉒ 産業別

産業	1971		72		73		74		75		76		77		78		79		80		81	
	事業所	被保険者数	事業所	被保険者数	事業所	被保険者数	事業所	被保険者数	事業所	被保険者数	事業所	被保険者数	事業所	被保険者数	事業所	被保険者数	事業所	被保険者数	事業所	被保険者数	事業所	被保険者数
農林・水産業	56	1,039	41	885	33	847	34	911	54	1,222	66	1,361	64	1,320	65	1,285	61	1,229	60	1,170	72	1,162
鉱業	25	1,199	24	1,291	28	1,122	26	1,021	18	816	18	728	19	696	18	643	19	562	18	417	17	335
建設業	241	4,677	264	4,756	271	4,839	296	4,924	337	5,457	358	6,030	385	5,922	431	6,190	444	6,528	448	6,133	481	6,325
製造業	188	4,958	180	4,775	188	4,789	192	4,828	199	4,665	216	4,637	217	4,459	225	4,421	233	4,137	227	4,227	248	4,221
卸小売業	162	1,595	155	1,622	162	1,624	178	1,669	196	1,943	237	1,946	271	2,073	298	2,194	334	2,092	330	2,203	350	2,235
金融・保険業 不動産業	47	1,572	38	1,373	43	1,492	42	1,455	43	1,443	41	1,467	47	1,487	41	1,531	28	577	31	651	28	579
運輸・通信業	28	1,046	36	1,096	35	1,007	40	1,022	45	1,008	48	1,016	50	1,029	51	963	56	995	57	978	63	980
サービス業	115	1,146	120	1,150	131	1,288	162	1,420	173	1,420	199	1,536	215	1,588	231	1,654	265	2,647	290	2,865	318	3,102
公務	12	286	12	370	16	353	11	457	12	436	12	398	12	405	12	454	12	475	11	451	12	467
計	874	17,521	870	17,358	907	17,361	981	17,707	1,077	18,410	1,195	19,119	1,280	18,979	1,372	19,338	1,452	19,242	1,472	19,095	1,589	19,406

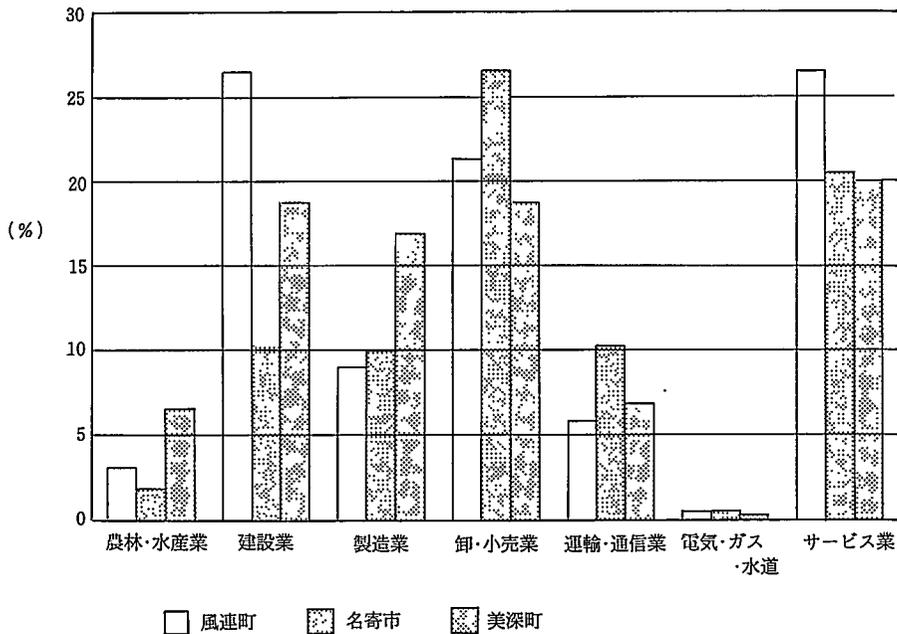
※ 年次は1971年～80年は7月末、1981年以降は9月末。

㉓ 規模別

規模	1971		72		73		74		75		76		77		78		79		80		81	
	事業所	被保険者数	事業所	被保険者数	事業所	被保険者数	事業所	被保険者数	事業所	被保険者数	事業所	被保険者数	事業所	被保険者数	事業所	被保険者数	事業所	被保険者数	事業所	被保険者数	事業所	被保険者数
4人以下	167	375	169	394	254	557	302	652	353	957	452	973	527	1,086	621	1,249	682	1,403	696	1,431	676	1,411
5～29人	428	5,347	396	4,976	494	5,954	524	6,049	563	6,815	576	7,123	579	6,753	581	7,118	600	7,058	618	7,262	644	7,752
30～99人	131	6,569	135	6,792	137	6,647	129	6,282	139	6,570	145	7,017	154	7,382	148	7,155	150	7,358	136	6,762	139	6,979
100～299人	20	2,888	19	2,790	19	2,863	23	3,366	19	2,797	19	2,846	17	2,643	20	3,110	19	3,116	21	3,338	20	3,264
300～499人	1	390	2	858	2	784	2	783	2	739	3	1,160	3	1,115	2	706	1	307	1	302	—	—
500人以上	2	1,300	1	672	1	556	1	575	1	532	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事務組合	125	652	148	876	240	1,488	278	1,567	418	2,363	584	3,262	667	3,588	747	3,790	840	4,213	874	4,182	878	3,942
計	874	17,521	870	17,318	907	17,361	981	17,707	1,077	18,410	1,195	19,119	1,280	18,979	1,372	19,338	1,452	19,242	1,472	19,095	1,589	19,406

『職安業務概要』より作成

図2-3 産業別従業者数の比較(1981年)



らかに、周辺地域では公共投資に直接依存する建設業以外の産業の存立が困難となって、次第に中核都市である名寄市に集中していることを示している。

第2の特徴は、企業の雇用規模の縮小傾向である。雇用保険の被保険者数を企業規模別に見ると、とりわけ大規模企業における雇用者数の急減過程が明確になっている(表2-1⑥)。これは、構造不況下で、中小・零細企業の開廃とともに、比較的大きな企業における「合理化」の進行が、労働市場の雇用吸収力の減退を招いていることを示している。

また、第3の特徴は、就業条件の著しい悪化の傾向である(図2-4)。名寄職業安定所の一般職業紹介状況を見ると、求人倍率・就職率の低下がわかる。例えば、有効求人倍率では1974年の0.48から80年には0.36に0.12も下がっているし、就職率も同じ期間に17.3%から15.6%へと1.7%も下がっている。求人倍率も就職率も微妙な景気の変動で変化するため、必ずしもストレートに雇用構造を反映しているとはいえないが、高度成長期のような雇用拡大状況とは明らかにちがうことがわかる。この事態の深刻さは、求職者数と就職数との間に見られる需給ギャップによって一層明らかとなっている。求職者の20%近くが常用雇用を希望しているのに対して、現実には5%前後しか常用雇用として就職していないという状況である。これは、80年の常用雇用希望者の就職率5.8%と、臨時・季節雇希望者の就職率17.9%の明確なひらきとなって現われている。しかし、実際には、おそらく常用雇用希望者の一部が常用雇用機会を一時的に断念して、臨時・季節雇として就労することが少なくないと考えられるので、この不安定就業化の傾向はより一層すすんでいると思われる。

このように構造不況下において、道北地域労働市場は、①建設業比重の高まり、②企業

図2-4㉑ 職業紹介状況（名寄職業安定所）

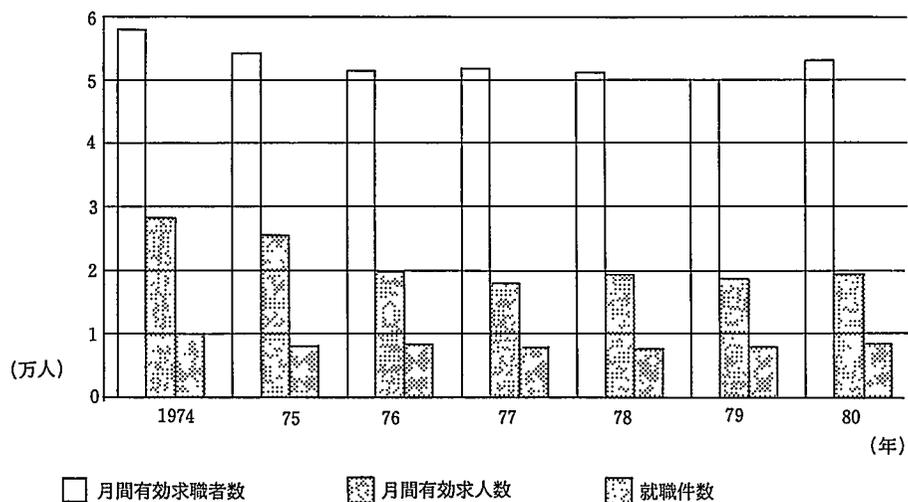
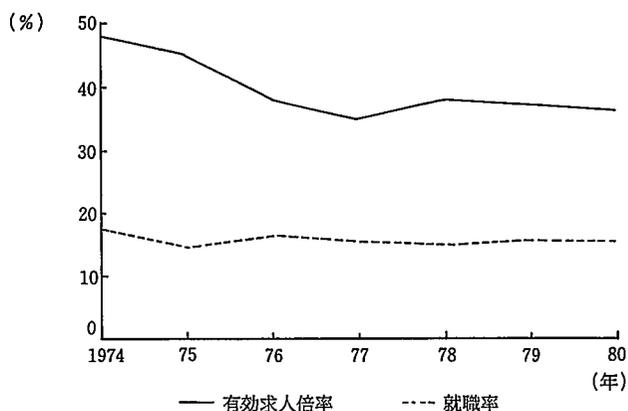


図2-4㉒ 有効求人倍率・就職率の変化（名寄職業安定所）



規模の縮小傾向，③就業条件の悪化（不安定化），という特徴をもって展開してきているのである。

3. 農家労働力利用の実態——兼業先企業を中心に——

(1) 企業形態と農家労働力利用

これまで述べてきた道北地域労働市場の構造的特徴をふまえて，この節では，その地域労働市場への農家労働力の具体的なとり込まれ方を明らかにしたい。名寄職業安定所の新規求人数の動向（表2-2）に端的に現われているように，地域労働市場の中で最も雇用吸収力をもっているのは，建設業，食品製造業，木材・木製品製造業，窯業・土石製品製造業などの業種である。これに，名寄市内の最大手企業であるH製紙を含む，パルプ・紙

表2-2 産業別・一般新規求人充足状況

産業	月別	1974	75	76	77	78	79	80
農林・水産業		1,514	1,466	1,445	1,064	1,338	1,152	1,084
鉱業		308	266	179	174	201	37	228
建設業		7,390	5,152	5,405	3,558	5,921	5,188	5,572
製造業		1,452	1,024	1,382	1,171	1,322	1,237	1,586
食料品・たばこ製造業		472	462	317	465	495	373	536
繊維工業		5	5	4	6	7	1	—
木材・木製品製造業	} 276		105	200	212	112	91	177
家具・装備品製造業			28	47	—	59	75	76
パルプ・紙・紙加工品製造業	} 19		15	15	—	11	4	5
出版・印刷・同関連産業			7	9	17	16	3	1
窯業・土石製品製造業		644	369	781	409	584	673	692
卸売業小売業		210	270	165	211	221	162	272
金融・保険・不動産業		45	13	21	85	26	15	2
運輸通信業		178	89	142	113	178	201	244
サービス業		352	216	175	157	204	132	212
公務		163	149	31	30	13	9	35
合計		11,612	8,645	8,945	6,563	9,424	8,133	9,238

『職安業務概要』

加工業を加えることによって、ほぼ道北地域労働市場における農家労働力利用の現状が把握できると考える。

まず、これらの業種から具体的に幾つかの企業を特定しなければならない。筆者らが1981年7月に実施した名寄市内A集落の農家調査⁽⁹⁾結果から、経営主・後継者層の兼業先として具体的に24の企業名がわかった(表2-3)。これらの企業から、前記の業種に該当し、かつ企業規模の上で兼業先企業として典型事例となりそうな企業を、6社(①H製紙、②O組、③N生コン、④E食品、⑤Aヒューム、⑦H建設)選択した。これに、A集落に隣接しながら、より高い兼業率を示しているT集落から、同集落の兼業農民の多くが就業する兼業先⑥A道路を加えて、計7社を対象に企業への聞き取り調査を実施した(表2-4)。

そこでまず、本文とのかかわりで調査企業を位置づけるために、調査企業と農家労働力との関連を見たい。

①H製紙(パルプ製造業)……基本的には非農家労働力に依拠している。たとえ農家出

表 2-3 名寄市A集落における経営主・後継者層の兼業先

事業所名	事業の種類	経営組織	開設時期	形態	規模(人)
N 農業協同組合	信用共済購販売事業を行う農協	会社以外の法人	昭20~29年	事務所・営業所	78
(有) O 木材工業	製材・販売・造材・原木買入	有限会社	昭51~53年	工場・作業所・鉱業所	13
N 生コンクリート(株)	生コンクリート販売, コンクリート2次製品製造	株式会社	昭40~47	"	59
T 建設	土木建築工事業	個人	不詳	事務所・営業所	18
O 運輸					
(有) Hr 建設	建築工事請負	有限会社	昭48~50	工場・作業所・鉱業所	10
N 森林組合	民有林経営指導造林事業	会社以外の法人	昭19以前	事務所・営業所	42
(株) T 組	建設工事	株式会社	昭19以前	"	29
Hs 建設	土木建築工事				
Aヒューム管工業名寄工場	コンクリート製品製造	株式会社	昭40~47	工場・作業所・鉱業所	24
(有) I 組	砂利採取販売	有限会社	昭30~39	事務所・作業所	35
H 舗道(株)	一般土木工事舗装工事	株式会社	54年以降	工場・作業所・鉱業所	52
T ブロック工業(株)	鉄骨建築工事	"	昭40~47	"	8
Y 組	土木工事・建築工事	個人	昭48~50	"	48
D 建設(株)	土木・建築一式工事	株式会社	昭30~39	事務所・営業所	60
かまくん本舗 E 食品(株)	水産練製品・かまぼこ製造	"	不詳	工場・作業所・鉱業所	21
K 印刷所	一般出版印刷物	個人	40~47	事務所・営業所	6
(株) O 組	土木建築工事	株式会社	19以前	"	102
H 製紙名寄工場	紙製品製造	"	昭30~39	工場・作業所・鉱業所	289
A 機械	農業機械小売	"	昭30~39	"	14
G 建設	土木建築工事				
N 旭川部販売(株)					
S 産業(株)	土木建設業(一式請負)	株式会社	昭40~47	事務所・営業所	39
N 機関区					

1981年7月A集落農家調査結果より作成

表 2-4 名寄市の産業別規模別事業所数・従業員数（1981年）

	1～4人		5～9人		10～19人		20～29人		30～49人		50～299人		総 数	
	事業所	従業員	事業所	従業員	事業所	従業員	事業所	従業員	事業所	従業員	事業所	従業員	事業所	従業員
建 設	30	84	⑦ 35	229	25	339	⑥ 13	309	7	284	② 6	416	116	1,661
食 品 製 造	12	28	6	40	8	100	④ 3	67	2	79	1	68	32	382
木材・木製品	1	1	3	23	4	59	2	43	—	—	1	61	11	187
パルプ・紙加工	1	3	—	—	—	—	1	23	—	—	① 1	289	3	315
窯 業 ・ 土 石 製 品	1	4	—	—	—	—	⑤ 2	51	③ 2	92	3	220	8	367
総 数	943	2,055	273	1,774	132	1,736	49	1,152	45	1,746	28	2,450	1,470	10,913

同構成比 (%)

建 設	25.9	5.1	30.2	13.8	21.6	20.4	11.2	18.6	6.0	17.1	5.2	25.0	100	100
食 品 製 造	37.5	7.3	18.8	10.5	25	26.2	9.4	17.5	6.3	20.7	3.1	17.8	100	100
木材・木製品	9.0	0.5	27.3	12.3	36.4	31.6	18.2	23.0	—	—	9.0	32.6	100	100
パルプ・紙加工	33.3	1.0	—	—	—	—	33.3	7.3	—	—	33.3	91.7	100	100
窯 業 ・ 土 石 製 品	12.5	1.1	—	—	—	—	25	13.9	25	25.1	37.5	59.9	100	100

※ ○は調査企業番号 「事業所統計調査」

身者であっても直接に農作業に従事することのない、農家の次・三男層である。それゆえ、企業は労働力の確保に関して、現在は農作業の繁閑を配慮する必要が全くない。

②O組（土木・建設業）……積極的に基幹労働力として農家労働力を利用している。現在、現場作業労働力のほぼ半数を農家労働力でまかなっている。しかし、農家労働力はあくまで夏期を中心とした、季節労働力として位置づけられている。

③N生コン（窯業・土石製品製造業）……特定部門の基幹労働を農家労働力に完全に依存している。製品工場部門のほとんど全ての労働力を、農家労働力でまかなっている。しかし、これも夏期を中心とした季節雇いである。

④E食品（食品製造業）……通常の基幹労働力を非農家・常用労働力として確保した上で、繁忙期にのみ、その補助労働力として農家婦人労働力を入れる。したがって、その意味では農家労働力に限らず、労働力をパート労働力として確保しうる条件にある。

⑤Aヒューム（窯業・土石製品製造業）……基幹労働力として農家労働力を積極的に活用している。現在、工場作業労働力の約1/3を農家労働力でまかなう。しかし、やはり夏季

を中心とした季節雇である。ただし、仕事量が多い場合には、雇用期間が結果として、通年になることもある。

⑥A道路（土木・建設業）……基幹労働力として農家労働力を積極的に活用している。工事現場作業のほとんどが農家労働力であり、しかも夏季を中心とした季節雇となっている。

⑦H建設（土木・建設業）……現場作業員の一部は農家労働力であるが、次第に都市季節労働者に依存するようになってきている。

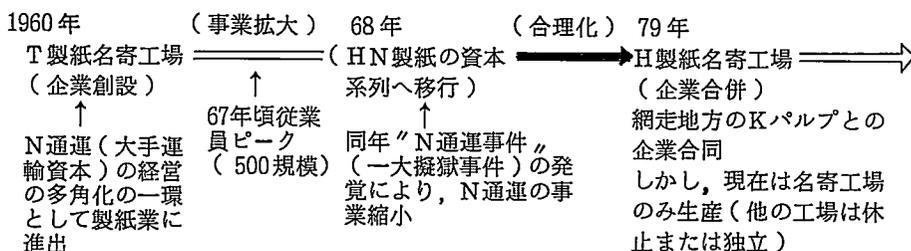
このような農家労働力との関連をもつ、それぞれの企業にそくして、もう少し農家労働力が生産過程のどのような部分に、取り込まれているのかを具体的に分析したい。

(2) 都市労働者型企業の実態

前項で見た調査企業の中で、①H製紙と、④E食品とは、基本的に農家労働力（農民労働力）に依存する必要のない、言わば「都市労働者型」の企業であった。では、この2つの企業が、どのような理由から農家労働力を必要としないのか、それぞれの企業にそくして明らかにしたい。

図 2-5 調査企業経営史（①，④）

① H製紙株式会社名寄工場

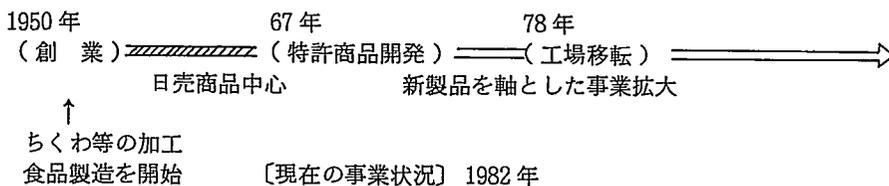


[現在の事業状況] 1982年

製品……段ボール中芯、厚紙(生産量 171,850 t)

資本金 14 億円 従業員数 245 名

④ E食品株式会社



[現在の事業状況] 1982年

製品……水産加工食品(年商 6 億円)

従業員数 21 ~ 31 名(10~12月の繁忙期に臨時雇)

①H製紙株式会社名寄工場の場合

同社は、もともと大手運輸資本であるN通運が、高度経済成長政策によって経営の多角化をすすめようと、T製紙(株)を1960年に設立し、あわせて名寄市の現在地に名寄工場を建設したのが始まりである(図2-5①)。その後、順調に事業拡大すすめ、1967年には最高500人を越える従業員を雇用するまでになっていた。まさに、この事業拡大期に大量の農家労働力が、工場労働力として雇用されていった。しかし、もともと製紙業に十分な事業経験を持たない経営陣の下で、急速な事業拡大がはかられたため、経営自体が悪化していたことと、1968年には政界の一大擬獄事件である「N通事件」が発覚、N通運は事業整理を迫られて、同社をそのままH製紙資本に譲り渡した。この1968年の資本系列の変化にともなって一転して名寄工場では今日まで急速な合理化がはかられてきた。この過程で、兼業農家の離農も含めて、農家労働力は一気に駆逐され現在のような非農家型になったのであった。そして、1979年には、網走地方に工場をもつKパルプと合併、新たにH製紙(株)名寄工場(現企業)として出発した。

現在のH製紙(株)名寄工場は、資本金14億円段ボールの中芯及び厚紙(年間生産量17万1850t)生産を中心に、関連事業を経営している(図2-6)。工場組織では、生産部門を担当する工務部のもとに、原質工程にたずさわる原質課(52名)、次の抄紙工程にたずさわる抄紙課(72名)、更にこれらの工場設備に動力を提供する動力課(34名)、また工場施設の保全にあたる施設課(19名)が置かれている(図2-7)。これに、他の事業所に「出向」している40名と管理職・職員層などを加えて、現在の従業員は、実に最盛期の半分以下の245名にまで減らされている。ちなみに、工場の主要部門である原質工程を担当する労働者の労働時間は、4組3交代制で24時間操業をするため、(1直)8:00~16:00、(2直)16:00~24:00、(3直)24:00~8:00の各時間帯労働を、それぞれ4日続けた後1日休み、ひと廻りしたところで2日休む(12日労働4日休日)、という極めて変則的な就労を続けている。

このように、H製紙は、1968年以降の合理化の過程で、当初存在した農家労働力が結果として急速に駆逐されていったものである。それは、必ずしも兼業農民の解雇を意味するものではなく、むしろ兼業農民自身が離農することによって非農家化してきた面と、そして何よりも、合理化によってそれ以後、新規採用がほとんど行なわれてこなかったため、農家労働力による労働力の補充を必要としなかった点が重要である。いずれにせよ、こうした過程を通じて、H製紙の非農家化がはかられたと考えられる。(H製紙(株)名寄工場の労働者の平均年齢はなんと41歳に達する)

④E食品株式会社の場合

E食品は、1950年にちくわなど水産加工食品を製造する、家内工業的小自営業者として開業した。その後、しばらくは日売商品(ちくわ、はんぺん、など日持ちのしない水産加工食品)を中心に経営していたが、67年に同社の贈答用かまぼこ新製品を開発し、現在に至るまでこの製品を主力に事業を拡大してきた。78年には工場を市街地(現在の店舗)から、郊外の工業団地に移転して設備の近代化をはかった(図2-5④)。

図 2-6 H 製紙(株)名寄工場の生産設備と製造工程

製造工程図

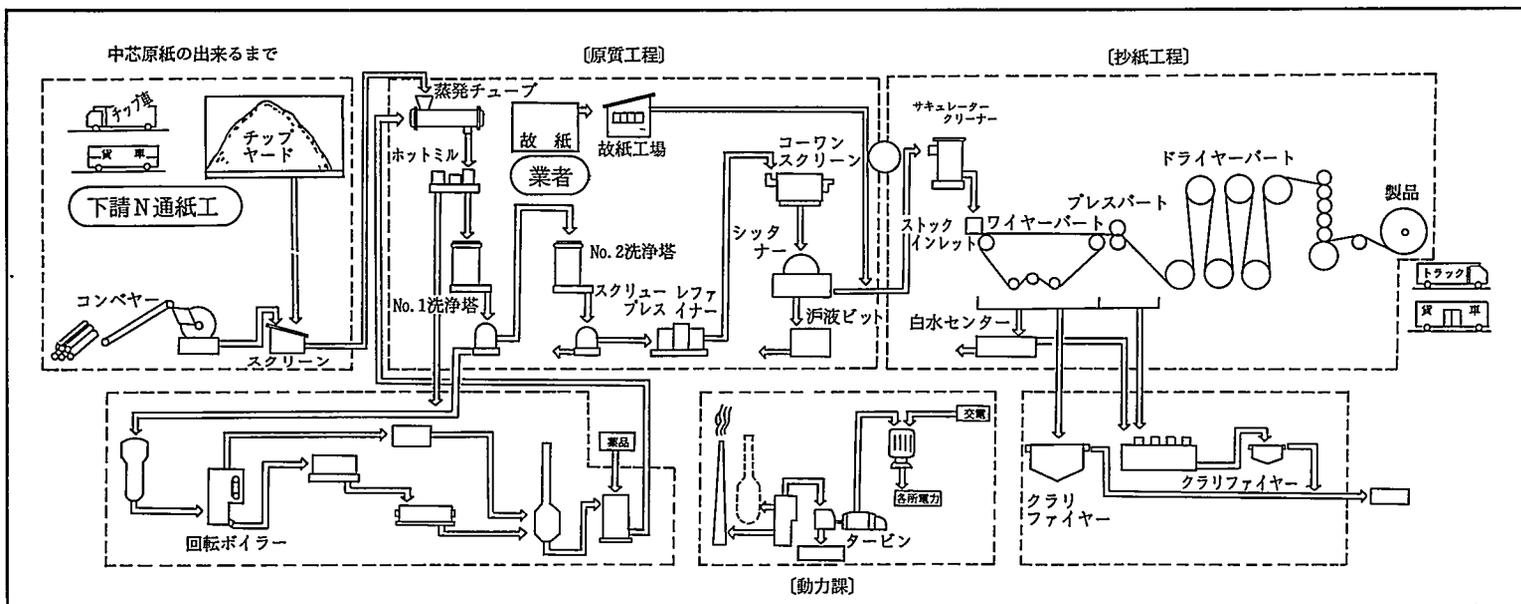


図 2-6 H製紙(株)名寄工場の生産設備と製造工程

○業務内容

1. パルプ、紙ならびにその副産物の製造加工および販売
2. 木材の生産および売買、山林の経営ならびに製材
3. 樹脂、鋼材、燃料および油脂類の加工および販売
4. 緑化木、花弁、青果物等の栽培、加工および販売
5. 公害対策技術サービス業務
6. 前各号に関連する業務および投資

○工場設備概要

生産能力	セミ中芯 500 t/日
敷地面積	225,070 m ² (68,084 坪)
工場建物面積	24,693 m ² (7,470 坪)
従業員数	290 名

○主要機械設備

名 称	数	摘 要
土場原木設備		
原木ヤード	1 式	56,550 m ³
チップヤード	1 面	4,850 m ³
チップパー	2 基	80時ノルマン
チップサイロ	4 基	120 m ³ , 700 m ³ , 800 m ³ , 1200 m ³
蒸解設備		
連続ダイジェスター	2 式	1.0mφ × 9 m × 5 本 1.7mφ × 10m × 5 本
スクリュースプレー	8 台	
レファイナー	17 台	SWR 11 台 DDR 5 台 ラファイネーター 1 台
洗浄タワー	5 基	
抄紙設備		
長網多筒式抄紙機	3 台	幅 3700 ^{mm} 4700 ^{mm}
動力設備		
重油ボイラー	1 基	92 t/H
石炭ボイラー	1 基	30 t/H
タービン発電機	1 基	8,200 kW/H
受電設備	1 基	常時 15,000 kW/H

○公害防止設備

名 称	数	摘 要
用排水設備		
自動濾過装置	1基	30,000 m ³ /D
環境改善設備		
エバポレーター	3基	4缶4重効用
黒液濃縮燃焼装置	2基	固型分処理 55 t/D
直接酸化機	5基	180 t/D
活性汚泥装置	1式	培養沈殿濃縮
クラリファイヤー	2基	40 m φ 25 m φ
スクラバー	2基	ベンチュリー式

現在、同社は、先の贈答用かまぼこを主力商品として、年商6億円をあげている。工場従業員は、管理職4名（男性）と作業員10名（女性）の、計14名であるが、管理職以外は特定の職域をもたず、製造工程につれて労働者が移動している（図2-8）。したがって、設備の近代化ははかられているが、商品の性格及び生産工程から考えて、依然として家内工業的商品生産の延長上にあり、少数の常勤者を雇用する現状に大きな変化があるとは思えない。その意味で、贈答品の需要が増える10～12月期にのみ雇用される、パート労働者（農家婦人）の雇用期間の延長などの位置づけの変化はないであろう。また、早い時には朝5:30までに出勤し17:00まで勤務する形態や日曜出勤など、実際に農業生産と両立する上で多くの困難がある。

このように、E食品の場合には、家内工業的生産の延長上にあるため、それほど多くの労働力を必要としないことや、また就業形態上農作業との両立が困難であることなど、一般に農家労働力に大きく依存する労働力編成をとりえないのである。

(3) 農家依存型企業における兼業農民の就労の実態

①H製紙や④E食品などの「非農家型企業」が存在する一方で、農家労働力を基幹的部門に取り込み、これに大きく依存する企業がある。これを仮りに「農家依存型企業」と呼ぶならば、この企業が、とりわけ土木・建設業と窯業・土石製品造業など、いわゆる建設関連業種に多いことは、先に見た通りである。

そこで、本項では、この建設関連企業を通して、兼業農民の労働力の取り込まれ方、その就労実態を具体的に分析したい。

(a) 土木・建設業

まず、最近の事業動向をふまえて、これから分析する企業の位置づけを簡単にみたい。1978年から81年にかけての、土木・建設業の事業所数・従業者数の変化を見ると（表2-4）、業界のトップクラスである②O組の場合、同社自体は70名から102名に雇用者を増やしているが、この規模（50～299人）の事業所が一つ減って、従業者数がわずかに減って

図 2-7 H製紙(株)名寄工場の工場組織図

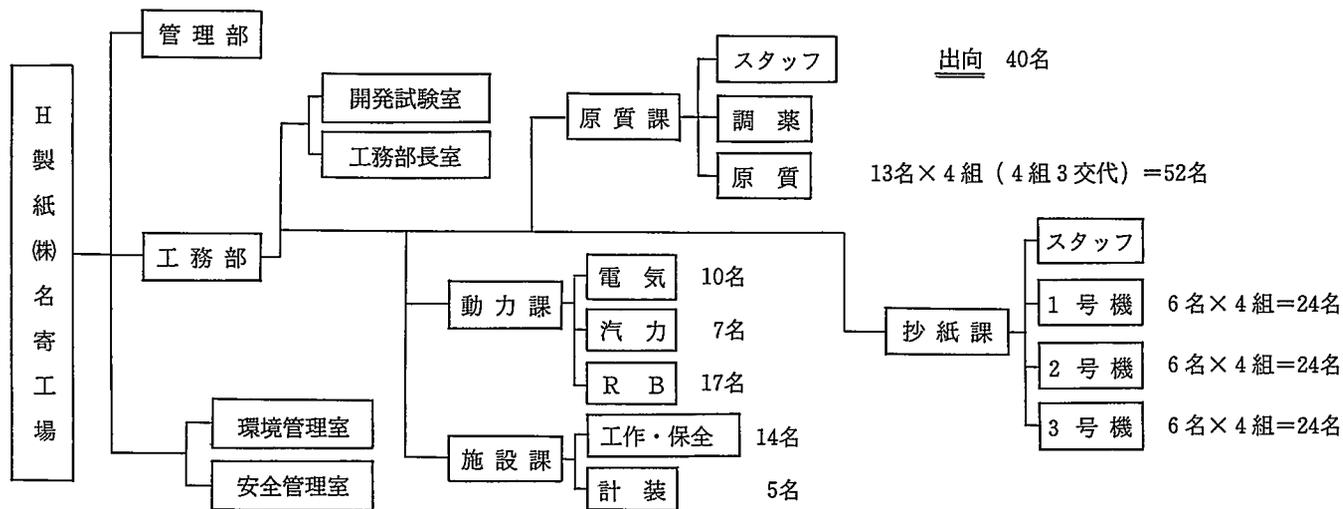
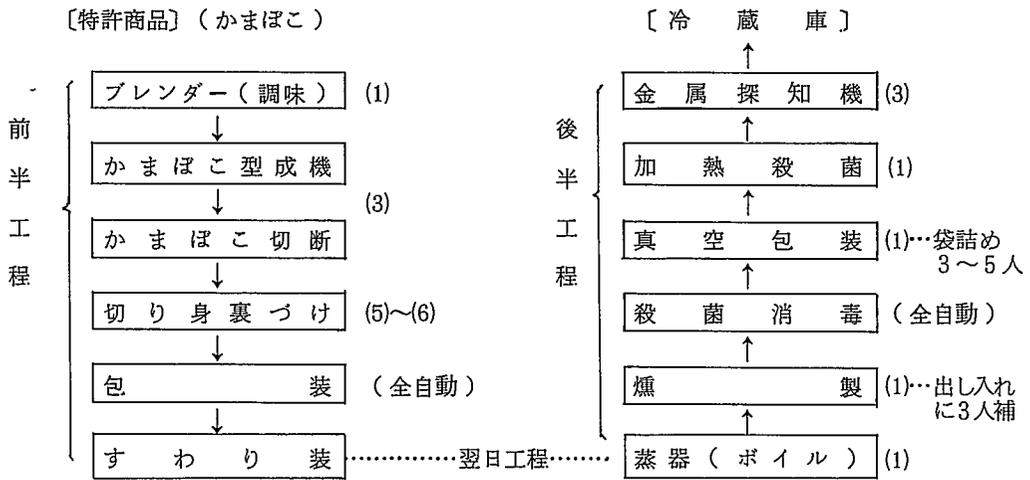


図 2-8 E 食品株式会社の生産工程



※ () は作業人員，ブレンダー作業以外は作業員が移動する。

○同労働条件

[労働時間]

5:30	1番出勤	ボイラー係(1)
		日売食品製造係(2)
		(当番制)
7:30	通常出勤	↓
		9:00までに納品
8:00~11:00	かまぼこ前半工程	
13:00~17:00	"	後半工程
日曜出勤……月曜日の作業準備(当番制)		

[臨時雇労働者]

10~12月(繁忙期)
女性10名位
時給 450円
(月額約12万円位)

[賃金]

管理職 (男性)	総務部長	約 300万円(年収)
	工場長	約 300万円(")
	調理主任	約 180万円(")
	燻製主任	約 300~350万円(年収)
	ボイラー主任	約 300~350万円(")
作業員 (女性)	30代(3名)	150~180万円(")
	40代(5名)	160~200万円(")
	60代(2名)	150~180万円(")

表 2-4 名寄市の土木・建設業関連業種の推移

			規 模						総 数	備 考
			1～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30～49人	50～299人		
土木・建設業	事業所数	1978年	7	11	16	13	2	7	56	② O組 70→102人
		81	10	14	14	11	4	6	59	
		増減率	42.9	+27.3	△12.5	△15.4	+100	△14.3	+5.4	
	従業員数	1978年	27	77	220	312	82	424	1,142	
		81	30	92	185	258	173	416	1,154	
		増減率	+11.1	+19.5	△15.9	△17.3	+111	△1.9	+1.1	
窯業・土石製品製造業	事業所数	1978年	—	—	—	2	3	1	6	③ N生コン 44人→59人 ⑤ Aヒューム 26人→24人
		81	1	—	—	2	2	3	8	
		増減率	…	—	—	—	△33.3	200	+33.3	
	従業員数	1978年	—	—	—	52	127	63	242	
		81	4	—	—	51	92	220	367	
		増減率	…	—	—	△1.9	△27.6	+249.2	+51.7	

「事業所統計調査」

いる（わずか8名）だけであることから、この規模で激しい競争があったことがわかる。また⑥A道路は規模としては、その次のクラスに当たり、やはり激しい競争の中にある。このような、大・中規模層の競争のあおりを受けて、小規模零細層に属する⑦H建設は、規模を更に縮小せざるをえなくなっている。それぞれの企業は、このような位置づけをもっている。

②株式会社O組の場合

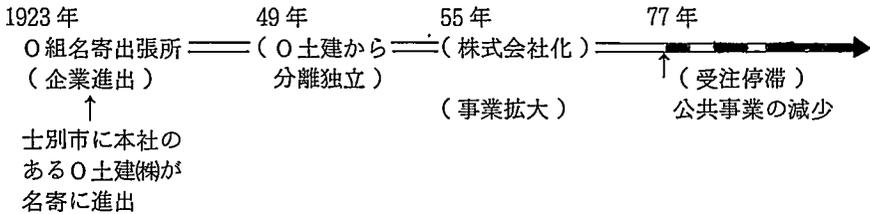
O組は、名寄市内でも最も古い歴史をもつ事業所のひとつである。士別市に本社のあるO土建の名寄出張所が開設された1923年（大正13年）が、同社の出発点でもある。もともと血縁関係のあるO土建から、同社が分離独立したのが、49年であった。その後、次第に事業を拡大し、55年には現在の株式会社となった。しかし、急速に事業が拡大し、農家労働力に大きく依拠するようになったのは、やはり高度成長期を通してである。70年代に構造不況期に移るが、実際に公共事業の減少・受注の停滞というかたちで影響が現われ始めてきたのは、77年以降であると言う（図2-9②）。

現在のO組は、資本金1,000万円、年間に約17億円の工事を受注し、そのうち8割までが公共事業にたよっている。従業員数は季節によって大きく変動するが、年間107名が雇われている。この従業員に関して、もう少し詳しく分析したい。

O組の従業員の職種構成は、社長・部課長などの管理職「役員層」が6名、男子の営業・

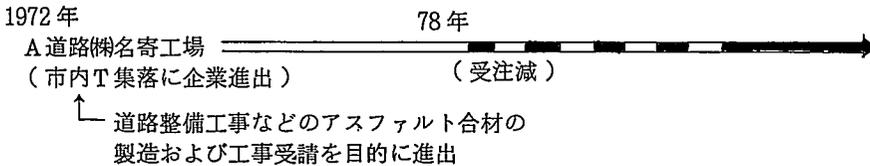
図 2 - 9 調査企業経営史 (②, ⑥, ⑦)

② O組 (建設業)



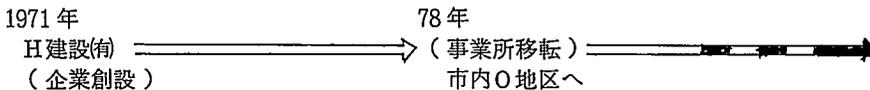
[現在の事業状況] 1982年
 工事受注額 約17億円 (公共事業 8割, 民間事業 2割)
 資本金 1,000万円, 従業員数50~100名前後 (季節変動)

⑥ A道路株式会社名寄工場



[現在の事業状況] 1982年
 製品……舗装用アスファルト合材, 舗装工事受請
 従業員数……24名 (5~12月の間だけ事業)

⑦ H建設(有)



[現在の事業状況] 1982年
 工事受注額 約8,000万円 (単独受請 8割, 下請 2割)
 従業員数 8名 (4~11月の季節雇)

資材係や女子事務員など「職員層」が8名, これに工事係・大工・土工夫・人夫などの「現場労働者層」の93名が加わるという形になっている (表 2 - 5)。年間の平均就労日数で見ると, 職員層・工事係が270日強であるのに対して, 大工が225日, 土工夫・人夫層が160日台と, 職種間にかなり明確な差がある。これは, 各職種間に雇用期間の上で大きなひらきがあるからである。職員・工事係の平均雇用期間が10.9ヵ月 (68%が通年雇用) であるのに対して, 大工の平均雇用期間が9.2ヵ月 (通年雇用なし), また土工夫・人夫に至っては, 平均雇用期間が8.3ヵ月 (通年雇用13%) となっている (表 2 - 6)。そのため, O組の従業員数は月によって大きく変動している。7・8・9月の3ヵ月間の103名をピークに, 1・2・3月の3ヵ月間には46名にまで減っている (表 2 - 7)。これらの従業員

表 2-5 O組・職種別平均給与額（1983年度）

職 種	平均給与額（万円）	人 数
役 員	443	6
職 員	144	8
工 事 係	170	14
大 工	216	26
土 工 夫	133	33
人 夫（男）	112	2
人 夫（女）	87	18

工事係……雇用の安定性の比較的に高いグループ，準職員

大 工……基準賃金 9,000 円以上で相対的に高い賃金，「社会保険」の加入者が85%を占める。

土工夫・人夫……「班長」を除く全ての者が相対的に低い賃金であり，「日雇い健康保険」に加入。

表 2-6 O組・職種別雇用期間

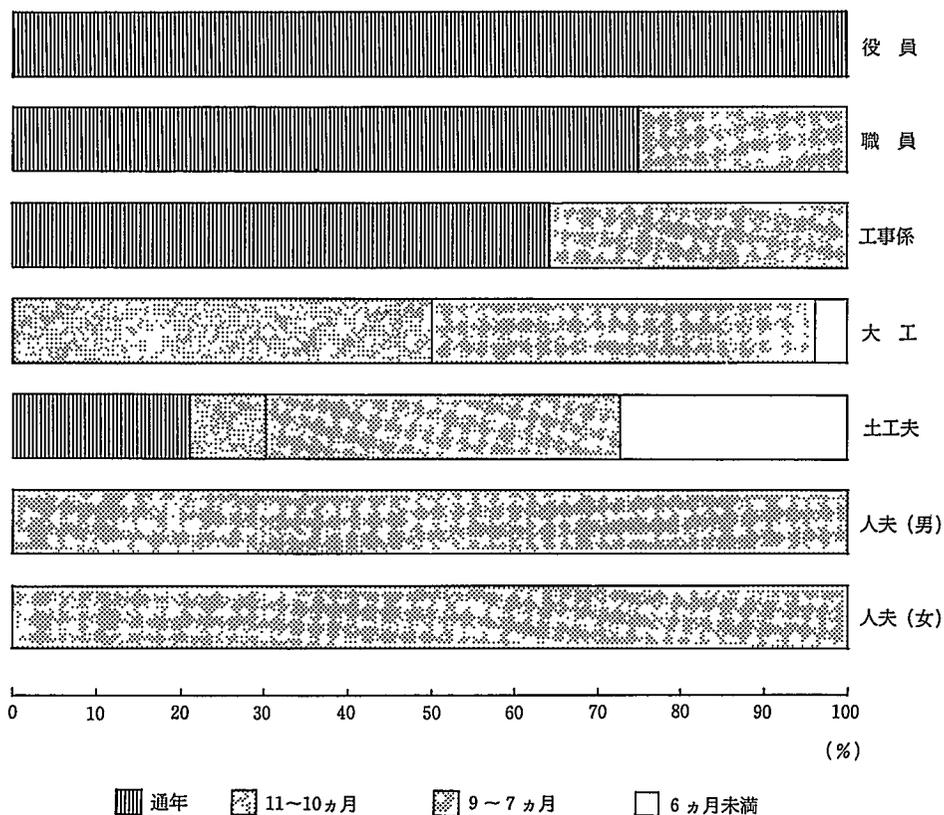
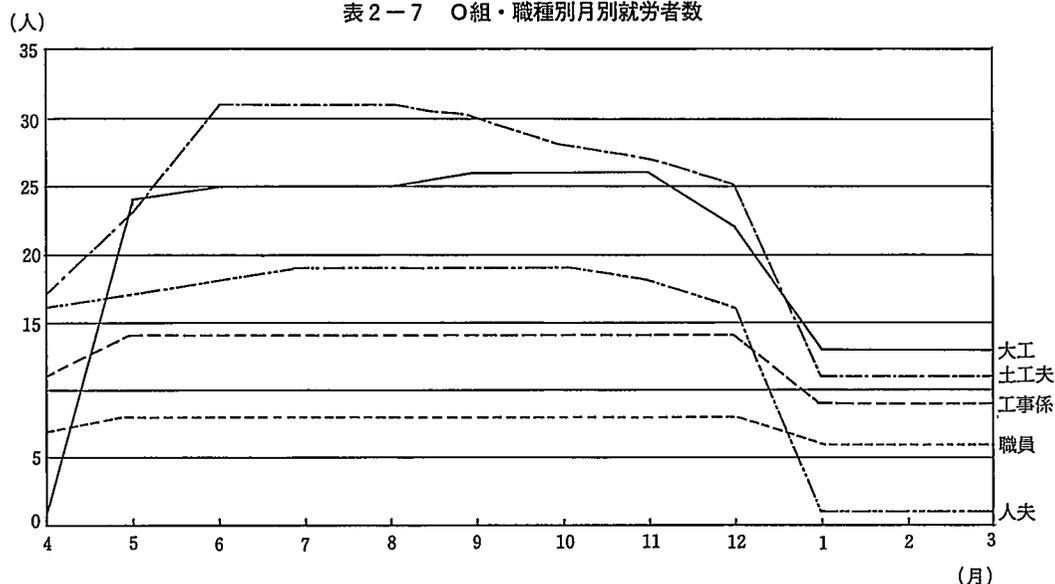


表2-7 O組・職種別月別就労者数



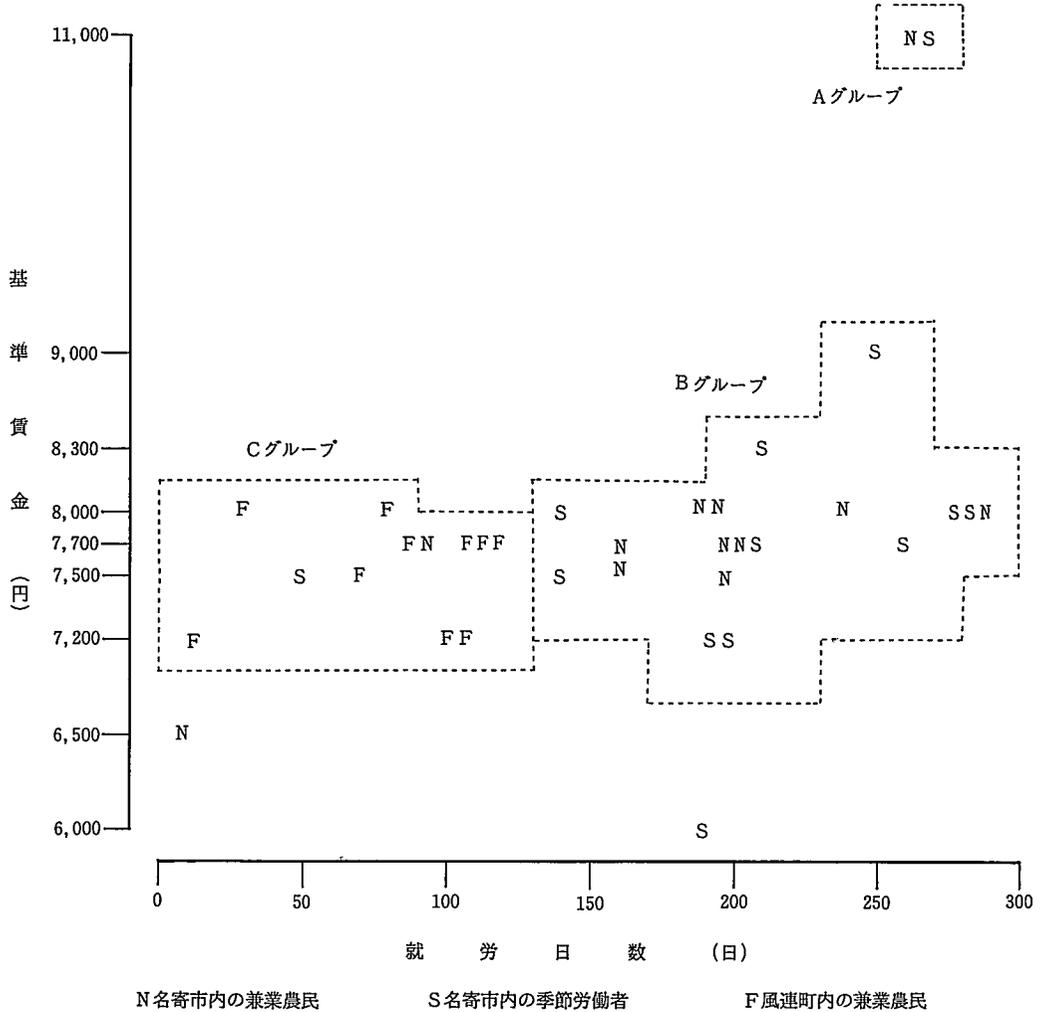
数の変動の、「調節弁」の役割を果たしているのが、大工・土工夫・人夫などの職種である。

その意味で、現場労働者層の中も、雇用期間・賃金・雇用保険など雇用条件の上で、3つの階層に分かれていると言える。第1の階層は、準職員の位置づけ（ $\frac{1}{2}$ は正社員）をもつ「工事係」で、雇用条件の上で安定性の高い階層である。また、第2の階層は、賃金単価（日給）9,000円以上という相対的に高賃金を得て、社会保険に入っている者が85%を占める「大工」の階層である。そして第3の階層が、数名の「班長層」を除く全ての者が相対的に低賃金であり、日雇健康保険に加入している「土工夫・人夫」の階層である。これら3つの階層のうち、農家労働力（兼業労働力）が主に取り込まれているのは、第3の階層＝土工夫・人夫層である。

そこで、この土工夫・人夫層（ここでは当面男性だけを取りあげる）の就労状況を詳細に見たい。まず、土工夫・人夫層の基準賃金（日給）と年間の就労日数とから、この層の中でもまた、グルーピングが可能であることがわかる（図2-10）。それは、①Aグループ……就業年数30年を越える最古参労働者であり、同時に土工夫・人夫層の「班長」を兼ねているため、賃金単価が頭抜けて高く、就労日数も多い集団、②Bグループ……名寄市居住の労働者によって構成されている土工夫層の中核部分であり、Cグループより就労日数が多く、平均200日前後の就労をしている集団、③Cグループ……大部分が風連町居住の労働者で占められている土工夫層のもう一つの中核部分であり、Bグループより就労日数が少なく、平均就労日数は100日を切っている集団、の3つである（表2-8）。

これらのグルーピングにかかわって、もうひとつの重要な点は、農作業の春作業期（5月）と秋作業期（10月）の就労を避ける傾向が、Cグループを中心に見られるということである（図2-11）。先ほどのグルーピングの過程でもわかるように、BグループとCグループとの基本的なちがいは、構成員の居住地のちがひ（Bグループは名寄市内、Cグループ

図2-10 O組、土工夫・人夫（男）層の基準賃金・就労日数の分布状況



は風連町)と、年間就労日数のちがい(Bグループは200日前後、Cグループは100日以下)であった。この年間就労日数のちがいが生まれてくる直接の原因は、農作業期の就労の差にある。つまり、春・秋作業期のいずれかに就労していない者が、Bグループには1名しかいないのに対して、Cグループには10名(実に、Cグループ構成員の77%)もいるということである。

このように見えてくると、農家労働力が多く取り込まれている、O組の現場労働者(土工夫・人夫層)には3つの異質な労働力群が存在していることがわかる。すなわち1つはBグループのほぼ半数を占める名寄市街地在住の都市季節労働者群と、2つ目はBグループの残りの半分を占める名寄農村部の兼業農民群、3つ目がCグループを構成する風連町など隣接農村地域の兼業農民群である。この3つの労働力群が混在しながら、現実の建設業を中心とした不安定就労部分を形成していると考えられる。

表 2-8 O組、土工夫・人夫（男）層のグループの概要（平均）

	人数	就労日数 （日）	基準賃金 （円）	支払賃金 （千円）	就業年数 （年）	平均年齢 （歳）	1日当賃金 （円）
A	2	269	11,000	2,866	32.5	51.5	10,654
B	18	214	7,844	1,769	7.1	50.7	8,266
C	13	87	7,585	676	6.0	46.8	7,770
他	2	100	6,250	603	4.0	61.5	6,030

〔グループ〕

Aグループ

就業年数30年を越える最古参労働者であり、同時に土工夫・人夫層の「班長」を兼ねる為、賃金単価が極めて高く、就労日数も多い。

Bグループ

名寄市内居住の労働者・兼業農民によって構成されている土工夫層の中心的な部分であり、Cグループより就労日数が多く、平均200日前後の就労をしている。

Cグループ

大部分が風連町居住の兼業農民で占められており 土工夫層のもう一つの中心的な部分を構成している。しかしBグループより就労日数は少なく、平均就労日数は100日を切っている。

最後に、このような土工夫・人夫層に属する兼業農民について、事例的に見てみたい。それは、Bグループの④労働者の事例である（図2-12）。④氏は、天塩川を挟んで市街地の西側に隣接するA集落で、約3haの農地を耕作する農家（農家番号A42）である。経営主である④氏とその妻の2人で、現在（1982年）280aの水田に水稻（もち米）197aと転作小豆83aを作付けている。④氏自身は、5月から12月までの8ヵ月間に162日（月平均20前後）O組に兼業に出ており、春・秋の農繁期には明らかに労働力不足となるはずである。（それがために、Cグループの兼業農家の多くが、農繁期に当たる月に兼業に就労していないのである。）ところが④氏の場合には、水稻の主要作業を共同化している「D営農組合」に参加しているため、春・秋ともほぼ一週間前後共同作業に出役するだけで作業を完了できる。この程度であれば、わざわざまるまる1ヵ月兼業を休む必要はなくなる。このような生産組織の存在が、農業機械・施設と労働時間の「節約」を可能にし、小規模農家の兼業条件を整備する側面をもっているのである。

⑥A道路株式会社名寄工場の場合

札幌市に本社をもつこの企業は、典型的な「農家依存型企业」である。同社は、1970年頃から農家労働力を利用して、道路整備工用アスファルト合材の製造と工事作業請負をするために、名寄市内への工場進出を計画していた。折から稲作減反政策もまだ始まったばかりで、水稻単一経営を維持した上で余剰労働力を兼業に振り向けようと考えていたT集落の農家は、このA道路を積極的に誘致しようとした。その結果、72年に工場がT集落に完成し、経営規模の大きな農家までも含めてT集落の多くの農家が同社に兼業に出た（図2-9⑥）。この企業の特徴は、特定の集落（T集落）の兼業農家労働力に大きく依存し

図2-11 O組（建設業）土工夫層・男性人夫層就労期間

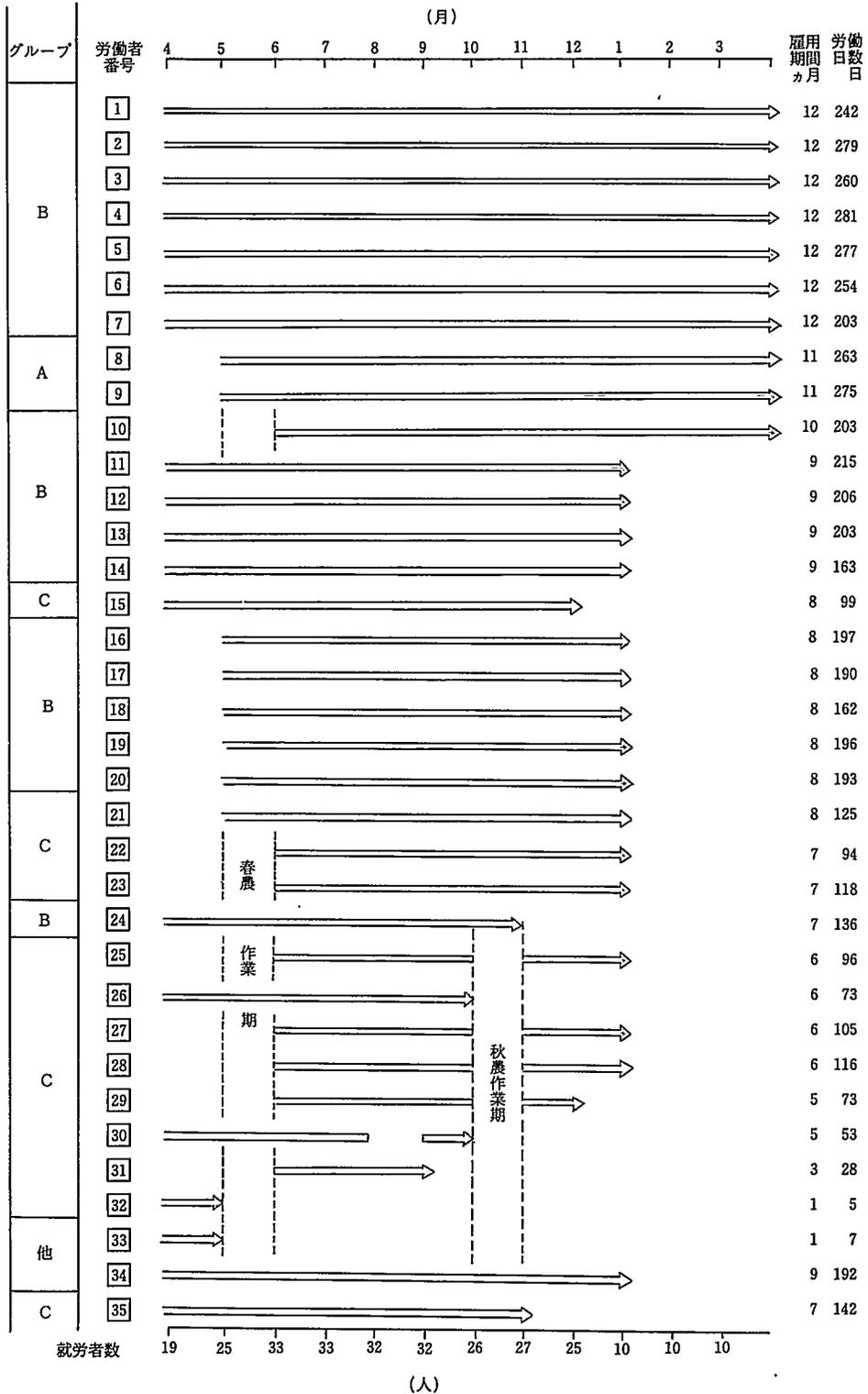


図 2-12 O組・土工夫^⑧農家の事例

A 42		1969	70	71	72	73	74	75	76 ^⑧	77	78	79	80 ^⑧	81 ^⑧	82年
⑧⑨⑩	経営主	—————→													
	妻	25生 —————→ 26生 —————→													
農地(a)	水田	280 —————→ 280													
	水稲	280 —————→ 225 —————→ 197 —————→													
	転作	0 —————→ 55 —————→ 83 —————→													
	畑地	12 —————→ 12													
兼業	①	O組(建設) —————→ 臨・日(5月~10月) —————→													
生産組織		D営農組合 —————→													
備考	耕地利用(作付面積)														
		水田 280a	水稲	転作											
		1978年	225a	春小麦 55a											
		79	225	秋小麦 "											
		80	197	" "、春小麦 28a											
		81	197	" 83a											
		82	197	小豆 "											

表 2-9 A道路(株)名寄工場の就業状況(1982年)

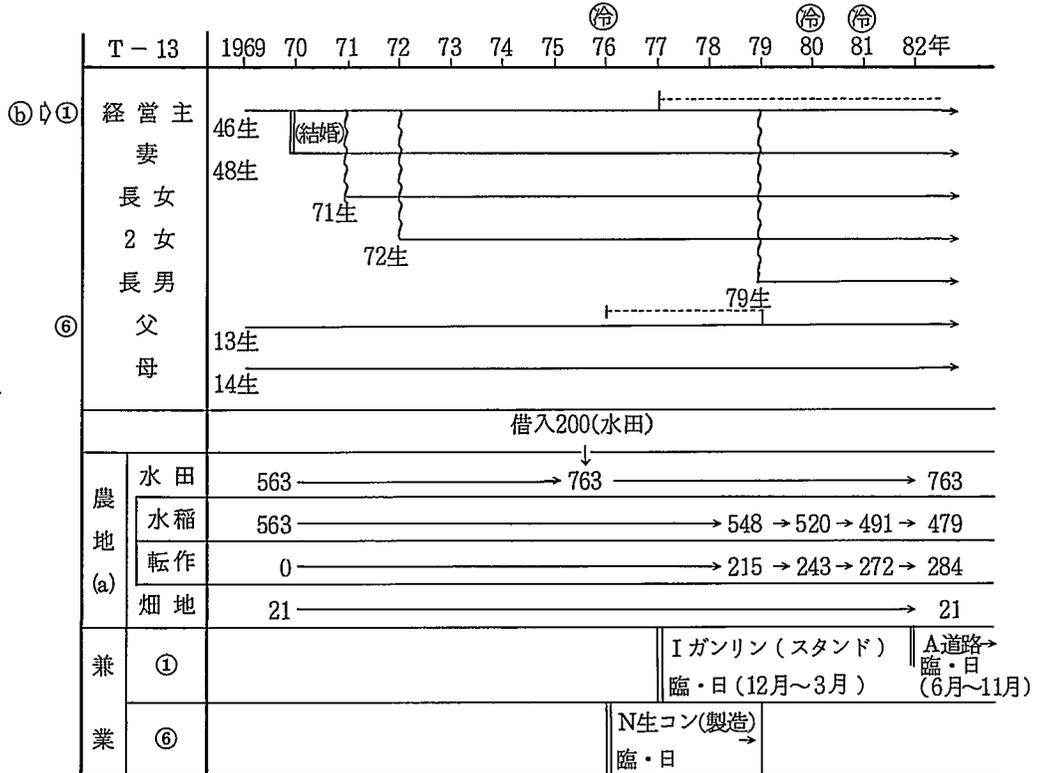
(作業配置と人員)

(日給賃金)

事務系	管理・事務	5名	職員層	
プラント系	アスファルト合材製造プラント運転	3名		
工事現場	機械操作	3名	臨時雇層	8,000円
	スコップ作業	4名		7,800円
	レキ作業	2名		
	型ワク作業	3~4名		
	ガードマン・旗振り	2~3名		

※「臨時雇」の雇用期間は5~12月に限られており、「職員層」もそれ以外の期間は札幌など他の工場・事業所へ帰り名寄工場は閉鎖される。

図 2-13a A 道路(株)・就労兼業農家の事例



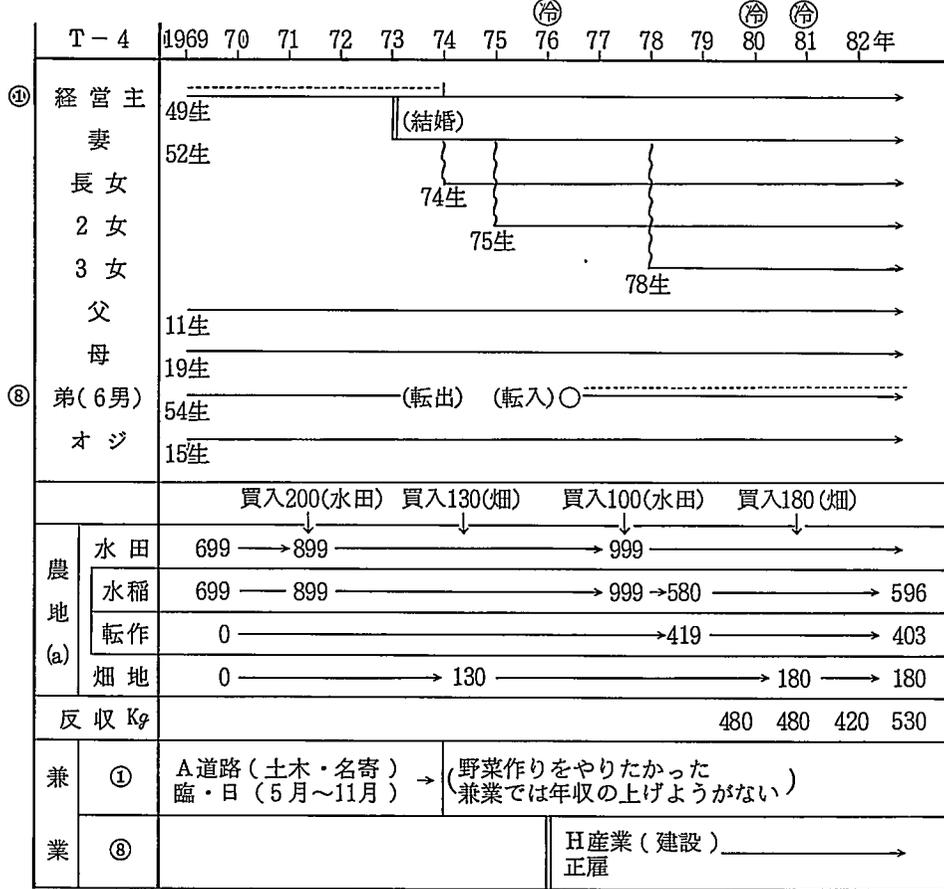
ている（工事現場労働力（臨雇）の59%がT集落の農家である）こともさることながら、当初から工場の運転期間を5月から12月までの8ヵ月間に限定しており、農家労働力を管理・指導する「職員層」も含めて冬期間は閉鎖されていることである（表2-9）。

こうした特徴をふまえて、同社に就業する兼業農家の事例を見たい（図2-13a）。ひとつは、農家番号T13の農家である。この農家は、現在8ha近くの耕地を若い経営主（36歳）夫婦と父母夫婦の2世代が経営している。しかし、経営主は、1977年から続けてきた冬期（12月～3月）のガンリンスタンドの兼業に加え、82年からはこのA道路に6月から11月まで就労することにより、全面的に兼業に取り組み始めているという特徴をもつ。

反対に、農家番号T2の農家の場合には（図2-13b）、工場進出当時から経営主（33歳）が兼業に出ていたが、1974年以降10haを越える耕地を確保したのと、それを使って積極的に野菜作りに取り組むことによって、A道路での兼業をやめた農家である。

このように見てくると、T集落を中心に農家労働力が、A道路の基幹的労働力として深く取り込まれている反面、土地集積をはかった農家が、そこから脱却していることがわかる。とはいえ、このようなA道路による農家労働力利用の仕方は、T集落の農業構造と、深くかかわっていることを指摘しておきたい。

図 2-13⑤ A 道路(株)・就労兼業農家の事例



⑦ H建設有限会社の場合

H建設は、A集落の農家であったH氏が業者免許を取得して、1971年に創設した企業である。創設当初はA集落に事務所を構えていたが、78年に現在のO地区に移転した。現在は、住宅建設などを中心に、年間8,000万円ほどの工事発注を受けている(図2-9⑦)。

従業員は、パートの事務職員(女性)1人のほか、大工・人夫など現場作業員7名を4月から11月までの季節雇いで雇用している(表2-10)。81年までは、これにA集落の兼業農民2名が雇用されていたが、現在は兼業農民はいない。雇用労働者が次第に、名寄市内の都市季節労働者層によって、まかなわれるようになってきたのである。

H建設に雇用されていた兼業農家の事例として、A4農家の事例を見たい(図2-14)。A4農家は、6haの農地を耕作しながら、経営主(35歳)がずっと兼業に出ていた。1970年から74年まで、市内のNトラックに年間7ヵ月間就労していた後、76年からH建設に就労するようになった。H建設では、人夫として働いていたが、同じ農事組合から働きにきていたS氏(⑧)が82年に死亡したのを機に、同氏の土地340aを借入して兼業をやめた。

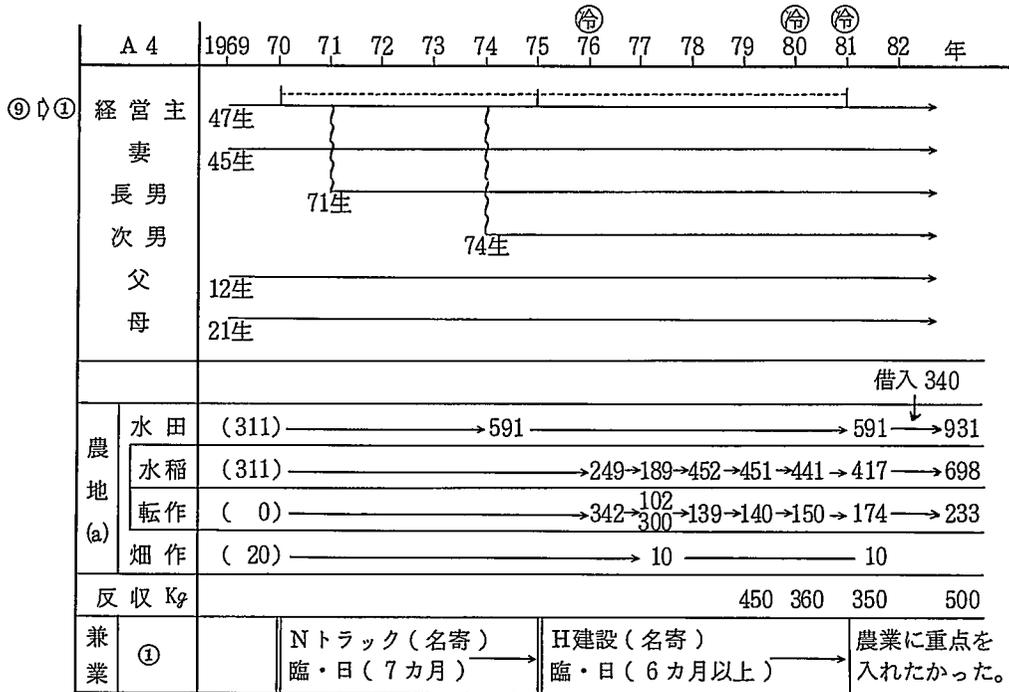
このようにH建設では、一次的に兼業農家労働力を利用してはいたが、最近では農家の主

表 2-10 H建設(有)の就業状況(1982年)

〔就労者の状況〕

	労働者 番号	雇入期間	職 種	性 別	年令	居 住 地	就 労 賃 金 万円	備 考
現 就 労 者	①	通 年	人 夫	男	65	A →市街	155	(76年に離農)
	②	4月~11月	大 工	〃	35	A	260	(非農家)
	③	〃	〃	〃	32	風 連	220	
	④	〃	〃	〃	45	市街地	200	
	⑤	〃	〃	〃	32	〃	175	
	⑥	〃	〃	〃	20	〃	-	83年から就労
	⑦	〃	人 夫	女	43	風 連	150	
81年 まで 就労	⑧	4月~11月	人 夫	男		A	(150)	82年に死故
	⑨	〃	〃	〃		A	(150)	

図 2-14 H建設(有)・就労兼業農家の事例



体的条件などから非農家労働力に全面的に依拠するようになってきている。

(b) 窯業・土石製品製造業

次に、土木・建設業について、農家労働力の大きな吸収先である、窯業・土石製品製造業の最近の事業動向の中で、調査企業を位置づけたい(表2-4)。この業種は、土木・建設業が企業規模の縮小傾向にあるのとは対照的に、50人以上規模の事業所の増加が目立つ。業種全体でも、1978年の242人から、81年の367人へ、3年間に従業員が125人も増加している。調査の対象となった企業では、③N生コンがこの業種の大手に属するのに対して⑤Aヒュームは20人規模の中堅的存在である。以下では、この2つの事業所を対象に、農家労働力の取り込まれ方を分析する。

③N生コンクリート株式会社名寄工場の場合

N生コンは、工事用生コンクリートの製造を目的に、名寄市内の大手土木・建設業者6社が共同出資して、1965年に設立された。その後、公共事業の受注拡大にともなって、中川工場(70年)・名寄コンクリート製品製造工場(73年)・豊富工場(73年)を新・増設して事業の拡大をはかった。最盛期の73年には製品出荷量が5万 m^3 にも達した。しかしながら、その後の受注減によって、現在(82年)の出荷量は3万 m^3 、13億円にまで落ち込んでいる(図2-15③)。

そのうち、本社名寄工場には、役員を含めて43名が就業している。構成は、管理職7名、職員層9名、現場労働者27名であり、工場組織は、営業車輛課(男1女1)、技術課(男2女2)、製造課(男3)、総務課(女4)、車輛係(男14女1)、製品工場(男4女8)となっている(図2-16)。この工場の特徴は、主要業務が3つに分かれていることである。つまり、ひとつは工事現場に生コンなどを運搬する車輛業務(車輛係)、2つ目は生コンクリートを製造する業務(製造課)、3つ目はコンクリート製品を製造する業務(製品工場)である。このうち、農家労働力が主に取り込まれているのは3番目の製品工場の部門である。この部門の労働力の中心は婦人労働であるが、農家の経営主(男性)も配置されている。

そこで、この部門に取り込まれている、兼業農民の事例として、農家番号A8の農家を取り上げたい(図2-17)。この農家の特徴は、10ha近い農地を耕作しているにもかかわらず、経営主(54歳)・後継者(29歳)・その妻(31歳)の3人までもがかなり長期の兼業に従事していることである。そのうち、N生コンに就労しているのは、後継者とその妻であるが、2人とも長く正社員として働いていた。その後、転作などによって農作業上の理由から、後継者が80年から臨時雇となっている。

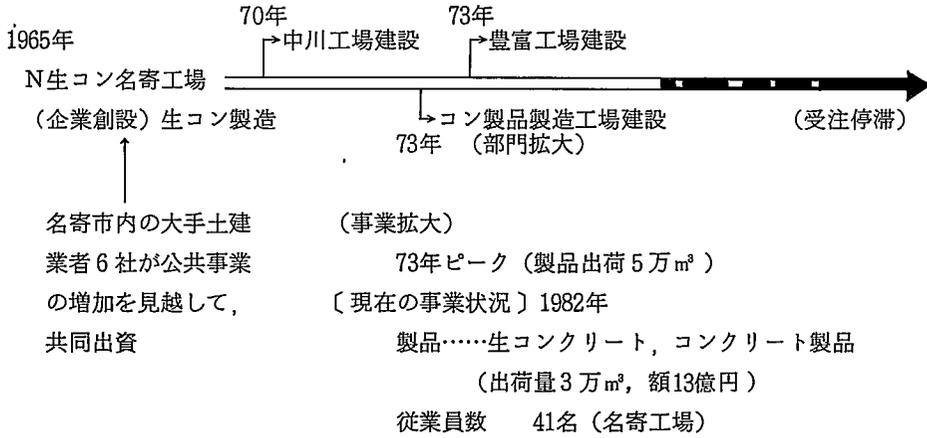
このように、N生コンに取り込まれている農家労働力は、婦人労働または、かなり兼業に比重を置いた兼業農民であることがわかる。

⑤ Aヒューム管工業株式会社名寄工場の場合

Aヒューム管工業は本社を旭川にもち、道内に16の工場・営業所をもつ中堅・護岸ブ

図 2-15 調査企業経営史 (③・⑤)

③ N生コンクリート株式会社名寄工場



⑤ Aヒューム管工業(株)名寄工場

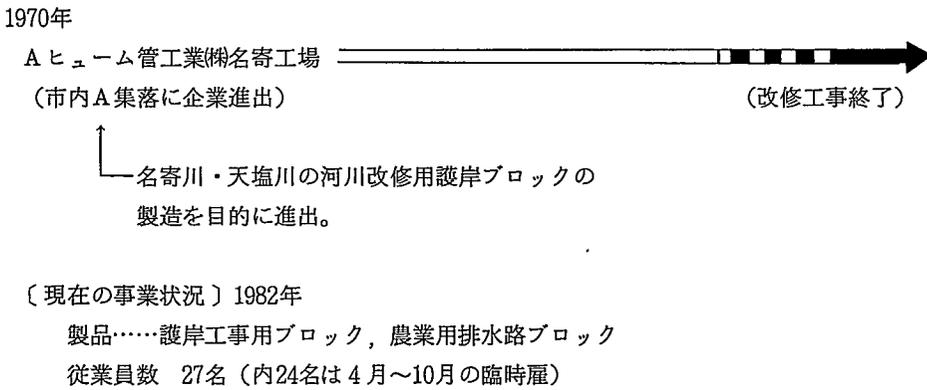


図 2-16 N生コンクリート(株)の組織図(名寄工場)

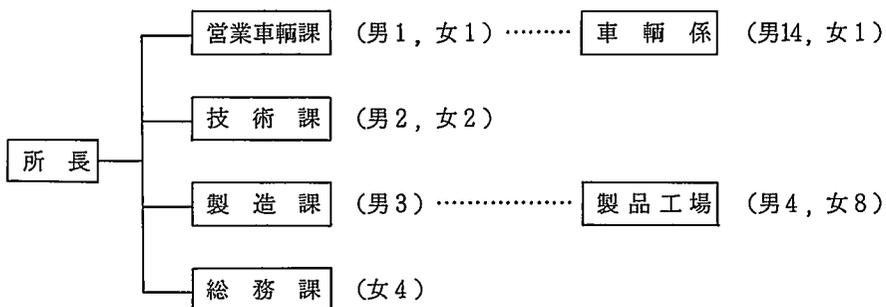
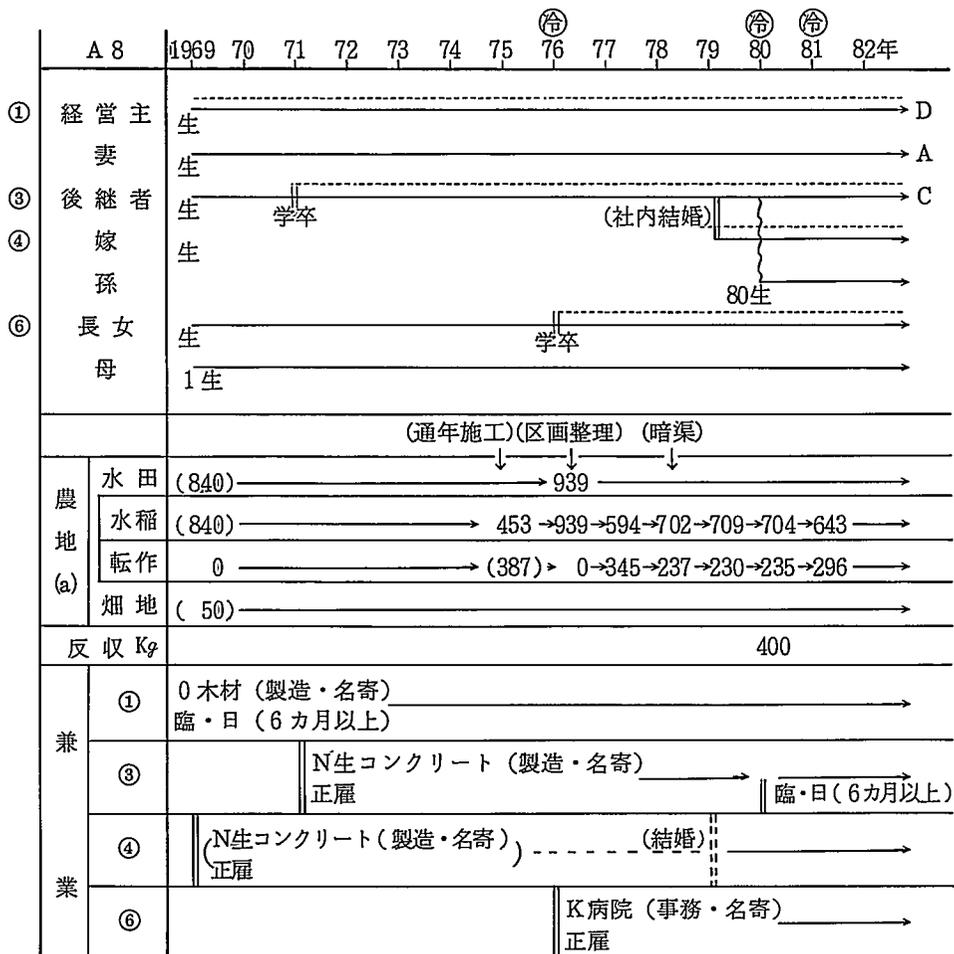


図 2-17 N生コンクリート(株)・就労兼業農家の事例



ロック・メーカーである。この企業の特徴は2、3の工場を除く大部分の工場が地域河川工事用ブロックの生産（受注）を目的として、農村地域に立地し、農家労働力に大きく依存していることである。名寄工場はこのような農村工場のひとつとして1970年に市内のA集落につくられた（図2-15⑤）。この工場は主に、名寄川・天塩川の両河川向けの護岸ブロックと、農業用排水路用ブロックを製造しており、基本的に4月から10月までの7ヵ月間操業する（ブロックの需要が多い年には、操業期間はもっと延長される）。現在の工場の就業者は27名であり、工場長・事務職員を除く全員が、4月1日～10月30日契約の臨時雇として、毎年、契約の更新をしている。このうち、24名が現場作業員として、A集落の周辺地域から通勤している。また、工場の進出時には、ほとんどの従業員が農家であったが、離農などの結果によって現在の農家出身者は8名にすぎない。

そして、この工場の作業内容を見ると（図2-18）、ブロックA班、ブロックB班、バイコンC班の3つの作業組織が担当する生産工程を中心に編成されており、この工程は主に女性労働力によって担われている。ブロックとバイコンとの工程上の差は、製造するブロックの大きさによるちがいであり、ブロック工程では小型ブロックを、バイコン工程では中・大型ブロックを製造している。

また、この工場では請負制による出来高賃金と、出面制による時間賃金を併用しており検査・配給車・散水・修理などの職種を除く大部分が、請負いを基本としている（図2-19）。賃金の面では、1日当たり平均賃金が男子9,862円、女子4,908円であり、男・女間の著しい賃金格差が明らかである。このように、結果として賃金は相対的に高くなっているが、しかし就業期間が7ヵ月と限られていることや、請負制による労働強化の傾向を考えると必ずしも労働条件が良いとは言えない。

では、このような夏期の兼業に出ている農家は、どのように農業との両立をはかっているのだろうか。ここでは、A集落に在住する4戸の農家の事例を見たい（図2-20）。

I. 共存型……従業員番号24（農家番号A27）の農家の事例。減反政策下で機械購入と土地資金などの負債返還のため、経営主が1971年から兼業に出た。1980・81年の連続冷害を機により収入の多いAヒュームに入社したものの。この間、農作業の中心は、経営主の妻が担っていた。

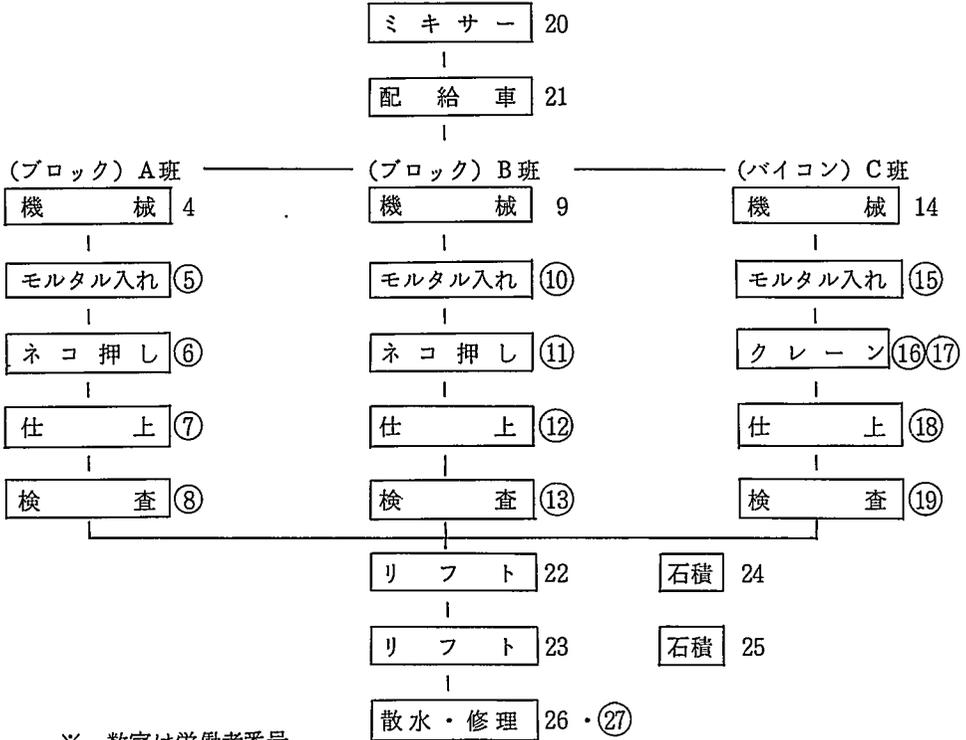
II. 農村労働者型……従業員番号⑮（農家番号A60）の農家の事例。もともと耕地が少ないために、自営業との2本立てで農業をやっていたが、Aヒュームの進出にともなって、経営主（女性）が兼業に出た。また、後継者が結婚して、収入が一応安定したので、農地を全面的に貸出した。

III. 兼業依存型……従業員番号23・26（農家番号A51）の農家の事例。1970年のAヒュームの進出にともなって、その工場用地を提供し経営主・後継者がともにAヒュームに入社した。経営耕地が少ないため、農作業は主に妻にまかせている。

……従業員番号4・5（農家番号A56）の農家の事例。1970年以後、母親がAヒュームに勤務しながら、農業を行っていたが、79年に市街地で自営業を営んでいた息子（現経営主）夫婦が、戻ってきたのを機に、農地を全面的に貸し付け、一家でAヒュームに勤めている。

図 2-18 Aヒューム管工業(株)名寄工場の作業内容

㊤ 工場組織図(1983年)

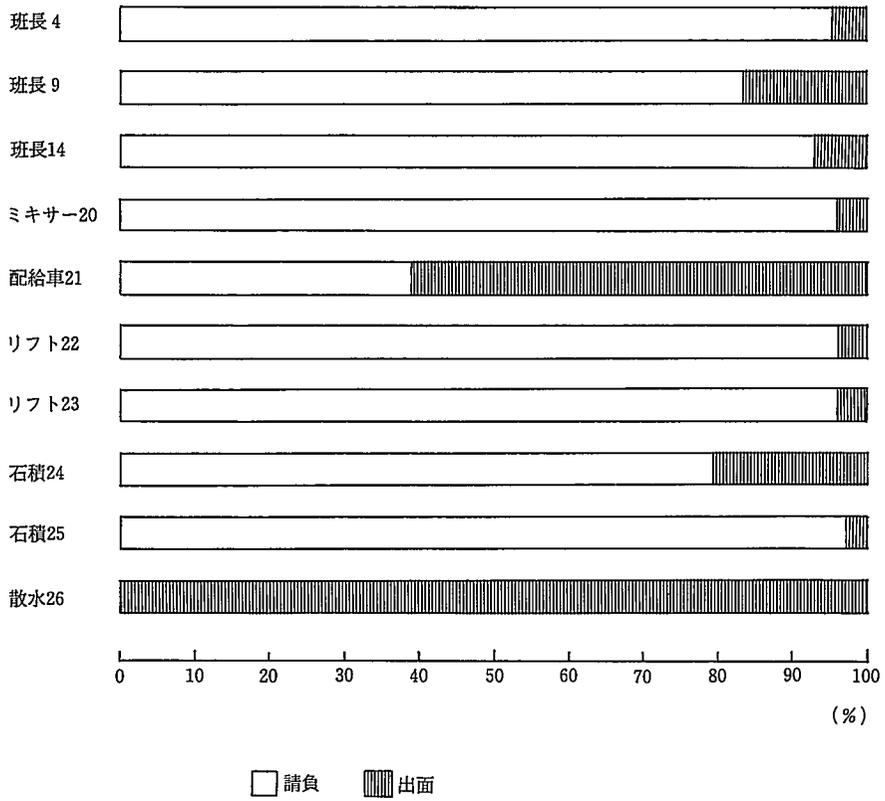


※ 数字は労働者番号

㊦ 製造ブロック

品名	用途	作業部門	製造数量	請負単価	金額(円)
A式Y型1号	中河川用 多目的ブロック	A・B	18,632	45 ⁵⁰	847,756
" A型95	"	"	12,229	55 ⁵⁰	678,709 ⁵⁰
単床	高水護岸ブロック	B	22,536	43	969,048
V型(低)A	低水護岸ブロック	C	543	345	187,335
"(")A	"	"	694	345	239,430
"(高)C	高水護岸ブロック	"	616	172 ⁵⁰	106,260
"(")D	"	"	202	86 ³⁰	17,432 ⁶⁰
"(水)	環境護岸 水平ブロック	"	35	172 ⁵⁰	6,037 ⁵⁰
"(")A	"	"	37	345	12,765
" ST2	"	"	690	345	238,050
大型エイト		"	1,223	273	333,879

図2-19 Aヒューム管工業(株)名寄工場の賃金構成(1982.7)〔男〕



Aヒューム管工業(株)名寄工場の賃金構成 (1982.7) [女]

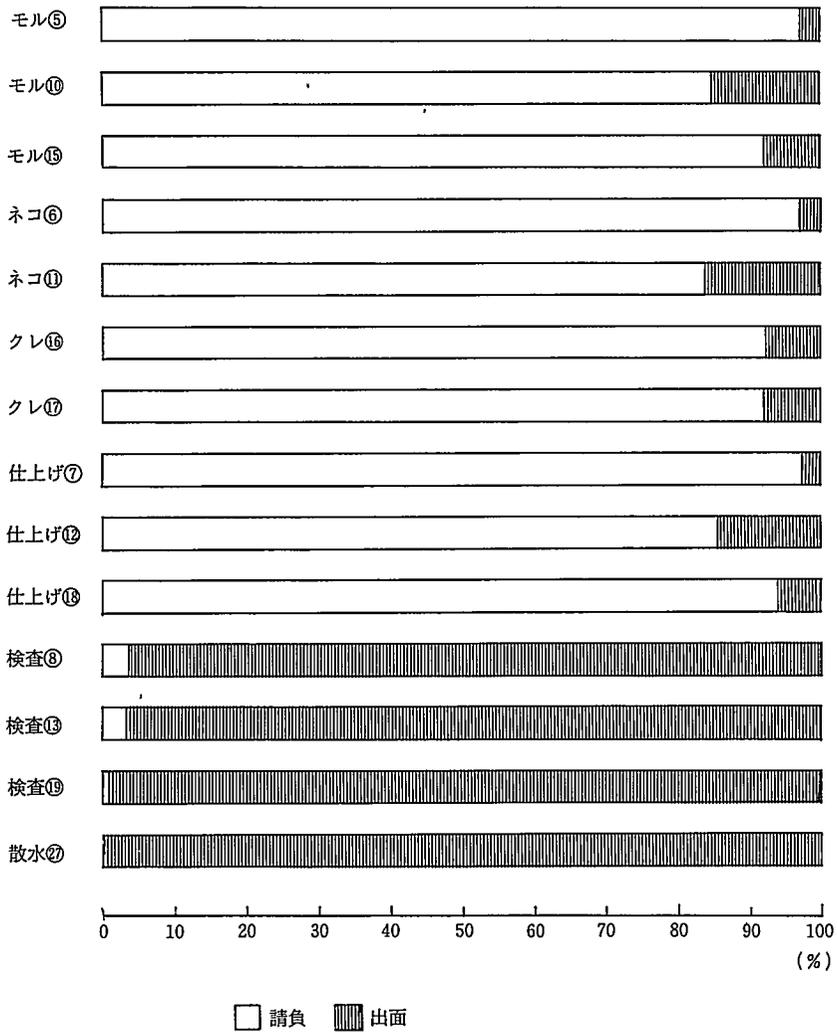
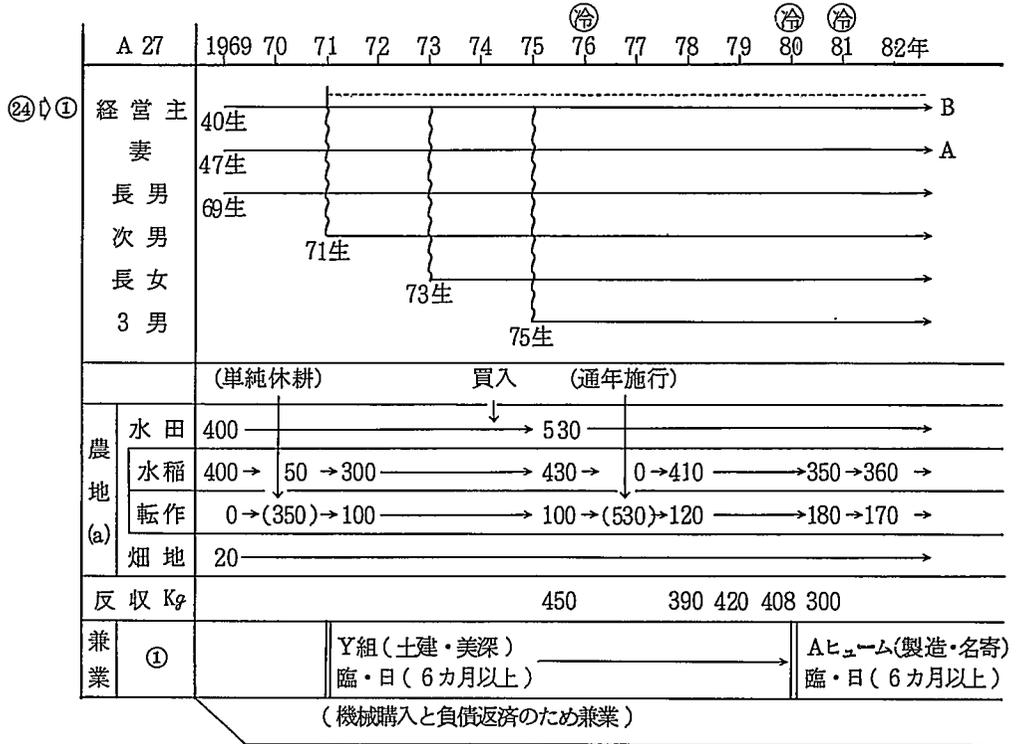
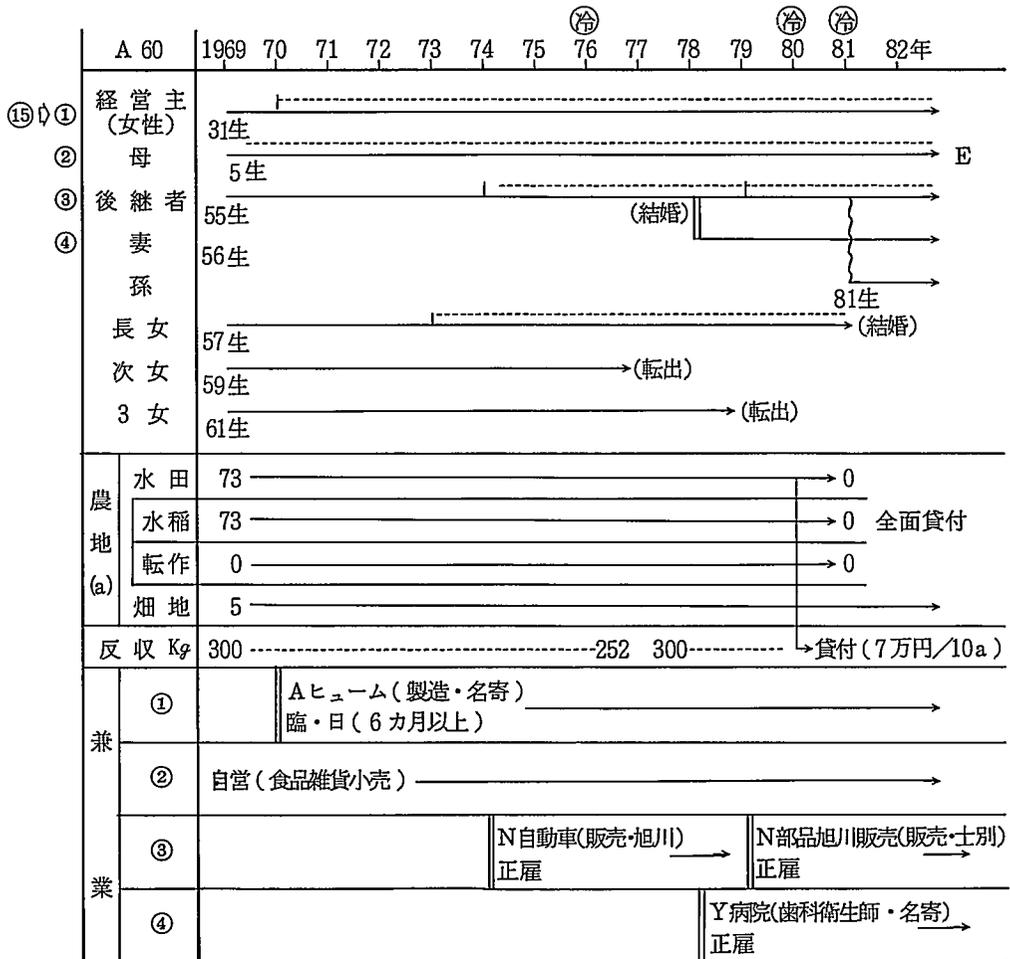


図 2-20 Aヒューム管工業(株)・就労兼業農家の事例

(I) 共存型



(II) 農村労働者型



(Ⅲ) 兼業依存型

A 51		1969	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82年	
②①①	経営主	-----> E														
	妻	17生 -----> E														
②③③	後継者	27生 -----> E														
	次女	50生 -----> E														
	母	56生 -----> E														
		(通年施行)														
農地 (a)	水田	340 → 140								140 ----->						
	水稻									↓ 0 → 138 → 112 → 87 → 120 → 100 ----->						
	転作									(140) → 2 → 28 → 53 → 20 → 40 ----->						
	畑地	10												10 ----->		
		→ 200 (Aヒュームに貸付)														
兼業	①	(土木・名寄 臨・日 (3~6ヵ月))		Aヒューム (製造・名寄) -----> 臨・日 (6ヵ月以上)												
業	③									Aヒューム (製造・名寄) -----> 臨・日 (6ヵ月以上)						
(Aヒュームに工場用地を提供)																

A 56		1969	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82年
⑤ ④ ③ ④ ③ ② ③ ② ① ① ② ③	母	20生	→												
	経営主	41生	→ (名寄市内でスナック経営)												
	妻	47生	→ (転入)												
	長女	68生	→ (転入)												
	長男	72生	→ (転入)												
農地 (a)	水田	420	→ 0												
	水稻	0	→ 0 全面貸付												
	転作	(420)	→ 0												
	畑地	15	→ 0												
		→ 435(貸付)													
兼業	①	Aヒューム(製造・名寄) 臨・日(6カ月以上) →													
	②	Aヒューム(製造・名寄) 臨・日(6カ月以上) →													
	③	Aヒューム(製造・名寄) 臨・日(6カ月以上) →													

Aヒュームは地域での製品（護岸ブロック）の需要が減少してきた場合、この地域から撤退する可能性がある。したがって、現在のような形態で就業している農家も、農地を手離して完全に離農することは困難である。

4. 兼業農民の就労条件と脱兼業

(1) 兼業農民の賃金水準

前節で具体的に見てきた、農家労働力の兼業先企業での就労分析のまとめとして、本節では、まず労働条件の集約的表現である賃金水準を取り上げたい。

現在の日本では、同じ労働でも地域によって賃金水準がちがうことは周知の事実である。実際に、北海道の中小企業労働者（製造業）の1日あたりの平均賃金を、全道平均と道北地区⁽¹⁰⁾平均について比較すると、そのことは明らかである（表2-11）。10～29人規模の場合にはほとんど差が見られないが、30～99人規模の場合になると全道平均がかなり高くなっている（とくに男子賃金は2,000円以上もちがう）。逆に、100～299人規模となると道北地区の方が高くなっている。

では、前節で分析した各企業の典型的な兼業農民の賃金を比較したい（図2-21）。男子賃金について見ると、この道北地域労働市場の兼業賃金には、3つの特徴があることがわかる。

第1の特徴は、この道北地域労働市場の賃金水準が、先に見た道北地区の中小企業労働者の賃金水準とほぼ同じであることである。例えばH製紙の労働者（非農家）の1日当たり賃金7,752円は、道北地区製造業100～299人規模企業平均7,860円と、ほとんど変わらない水準であると言える。また、N生コンの賃金5,111円も道北地区平均5,160円とほぼ同じ水準である。

第2の特徴は、業種別に賃金を見ると、基本的には土木・建設業が相対的に賃金が高いということである。これは、土木・建設業で最も規模の小さい（賃金の低い）H建設ですら、1日当たり7,500円の賃金を得ていることによく現われている。

第3の特徴は、これらの条件を越えて「高賃金」（労働強度の増大をともなう）を実現するものとして、出来高賃金が一部（Aヒューム）で導入されてきていることである。一般に、時間賃金に比べて出来高賃金は、労働強度を増大させると考えられるが、これが兼業農民の「稼げるだけ稼ぐ」という感覚と結びついた時、労働力そのものを破壊してしまう危険性がある。

では、このような特徴をもつ兼業農民の賃金水準に対して、この労働力をもう一度農業に引き戻すだけの所得の確保は不可能なのであろうか。その点に関して2つの点に注目する必要がある。1つは、A集落にあるD営農組合の共同作業への出役賃金が、男子1日当り11,000円～8,000円と兼業賃金に見合う労賃を保障していることである。また2つ目には、後に見るA集落のように、減反を契機としつつもそれによってすすむ経営の複合化が成功する中で、脱兼業が起ってきていることである。

表 2-11 北海道の中小企業労働者の賃金水準（1982年）

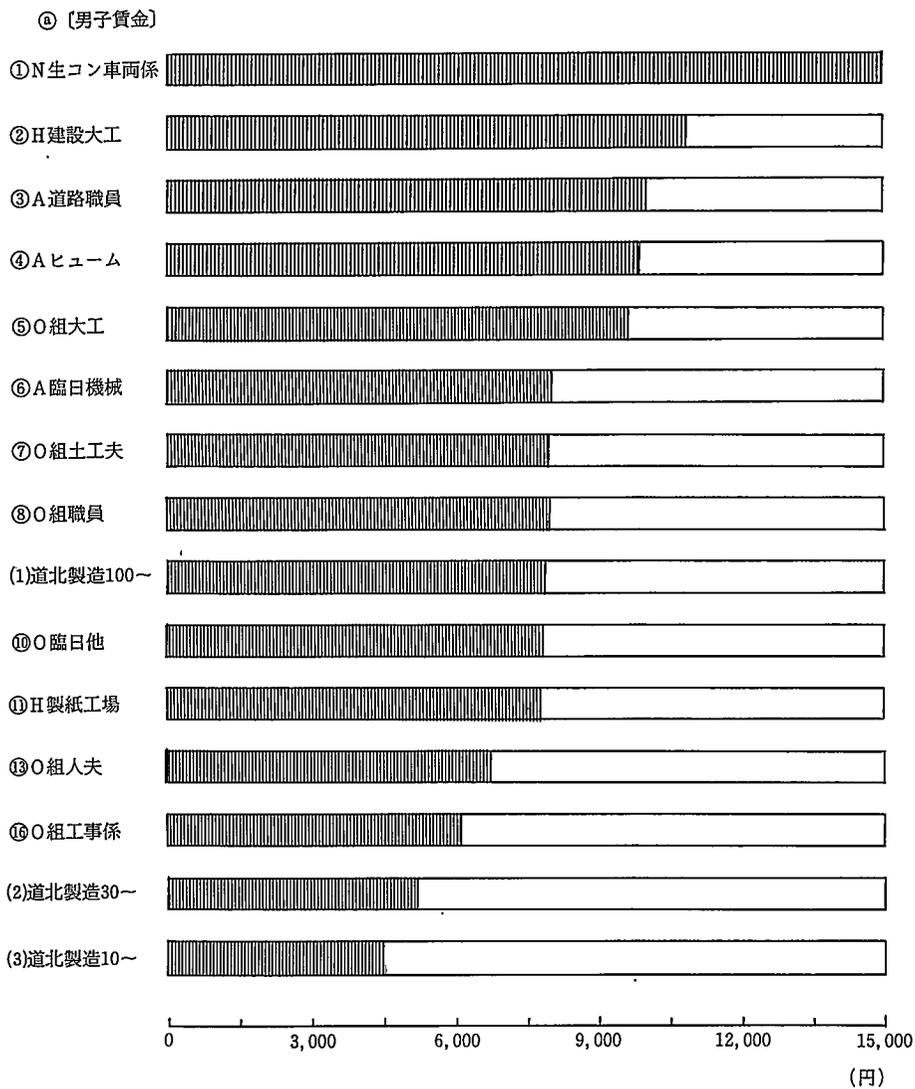
事業所規模	業 種	臨時・日雇労働者 1人1日当たり平均賃金		同 道 北 地 区		生産労働者 年間平均給与額 (定期給与+特別給与)	
		男	女	男	女	男	女
10 ～ 29 人	製 造 業	円 4,460	円 3,250	円 4,450	円 3,340	千円 2,812	千円 1,350
	食 料 品 製 造 業	3,010	3,230	/		2,584	1,187
	窯業・土石製品製造	—	4,870			3,378	1,672
30 ～ 99 人	製 造 業	7,280	3,430	5,160	3,250	2,792	1,381
	食 料 品 製 造 業	3,900	3,010	/		2,817	1,248
	窯業・土石製品製造	5,300	3,600			2,637	1,651
100 ～ 299 人	製 造 業	5,420	2,950	7,860	3,060	3,144	1,458
	食 料 品 製 造 業	4,020	2,760	/		3,404	1,296
	窯業・土石製品製造	9,630	5,000			2,997	1,690

北海道労働部「中小企業賃金実態調査報告書」（昭和57年7月31日現在）より作成
 ※道北地区は、上川・留萌・宗谷・網走の各支庁

(2) 脱兼業農家の発生と構造

ひとたび農業生産から兼業に労働の比重を移した農家労働力が、再び農業生産だけに専念することは個々の農民の願望ではあっても、それを実現することは現在の農業生産をとりまく状況からなかなか困難である。しかし、ここで検討するA集落では、高率の減反割当のもとでいや応なく水稻単作経営に恒常的転作物を導入しなければならない中で、脱兼業して農業に専念しようとする農家が少なからず生まれている。そこで、そうした脱兼業農家（A集落では9戸）を経営対応によって分類すると①「規模拡大型」（ビート型3戸、たまねぎ型1戸、麦型1戸、他野菜型1戸）と②「同一規模型」（アスパラ型2戸、麦型1戸）の2つに分けられる（図2-22）。そして、このうち主としてどの型をとるかは、概してどのような転作物を積極的に導入するかにかかっていると言える。ビート・たまねぎ・麦など比較的手間のかからない作物（同時に小面積では採算のとれない作物）を主に導入している農家は、やはり脱兼業をするためにかなりの土地拡大を必要としている。これに対して、アスパラなどかなり手間のかかる作物（反当収益性の高い作物）を主に導入

図 2-21 名寄市の調査企業における1日当賃金の比較



⑥【女子賃金】

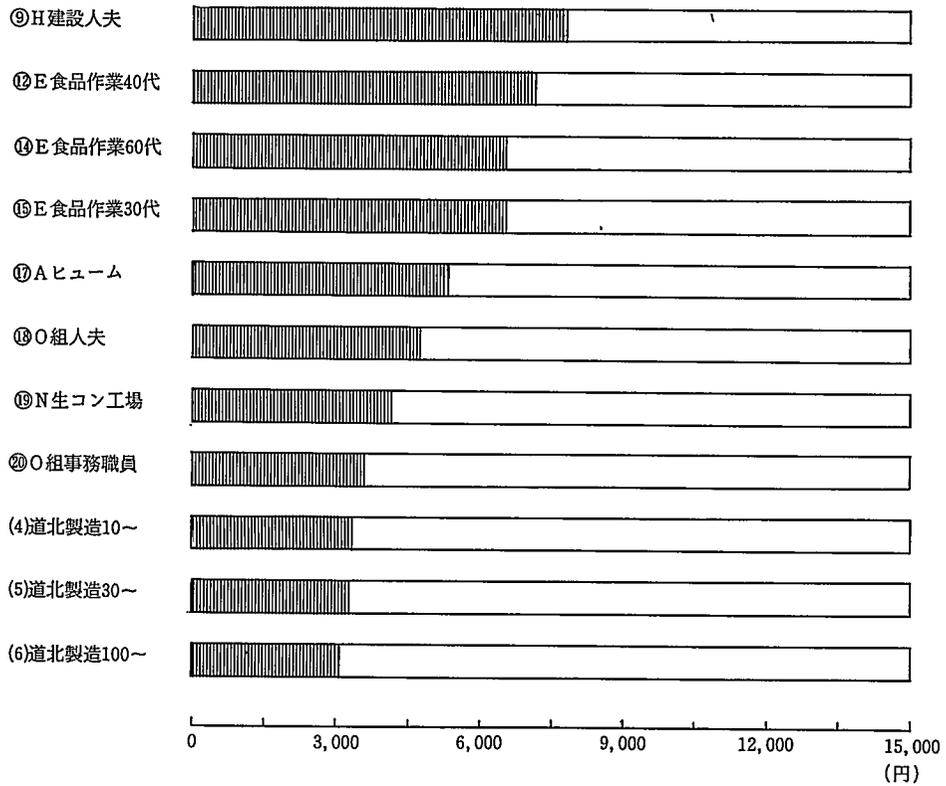


表 2-12 脱兼業の理由

規模 拡大 型	A 4	兼業に出ていると農業をやる余裕がない。農業に重点をおきたかった。
	A 19	作物がふえて忙しくなった。
	A 24	農業が忙しくなった。
	A 12	借地で規模拡大できたので兼業やめる。
同一 規模	A 14	転作麦+兼業でいこうとしたが簡単に休めなかったので(麦の穂発芽)
	A 30	自家農業と兼業(役員)が両立せず、しめしが見つからない。

図 2-22 脱兼業農家の経営規模変化

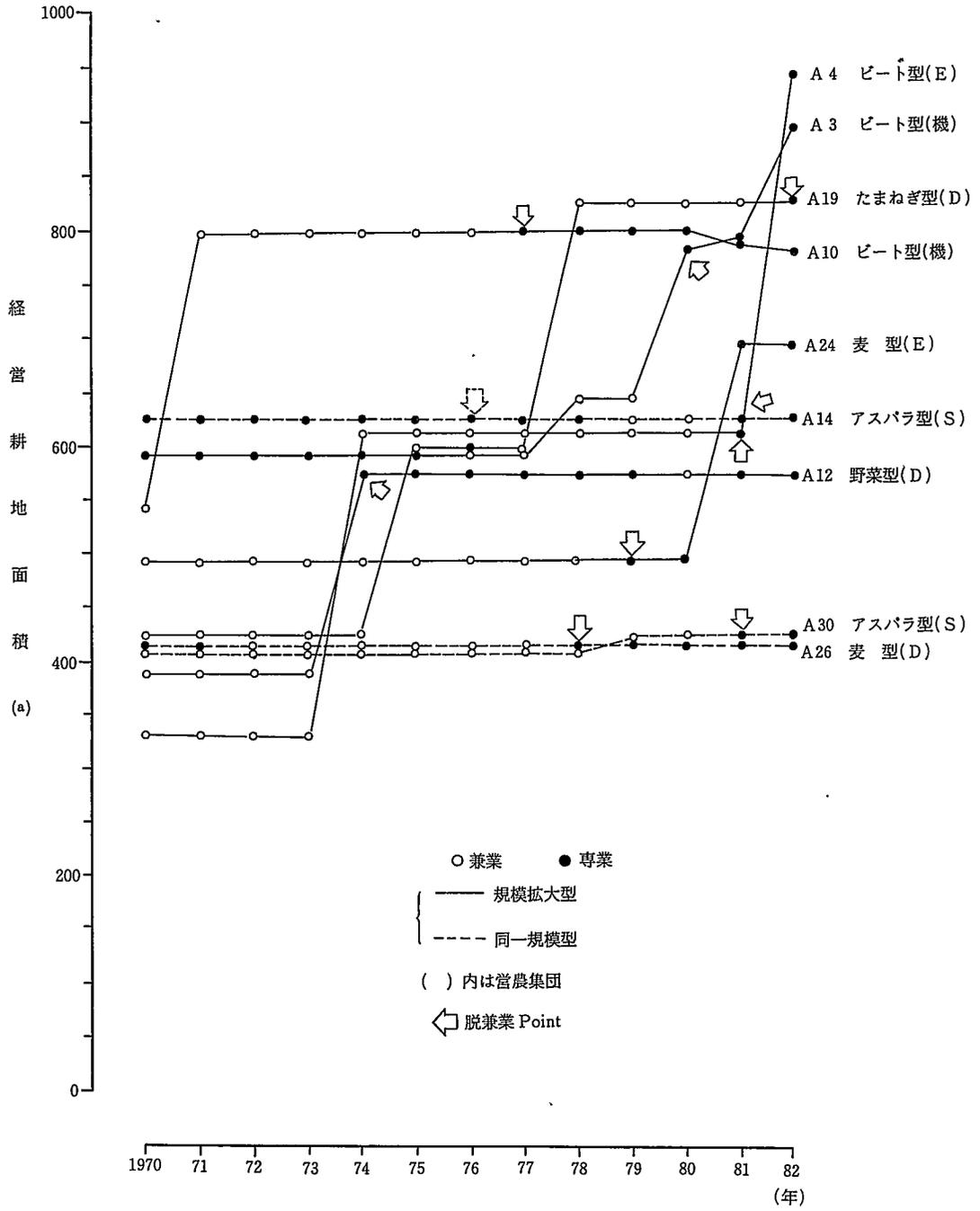
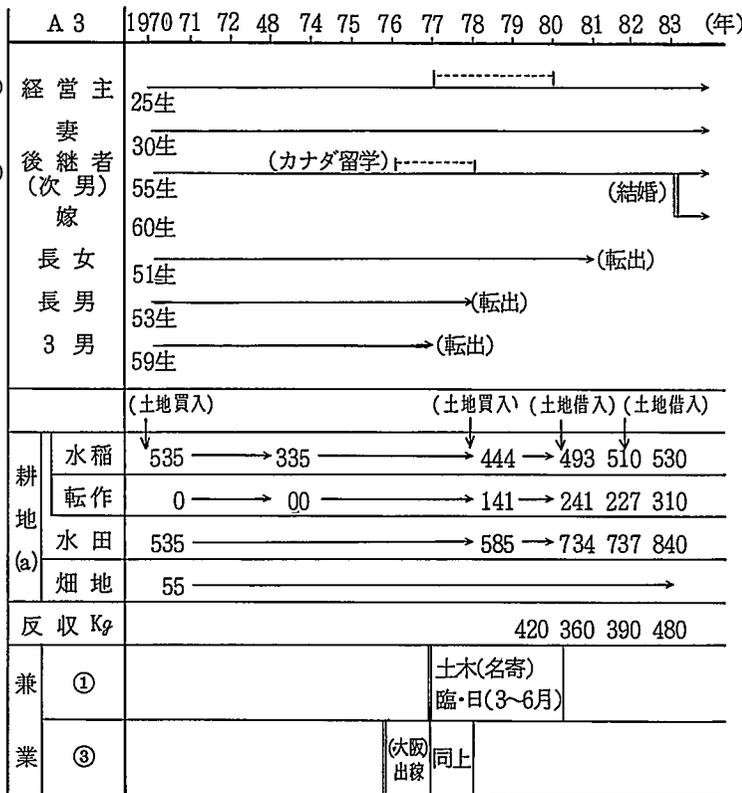


図 2-23 脱兼業の契機による類型

(i) 規模拡大型



第1次減反期には多大の負債(負債整理資金300万円)をかかえ資金的には苦しかったが、転作には積極的であり後継者(次男)をカナダに研修留学させている。

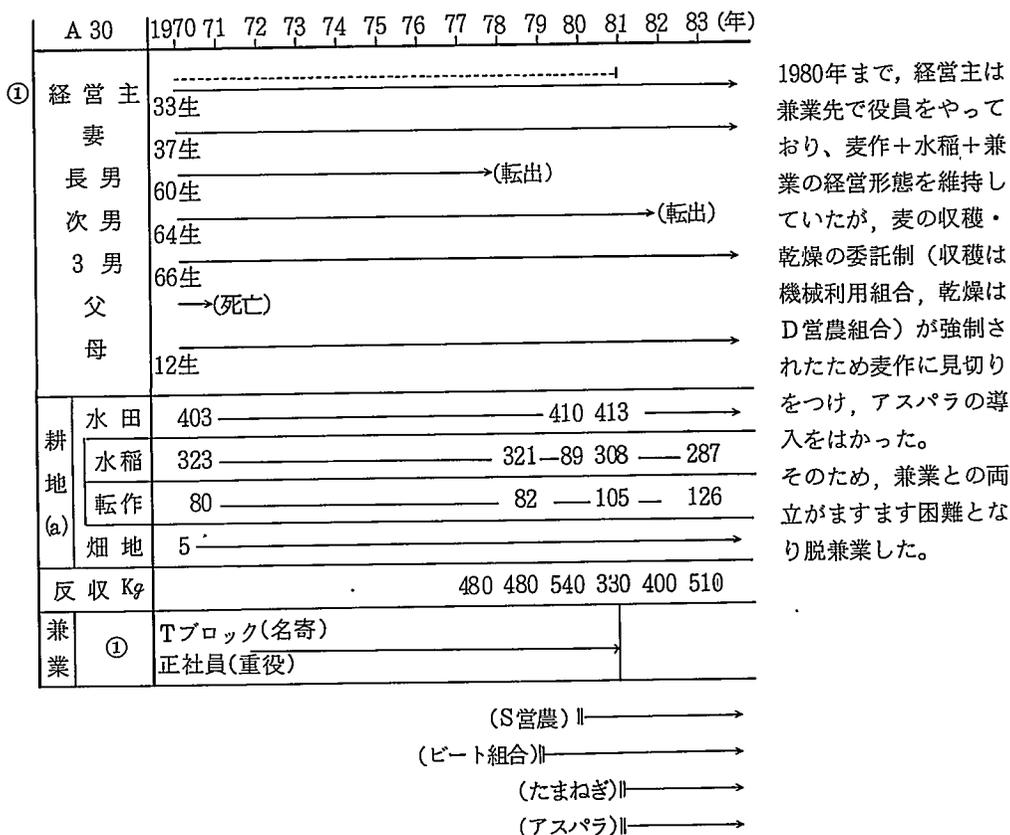
その知識を利用して、1978年からは養豚を本格的に開始して、有畜複合経営を目指す。この際、後継者は兼業をやめた。更に80年には第2次減反で転作率が50%を超えることを予想して規模拡大し、経営主も兼業をやめ、専業農家となった。

||養豚(50~60頭)————→
 (ビート組合)————→
 (機械利用組合)||————→

している農家は、ほぼ同一規模のまま脱兼業をしている。ただ、同一規模のまま脱兼業しているアスパラ型の農家が2戸とも、集団的対応としてアスパラ生産を行なっているS営農集団に属していることは、こうした脱兼業と集団的生産力形成が密接な関係にあることを示している。

また、このような経営対応のちがいをふまえて、どのような理由から脱兼業したのかを見ると(表2-12, 図2-23), 大きく三つの類型に分けられる。すなわち, (i)土地規模拡大という好条件のもとで農業労働力を再び確保する必要がでてきた「規模拡大型」(例えばA3農家)と, (ii)水田利用再編下で比較的集約性の高い転作物を導入することによって, 兼業に従事していた農家労働力を農業部門で活用しようとする「積極転作型」(例えばA30農家)と, (iii)直接的には経営主の引退・死亡などによって農業生産に専念せざるをえなくなった「世代交代型」(例えばA24農家), の三つである。

(ii) 積極転作型



このような契機と方法のうえでちがいをもち脱兼業農家も、後に見るようなA集落における農民の地域的集団的な対応と、その具体的表現としての農業生産組織の結成が、その条件を整備してきた事実を見逃すことはできない。

5. ま と め

本章の課題は、従来の地域労働市場論の一部で見られた農家労働力を単なる過剰人口としか見ない傾向を克服し、農家労働力を地域の農業生産の担い手という本来の役割と結びつけて理解するために、農家労働力という視点から実際に地域労働市場を分析することであった。そこで、まず名寄市を中心とした「道北地域労働市場」を対象に市町村レベルでの労働市場の基本的動向を見ると、この地域労働市場が地方中核都市（名寄市）をもちつつも周辺農村地域からの第2、3次産業部門の集中を前提として成立しており、1970年代の構造不況のもとで①建設業・製造業の比重増大、②企業規模の縮小傾向、③就業条件の悪化が進行していることが明らかとなった。

際に脱兼業現象をひき起している。

つまり、ここに農村地域労働市場における地域農業構造の規定的な性格を見てとることができるであろう。

〈注〉

- (1) 美土路達雄編著『現代農民教育の基礎構造』（1981年、北大図書刊行会）に詳しい。
- (2) 桜井豊「水田土地利用の構造」（矢島武編著『日本稲作の基本問題』1981年、北大図書刊行会）では、日本的農業モノカルチャー（水田農業モノカルチャー）の実態を、「源流的モノカル（独自性）」である米麦二毛作体系を破壊し、「現日本的モノカル（解体的モノカル）」である単作経営の一般化によるものと指摘している。
- (3) 伍賀一道「地域開発と労働市場分析」P. 122
- (4) 美崎皓「地域の労働市場」（西村・屋島編著『「地方の時代」と労働問題』社会政策叢書Ⅳ，啓文社，1982年8月所収）P. 97
- (5) 伍賀一道，前掲書P. 123～124
- (6) 太田原高昭「農業労働力流出の現段階的性格について」（北海道大学農経論叢 第28集，1972年3月所収）P. 19
- (7) 「小農」とは、「自分自身の家族とともに耕せないほど大きくはなく，家族を養えないほど小さくはない一片の土地の所有者または賃借者」を意味する。（エンゲルス『フランスとドイツにおける農民問題』）
- (8) 田代洋一・宇野忠義・宇佐美繁著『農民層分解の構造』（1975年，御茶の水書房）
- (9) 名寄女子短期大学・北大教育学部社会教育研究室合同調査班『「北限」稲作経営の構造変化と農家生活』（名寄女子短期大学学術研究報告Vol.14，1982年）
- (10) ここで言う道北地区とは，統計上の上川・留萌・宗谷・網走の各支庁の合計をさすのであり，本章の「道北地域労働市場」とは別である。

第3章 地域流通構造再編と農協

田中 秀樹

1. 課題の限定

小論は、構造不況下での農村購買市場再編、農村販売市場再編、さらには減反政策による地域農業再編という三重の再編成過程のもとでの農村地域流通構造再編の具体的進展過程と、その中で生まれている地域流通構造の民主的編成への展望を明らかにすることを課題とする。

そのためには、農村地域流通構造再編の具体的進展過程を、農村購買市場、販売市場の両面から統一的に明らかにすることが第1の課題となる。北海道における購買市場再編の動向は、1970年代後半以降、本州資本量販店の北海道進出を契機に、小売業再編が急速に進展しており、それは1980年前後より、大都市のみならず、農村購買市場の急速な再編、すなわち農村地域小売商業構造再編¹⁾をおし進めている。一方、それと並行して、1971年の卸売市場法制定を契機に、集散市場の全国的体系化が進みつつあり、²⁾農村地域の中小零細卸売市場の系列再編整備をともないながら、農村販売市場再編も進行している。

こうした購買、販売両面にわたる流通再編は、地場流通の担い手である中小零細商業者の再編を通して、物的流通過程を含む地域流通構造を再編成しつつあると思われる。このような地域流通構造再編の進展は、単に中小零細商業の整理、淘汰といった中小商業問題として現出するのみでなく、住民の消費生活問題として現われると同時に、地場流通をめぐる対抗関係の激化の過程である。

したがって第2の課題は、農村地域流通構造再編下における地場流通の担い手である諸機関の性格と役割の検討を通して、地域流通構造の民主的編成への手がかりを明らかにすることである。とりわけ、購買、販売両面での農村市場の結節点としての農協と地方卸売市場について、その性格と役割を検討しておくことが重要であろう。

ところで、農協については、今日の農協が、減反政策による地域農業再編への対応を迫られる中で、農民の転作要求に応え、転作の拡大を基礎に新たな市場対応を行なうことが求められていることをみとめる必要がある。いうなれば「地域農業の商品化構造」³⁾の編成主体としての農協の役割が求められていることになる。それは同時に、農協にとってみれば、いわゆる米麦食管依存型の経営構造から脱皮する課題と結びついたものとなる。たとえば、減反政策下で農協が農民の転作要求に応え、地域農業の商品化構造を編成していく過程は、従来、「食管事業方式」⁴⁾と呼ばれた米麦食管にどっぷりつかった安定した農協経営体質から脱皮していく過程である。こうした方向は営農事業と販売事業を軸に農協の

経営構造を変革していく中で、地域農業の発展と結びついた方向であろう。しかし米麦食管依存型農協からの脱皮の方向は、こうした方向のみではない。経営主義的な方向として、不採算部門に転化した農業関連部門を切り捨て、資本として自立化していく方向性も現われている。そのどちらの方向に農協が進みつつあるかについて、農協の市場対応のあり方とともに、農協の経営構造を客観的に検討しておく必要がある。

こうした地域農業の商品化構造と農協の経営構造の相互規定的関係⁵⁾をふまえた上で、「農民的商品化構造の形成」の中に農村地域流通構造の民主的編成への手がかりを見出し、ていきたい。

小論では、水田利用再編政策下で稲作モノカルチャーからの脱却を強く迫られ、したがって農協の地域農業再編への対応が強く迫られている「北限」稲作地帯を事例とし、以上の2つの課題について検討する。

2. 構造不況下における農村購買市場の再編

(1) 名寄商業の構造再編——名寄商業の位置と動向

まず、構造不況下における農村購買市場の再編成を、名寄商業の動向を事例に明らかにしよう。名寄小売商業は、図3-1および表3-1にみるように、旭川を核とした旭川広域商圏の内部に位置し、さらに名寄市を核とする名寄小売商圏の中核都市として、周辺町村の購買力を結集する位置にある。名寄市を核とした周辺町村との購買力の流出入関係は、表3-2およびそれを図示した図3-2のごとくである。周辺町村から名寄市へ購買力が流入していることとともに、名寄商圏全体から、旭川市などへの商圏外流出が約45億円程度みられることがわかる。

ところで名寄周辺町村の基幹産業は、主に農業であり、農業人口が多い地域である。このことから名寄商圏の性格は、名寄市内の農村部も含め、農家購買力に強く依存する商圏といえよう。こうした名寄商圏の農村購買市場としての性格は、名寄商業が農家経済の動向と密接に結びつき、農業の発展を背景に成長してきたことを示している。

また名寄卸売業は、表3-3にみるように、上川北部地域において旭川につぐ卸売機能の集積を示しており、周辺町村への商品の仲継地点として、周辺町村への卸売機能を担ってきていることがわかる。

しかし一方、表3-4にみるように、全道的に卸売業の大都市への集中が進んできており、1982年には、全道卸売販売高の約6割が札幌市に集中するまでに至っている。つまり流通再編下において、北海道が商品市場として、全国的市場に組込まれ、本州大都市→札幌市→地方都市→周辺市町村、といった流通経路が確立されてきたことを示している。しかしその中でも、1960年代前半と1970年代前半以降の卸売業再編の性格は異なっていることに留意しておきたい。つまり60年代の北海道卸売業再編が、道外商社の札幌進出を契機とした直接的な卸売業再編であったのに対し、70年代前半、構造不況期のそれが、道外量販店の直接進出を契機とした、小売業再編を伴いつつ、小売の側からの卸売再編の様相を強めていることである。またそうした中で、名寄市の卸売機能の位置は、表3-3に見

図3-1 名寄商圏の位置

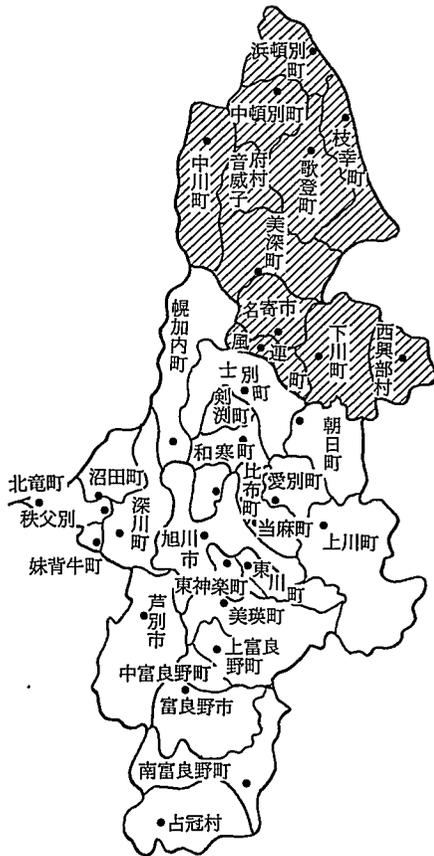


表3-1 名寄小売商圏

1次商圏	名寄91.0%, 音威子府56.2%
2次商圏	下川49.1%, 風連47.2%, 西興部50.8%, 中川31.2%
3次商圏	美深25.7%, 中頓別21.8%, 浜頓別8.8%, 歌登11.4%, 枝幸3.7%

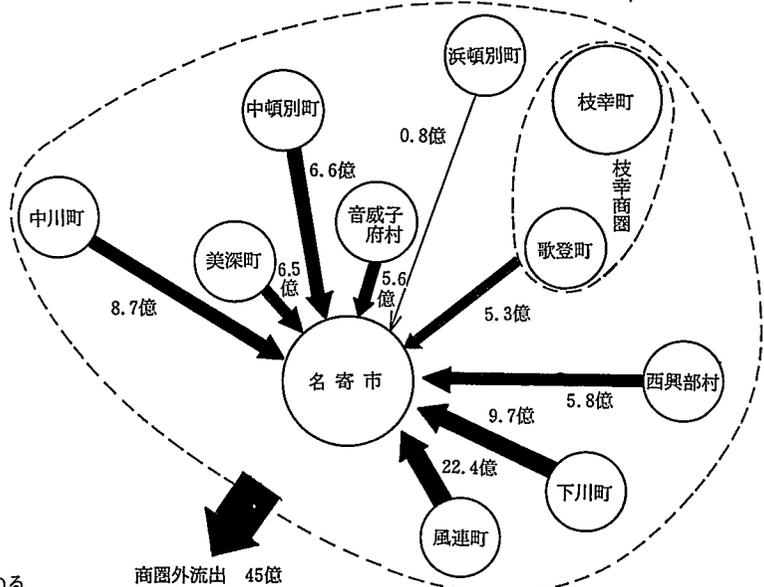
注) 1) 道商工観光部「北海道広域商圏動向調査報告書」(1983年3月)
 2) 商圏区分は買回品の購買率による(1次56%~, 2次30~56%, 3次5~30%)

図3-2 名寄商圏における流入関係

注: 図は上川支庁。

▨部分が名寄商圏

商圏の確定は、北海道商工観光部「北海道広域商圏動向調査報告書」(1983年3月)による。



※ 表3-2にもとづいている

表3-3 卸・小売総額にしめる卸売比率 (%)

	1974年	76年	82年
旭川市	73.4	73.5	73.8
名寄市	48.0	41.8	42.6
士別市	16.7	16.7	21.0
下川町	10.2	9.1	10.0
風連町	14.8	5.2	3.9
美深町	9.1	11.1	11.2
中川町	x	8.4	10.8
音威子府村	0	0	0
浜頓別	27.1	22.6	22.8

注) 「商業統計」より計算。

表3-2 購買力の流出入(推計) (1982年)

	(A) 推計購買力 (万円)	(B) 小売年間販売額 (万円)	(C)=(A)-(B) 流出額(万円)	(C)/(A) 流出率
名寄市	2,356,387	2,616,200	△259,813	$\frac{\%}{\Delta 11.0}$
音威子府村	136,508	80,261	56,247	41.2
西興部村	108,606	50,766	57,840	53.3
下川町	428,558	331,312	97,246	22.7
風連町	497,938	273,730	224,206	45.0
中川町	234,677	147,952	86,725	37.0
美深町	559,336	494,184	65,152	11.6
中頓別町	268,923	202,464	66,459	24.7
浜頓別町	425,283	417,118	8,165	1.9
枝幸商圏 (枝幸・歌登)	917,559	864,565	52,994	5.8
名寄市外小計	3,577,388	2,862,352	715,036	20.0
計	5,933,775	5,478,552	455,223	7.7

注) 1) 年間販売額は「商業統計」の各市町村別年間販売額より、次の業種を除いてある。
(「自動車小売業」、「農耕用品小売業」、「ガソリン・ステーション」、「新聞小売」)
2) 推計購買力は、上記の業種を除いた北海道小売業年間販売額を北海道の人口で除し、各市町村人口を乗じた数値。

表3-4 全道主要都市卸売業の年間販売額全道シェア

(%)

	1956	1958	1960	1962	1964	1966	1968	1970	1972	1974	1976	1979	1982
市 計	88.5	93.7	95.4	95.1	95.5	94.3	95.1	95.1	95.7	96.6	96.5	96.0	95.1
9 市 計	82.5	85.4	88.8	89.2	89.0	87.7	88.9	88.9	87.6	90.1	89.4	89.1	88.7
札幌市	34.6	38.7	47.1	48.7	53.7	52.3	52.5	51.3	54.1	57.7	56.7	58.5	59.5
旭川市	8.3	7.8	10.7	10.9	10.6	10.4	10.4	10.4	8.6	8.8	8.0	7.8	7.2
函館市	6.6	6.7	5.0	5.6	5.5	5.9	5.9	6.0	4.9	5.2	5.7	5.3	4.8
釧路市	5.3	3.7	3.9	3.5	3.6	4.7	4.7	4.8	5.6	5.1	5.5	4.9	4.9
帯広市	4.9	5.2	3.7	4.1	3.6	3.7	3.7	3.5	3.7	3.2	3.3	3.3	3.3
北見市	2.0	2.5	1.4	1.8	1.7	1.8	1.8	3.2	3.1	2.5	2.8	2.8	3.1
小樽市	17.5	17.7	13.9	9.9	7.0	5.5	5.5	4.0	3.3	3.0	2.5	2.1	1.8
苫小牧市	0.4	0.5	0.6	0.8	0.8	1.1	1.1	1.5	1.6	1.6	2.5	2.2	2.3
室蘭市	2.7	2.8	2.5	4.0	2.5	3.4	3.4	4.3	2.7	3.1	2.4	2.1	1.9

注)「商業統計」各年版より作成。

たように、相対的に低下している。

このような卸売業再編とあいまって、小売業においても階層変動が顕著である。小売業の階層変動の特徴は、次の3点にまとめられる。

第1に、スーパー、大型店の急速伸長が顕著な点である。表3-5に名寄市における食料品店の売場面積を示したが、現在、食料品売場面積全体に占める大型店の割合は、57.8%にもなっている。さらに名寄市の上位2店舗である、S、Y両デパートの小売総販売額は、1976年が約37億円、1982年になると約64億円と急上昇しており、さらにこの2デパートの名寄市小売総販売額に占める割合は、1976年の13%から、82年には17%と、約2割にも迫る勢いである。

こうした大型店の動向は、いきおい中小零細小売商業にはねかえらずをえない。その点が第2の特徴である。表3-6をみると、小売商店数の減少が著しいことが目につくが、さらに詳しくみると、小売商店の減少の多くが、飲食料品店と織物・衣服小売商店であることに気づく。さらに表3-7で、経営組織別、従業員規模別にみると、法人経営組織が個人組織に比べて増加していること、また零細な1~2人規模商店の減少が著しいことがわかる。総じて、スーパー・大型店と競争関係にあり、零細経営の多い飲食料品店、衣料

表3-5 名寄市における食料品店売場面積

	売 場 面 積	うち食料品面積	構 成 比	出店または増築年
S デパート	4,550 m ²	1,776 m ²	20.0 %	1982年増築
Y デパート	2,993	0	0	
↳R ショップ	2,081	2,081	23.5	1983年増築
N ショッピング	2,482	660	7.4	1980年出店
M スーパー	611	611	6.9	1971年出店
大 型 店 計	12,657	5,128	57.8	
そ の 他 食 料 品 店	3,746	3,746	42.2	
計	16,403	8,874	100.0	

注) 聞きとり、及び「商業統計」より。

表3-6 名寄市卸・小売業の推移

	1968 年			72 年			76 年			82 年		
	商店数	従業者数	年間販売額	商店数	従業者数	年間販売額	商店数	従業者数	年間販売額	商店数	従業者数	年間販売額
総 数	493	2,565	1,447,876	468	2,664	2,254,862	458	2,586	4,840,351	446	2,644	6,418,938
卸 売	61	522	696,878	60	550	1,054,981	64	552	2,024,369	56	442	2,734,615
小 売	432	2,043	750,998	408	2,114	1,199,881	394	2,034	2,815,982	390	2,202	3,684,323
各 種 小 売	2	184	89,249	2	} 444	} 253,321	2	219	369,294	2	327	635,117
織物・衣服	62	295	85,125	60			61	230	451,374	47	385	240,546
飲 食 料 小 売	207	697	252,238	167	718	386,194	161	624	690,437	147	631	974,751
自動車・自転車	29	145	106,605	25	176	157,565	28	220	421,547	30	240	389,783
家具・建具・什器	40	212	70,590	42	224	114,551	46	257	234,621	43	197	246,914
そ の 他 小 売	92	510	157,191	113	552	288,250	96	474	648,709	121	587	1,197,212

注) 「商業統計」各年版より作成。

表 3-7 名寄市卸・小売業の従業員規模別・経営組織別階層動向

		1976年									1982年								
		総数	経営組織		従業員規模						総数	経営組織		従業員規模					
			法人	個人	1~2人	3~4人	5~9人	10~29人	30~99人	100人~		法人	個人	1~2人	3~4人	5~9人	10~29人	30~99人	100人~
卸	売	64	50	14	7	20	20	14	3	0	56	46	10	10	10	24	10	2	0
小	売	394	115	279	187	94	65	41	5	2	390	151	239	177	94	77	34	6	2
	各種小売	2	2	0	0	0	0	0	0	2	2	2	0	0	0	0	0	0	2
	織物・衣服	61	20	41	27	17	14	3	0	0	47	18	29	16	18	10	2	1	0
	飲食料品	161	34	127	88	40	21	11	1	0	147	45	102	77	36	23	7	4	0
	自動車・自転車	28	11	17	12	7	2	4	3	0	30	14	16	12	4	5	9	0	0
	家具・什器	46	15	31	19	10	10	6	0	0	43	18	25	20	10	7	6	0	0
	その他	96	33	63	41	20	18	17	0	0	121	54	67	52	26	32	10	1	0
構成比	卸売	% 100	78.1	21.9	10.9	31.3	31.3	21.9	4.7	0	% 100	82.1	17.9	17.9	17.9	42.9	17.9	3.6	0
	小売	% 100	29.2	70.8	47.5	23.9	16.5	10.4	1.3	0.5	% 100	38.7	61.3	45.4	24.1	19.7	8.8	1.6	0.5

注) 「商業統計」1976年、82年版より作成。

品店での階層分解が激しく進んでいるといえよう。

第3の特徴は、大型店の資本系列化である。すでに1980年に道外大手資本である長崎屋が直接出店しているが、それに先立つ76年に地場資本のトップである、Sデパートが、西武百貨店と商品提携関係を結んでいる。また、S、Y両デパートとも長崎屋出店を契機に、82、83年にそれぞれ大幅な増改築を行っており、借入資金を通じた銀行資本への系列化も進みつつあると思われる。

(2) 農家の買物動向

次にこうした流通再編を農家の買物動向の側からみていこう。

北海道の農家経済は、水田利用再編政策による高い減反割当、さらには76、80、81年の連続冷害、そして構造不況と三重苦の中にある。表3-8の北海道農家経済動向をみると、減反のもとで農業所得が停滞、もしくは80、81年の冷害年には著しい減少を示していることがわかる。その中で農外所得、出稼ぎ等が増大しているが、租税公課の増大が農家経済をさらに圧迫し、全体として可処分所得も停滞、もしくは冷害年での減少として現われていることがわかる。さらに表3-9で名寄市農家家計についてみると、家計費自体は、物価高や社会的固定費部分である水光熱費の増加により、増大傾向にあるが、冷害年の80、81年、とりわけ81年については、家計費自体も縮小されていることがよみとれる。

このような農家経済の状況の中で、農家の買物動向はどうであろうか。まず表3-10で、市町村ごとの地域住民の生鮮食料品買物先志向をみておこう。表3-10より、市町村ごとに生鮮食料品買物先志向の3つの類型化が可能である。第1に、名寄、下川、美深にみられるスーパー・大型店志向、第2に、農協店舗志向の風連、音威子府、中川、浜頓別、第3に、一般小売店志向の西興部、中頓別の3つである。これらのタイプは、市町村の地域小売商業構造に規定されていると思われるが、その中で名寄は、スーパー、大型店志向が約85%を占め、スーパー・大型店志向の顕著な地域である。

表3-11~20は、1983年8月、名寄市農村地域三集落の計54戸の農家から回収したアンケート結果である。A.T.Mの三集落は、いずれも市街地から車で10分程度の距離に位置している。アンケートの概要は、表に示したとおりである。これらのアンケート結果から、農家の買物動向に関わって、以下大きく2つの点を指摘することができる。

第1に、表3-10の地域住民全階層調査に比べ、表3-11にみるように、農家の場合は、スーパー、大型店の割合が低いとはいえ、約7割を占めており、農家の買物先としてスーパー、デパートが大きく位置づいていることである。そしてスーパー、デパートを選択する理由としては、品物の豊富感とともに、駐車場があると答えた農家が多く、農家の買物における自家用車利用の増加とともに駐車場のある大型店志向が強まっていると考えられる。表3-13をみると農家の約7割が生鮮食品の買物のために車を利用しており、階層的には上層ほどその傾向が強い。こうした農家の大型店利用の増大傾向は、農家の消費生活内容を変化させ、たとえば農繁期におけるインスタント食品や加工食品の増大等、消費生活問題を潜在化させつつあると思われる。

第2に、農協店舗についてであるが、表3-11、12をみると、農協利用率はどちらも1割弱であり、農協が農家購買力を十分に結集しえていないことがわかる。階層的には、下

表3-8 北海道の農家経済動向

	1977年	78年	79年	80年	81年	伸長率(81/77)
農業所得	3,493.8	3,641.1	3,578.1	2,780.1	2,156.9	61.7%
農外所得	1,025.8	1,068.0	1,222.3	1,386.0	1,342.7	130.9
農家所得	4,519.6	4,709.1	4,800.4	4,166.1	3,499.6	77.4
租税公課	682.2	803.3	985.1	1,054.7	1,203.4	176.4
出かせぎ・被贈	677.9	875.8	1,032.0	1,655.6	1,889.0	278.7
可処分所得	4,515.3	4,781.6	4,847.3	4,767.0	4,185.2	92.7
家計費	3,332.3	3,708.3	3,876.6	4,203.8	4,505.8	135.2
農家経済余剰	1,183.0	1,073.3	970.7	563.2	△320.6	—

注)「農家経済調査」より作成。

表3-9 名寄農家家計支出の推移

	1977年		78年		79年		80年		81年		82年		82/77	82年構成比 上川管内平均
	一戸当平均	構成比												
飲食費	千円 642.8	% 31.7	千円 729.2	% 33.4	千円 765.6	% 34.5	千円 749.1	% 31.9	千円 799.5	% 35.0	千円 774.0	% 32.4	120	29.3
被服費	207.5	10.2	217.0	9.9	237.5	10.7	240.5	10.2	203.9	8.9	208.5	8.7	101	9.1
住居・家財	277.3	13.7	285.7	13.1	299.2	13.5	378.6	16.1	373.1	16.4	396.5	16.6	143	16.6
光熱水費	122.6	6.0	145.9	6.7	146.5	6.6	166.2	7.1	141.0	6.2	163.7	6.9	134	6.9
保健衛生費	147.8	7.3	158.1	7.2	137.8	6.2	228.1	9.7	146.5	6.4	133.0	5.6	90	7.9
学校教育費	108.2	5.3	111.3	5.1	143.1	6.5	125.0	5.3	119.0	5.2	144.7	6.1	134	5.8
教養文化	261.1	12.9	253.8	11.6	232.0	10.5	268.3	11.4	269.5	11.8	303.6	12.7	116	12.7
交際費	262.7	12.9	284.3	13.0	255.8	11.5	193.3	8.2	229.1	10.1	265.5	11.1	101	11.7
こすか雑費	2,029.8	100.0	2,185.3	100.0	2,217.5	100.0	2,349.1	100.0	2,279.6	100.0	2,389.5	100.0	118	100.0
小計	—	—	—	—	681.3	—	342.6	—	263.8	—	377.2	—	—	—
臨時費	2,029.8	—	2,185.3	—	2,898.8	—	2,691.7	—	2,543.4	—	2,766.7	—	136	—
総支出計														

注)上川管内生活改良普及員部会「上川管内農家家計費調査結果」より、名寄部分のみとりだして作成。

表3-10 生鮮食料品の利用店舗割合

(%)

	名寄市	下川町	美深町	風連町	西興部村	音威子府村	中川町	中頓別町	浜頓別町
スーパー	64.0	86.6	80.3	26.0	23.5	12.2	34.9	26.9	47.2
デパート・大型店	21.6	5.0	—	9.1	5.9	9.8	—	—	—
専門店	3.2	—	1.8	1.3	—	—	—	—	4.3
市場	4.5	—	—	—	—	2.4	—	5.8	—
一般小売店	5.7	6.7	12.5	10.4	41.2	17.1	20.6	40.4	7.1
農協	1.0	1.7	5.4	53.2	29.4	58.5	44.5	26.9	41.4
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注) 北海道商工観光部「北海道広域商圈動向調査報告書」(1983年3月)より作成。

農家の買物についてのアンケート結果

アンケートの概要（1983年8月実施）	
名寄市の農村の3集落を対象	
A集落全戸（62戸）	→回収44戸
T集落6戸	6戸
M集落4戸	4戸
計54戸	
上層（7.5ha以上）	15戸
中層（3～7.5ha）	23戸
下層（3ha未満）	16戸

表3-11 農家の生鮮食品の購入先

	一般小売	スーパー	デパート	行商	農協	D. A.	回答数
上層	3	12	2	1	1	0	19
中層	2	17	5	3	2	3	32
下層	2	15	5	0	4	0	26
計	7	44	12	4	7	3	77
構成比	9.0%	57.1	15.6	5.2	9.1	3.9	100.0

表3-12 農家の食品（生鮮+加工）の購入先

	一般小売	スーパー	デパート	行商	農協	D. A.	回答数
上層	7	24	5	1	2	0	39
中層	3	36	11	5	4	5	64
下層	3	25	12	0	9	1	50
計	13	85	28	6	15	6	153
構成比	8.5%	55.6	18.3	3.9	9.8	3.9	100.0

表3-13 生鮮食品の購入に利用する交通機関

	徒歩	自転車・バイク	自動車	D. A.	回答数
上層	0	0	15	0	15
中層	0	5	17	2	24
下層	1	7	7	0	17
計	1	12	39	2	54
構成比	1.9%	22.2	72.2	3.7	100.0

表 3-14 経営主の年齢階層別、生鮮食品の購入先

	一般小売	スーパー	デパート	行 商	農 協	D. A.	回 答 数
40 才 未 満	1	12	2	1	0	1	17
40 ~ 60 才	6	22	8	3	4	1	44
60 才 以 上	0	10	2	0	3	1	16
計	7	44	12	4	7	3	77

表 3-15 農協店舗の利用

	回 答 数
よく利用する	6
たまに利用する	41
利用しない	6
D. A.	1
計	54

表 3-16 農協で利用する品物

	回 答 数
生 鮮 食 品	5
加 工 食 品	12
荒 物 ・ 雑 貨	12
A コー プ 商 品	27
D. A.	3
計	59

表 3-17 農協を利用する理由

	回 答 数
品 が よ い	4
価 格 安 い	8
つ き あ い で	5
組 勤 あ る	17
つ い で 買 い	7
配 達	3
自 分 の 農 協	2
D. A.	6
計	52

表 3-18 農協を利用しない理由

	回 答 数
鮮 度 悪 い	8
高 い	7
接 客 悪 い	4
サ ー ビ ス 悪 い	4
近 く に 店 が あ る	3
D. A.	23
計	49

表 3-19 A コー プ 商 品 の 評 価

	回 答 数
品 質 ・ 価 格 よ い	9
品 質 よ い が 高 い	9
品 質 よ い 価 格 ふ つ う	2
品 質 ふ つ う 価 格 安 い	5
他 商 品 と か わ ら ない	15
他 商 品 に 劣 る	0
D. A.	12
計	52

表 3-20 農協店舗の今後の方向

	回 答 数
現 状 維 持	34
積 極 拡 大	7
部 分 縮 少	1
全 面 廃 止	0
D. A.	12
計	54

層ほど農協利用率が高い傾向がある。この点は、表3-17で農協を利用する理由の第1位に、組合員勘定があることがあがっていることと関係があると思われる。また表3-14をみると、年齢的には経営主が40歳未満の若い層での農協利用がなく、若い層を農協店舗に充分結集させていないことがうかがえる。

総じて名寄農協の場合、農協店舗が市街地商店街の一角という農村から離れた競争条件の厳しいところにあり、そしてさらに表3-18にみるように、生鮮食品の鮮度や価格についての不満も多く、農協店舗の今後の展開方向は、厳しい状況にあると思われる。しかし農協婦人部組織における消費生活問題への関心も、次第に高まっており、消費者運動として農村購買市場再編に対抗していく方向性が、今後より強く求められるのではないかと思われる。⁶⁾

以上、商業構造再編と農家の買物動向の両面から、農村購買市場の再編動向をさぐってきた。次に、農村販売市場再編の動向を、転作野菜の増大傾向をふまえ、野菜を事例にみていこう。

3. 野菜の地域流通構造と販売市場再編

(1) 野菜の地域流通構造再編と卸売市場

名寄市および周辺町村における野菜の供給は、図3-3に示したようなルートをとって主に行なわれている。この図における黒矢印が、名寄を中心とした局地的市場流通としての地場流通であり、一方、斜線部分は広域的流通であり集散市場体系化とともに増大しつつある流通経路である。

図にみるように、名寄公設地方卸売市場（以下、卸売市場）は、地域の野菜流通の要としての位置をしめ、その商圈範囲も、表3-21にみるように周辺町村全体をおおっている。ところで卸売市場の形成過程をみると、1963年に名寄農協そ菜市场と荷受会社が合併してできた市場であるという特徴をもち、農協そ菜市场が果たしていた地場野菜の流通市場としての機能を当初から強くもっていることを指摘しておこう。

ところが、すでに述べてきたような農村購買市場の再編成は、同時に野菜の地域流通にも次のような構造変化を進行させてきている。第1に、小売における大型店、スーパーの比重の増大とともに、名寄市場を経由しない仕入れが増大していることである。スーパーやデパートは、地元市場からあまり物を買わない傾向がある、といわれているが、事実、名寄においても、トップ小売業のSデパートの野菜仕入れはいつさい名寄市場を経由していない。また逆に道北地域のローカルスーパーのMスーパーは、近年、名寄市場からの仕入れを強めているが、こうしたことは商業資本の蓄積行動の一環として現われていることであり、地元市場に全面依存する一般生鮮食料品店の仕入れ活動とは性格が異なるであろう。

第2には、大型店との競争のなかで、一般生鮮食料品店の売り上げが減少し、したがって名寄市場買受人である小売業者の中で取扱高を減少させるものが増加していることである。表3-22にみるように、名寄市場の134の買受人のうち、1982年では95人が取扱高を

図 3-3 名寄における野菜の流通構造 (1982年)

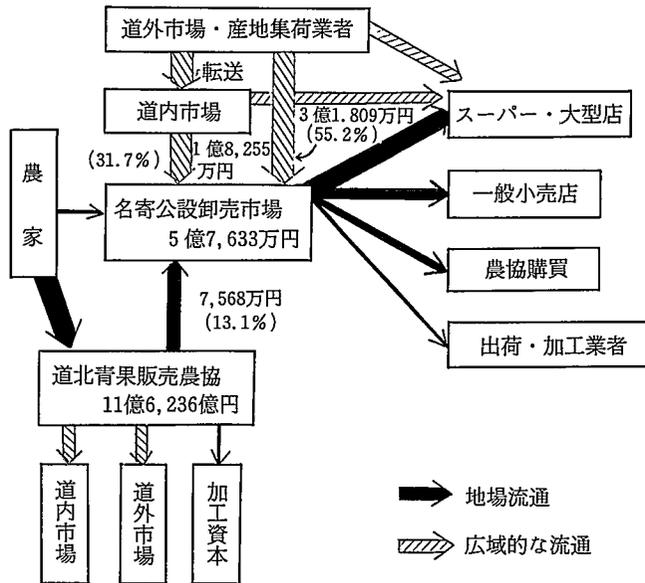


表 3-21 名寄卸売市場の地域別取扱状況

	地域別取扱額の推移				1982年の金額の割合		82年 構成比
	1979	80	81	82	青果 %	水産 %	
名寄市	2,383,436	2,251,972	2,195,277	2,198,754 ^{千円}	30%	70%	62.7%
美深町	367,039	303,863	272,786	222,790	35	65	6.4
下川町	199,505	162,822	163,460	153,220	30	70	4.4
風連町	69,100	77,812	72,101	85,668	25	75	2.4
中川町	51,904	51,738	63,362	54,117	40	60	1.5
西興部村	34,506	36,553	30,028	24,976	35	65	0.7
音威子府村	60,894	61,551	61,513	60,941	40	60	1.7
中頓別町	43,080	26,843	57,638	42,233	40	60	1.2
浜頓別町	57,479	77,959	81,954	52,063	40	60	1.5
枝幸・歌登	236,345	233,869	188,270	168,775	40	60	4.8
その他	544,921	715,257	932,701	440,621	55	45	12.7
計	4,048,209	4,000,239	4,119,090	3,504,158	31	69	100%

注) 「名寄市公設地方卸売市場年報」より作成。

表3-22 名寄市場の買受人の変化

	買受人（小売業者のみ）推移				買受人取扱高の増減（83年）		
	1980年	81	82	83	総買受人数	う 取 扱 高 増	ち 取 扱 高 減
名 寄 市	71	68	70	70	83	25	58
他 町 村	72	69	56	51	51	14	37
計	143	137	126	121	134	39	95

注) 1. 名寄市場よりの聞き取りによる。
2. 総買受人数は、出荷・加工業者を含む。

表3-23 飲食料品販売額にしめる名寄市場のシェア

	1979			1982		
	(A) 市場取扱高	(B) 食料品 販 売 額	(C) シェア	(A)	(B)	(C)
	千円	千円	%	千円	千円	%
名 寄 市	2,383,436	8,268,460	34.6	2,198,754	9,747,510	27.0

注) (C)=(A)×1.20÷(B)×100（小売を市場卸の2割増とした）

減少させている。こうした結果は、買受人の階層分解の進展であり、買受人の廃業による減少である。表3-22にみるように、買受人の減少は名寄より周辺町村で顕著である。

以上のような傾向を総括すると、全国的広域的市場流通の増大とそれによる地場流通の縮小であり、それは同時に卸売市場の野菜流通に占める位置の低下につながっている。

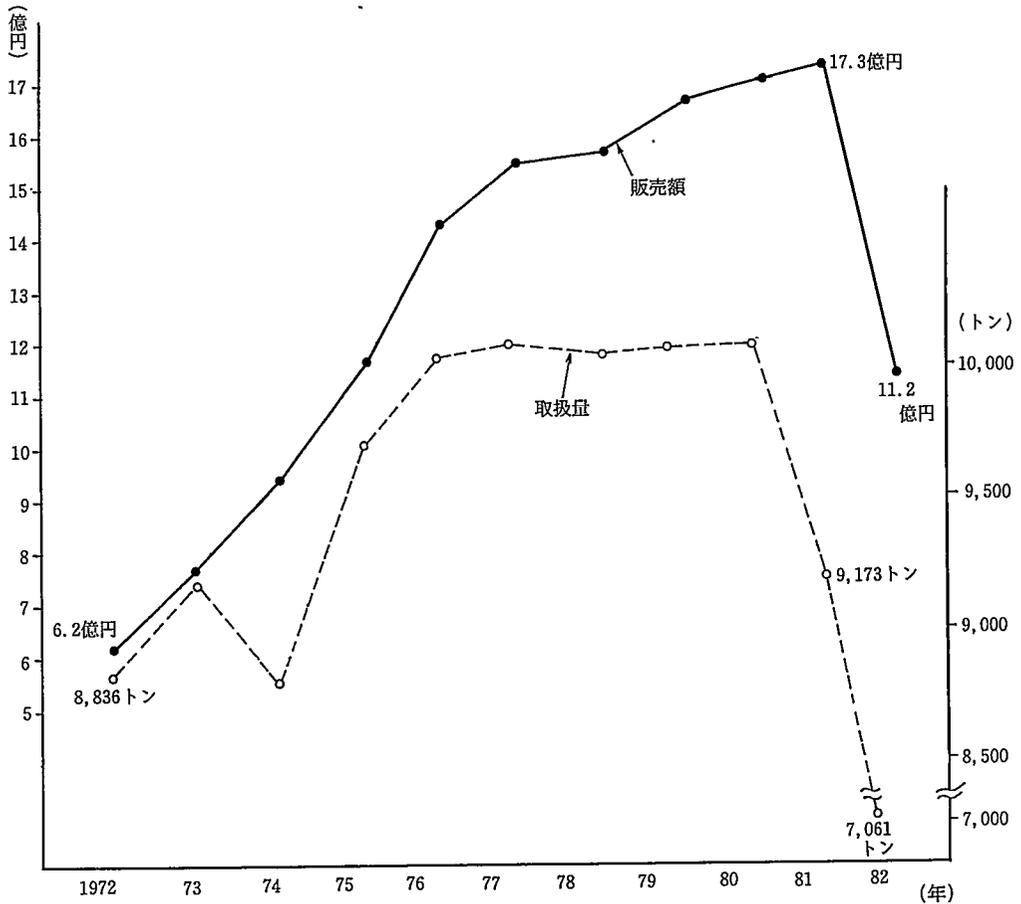
表3-23は、野菜のみを取り出すことが統計上困難なため、地域の飲食料品小売業販売額全体にしめる卸売市場取扱額のシェアをみたものであるが、そのシェアは、1979年から82年の3年間に於いて、34.6%から27.0%へと減少している。また図3-4に、卸売市場の青果物取扱量をみると、青果物の取扱量は、1976年から停滞、そして長崎屋出店、S、Yデパートの増改築が進む81、82年には、急激な減少を示している。以上のように地場流通の縮小再編は、地元市場の流通上の位置を必然的に低下させるといえよう。このことは名寄卸売市場の性格が、地域住民のための消費市場⁷⁾から、集散市場の全国的体系化に包摂されたものとしての地方市場へと変化してきていることに対応している。

次に、こうした卸売市場の性格変化を、商業資本としての蓄積行動の中に見ていこう。

(2) 卸売市場の商業資本的性格と動揺

ところで以上のような野菜流通に占める卸売市場の地位低下は、卸売市場の存立基盤の縮小再編と結びついており、卸売市場の商業資本としての性格に基づく動揺を強める傾向

図3-4 名寄公設地方卸売市場の青果物取扱量・販売額



資料：「名寄市公設地方卸売市場年報」各年版

にある。その動揺とは、商業資本としての安定した蓄積基盤を求めて大型店の大量仕入れと結びつき、道内外の広域的流通への依存をより強めていく方向と、それとは逆に、地場流通の担い手として、中小零細小売店との結びつきを強め、地元農家の地場向け生産物の取扱いを強化する方向との間での動揺である。

前者、つまり集散市場体系に包摂される方向での現われは、規格化、等級化された重量当り単価のより高い商品を扱うことにより、手数料収入増大による資本蓄積を強める傾向である。それは、ひとつには図3-4における取扱量と販売額の乖離傾向の中に現われている。つまり重量当り単価のより高いものを扱えば扱うほど、取扱量に比べ販売額が上昇し手数料収入が増大することになる。ふたつには、重量当り単価の高い商品の扱量の増大と結びつくことであるが、表3-24にみるように、買付に依存する傾向の現われである。野菜においては、すでに買付比率が7割程度で推移しており、また加工水産物では買付比率が増大しつつあることがわかる。

表 3-24 名寄卸売市場の受託・買付比率

	1980年		81年		82年	
	受託販売	買付販売	受託販売	買付販売	受託販売	買付販売
野 菜	30.0	70.0	30.8	69.2	} 30.9	} 69.1
果 実	33.7	66.3	30.7	69.3		
生 鮮 水 産 物	86.0	14.0	76.6	23.4	83.0	17.0
加 工 水 産 物	56.0	44.0	51.1	48.9	43.8	57.0
計	54.4	45.6	50.0	50.0	52.1	47.9

注) 表 3-21と同じ。

しかしこうした方向は、地元農家の地場向け野菜を切り捨て、それと結びついた地元零細小売店をも切り捨てることにより、卸売市場の存立基盤を長期的には縮小させることになる。したがって卸売市場には以上のような対応とは矛盾する対応も現われており、動揺した性格を示している。たとえば、地元既存店の買受人に対して手数料の一部を部戻しするなど、卸売市場として地元既存商店の取扱いが減少している事態を重視せざるをえなくなっている。これは商業資本の蓄積行動に照らし、矛盾する対応である。

卸売市場がこうした矛盾した行動をとらざるをえないのは、その中小商業資本としての性格に基づいており、卸売市場を後者の方向で、つまり地場流通の担い手として発展させていくことが、地域住民の共通課題となってきたといえよう。

その点で、地域住民、とりわけ農民の地域流通についての認識の発達が求められるわけであるが、その手がかりとしては農協の存在がある。そこで次に、地域流通における農協の役割についてみていこう。

4. 地域農業の商品化構造と農協の市場対応

(1) 道北青果農協連の形成過程と性格

ところで水田利用再編下で転作対応を強めている農家の側から、卸売市場をみると、そこには道北青果農協連が大きな位置をしめている。表 3-25をみると、卸売市場野菜取扱額の約 1 割強を道北青果農協連が担っていることがわかる。

図 3-5 に示したように、道北青果農協連の形成過程⁸⁾は、当初、名寄農協管内を中心とした畑作農家によるえびすかぼちゃの共同出荷組織を出発点にしている。その後、風連農協管内でのニンニクの導入により、えびすかぼちゃ、ニンニクの生産が定着し、かつそれが単協の範囲を越える生産者組織に担われるに至った。そこで農協間協同として、名寄農協を中心に、風連、智恵文、下川の 4 農協で、1973年に道北青果団地運営協議会が設立

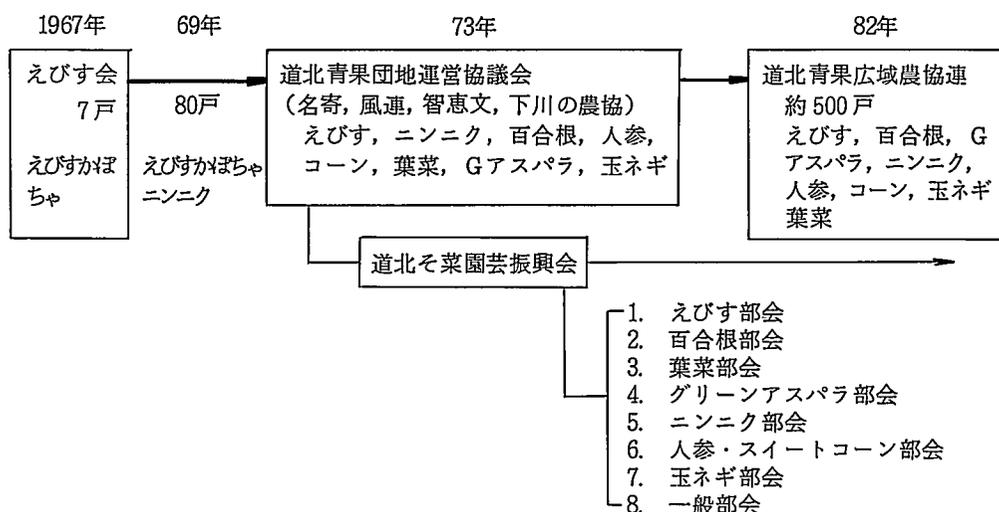
表 3-25 名寄公設卸売市場の野菜の入荷割合（取扱金額）

(%)

	1978年	79年	80年	81年	82年
道外もの	55.6	59.2	55.2	54.8	55.2
道内もの	32.0	29.2	34.0	32.9	31.7
道北青果	12.4	11.5	10.7	12.3	13.1
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注) 市場年報及び道北青果事業報告書より作成。

図 3-5 道北青果農協連の形成過程



注) 道北青果団地管理センター資料より作成。

されている。運営協議会の設立に伴ない、生産者組織も、従来のかぼちゃは名寄農協の部会、ニンニクは風連農協の部会という変則的構成から、4農協下の品目別部会に再編され、全体として道北そ菜園芸振興会が結成されている。そして転作野菜の増大とともに事業量も拡大し、82年には運営協議会方式から販売専門農協連へと発展した。

こうした道北青果農協連の形成過程は、専業畑作農民を基幹とし、中規模水田農民の転作野菜も加わるなかで、多種・大量出荷機関としての確立過程であったといえる。⁹⁾表3-26は、その品目別出荷額と出荷先を示しているが、出荷先割合をみると、野菜移出産地として道外への大量出荷が大きな位置を占めていることがわかる。したがって道北青果農協連の事業活動の基礎は専業畑作農民におかれているといえる。しかしここ2~3年の傾向は、水田利用再編政策下の転作野菜等の増加とともに、葉菜類、玉ネギ、長イモ、ホーレン草など、表3-26の「その他」品目が増大し、品目が多種類化するとともに、出荷先と

表3-26 道北青果農協連の品目別出荷額

(千円)

	1977年	78年	80年	81年	82年	82/77	出荷先(1982)		
							地場	道内	道外
えびすかぼちゃ	106,783	85,325	246,090	182,923	218,815	204.9%	0%	0%	100%
葉 菜	88,150	161,468	179,158	247,657	307,360	348.7	5	70	25
百 合 根	50,600	57,715	72,338	84,679	83,546	165.1	0	3	95
グリーンアスパラ	115,410	146,208	189,612	256,862	229,469	198.8	0	0	100
ニンニク	45,720	37,062	51,388	51,142	25,152	55.0	7	20	73
人 参	1,798	24,785	56,424	112,886	59,290	3,297.5	0	0	100
スイートコーン	14,900	21,308	39,141	41,586	45,293	303.9	0	80	20
玉ネギ	2,427	8,865	91,343	149,566	60,293	2,484.2	13	43	44
その他	15,705	14,385	15,563	52,526	57,725	3,675.6	80	20	0
名寄市場向一般そ菜	79,107	80,271	89,792	101,188	75,683	95.7	100	0	0
計	520,600	637,393	1,030,852	1,281,015	1,162,627	223.3			

注) 1) 「その他」一長イモ、ホーレン草、大根、セロリ、ジャガイモなど。
2) 道北青果事業報告書より。

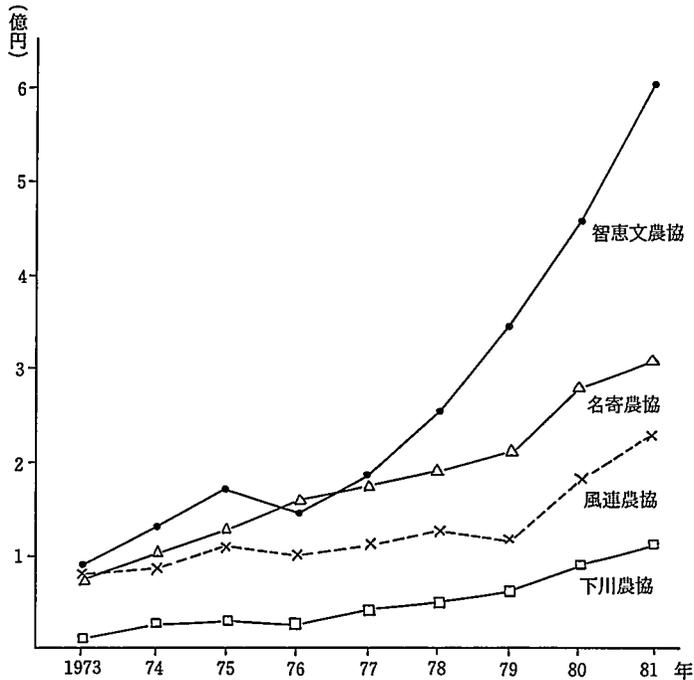
表3-27 道北青果1981年度農協別取扱い実績

(千円)

作物名	名 寄		智 恵 文		風 連		下 川		計		
えびすかぼちゃ	41,822	22.9%	96,318	52.3%	27,263	14.9%	17,520	9.6%	182,923	100.0%	
百 合 根	11,798	13.9	21,062	24.9	41,431	48.9	2,869	3.4	84,679	100.0	
グリーンアスパラ	70,164	27.3	160,603	62.5	6,929	2.7	10,863	4.2	256,862	100.0	
ニ ン ニ ク	8,726	17.1	17,985	35.2	2,312	4.5	22,119	43.3	51,142	100.0	
人 参	—	—	97,976	86.8	10,188	9.0	4,722	4.2	112,886	100.0	
スイートコーン	105	0.3	38,210	91.9	3,088	7.4	182	0.4	41,586	100.0	
玉ネギ	64,664	43.2	2,609	1.7	46,781	31.3	35,511	23.7	149,566	100.0	
葉	白 菜	9,370	7.1	78,310	59.5	32,495	24.7	11,397	8.7	131,572	100.0
	レ タ ス	26	0.1	22,242	53.7	18,244	44.0	940	2.3	41,452	100.0
菜	キ ャ ベ ツ	2,456	3.3	40,924	54.8	27,251	36.5	4,002	5.4	74,633	100.0
そ の 他	16,992	32.3	21,030	40.0	12,080	23.0	2,424	4.6	52,526	100.0	
名寄市場向一般そ菜	83,257	82.3	4,583	4.5	10,225	10.1	3,123	3.1	101,188	100.0	
合 計	309,382	24.2	601,852	47.0	238,287	18.6	115,673	4.0	1,281,015	100.0	
生産者戸数(戸)	178		107		102		73		471		

注) 管理センター資料による。生産者戸数は80年度のもので、幌加内11戸を含む。

図3-6 道北青果における各農協別取扱高推移



して地場道内向け品目が伸長しつつある。水田利用再編成下で転作対応を余儀なくされてきた水田農家、とりわけ少量多品目で規格にあてはまりにくい野菜生産を行なっている零細経営にとって、地場向け出荷が重要な位置を占めてきているといえよう。同時に、こうした少量多品目、規格外の野菜は、地元市場を経由し、地元零細小売店と結びついている点で、流通再編下の地域経済の今後の動向を考える上で重要である。こうした点で、地場向け野菜生産を含む転作への農協の対応が重要となろう。

しかし道北青果農協連は、大量出荷機関としての性格が基本であり、少量多品目の転作野菜中心のきめ細かな地元市場対応の機能を十分に持ちあわせていない。また規格も一律で総じて厳しく、地元農家での不満が存在している。¹⁰⁾ 実際、地元農家での聞き取り調査によれば、「道北青果を通すと安く買ったたかれる。」、「規格外品が軽視される。」などの不満が聞かれ、他の地元民間青果卸売商業資本に出荷する個別農家の対応も現われている。

したがってここでは、総合農協としての名寄農協が、地域農業再編にどう対応し、どのような市場対応をしてきたか、つまり「地域農業の商品化構造」の編成主体としての農協の役割が問われることになる。

(2) 地域農業の商品化構造の編成主体としての農協の役割

名寄農協は、道北青果農協連設立に至る経過の中で、智恵文農協とともに重要な役割を果たしてきた農協である。また表3-27にみるように、道北青果農協連の名寄市場向け野菜の約8割を名寄農協が供給している点、さらに図3-6にみるように、畑作地帯の智恵

表3-28 名寄農協の収益構造一部門別寄与率

(%)

	1960	65	70	75	76	77	78	79	80	81	82
信用	14.6	11.3	14.5	13.5	14.2	14.0	16.1	16.3	11.5	13.4	13.3
共済	1.2	1.4	2.6	2.9	3.5	3.3	3.8	4.0	4.0	4.7	4.8
購買	21.3	17.3	17.6	22.1	22.7	23.2	24.6	23.8	26.0	24.6	24.7
(うち生産)	(?)	(?)	(?)	(?)	(?)	(?)	(20.2)	(19.2)	(22.1)	(20.6)	(20.8)
販売	8.1	9.3	7.0	7.9	6.7	7.0	5.6	6.2	7.0	4.8	5.0
倉庫	11.4	4.2	12.3	2.7	2.9	2.5	2.5	3.1	3.1	1.7	1.6
利用	0.1	8.0	0.0	0.1	0.0	0.0	△ 0.0	△ 0.2	0.7	1.2	0.5
その他	4.5	—	—	2.1	—	0.8	—	—	—	—	—
営農	△ 0.0	△ 0.5	△ 1.3	△ 0.1	1.3	△ 0.8	△ 0.8	△ 0.6	△ 0.9	△ 1.2	△ 1.1
共通経費	△38.9	△48.0	△44.6	△48.7	△48.6	△48.5	△46.6	△45.9	△46.7	△48.4	△49.0

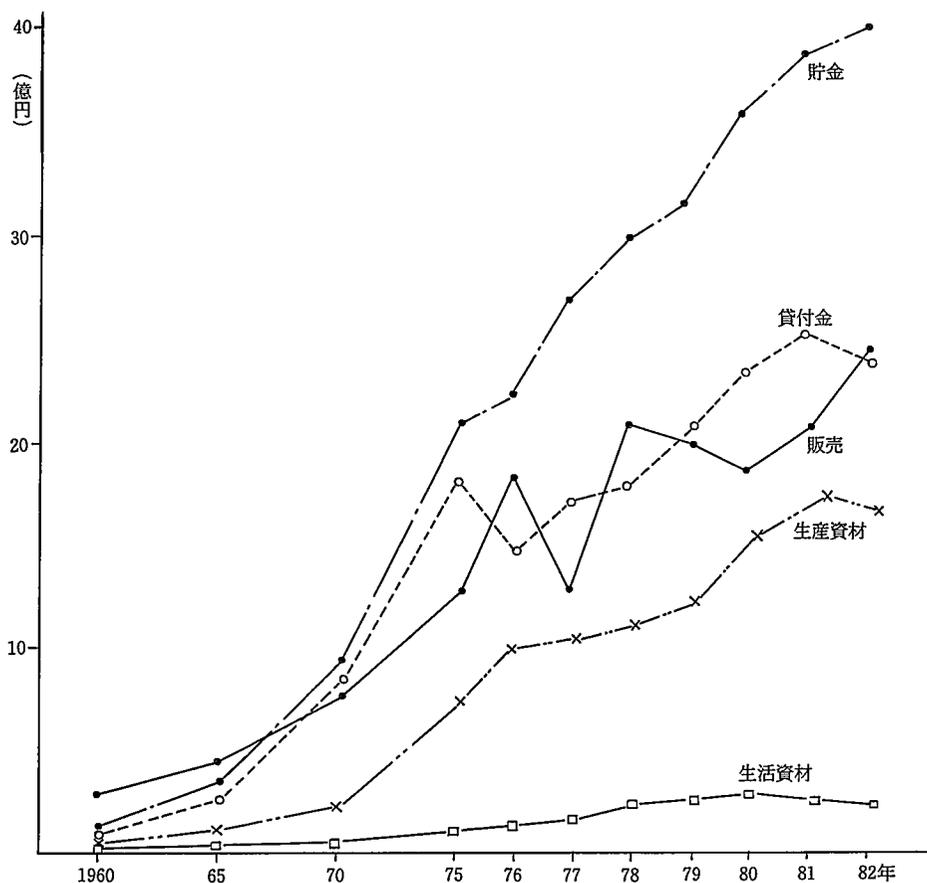
- 注) 1. 「名寄農協事業報告書」及び「北海道農協要覧」各年版より計算。
 2. 計算方法は、部門別事業利益のうちマイナスのものもプラスとして全部門の合計を算出し、これで各部門の事業利益を除いた。

文農協を除けば、野菜取扱高を名寄農協が一貫して伸ばしている点など、名寄農協管内での転作対応への一定の積極性が読みとれる。

しかし名寄農協としての独自の市場対応や営農指導はきわめて不充分であり、道北青果農協連の市場対応に依存しつつ、道北青果農協連を基軸とした商品化構造の形成の中で、地域農業のあり方を変化させてきているといえよう。それはとりわけ地域の農民リーダーを中心とした中規模水田農家の積極的な転作対応の中での商品化構造の形成である。しかし水田利用再編が進展しつつある現段階では、とりわけ名寄農協に求められる役割が大きくなっており、総合農協として道北青果農協連を補うきめ細かな転作対応、市場対応が必要となってきていると思われる。つまり地場の零細で多様な複合的生産、兼業農家による少量多品目生産、とりわけ転作農民による野菜生産の増大に、道北青果農協連がきめ細かく対応しきれず、その間隙をぬって地元青果卸売商業資本を通じた商品化構造が成立している事態は、名寄農協が営農指導や販売事業を通して、そうした中下層農民を含めた商品化構造を充分に実現していないことを示している。この点で、地域農業の商品化構造の編成主体としての名寄農協の役割が、いままさに問われつつあるといえよう。

そしてその課題は、同時に名寄農協の民主化の課題でもある。いいかえれば農民的商品化構造実現に向けた民主的農協への到達点と課題の分析が必要となる。¹¹⁾この点について、ここでは農民の地域農業再編への対応過程の中で、名寄農協がどのように経営構造を変化させてきているか、つまり米麦食管依存型経営からどのように脱皮しようとしてきたかに限定して分析し、そのなかに今後の地域農業の展開方向についての名寄農協の可能性を確

図3-7 名寄農協事業量の推移



認しておこう。

まず表3-28は、名寄農協の収益構造を各部門別寄与率によってみたものであるが、収益構造は、大きく3つの段階をとって変化していると思われる。まず1975年以前は、信用、購買、販売、倉庫の各事業が併存して収益構造を支えていた。いわば米麦食管依存型の収益構造の段階といえる。1976年から80年にかけては、販売、倉庫事業が減少するなかで、信用、購買の両事業に収益構造が偏奇していったことが読みとれる。しかし80、81年以降になると、信用事業の収益の縮少がみられ（金利の上昇による貸付金利ぎやの縮少等によると思われる）、信用、購買、共済の三部門で何とか収益を維持する構造になってきているといえよう。

このように収益構造の推移をみると、従来の販売、倉庫事業を基軸とした米麦食管依存型経営が成立しなくなり、そこからどのように脱皮するかが迫られていることがわかる。

名寄農協の場合、図3-7の事業量の推移をみると、販売事業の停滞の中で、貯金と貸付金の乖離傾向が進んでおり、つまり貸付金は伸び悩むのに対して、農外所得に依存する傾向の強い貯金は急速に伸長していることがわかる。このことを表3-29で確認すると、

貯貸率の減少傾向として現われていると同時に、その貯金の運用として預金化率が傾向的には増大していることが読みとれる。つまり名寄農協においても、金融事業への傾斜が強まるなかで、その中でも貯金と貸付金の乖離傾向が進み、農協資金の外部運用の割合が高まるという「農協経営の金融機関への純化傾向」¹²⁾が貫ぬかれていることがまず指摘できる。

しかしそうした「金融機関への純化傾向」が一面的に貫かれているわけではなく、地域農業の展開に対応した農協経営の独自展開が見られることも同時に指摘できる。たとえば、先ほどの図3-7をみる限りでも、生産資材の減反政策下における伸びは転作用生産資材の購入によるものと思われること、また販売事業も1975年以降停滞局面にあるとはいえ、冷害年を除きゆるやかな増大傾向を示していることなど、地域農業の発展方向を模索しつつある動向が読みとれる。また表3-30をみても、正組合員戸数の減少傾向の中でも準組合員比率も高めず、逆に1977年以降準組合員比率が低下しつつあることがわかる。さらには、表3-31の販売事業取扱高の内容をみることにより、農民の自主的な転作対応についての模索がどのように農協の販売事業の内容を変化させてきたかが顕著に読みとれる。すなわち販売額にしめる米の構成比は、80年には50%を割るに至り、野菜や畜産物が構成比を高めてきていることがよくわかる。このことから図3-7の販売事業高の76年以降のゆるやかな増大の内実は、米中心の構造から、野菜、てんさい、豆類、そして畜産物を増大させるなかで実現されてきたものであった。

表3-29 名寄農協の信用事業

	貸付金 (A)	貯金 (B)	借入金 (C)	預金 (D)	貸付金の 借入金率 (C/A)	貯金の 預金化率 (D/B)	貯貸率 (A/B)
1960	88,807	109,377	79,010	82,762	89.0	75.7	81.2
65	263,906	381,791	44,072	170,260	16.7	44.6	69.1
70	660,030	943,389	163,456	449,497	24.8	47.6	70.0
75	1,818,508	2,110,339	286,706	1,114,805	15.8	52.8	86.2
76	1,534,296	2,248,344	510,788	1,226,847	33.3	54.6	68.2
77	1,768,266	2,731,475	704,008	1,723,232	39.8	63.1	64.7
78	1,816,045	3,002,419	569,850	1,892,287	31.4	63.0	60.5
79	2,066,776	3,171,942	602,877	1,812,799	29.2	57.2	65.2
80	2,387,694	3,613,730	563,551	1,853,267	23.6	51.3	66.1
81	2,540,334	3,886,891	789,720	2,182,824	31.1	56.2	65.4
82	2,398,111	4,003,461	902,073	2,589,185	37.6	64.7	59.9

注) 「名寄農協事業報告書」及び「北海道農協要覧」より作成。

表3-30 名寄農協の組織概況

	1960年	65	70	75	76	77	78	79	80	81	82
正組合員	827	738	638	560	556	531	541	541	541	537	533
準組合員	16	54	41	44	43	43	42	42	40	38	38
合計	843	792	679	604	599	574	583	583	581	575	571
準組合員比率	1.9	6.8	6.0	7.3	7.2	7.5	7.2	7.2	6.9	6.6	6.7
正組合員戸数	-	730	631	550	545	512	515	510	503	495	487

注)「事業報告書」及び「北海道農協要覧」より。

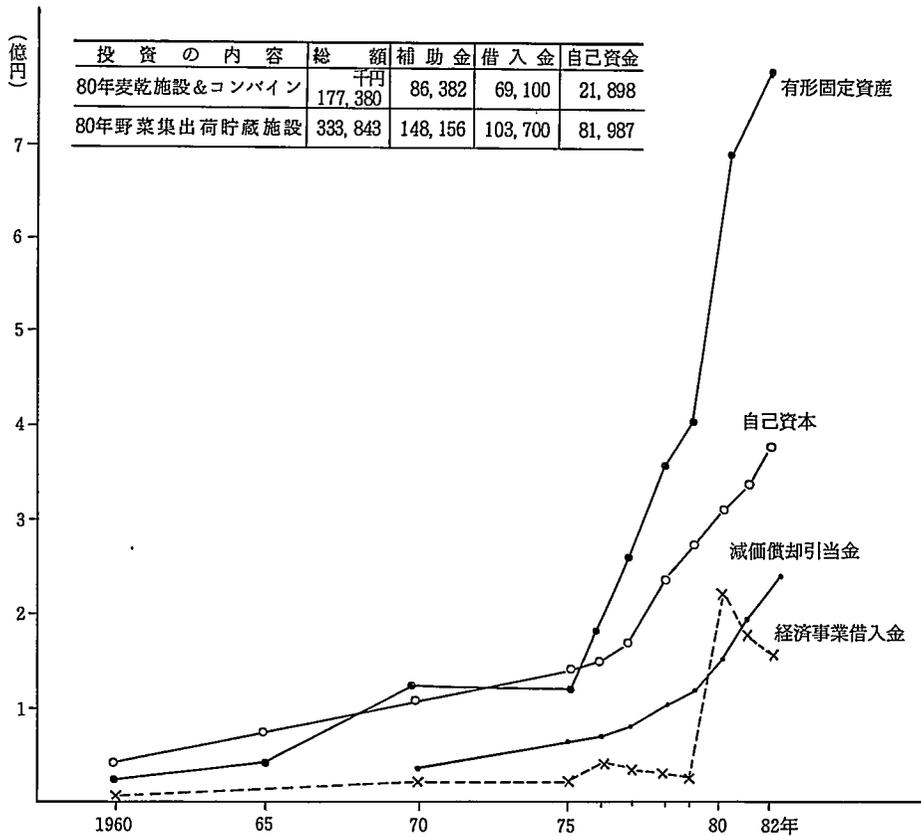
表3-31 名寄農協販売取扱額の推移

(単位：千円，%)

	1960年		65		70		75		78		80		82	
総販売高	209,577	100.0	434,431	100.0	785,815	100.0	1,373,357	100.0	2,098,920	100.0	1,908,741	100.0	2,412,871	100.0
米	162,401	77.5	302,541	69.6	600,477	76.4	847,803	61.7	1,419,746	67.6	785,768	41.2	1,238,990	51.3
野菜			5,789	1.3	65,599	8.3	130,017	9.5	197,609	9.4	298,271	15.6	243,650	10.1
てんさい			-	-	-	-	-	-	47,895	2.3	90,107	4.7	101,520	4.2
豆類			-	-	-	-	-	-	61,800	2.9	56,536	3.0	91,280	3.8
はれいしょ	20,938	10.0	7,125	1.6	3,340	0.4	311	0.0	-	-	2,383	0.1	1,520	0.0
麦			301	0.1	-	-	457	0.0	-	-	75,634	4.0	62,760	2.6
雑穀			16,469	3.8	3,059	0.4	152,821	11.1	33,990	1.6	10,912	0.6	3,530	0.1
その他			14,409	3.3	7,375	0.9	-	-	18,540	0.9	36,589	1.9	42,340	1.9
農産物計	183,339	87.5	346,634	79.8	679,850	86.5	1,131,409	82.3	1,779,620	84.8	1,356,200	71.1	1,785,590	74.0
鶏肉			15,335	3.5	6,485	0.8	69,256	5.0	99,395	4.7	307,715	16.1	349,980	14.5
牛乳	26,238	12.5	72,462	16.7	97,480	12.7	172,692	12.6	219,905	10.5	244,826	12.8	277,300	11.5
畜産物計	26,238	12.5	87,797	20.2	105,965	13.5	241,748	17.6	319,300	15.2	552,541	28.9	627,280	26.0

注)「事業報告書」及び「北海道農協要覧」より作成。

図3-8 名寄農協の投資動向



こうした農協販売事業の内容変化が、地域農業のあり方を反映していることはいうまでもないが、ここで重要なことは、地域農業の再編成に農協が、充分といえないにしても一定積極的にかかわる中で、地域農業のあり方が変化してきたことである。たとえば図3-8にみるように、農業投資の動向をみても、1975年以降、思いきった投資傾向がみられ、野菜集出荷施設など、転作のための基盤投資を進めていることの中にも、地域農業再編にかかわる名寄農協の役割をみることができる。

以上、地域農業再編成下で、名寄農協が米麦食管依存型経営から脱皮しながら、一方では「金融機関への純化傾向」を貫ぬきつつ、他方では、農民の積極的な転作等の地域農業の模索に対応した形で事業経営を変化させてきている側面も見出すことができた。地域流通構造の民主的再編の展望を、農民的商品化構造の形成の中みている場合、名寄農協のあり方がひとつの重要なポイントになっているだけに、今後名寄農協を後者の方向へ発展させていくことが必要となろう。

5. ま と め

以上、小論は、農村購買市場再編、農村販売市場再編、減反政策下の地域農業再編という三重の再編過程の進展の中で、地場流通が縮小され農村地域流通構造が広域的流通の中に包摂されてきていること、逆に農民の転作対応の強まりの中で地場流通を拡大する要因も生まれてきていることをみてきた。また農村購買市場再編が、典型的には農村小売商業構造再編として、中小零細小売商業の階層分解として現われる中で、卸売市場の地位が低下し、広域的流通の中に再編されつつあること、したがって、農村販売市場再編が進行しつつあることを明らかにしてきた。

そこではまず農村地域流通構造再編を地場流通の縮小再編ととらえることによって、単に中小商業問題としてだけではなく、農家経済に分解促進的に作用することによる、農村消費購買力の長期的低下問題として、新たな地域経済問題の発生ととらえることができる。地場流通の縮小再編は、地場の零細で多様な複合的生産、兼業農家による少量多品目生産、とりわけ転作農民の転作野菜の1つの販路としての地場流通の再編であり、したがって地場流通の縮小再編は、これらの複合的な少量多品目野菜生産を駆逐することにより、農家の階層分解をおし進める要因となる。こうして農村消費購買力は低下する方向に進み、地域経済も長期的には悪化の方向に進むことが予測される。

こうした動向に対し、地域流通構造の要としての卸売市場は、地域流通にしめる位置を低下させるとともに、その中小商業資本としての性格から動揺した行動をしめしつつ、基本的には集散市場体系の中に包摂される傾向にある。

したがって住民の地域流通構造についての認識の発達が求められているわけであるが、その手がかりとして農協の存在があった。そして農協が、水田利用再編下での農民の転作要求にこたえつつ、米麦食管依存型経営から脱皮していく過程の中に、地域流通構造の民主化への手がかりが新たに形成されつつあるといえる。そしてそれは、地域農業の商品化構造の編成主体としての農協の役割が問われていることなのであるが、そのためには農協の民主化の課題と結びついていることを明らかにした。

しかし今後の課題として、第1に、農協の経営構造分析が会計構造の一部以外ほとんど未着手であること、したがって農民的商品化構造の形成と農協経営構造変革の相互関連性に十分に踏み込んで論じることができなかつたことが残されている。いいかえれば農民的商品化構造実現に向けた民主的農協への到達点と課題の分析は不十分なまま今後に残されている。第2に地域流通構造の民主的編成の展望を一般的に農民の転作対応に結びつけすぎたきらいがあり、転作の階層的性格を明らかにする中で、農民的商品化構造の形成の階層的構造を掘りさげる問題が残されている。

以上の課題の他に、小論で取りあげるべきでありながらほとんど未展開のまま残された課題として、注(6)で述べた農協生活購買事業や農協婦人部の消費生活問題への取り組みを、地域流通構造の民主的編成の展望の中へ位置づける作業がある。小論は販売市場の側面から地域流通構造編成における農協の役割を述べたにとどまり、購買市場の側面からも農協の役割について分析する課題が残っている。この課題は、農民の生活主体形成の課題と結

びつくものであると同時に、地域流通構造編成における生協の役割とも関連してくる問題なので、今後の課題としたい。

〈注〉

- 1) 地域における小売商業の存立構造を研究する場合、階層視点を基本に、「独占的小売商業資本、非独占的小売商業資本、小商人の階層構造として把握するとともに、特定の地域においては、この階層構造という視点をふまえて地域の政治的、経済的、社会的構造、そして歴史的過程との関連においていかなる地域小売商業構造が形成されているかを解明するという二段階の研究が必要である」ことが指摘されている。杉本修「地域小売商業構造」(北海道立総合経済研究所【北海道商工経済研究】第15号、1977年3月)。地域小売商業の存立構造を深く解明することは小論の範囲をこえるが、その点については、拙稿「農村地域小売商業構造の再編と商業者の対応」(北大教育学部産研施設報告書第23号【地域社会の構造変化と地域教育計画に関する基礎的研究】1982年3月)参照。
- 2) 販売市場再編をめぐる1970年代後半以降の動向が、地方卸売市場の整備を基礎に、「中小零細市場の統合整備を進め、地方中核市場を拠点に地域内に第2次集散市場(地方版のミニ集散市場)を作り出しており、そのことが「大型広域流通・集散市場体系の整備合理化、その再編強化」の動きにほかならないことが指摘されている。御園喜博「農産物市場における広域的体系と地域的体系」(美土路達雄監修【現代農産物市場論】あゆみ出版、1983年) p.131。
- 3) 川村琢氏によって先駆的に提起された「農産物の商品化構造」論(『農産物の商品化構造』1959年)を拡張し、「地域農業の商品化構造」と把握することについては、三浦賢治【総合農協の存立構造に関する研究】農協論研究会、1984年、p.51。ところで「地域農業の商品化構造」の再編方向として、「二つの『商品化構造』」(太田原高昭【農民的複合経営の意義と展望】川村、湯沢編【現代農業と市場問題】北大図書刊行会、1976)があることが指摘されているが、小論は「農民的商品化構造の形成」の中に、地域流通構造の民主的編成への胎動をみようとするものである。
- 4) 甲斐武至【農協経営転換の論理】全国協同出版、1974年。
- 5) 三浦賢治前掲書。
- 6) 農協の生活購買事業や農協婦人部の消費生活問題への取り組みが、農村購買市場再編の中で、どのような位置にあり、どのような役割を果たしているかについての説明は今後の課題である。その場合、表3-10でみたように、生鮮食品買物先において、農協へ地域住民の5割以上を結集させている地域もあり、そのような地域において、購買市場再編における農協の位置と役割を明らかにしていくことがひとつの手がかりとなろう。
- 7) 山口照雄【野菜の流通と値段のしくみ】農文協、1974年、pp.68-69。
- 8) 坂下明彦「マイペースで築いた移出野菜産地」(『北方農業』北海道農業会議)。
- 9) 北海道農業研究会【生産調整下の北海道稲作】1983年5月、p.26(中嶋信氏執筆)
- 10) 中規模水田農民による集約性の高い作物への、農民の集団的転作対応のみられる名寄市A集落S営農集団においては、麦→麦・小豆→麦・ビート→麦、アスパラ・ビート→アスパラ・かぼちゃ・たまねぎと集約的作物へと転作物を変化させる中で全農家によるアスパラ生産組合を1980年に結成した。そして共同出役による土地改良、独自の販路をもつ組織づくり、共同選別が追求されたが、市況等の情報不足から独自の対応が断念され、道北青果農協のアスパラ部会へと吸収されるに至った。したがってアスパラ生産組合は出荷組織として道北青果農協連と結びつくことになったのであるが、これによ

て市況判断が道北青果農協連に基本的にまかされてしまう、生産組合による共選に比べて規格が一律で厳しい、また道北青果農協連は営農指導はやらないため、生産指導と市場対応が結びつかない、といった問題点が生まれている。第4章（朝岡幸彦氏執筆）参照。

- 11) 民主的農協の到達点と課題の分析という場合、農協の経営構造分析がその中心点となろう。その場合の経営構造概念は、いわゆる会計構造的な概念としてのみではなく、農民の労働と農協労働者の専門労働との関連編成を含む協同組合の労働組織関係のあり方をも問題とする概念として把握している。片岡信之『経営経済学の基礎理論』千倉書房、1973年参照。小論では名寄農協の経営構造について全面的には検討せず、事業活動の動向把握を基礎に、収益構造と投資動向についてのみ概括するにとどまった。農協経営構造分析の本格的展開は小論の課題の範囲を越える。

農協経営構造分析の方法については、三浦賢治氏の前掲書から多くのものを学んでいる。記して感謝したい。しかし三浦氏が、農協経営構造という場合、「農協経営を農協の組織と事業を統合したもの」（p.55）ととらえる点ではわれわれと共通であるが、次に「農協組織による各種の事業活動の結果が農協の損益構造と財務構造に反映するものと考え、両者を農協経営構造と概括する」（p.55）というとき、その農協経営構造概念は、どちらかといえば会計構造のみを対象とする狭いものになっていると思われる。農協資産の存在形態とそこに対象化された価値の循環の結果についての分析は、会計構造分析として農協経営構造分析の重要な部分をなすのは確かであるが、農協資産の存在形態を物的基礎として、生きた労働の結合関係として具体的に構造化されるところの協同組合の生産諸関係分析を視点に含めることが、協同組合経営構造分析にとって重要であると思われる。この点については生協についての実証分析であるが、拙稿「生協の経営構造と生協労働者」（『生活協同組合研究』No. 104, 生活問題研究所, 1984年8月）参照。

- 12) 三浦前掲書, p.64

第4章 水田利用再編下における農民層分解の動向

朝岡幸彦

1. 北海道村落論と農民層分解

これまでの北海道村落論では、一般的に「タイトな社会構造」をもつ府県の村落に対して、北海道の村落は「ルーズな社会構造」しかもたない点に特徴があるとされてきた。そして、このような「ルーズな社会構造」が生みだされた条件を、府県と北海道における村落の成立期の歴史的段階差によって説明している。例えば、田畑保氏はその歴史的段階差を二重の意味で理解し、次のように述べている。⁽¹⁾「一つは、北海道の農村の新開性、すなわち府県農村は形成後古い歴史を有しているのに対し、北海道農村は形成後の歴史が浅いこと」。「二つには、成立期の社会、生産力の発展段階の差異」であり、府県村落が成立した徳川幕藩体制期においては生産・生活の自給的性格が濃く、地力再生産や薪炭確保のために入会地の利用など共同的規制が不可欠であったのに対して、北海道では商品生産的畑作農業を中心に地力外給的な「北海道農法」の成立する農業生産力段階のもとで村落形成がすすめられたこと。主にこの二点から北海道の農家の個別性が強く、その相互関係もよりルーズな状態にとどまっていると指摘している。

しかしながら、現代に至る北海道村落の構造的特質を、このような村落成立期の歴史的段階からのみ「ルーズな社会構造」と規定してしまうわけにはいかない。例えば、北海道村落の構造的特質のひとつとして「行政ないし体制に対して親和的であり、……農政、体制からの諸作用の受容基盤となる」（田畑氏、棒点引用者）と指摘されている。⁽²⁾これは、府県村落のように強力な村落の規制がないために、村落の自治的性格が乏しく、北海道村落が農政の浸透に対して障壁ないしはそれを変質させる媒体とはなりえないことを指摘したものである。そして、昭和恐慌期以後に農家の定着化がすすむなかで、むしろ「体制側が農家を把握する基礎単位」として農事実行組合を中心とした地縁集団が農家の生産・生活面の近隣互助機能をもある程度担いつつ編成される。このような経過をふまえて、北海道村落は「農事組合型村落」⁽³⁾とも特徴づけられている。問題は、この農事実行組合を基礎に形成された北海道村落をも尚ルーズな社会構造と呼ぶのかどうかという点である。農民的蓄積が乏しく個々の農家の生産基盤の確立のために政策的援助を不可欠とする北海道では、政策導入そのものが農民経営を大きく左右する問題であり、そのために農事実行組合を中心に展開される農民間の規制はおのずと大きなものとなる。また、「機能的な地縁組織」として一定の農家流動性をもつ農事組合とはいえ、生産・生活面での近隣互助機能をともなう以上その流動性自体が限定的なものとならざるをえない。このように考えて

くと、農事組合型村落としての北海道村落は現代に近づくほどむしろ府県村落以上に「タイトな社会構造」をもつと云える。

それでは北海道村落の特質を一体何にもとめることができるのであろうか。その問題を考える上で、北海道独自のこの農事組合型村落が形成される昭和初期という時期に注目したい。それは、この時期に小農保護的な政策諸措置が強化されると同時に、農民層分解が進展し自小作、小作中・上層が上向することによって中間層（中農層）が増大し、その中から村落形成の担い手が生み出されてくるからである。このような北海道村落の中農的基盤は、戦後とりわけ1960年代に「兼業農家の増大と『自立経営』育成の限界によって特徴づけられる都府県の農業に対し、離農の急増と残存農家の規模拡大が併行して進む」⁽⁴⁾中で中農内部での階層間格差を拡大しつつも、依然として重要な意味をもちつつけている。すなわち、現段階における北海道村落の構造的特質はその中農的基盤の存在形態に大きく規定されているのであり、水田利用再編下における農民層分解の動向によってそれは明らかにされると考える。したがって、本章では水田利用再編下における農民諸階層の対応とその結果としての農民層分解の動向が、北海道農業における中農的基盤とそれを支える生産力構造をどのように変化させてきているのかを明らかにするとともに、あわせて北海道村落の基本構造の変容の方向にも言及してみたい。

2. 稲作減反政策の展開と道北地域農業の基本構造

(1) 稲作減反政策の展開過程

1970年以後に実施された稲作減反政策は、現在に至るまで政策の名称と中味を少しづつ変化させつつも、一貫して米の減産による水田農業の再編を強権的にすすめてきたという点で、何よりも直接的に稲作農民経営に大きな打撃を与えてきた。そこで、まず稲作減反政策の展開過程を検討したい（表4-1）。⁽⁵⁾稲作減反政策が実施された直接の契機は、1968年頃から急速に増大しはじめた古米在庫量の抑制にあった。まず、稲作減反政策の展開にそって時期区分をすると、おおよそ4つの時期に区分することができる。

第Ⅰ期（1969～73年）

古米在庫の解消のために露骨な稲の作付け制限が追求され、緊急避難的な農民の対応策としての休耕が広がった。この時期に転作奨励補助金制度をはじめ減反政策の推進のための諸制度が急速に整備された。また、1971～73年には減反面積が56万ha前後にまで及び、第一のピークを形成している。

第Ⅱ期（1974～77年）

世界的な不作による国際食糧需給状況の悪化から、1973年には古米在庫が148万tにまで急減した。これを契機に減反数量が一時的に緩和され、転作のみで生産調整を行なうようになった。また同時に、「水田総合利用対策」が開始され、そこで導入された集団転作加算の制度によって転作の団地化がすすんだ。

第Ⅲ期（1978～80年）

ところが、1977年に古米在庫量が再び360万tを越えたため、減反政策がより一層強力な

表 4-1 稲作減反政策の展開過程

区分			古米在庫量 (万t) (10月末現在)	減反転作実施面積 (1,000 ha)			奨励補助金 (10 a 当たり 1,000 円)		
				計	転作	休耕・ 通年施行	基本額	特 徴	
第 I 期	第一次	稲作転換策	1969	553	5	5	-	20	生産数量 1 Kg 当 81 円 () 内は平均額 奨励金に (休耕・普通転作・特別転作) の格差差をもうける。 普通転作には 10 a 当 5,000 円 特別転作には 10 a 当 10,000 円 の加算を実施 * 実支払額 (10 a 当) (休耕) 30,000 円平均 (普転) 35,000 円 (特転) 40,000 円
		米生産調整対策	70	720	337	76	261	(35)	
			71	589	541	274	294	(30)	
			72	307	566	275	291		
第 II 期	減反	稲作転換策	73	148	562	288	274	生産予定数量に対する補助金 基本額に格差導入 (3 ~ 4 万円) 集団転作加算 (3,000 ~ 1 万円) を通年施行を除いて実施。77 年度だけ一律 1 万円の特別加算 * 実支払額 3 万 ~ 5 万円	
			74	62	313	283	30		
		水田総合 利用対策	75	114	264	247	17		
			76	264	194	176	18		(特認・通施)30 (特認食用)35 (一般)40
第 III 期	第二次減反	水田利用再編対策 (第 1 期)	77	367	212	192	19	計画加算を実施 (7,000 ~ 20,000 円) し、その際に地区転作率による格差の導入 * 実支払額 4 万 ~ 7.5 万	
			78	572	438	386	51		
			79	650	471	415	56		
		80	666	584	515	69	(特定作物・永年性作物)55 (一般作物・管理転作・通年施行)40		
第 IV 期	反期	水田利用再編対策 (第 2 期)	81	439	666	588	78	計画加算額 (5,000 ~ 13,500 円) 団地化加算 (7,500 ~ 10,000 円) 奨励金基本額の引下げ (引下額 5,000 ~ 1 万円) * 実支払額 3.5 万 ~ 7.5 万円	
			82	270	670	598	72		(特作・永作)50 (他)35 (野菜転作)30

鈴木信夫「水田利用再編対策の稲作」所収 P 210 (第 1 - 1 表減反政策の展開経過) に加筆・修正。

段階へとすすむ。1978年以後に実施された「水田利用再編対策・第1期対策」には、①減反割当ての強化および未達成分のペナルティ制の導入、②特定作物への転作の集中推進、③政策推進のための「中核的担い手」の育成、など多様な強化策が含まれていた。転作奨励補助金の手取り額水準がこの時期にピークに達する。

第Ⅳ期（1981～83年）

政府財政の引き締め・「行政改革」の実施などのもとで減反政策関連予算の見直しははかられ、転作奨励補助金が減額された。1984年以後実施される第3期対策によって「他用途米枠」が設けられることから、今後さらに稲作減反政策の新たな展開が予想される。

一般にはこの第Ⅲ期以後を「第二次減反期」と呼び、それ以前の減反政策との性格のちがいが強調されている。つまり、この1978年をさかいにして稲作減反転作政策がより強権的な展開を示し、農民自身も減反を単に緊急避難的なものから恒常的なものへと対応を転換せざるをえなくなったからである。河相一成氏は、「第二次減反期」における減反政策の本質を、「農業振興地域の整備に関する法（農振法）」の改正（1975年）⁽⁶⁾以後の一連の農業政策との関連から、「産業および社会（地域）に生じたひずみを、是正、するための方策であって、農地の賃貸借関係（農地流動化）にテコ入れするための農地・地代政策の強化と、米過剰、にともなう作目転換——作付統制とを含む「地域」農政の展開である」⁽⁷⁾と指摘している。また同時に、この政策は「これを推進するに必要な担い手の育成」をはかろうとしている点に注目する必要がある。とはいえ、地域農政の担い手の形成へとすすむ政策の意図どおりに現実が進行しているわけではない。むしろ地域農政の進展が地域的・集団的生産力の形成をともなうことによって、農政を農民的に克服しようとする方向すら生まれつつある。このように稲作減反政策が次第に強権的に再編される中で、その再編の方向をめぐる政策意図と農民との矛盾・対抗の条件が拡大してきていることを見落とすことはできない。

(2) 「北限」稲作生産の基本的性格

本章で云う「北限」稲作地帯とは、おおよそ上川支庁の北部地域一帯をさしている。一般に上川地方は空知地方と並ぶ北海道内有数の水田中核地帯として知られている。しかし、南北に224kmも伸びる上川地方を一括して述べることはできず、大まかに名寄市・士別市を中心とした上川北部圏、旭川市を中心とした上川中部圏、富良野市を中心とした富良野圏の三つの地域に区分される（図4-1）。この地域区分はまた上川地方の農業地帯構成をも示している。例えば、耕地への水稲作付率を見ると、作付率30%を越える市町村の割合は上川北部1/10・上川中部7/9・富良野1/5であり、また冷害年の水稲反収⁽⁸⁾が450kgを越える市町村の割合は上川北部0/10・上川中部7/9・富良野3/5である。このことからわかるように、上川地方の水田中核地帯を構成しているのは上川中部圏の各市町村と富良野圏の一部にすぎず、とりわけ上川北部圏の各市町村は中核地帯からはずれた限界地的な性格をもった地域であると云える。

それは上川地方の水稲作付面積の変化にもはっきりとあらわれている（図4-2）。上川地方の水稲作付面積は1948年に3万9899haまで減少したのち、56年以後急速な増田がす

図4-2 上川支庁水稻作付面積および反収の動向

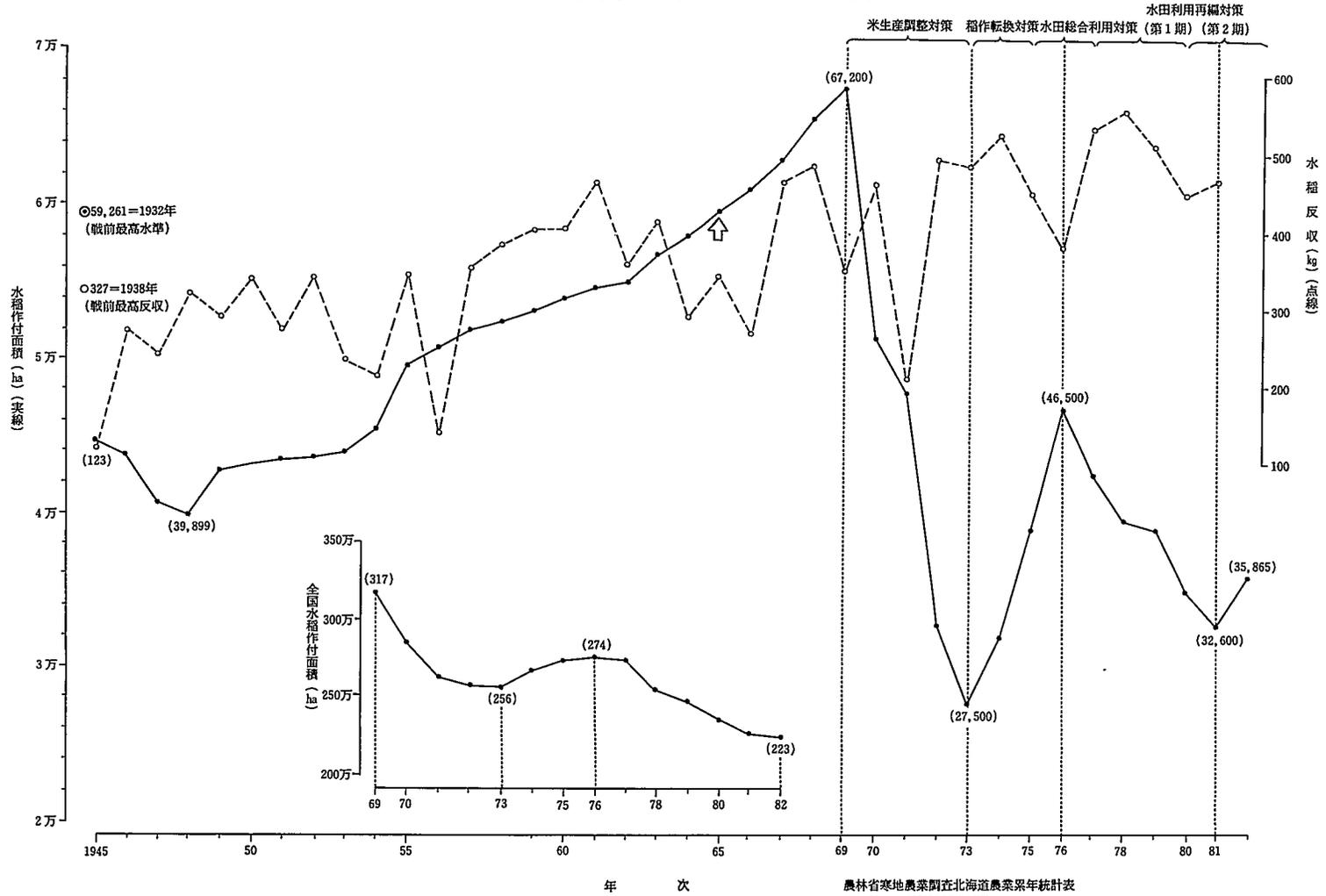


表4-2 現実の稲作減反率

(%)

地域	年次	1976	77	78	79	80	81	82
全 国		22.5	23.0	28.8	30.2	33.5	35.5	-
北 海 道		26.3	18.3	22.5	30.3	31.8	38.9	42.0
	風 連	35.1	19.6	29.1	36.6	36.7	44.3	45.8
	名 寄	49.5	39.7	44.3	48.1	52.6	56.4	58.6
	美 深	78.2	74.4	77.6	79.0	79.0	79.8	80.4

1. 「農業白書付属統計書」「農林業センサス」「北海道農業基本調査報告書」。
2. 減反転作率は各年次までの最大水田面積を分母に、各年次の「稲作付面積」を分子に「稲作付率」を出し、 $(1 - \text{稲作付率}) \times 100 = \text{現実の稲作減反率}$ とした。

すんで69年には戦後最高の6万7200haにまで達する。しかし、翌年(1970年)から稲作減反政策が開始され、「第Ⅰ期」の末年である73年には実に69年の水稲作付面積の59%に当たる3万9700haの減反が行なわれていた。この減反規模は同期間の全国の平均減反率19.2%の3倍を超える異常な高さであることがわかる。その後も減反政策が新しい展開を見せるたびに水稲稲作付面積が大きな変動を示しており、まさに上川農業は減反政策の「調節弁」として位置づけられてきた。この点にこそ、まさに上川農業を水田中核地帯としてだけ位置づけることが許されないもう一つの側面、すなわち「北限」稲作地帯としての性格があらわれている。

以上のことをふまえて、「北限」稲作地帯の構造上の特徴を整理したい。まず稲作減反率の動向をみたい(表4-2)。1970年以後次々に実施された米生産調整・水田利用総合対策の各施策は、北海道全体を「稲作不適地」と決めつけ、高減反率を課することによって、事実上稲作生産から排除しようとするものであった。同様に道内でも空知・上川中部などの云わゆる「中核」稲作地帯に比べて、上川北部・網走地方などの「北限」稲作地帯にはとくに高い減反率が割当てられてきた。1976年以後の平均減反率を見ると、全国が28.9%、北海道が30%であるのに対して「北限」稲作地帯に位置する風連町35.3%、名寄市49.9%、美深町78.3%ととりわけ高くなっている。しかも、同じ「北限」稲作地帯の中で減反率にきわめて大きな格差がある点も大きな特徴である。もちろん、減反政策の第Ⅰ・Ⅱ期には直接的な現金収入につながる兼業や土地改良を含む農地の農業基盤整備の導入を意図して、農民の側から率先して減反割り当てを引き受けるという傾向があったにしても、その後の減反政策の展開はこれら農民の対応をてこに一層厳しい減反割り当てを強制するものであった。

また、ここで示した減反率の算出方法とかがわって今ひとつ指摘しておかなければならない事実がある。それは水田の畑地化(地目変換)という現象である(表4-3)。まず水田面積のピーク時を見ると、北海道が1979年、風連町が77年、名寄市が80年、美深町が76年に記録して以後減少傾向を示している。他方、畑地面積はほぼ一貫して増加している。この傾向は美深町においてとくに顕著であり、75年の面積を100とした場合、82年には水

表 4-3 経営土地利用別面積の変化

		1975	76	77	78	79	80	81	82
北海道	田	100	100	101	102	102	101	101	101
	畑	100	101	103	105	106	109	111	113
風連	田	100	134	170	151	137	136	120	118
	畑	100	108	104	104	104	105	111	110
名寄	田	100	107	108	112	113	121	120	119
	畑	100	93	96	99	106	108	111	116
美深	田	100	103	95	90	76	51	45	38
	畑	100	100	103	108	116	132	135	140

1. 「北海道農業基本調査報告書」。
2. 1975年度の各面積を100とした場合の指数。

田面積が38にまで落ち込んでいるのに対して、畑地面積の変化は稲作減反政策のもとで水田が急速に畑地に地目変換されていることを示している。これは美深町のように水田の耕地基盤整備が進む以前に壊滅的な高減反率を割当てられた地域では、水田への復帰の展望もないままに本格的な畑地利用を考えるからである。したがって、減反率を出す場合にも単純に水田に対する転作・休耕田の割合を出しただけでは現実の稲作減反の状況を示しているとはえず、上記のような「現実の稲作減反率」を算定したのである。

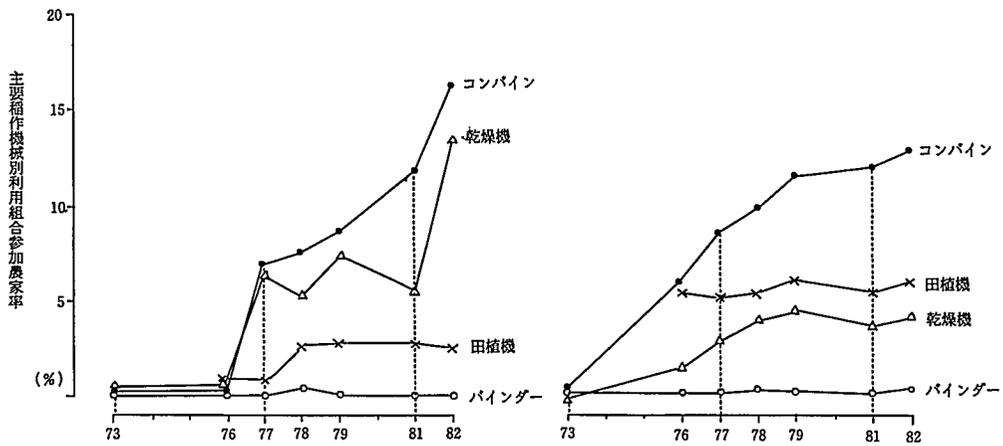
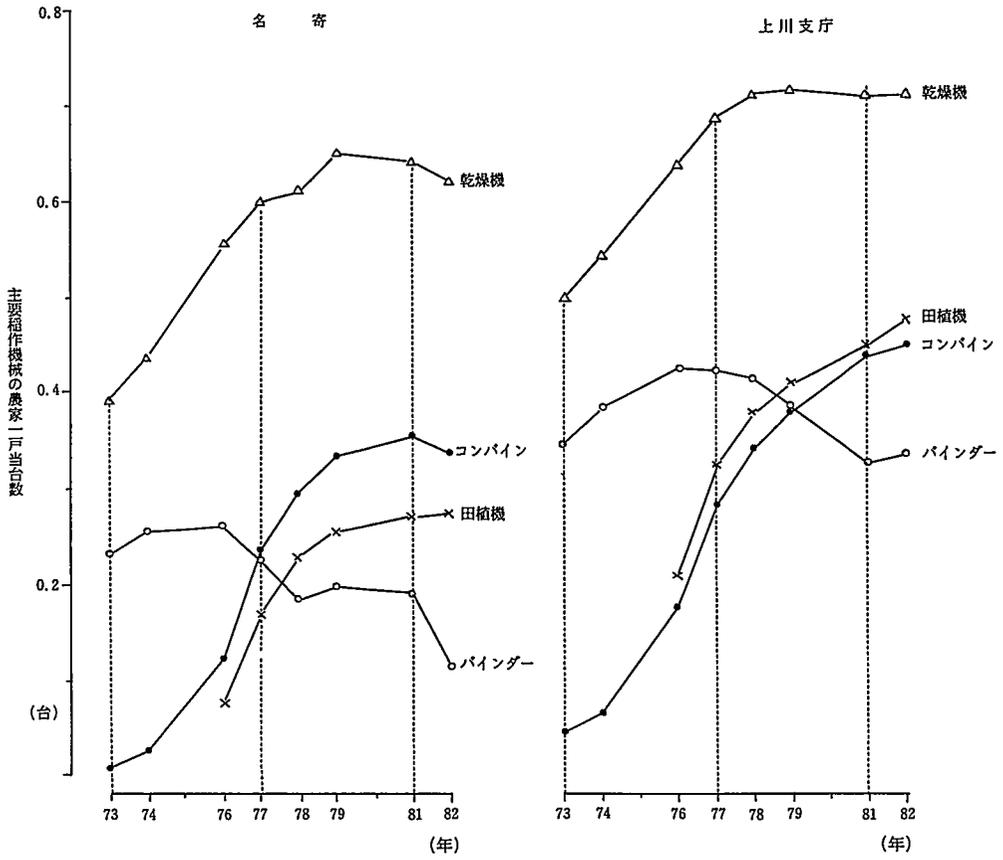
このように極めて高い減反割当てと、その下での水田の畑地化の進行が「北限」稲作地帯の第一の基本的性格である。

次に減反政策下における「北限」稲作地帯の農業機械の装備状況の特徴をみたい。ここでは上川支庁平均と名寄市との状況を比較した(図4-3)。トラクターを除く主要稲作機械の水田所有農家1戸当たり台数を見ると、上川平均に比べて名寄市の機械の普及水準が低いことがわかる。それは、とりわけ田植機・バインダーなどの機械においてははっきり現われている。そして今ひとつの特徴は、「北限」地帯で1981年から82年にかけて機械の普及率が落ちていることである。この原因は、機械別の利用組合参加農家率の変化からもわかるように、乾燥機・コンバインでは利用組合の組織化によって、機械の大型化・台数の減少がすすんでいるからである。

このように稲作機械装備の相対的遅れと1980年代のコンバイン・乾燥機(とりわけ乾燥機)の共同利用組合の急速な組織化が「北限」稲作地帯の第二の基本的特徴であると考えられる。

ところで、ここで云う「北限」地帯という言葉自体がかなり限定的な意味で使われていることを確認する必要がある。もともと上川北部や網走地方は、①日本の農業政策の中でほぼ一貫して米穀需給の「調節弁」の役割をになわされてきており、②機械化の進展によって農業生産力水準では「中核」稲作地帯並みに達していながら、土地改良などの農地に対する基幹的農業投資の不足と遅れから依然として収量が低位不安定である。③そしてこのような投資の不足が農業の多面的発展の可能性を著しく制約している⁽⁸⁾。つまり、「北限」稲作地帯という言葉にある「限界地」性は現実に克服しえないものではないということ、

図4-3 機械の装備状況



※各分母となる農家数は「水田所有農家数」とした。

〔北海道農業基本調査〕(各年)

表 4-4 土地改良費の伸びと水稲反収の変化（名寄市）

区分	年度													合計
	1970	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	
一般会計歳出	100	121	171	212	317	329	363	463	524	556	659	716	700	5,231
土地改良費	100	46	162	234	269	367	290	1,010	729	978	822	743	834	6,584
反収（Kg）	418	120	438	421	482	405	281	455	532	450	310	387	-	

「名寄市決算報告書」（各年）より作成

この点が第三の基本的特徴である。

それをよく示している事実が土地改良投資費用と水稲反収との相関性である。土地改良投資を厳密に算出することが困難であるため、便宜的に名寄市の土地改良費目の伸びと水稲反収について見たい（表 4-4）。まず、1970年度の一般会計歳出と土地改良費歳出額をそれぞれ100とした場合、70年から82年までの合計では土地改良費が6584で一般会計の5231よりも25.8%多くなっている。つまり、市の一般会計の伸びよりも土地改良投資の伸びの方が大きく、それだけ重点的に取り組まれてきたことがわかる。また同時に、水稲反収の変化を見ると反収が上昇傾向を示していることがはっきりとわかる。1978年に史上最高の532kg（全国の平均反収を33kgも上まわっていた）を記録したのをはじめ、とりわけ冷害年（71・76・80・81年）の反収が年々上昇している（120・281・319・387kg）ことによく現われている。この二つの事実から土地改良投資の拡大が反収を次第に上昇させていると断言することはできないが、しかし土地改良（とりわけ明・暗渠排水など）の本来の効果は不作時に現われることを考えれば冷害年の反収上昇はまさにその効果によるものであり、「北限」稲作地帯の宿命とされてきた収量の低位不安定性を次第に克服しつつあることを確認できよう。

しかし、こうした土地改良投資の増加自体が稲作減反政策の進展に大きく規定されている点に注目する必要がある。名寄市の農業費支出の中で、「土地改良費」が3倍強の飛躍的な増加を見せるのは1977年以後のことであり、まさにその意味で減反政策が第2次減反へと深化する過程で土地改良投資が決定的な重みをもってきていると云える（表 4-5）。この事実がどのような意味をもつのかを明らかにするために農業費の費目構成の変化を検討すると、そこに耕地の外延的拡大から耕地改良への政策の基調の変化を見いだすことができる。つまり、耕地の外延的拡大を目的とした「農地造成・開拓費」が1971年の1920万円をピークに1000万円前後の予算規模をもって74年までに比べ、75年以後はほぼ10分の1の60万から180万円程度のものに圧縮されてきている。これに対して、「土地改良費」が1977年をさかいに400万円から1000万円台に飛躍的に増加したのをはじめ、「農業構造改善事業費」が79年をさかいに1700万円台に急増しているように、第2次減反の開始と前後しての耕地改良投資の膨張が目につく。このように、土地改良投資の増加が減反政策の進展にともなう農政の基調変化によってもたらされたことは、減反政策の内在的矛盾、すな

表4-5 農業費の内訳の変化(名寄市)

(千円, %)

区分	1970	71	72	73	74	75	76
農業費	82,029 (100)	125,860 (100)	322,943 (100)	185,595 (100)	235,210 (100)	252,493 (100)	522,671 (100)
土地改良費	15,571 (19.0)	7,171 (5.7)	25,213 (7.8)	36,373 (19.6)	41,849 (17.8)	57,223 (22.7)	45,219 (8.7)
冷害対策費	-	30,445 (24.2)	-	-	-	-	324 (0.1)
農地造成・開拓費	9,195 (11.2)	19,205 (15.3)	13,382 (4.1)	13,308 (7.2)	9,712 (4.1)	721 (0.3)	662 (0.1)
農業構造改善事業費	-	-	236 (0.1)	-	1,997 (0.8)	1,523 (0.6)	59,452 (11.4)
水稻試験場費	764 (0.9)	920 (0.7)	984 (0.3)	1,002 (0.5)	「以後、農産園芸試験費に編入」		
農産園芸試験費	-	-	-	-	1,585 (0.7)	1,952 (0.8)	2,785 (0.5)
	77	78	79	80	81	82	計(%)
	628,127 (100)	615,858 (100)	804,179 (100)	1,094,784 (100)	887,286 (100)	1,010,612 (100)	(100)
	157,305 (25.0)	113,447 (18.4)	152,211 (18.9)	127,983 (11.7)	115,670 (13.0)	129,901 (12.9)	(15.1)
	-	-	-	2,069 (0.2)	-	-	(0.5)
	1,192 (0.2)	1,256 (0.2)	1,371 (0.1)	1,776 (0.2)	1,851 (0.2)	1,663 (0.2)	(1.1)
	9,705 (1.5)	-	170,551 (21.2)	166,467 (15.2)	166,598 (18.8)	332,088 (32.9)	(13.5)
	2,743 (0.4)	2,580 (0.4)	4,911 (0.6)	5,029 (0.5)	5,515 (0.6)	3,459 (0.3)	(0.5)
稲作転換推進費	2,742 (0.4)	47,798 (7.8)	39,380 (4.9)	27,904 (2.5)	3,059 (0.3)	3,175 (0.3)	(1.8)
地域農政特別対策事業費	-	25,651 (4.2)	7,244 (0.9)	1,053 (0.1)	1,810 (0.2)	1,400 (0.1)	(0.5)

1. 「名寄市決算報告書」より作成

2. ()内は農業費を100とした時の各費目の比率%

わち減反を直接の目的としているにもかかわらずそれが水稻の収量増を結果的にもたらすという点、を如実に示すものであると云える。

以上のことをふまえて、「北限」稲作地帯の農業構造上の基本的性格を次のような3点にまとめて云うことができるであろう。まず第1の性格は、稲作減反政策のもとでの「限界地」としての烙印によって異常に高い減反率が割当てられてきたことにより、全国的にもいち早く水稻単作経営からの脱却を含む、農民経営の複合化を迫られている地域であるということである。こうした減反政策を直接的な契機とする農業構造転換の外的圧力のもとで、水稻と各種畑作物との複合経営を前提とした機械化が課題となることにより、その各種機械費用の負担軽減を目的とした機械共同利用組織の結成がすすんできていること、

これが第2の性格である。そして第3の性格は、このような減反政策の進展が耕地の外延的拡大から耕地改良へと政策的重点の移動をもたらすことによって、耕地条件そのものが次第に「限界地」的な枠を越えて農民経営の発展へ向けた農民の積極的な営農対応を可能にしてきているということである。つまり、これら3つの性格は減反政策を直接の契機としつつも、その政策意図を越えた農民の積極的な営農対応がこの地域では客観的に求められてきていることを示している。そして、この農民の積極的な営農対応は必然的に個別農民経営の枠を越えて、地域的・集団的な広がりをもたざるをえないため、その対応の基盤をどこに見いだすのが重要となる。そこで次に、地域農業構造を明らかにするうえで政策的にも組織的にもひとつの単位を構成すると考えられる市町村に視点を移し、「北限」稲作地帯における地域農業の基本構造を分析したい。

(3) 道北地域農業の基本構造——風連・名寄・美深の比較分析——

同じ道北地域（上川北部地方）にあって、風連町・名寄市・美深町の3つの地域は、稲作減反率の点で40～80%までかなり大きな格差がある（表4-2）。風連町は、減反政策の当初から減反目標の超過達成を避け、ウルチ米の作付を中心に対応してきた。また、名寄市の場合には、南部の旧名寄町地域が減反に対してモチ米の団地化をすすめる⁽⁹⁾ことで対応してきた一方、北部の旧知恵文村地域は全面的な畑作化によって対応してきた。これに対して美深町では、土地基盤整備のすすんでいた一部地域を除いて、ほとんどの地域で全面的な減反・転作がすすめられた。このように全くちがった減反への対応をしてきたこれら3つの地域に、一体どのような農業構造上のちがいがあるのであろうか。

そこで、地域農業構造の分析をすすめて行く場合に、次の手順でやることを確認しておきたい。まず最初に、地域における農民層分解の動向を把握することである。それは、農民層分解が農村における商品経済の進展とその内部で必然化される「農民のあいだのすべての経済的矛盾の総体」であるからである。その意味で、地域農業構造上の問題の集中的反映として、農民層分解は進行するのである。この特徴点を明らかにした上で、農業生産力上の問題の分析を行なう。

(1) 農民層分解の動向

そこでまず、経営耕地規模別農家の変化を風連・名寄・美深の3地域について比較する（表4-6）。規模別農家数の増減戸数で見ると、3地域ともに緊急避難的なかたちで大幅な減反が行なわれた第Ⅰ期に最も分解がすすんでいる。しかし、減反割当ての一時的な減少の見られる第Ⅱ期に入ると、名寄・美深の両地域で農民層の分解と離農の速度が落ちてくるのに対して、風連ではむしろⅢ階層の分解と5ha以上規模層の増加が目立ってきている。そして水田利用再編対策期（第Ⅲ・Ⅳ期）に至ると農民層の分解は全般的に沈静化するが、その中で名寄においてⅤ階層（貧農下層）が再び増加し始めている点特徴的である。

また、農家数の一番多い経営耕地規模階層を見ると、風連では一貫してⅢ階層（3～5ha）が最大多数を占めているのに対して、美深町では1976年に、名寄では77年に最多階層がⅢ階層からⅠ階層にスライドしている。これは次第に平均経営規模が上昇しつつも、風連で

表 4-6 農民層分解の動向（経営耕地規模階層別農家数）

	名 寄						風 連						美 深						減反政策 時期区分
	V	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	I	計	V	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	I	計	V	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	I	計	
1969	147	266	351	217	166	1,147	89	236	516	276	68	1,185	48	115	310	242	132	847	第Ⅰ期
71	131	227	292	219	182	1,051	62	196	461	280	88	1,087	50	104	231	214	165	764	
72	115	219	271	185	188	978	57	194	435	276	99	1,061	57	103	209	176	190	735	
73	113	211	250	159	194	927	48	182	439	255	102	1,026	56	103	204	166	188	717	
74	113	209	213	139	205	879	44	190	420	251	101	1,006	51	96	196	167	182	692	第Ⅱ期
76	110	171	192	139	186	798	44	159	355	267	136	961	65	83	169	135	207	659	
77	113	161	184	127	198	783	43	148	326	260	155	932	57	78	153	132	207	627	
78	111	162	173	112	210	768	46	137	318	259	160	920	55	78	143	131	208	615	第Ⅲ期
79	112	148	170	112	215	757	41	130	300	268	166	905	55	79	143	124	207	608	
81	118	154	146	114	221	753	38	128	288	257	174	885	52	80	131	114	210	587	第Ⅳ期
82	123	148	144	111	222	748	37	121	280	258	181	877	52	78	134	111	211	586	
同増減数						※ 下線部は農家数の一番多い階層													
69→73	△ 34	△ 55	△101	△ 58	+ 28	△220	△ 41	△ 54	△ 77	△ 21	+ 34	△159	+ 8	△ 12	△106	△ 76	+ 56	△130	第Ⅰ期
73→77	-	△ 50	△ 66	△ 32	+ 4	△144	△ 5	△ 34	△113	+ 5	+ 53	△ 94	+ 1	△ 25	△ 51	△ 34	+ 19	△ 90	第Ⅱ期
77→82	+ 10	△ 13	△ 40	△ 16	+ 24	△ 35	△ 6	△ 27	△ 46	△ 2	+ 26	△ 55	△ 5	-	△ 19	△ 21	+ 4	△ 41	第Ⅲ・Ⅳ期
69→82	△ 24	△118	△207	△106	+ 56	△399	△ 52	△115	△236	△ 18	+113	△308	+ 4	△ 37	△176	△131	+ 79	△261	
同単年度平均増減数						※ 経営規模階層区分 I=7.5 ha 以上, II=7.4~5.0 ha, III=4.9~3.0 ha, IV=2.9~1.0 ha, V=1.0 ha 未満													
69→73	△ 8.5	△13.8	△25.3	△14.5	+ 7	△ 55	△10.3	△13.5	△19.3	△ 5.3	+ 8.5	△39.8	+ 2	△ 3	△26.5	△ 19	+ 14	△32.5	第Ⅰ期
73→77	-	△12.5	△16.5	△ 8	+ 1	△ 36	△ 1.3	△ 8.5	△28.3	+ 1.3	+13.3	△23.5	+ 0.3	△ 6.3	△12.8	△ 8.5	+ 4.8	△22.5	第Ⅱ期
77→82	+ 2	△ 2.6	△ 8	△ 3.2	+ 4.8	△ 7	△ 1.2	△ 5.4	△ 9.2	△ 0.4	+ 5.2	△ 11	△ 1	-	△ 3.8	△ 4.2	+ 0.8	△ 8.2	第Ⅲ・Ⅳ期

〔北海道農業基本調査〕（各年）

はⅡ・Ⅲ階層（中農中・下層）が中心を占めているのに対して、名寄では一方でⅠ階層（中農上層）が形成されると同時に他方でⅣ階層（貧農上層）が一定の比重を占めるという「2極構造」が第2期以後に生まれているのである。また、美深ではⅣ・Ⅴ階層（貧農層）の没落が激しく、Ⅰ階層に著しく集中する傾向が出ている。このように、何らかのかたちで高い減反率が実施されているところほど、農民層の分解がすすんでいることがわかる。

それではこのような農民層分解のすすみ方のちがいがどのようにして生まれてくるのか、3地域の農業生産力構造のかかえる問題を農家労働力問題、農地問題の2つの観点から明らかにしたい。

(ii) 農家労働力の現況

まず専・兼業別農家数からみると（表4-7）、1982年の構成比では北海道全体で専業農家43.6%、第1種兼業農家33.6%、第2種兼業農家22.8%となっている。これに対して、名寄・美深の両地域がほぼこれに近い構成比をとっているが、風連では専業農家24.6%、第1種兼業農家65.8%、第2種兼業農家9.6%とかなり1兼農家層の厚い構成をもっている。ではこのようながいが、いつ頃から生まれてきたのであろうか。1971年の構成比で見ると、専業農家率では風連52.9%、名寄41.9%、美深36.9%と、風連はむしろ専業農家が過半数を占める典型的な専業地帯であった。ところがその後、風連では1974年までに専業農家が半分に減少し、82年には71年の専業農家の約1/3になっている。一方、名寄でも1974年までに専業農家が約半分に減少しているが、76年以後に再び増加しはじめ82年には71年の専業農家の約7割にまで回復している。美深では更に専業農家の減少割合が少なく、1982年の専業農家数は71年時点の約8割を維持している。他方、第2種兼業農家数の変化を見ると、風連の2兼農家層の減少がそれほど多くないのに対して、名寄・美深では1973・74年をピークに急激な減少を示している。

これらのことは、稲作減反政策の第Ⅰ期に急速な兼業化傾向が見られたのに対して、第Ⅱ期に入ってこの兼業化の鈍化・兼業離れ＝専業農家数の一時的な回復が、減反面積の緩和にともなって起ってきたことが背景にある。そして、そのような現象には地域差があって、風連のように専業農家が多かった地域では専業農家層の兼業化と離農という動きの中で大きな影響を与えなかったのに対して、名寄・美深のように兼業化がかなり進んでいた地域では減反政策の若干の変化にともなう兼業離れが見られたと考えられる。

このような専業別農家数の変化の特徴をふまえて、これとの関連で農家労働力の確保の状況や兼業形態におけるちがいを分析したい。専・兼業別農家数の変化における減反政策第Ⅰ期と第Ⅱ期とのちがいは、兼業従事者数の変化を通じて確認できる（図4-4）。また、兼業状態の変化にともなう地域差も、1977・79年をそれぞれの地域の兼業従事者数のボトムとして、その後の水田利用再編対策期（第Ⅲ・Ⅳ期）における兼業従事者の回復の水準の差として現われている。つまり、先の地域による農民分解の特徴との関連で考えるならば、風連における第Ⅱ期の兼業従事者の減少の少なさと第Ⅲ・Ⅳ期の回復の早さは、Ⅲ階層（3～5ha）の1兼農家層が依然としてその中核的な部分を構成しているためであり、また名寄・美深における兼業従事者数の落ち込みは両地域がすでに第Ⅱ期以後に中農上層（Ⅰ階層）の専業農家層をこの期間に形成してきたためだと考えられる。

表 4-7 専兼別農家構成比

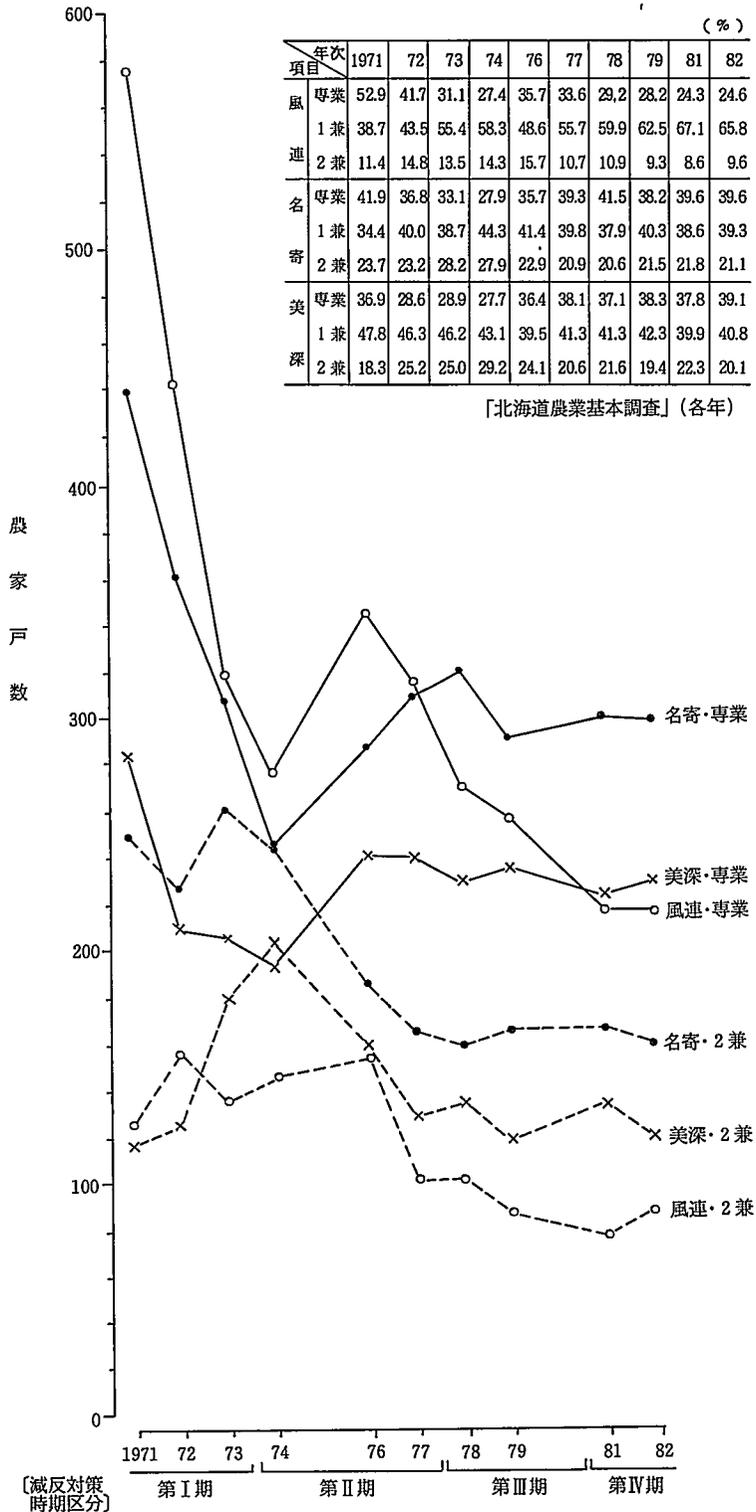
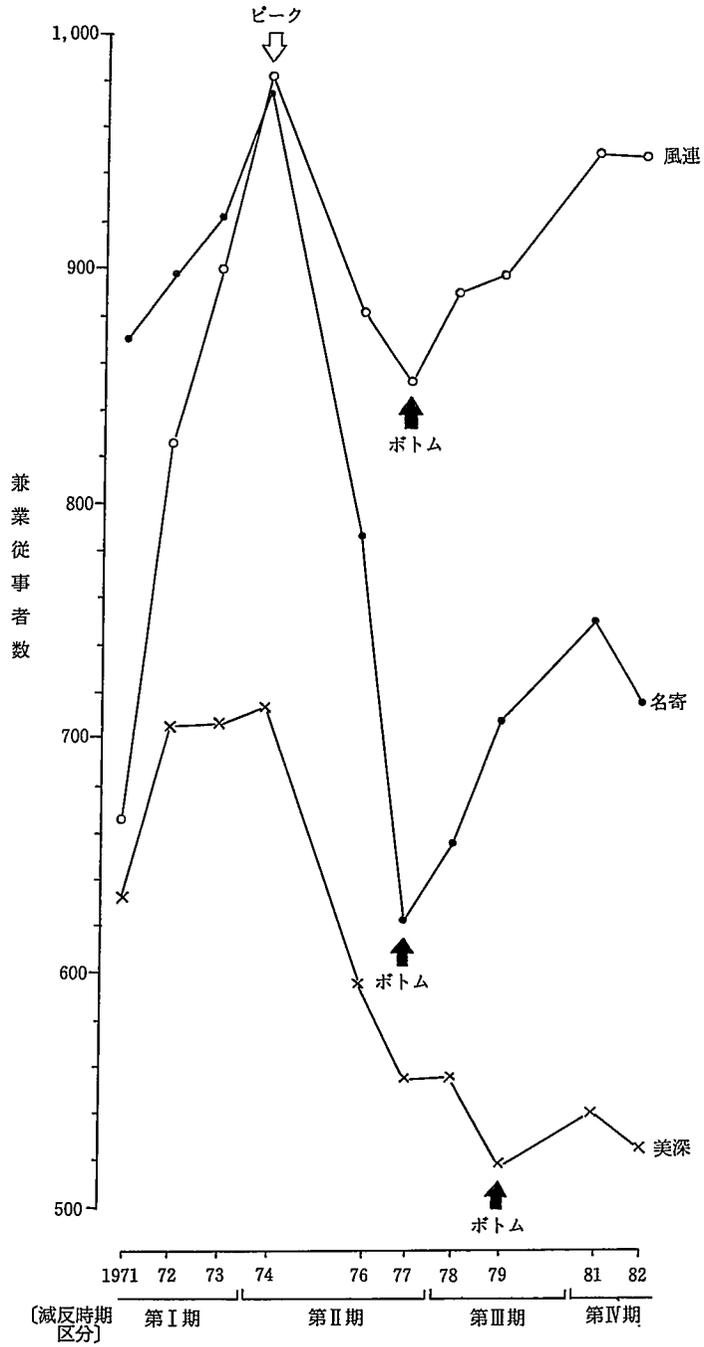


図4-4 兼業従事者数の変化



〔北海道農業基本調査〕(各年)

表 4 - 8 兼業種類別従事者構成比

(%)

		年次										備 考
		1971	72	73	74	76	77	78	79	81	82	
風 連	恒常的勤務	27.3	24.6	20.9	21.2	21.1	23.5	23.4	24.6	24.4	27.3	恒常・出稼・ 日臨の3極構 造から日臨中 心の就業構造 へ
	出稼ぎ	27.3	34.1	30.9	29.1	21.1	22.0	19.8	15.5	14.2	15.9	
	日雇・臨時	39.7	37.2	44.2	46.9	53.8	51.0	53.3	56.7	58.3	54.2	
	自営兼業	5.7	4.1	3.0	5.8	4.0	3.5	3.5	3.2	3.1	2.6	
名 寄	恒常的勤務	43.4	39.6	40.5	35.4	38.4	45.4	41.4	46.2	40.3	43.6	恒常・日臨の 2極就業構造
	出稼ぎ	18.4	15.7	12.8	17.6	12.8	7.7	8.3	4.9	6.9	6.9	
	日雇・臨時	34.0	40.6	42.2	43.4	45.2	41.7	45.4	44.9	47.6	45.9	
	自営兼業	4.2	4.1	4.5	3.6	3.7	5.2	4.9	4.0	5.1	3.6	
美 深	恒常的勤務	19.0	19.4	17.4	14.9	21.6	21.9	27.7	23.5	25.0	23.4	日臨中心の就 業構造
	出稼ぎ	22.2	20.7	17.8	20.5	16.8	13.2	8.5	8.3	5.4	5.9	
	日雇・臨時	55.6	52.8	60.3	60.0	57.2	59.3	60.3	63.6	64.1	65.4	
	自営兼業	3.2	7.1	4.5	4.6	4.4	5.2	3.6	4.6	5.5	5.3	

「北海道農業基本調査」(各年)

そのような事情は兼業形態にも反映している(表4-8)。中農中・下層が中心をなす風連では、当初の兼業形態は恒常的勤務、出稼ぎ、日雇・臨時雇の3つの形態に分かれていた。ところが、1970年代を通じて出稼ぎ層が著しく減少する中で、日雇・臨時雇が主要な形態となってきている。これに対して名寄では、1970年代に出稼ぎが大幅に減少しつつも、農民層分解において特徴的であったⅠ階層とⅣ階層をそれぞれ中心とする「2極構造」と対応するように、兼業形態でも日雇・臨時雇と恒常的勤務をそれぞれ中心とする2極的な就業形態をとっている。他方、美深ではⅠ階層に集中していると指摘したように、兼業形態の中心は一貫して日雇・臨時雇が占めている。

これまで見てきた兼業就業構造の変化は、いうまでもなく農家の農業労働力の確保の仕方にも反映せざるをえない。とりわけ、基幹的農業従事者の動向にははっきりとした特徴が見られる。壮年層(30~59才)の基幹的農業従事者としての従事割合をみると(表4-9)、風連での従事率が兼業従事者数と一定の相関関係をもちながら変化しており、兼業の進化がそのまま壮年層の労働力確保の困難につながっていると云える。これに対して名寄・美深では兼業従事者数の変化との間にずれがあり、壮年層以外での兼業従事者の状況をも視野に入れる必要があることがわかる。しかしながら、他方で風連での基幹的農業従事者の老令化がある程度抑制されているのに対して、名寄・美深では1970年代に急速に老令化が進み、基幹的農業従事者の約2割が60才以上の老令者によって占められている点にも注意しておく必要がある(表4-10)。

表 4-9 壮年層（30～59才）の基幹的農業従事率 (%)

地域	年次	1971	72	73	74	76	77	78	79	81	82	備考
風	連	78.0	78.1	75.3	69.6	71.3	74.8	74.2	70.6	71.3	68.3	兼業従事者数の変動と強い相関
名	寄	73.8	71.5	68.7	67.6	70.1	70.7	73.9	76.8	68.2	71.4	ズレ
美	深	80.8	77.5	70.3	66.6	70.4	70.2	69.8	68.1	65.5	66.1	傾向的減少

表 4-10 基幹的農業従事者における高齢者（60才以上）の割合 (%)

地域	年次	1971	72	73	74	76	77	78	79	81	82	備考
風	連	7.1	8.4	8.7	9.7	9.7	10.0	9.7	12.5	11.2	10.3	停滞的傾向
名	寄	11.3	12.2	10.7	14.0	12.9	16.0	17.7	19.6	18.4	20.4	老令化傾向
美	深	11.0	13.4	13.5	14.4	17.3	19.7	19.6	17.7	19.8	20.5	77年頃までに急早に老令化

(iii) 農地問題と土地利用

これまで北海道における経営耕地規模の拡大は、売買すなわち離農跡地の残存農家への集積という形ですすめられてきた。とりわけ道北地方のように「限界地」的性格の強いところでは、その傾向が強かった。ところが今日では、そのような売買による規模拡大は減少してきている。例えば、名寄市では1976年に離農跡地の売買による農地移動が39件あったが、80年代に入ると年に数件しかなくなっている。農家が、このように農地売買による移動を避ける理由は、ひとつに地価が高騰しているためであるが、今ひとつはこれらの地域でも農地の基盤整備がすすんできて農家負担が増大したことなどによって、農地の買控えが起っているためである。また税法上の問題として控除額が低く譲渡税が高いなどの理由から、農家が農地を売却しにくい条件もある。こうした状況のもとで、近年ヤミ小作を含む農地の貸借による移動が増加してきている。

次に、こうした農地の売買移動から貸借移動への変化が見られるなかで、3つの地域のかかえる土地利用上の特徴を明らかにしたい。まず、水稻作付面積の変化を見ると（図4-5）、全国および上川地方における水稻作付の動向と同様に、1969年にそれぞれの最高の水稻作付面積を記録した道北地域の3地域は、減反政策第Ⅰ期に急激な作付の減少がみられた後、第Ⅱ期に作付の一定の回復を果している。しかしながら、その第Ⅱ期における水稻作付の回復の水準にかなりの地域差が認められる。1969年の各地域の水稻作付面積を100とした時、回復後のピークをなす76年の作付面積は、風連が86であるのに対して名寄は56、美深に至っては27にすぎない。

また、農地（水田）の土地改良状況を知る目安としての「米生産調整・稲転作面積の用途別内訳」（表4-11）にも、3地域の減反対応のちがいがあらわれている。風連・名寄の両地域が1970～77、78年頃までに減反面積の一定部分で「土地改良・通年施行」を実施してきたのに対して、美深では71年以後このようなかたちでの減反対応が全くみられない。これは美深では70%を越える高減反率のもとで、水田の土地改良を行なうことの効果

図 4-5 水稲作付面積の変化

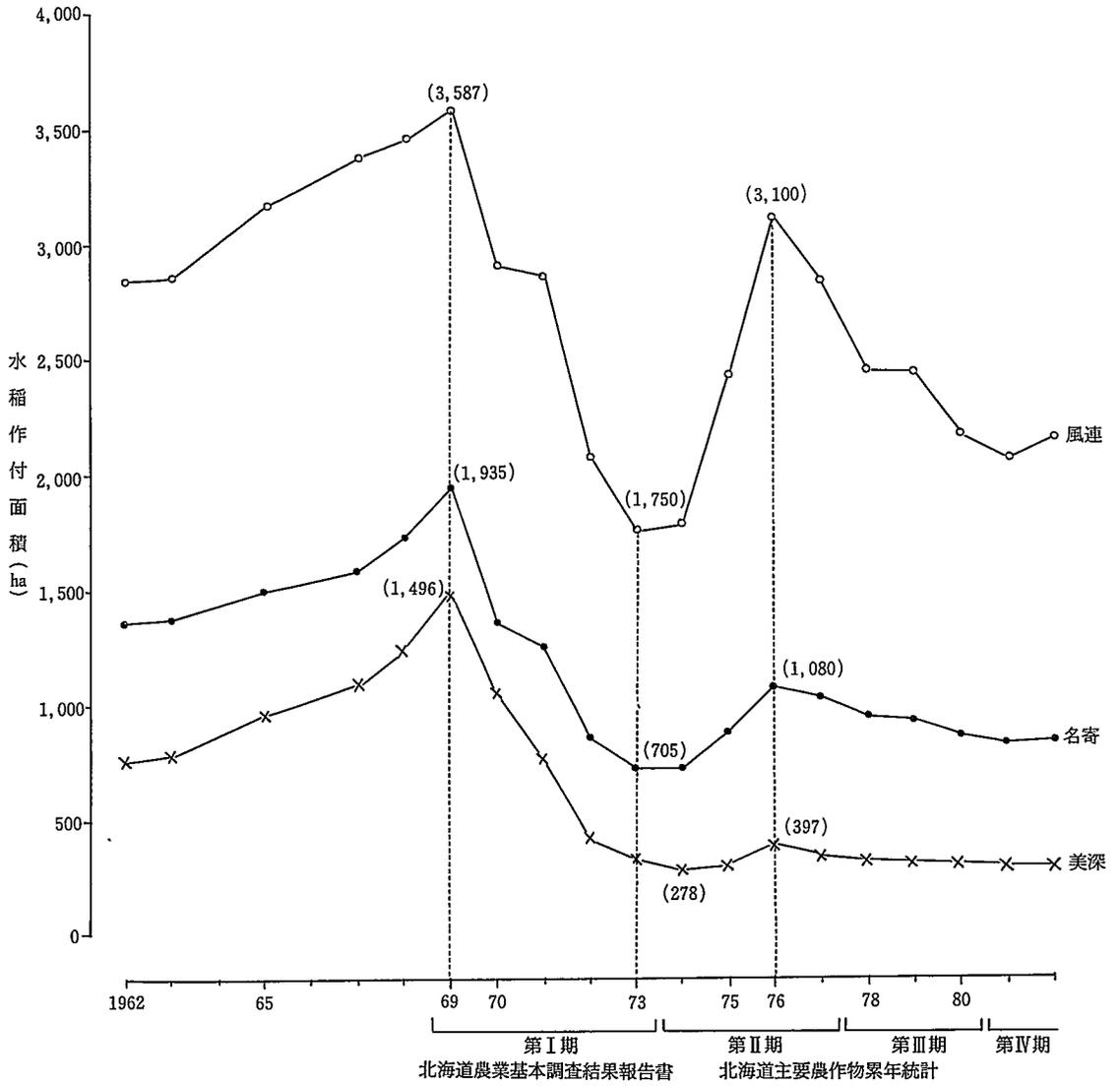


表 4-11 米生産調整・稲転作面積内訳の比率

(%)

地域	年次 内訳	1970	71	73	74	75	76	77	78	79	80	81
		風 連	転作	1.1	51.1	86.3	82.6	84.7	79.9	89.7	99.0	100
土地改良 通年施行	17.5		2.5	3.4	17.1	15.1	20.1	10.3	1.0	0	0	0
休耕・転用	81.4		46.4	10.7	0.3	0.2	0	0	0	0	0	0
名 寄	転作	3.4	67.2	86.5	92.7	94.1	90.6	92.5	100	100	100	100
	土地改良 通年施行	6.4	0	4.0	7.3	5.8	9.4	7.5	0	0	0	0
	休耕・転用	90.2	31.8	9.5	0	0.1	0	0	0	0	0	0
美 深	転作	6.5	82.7	98.6	99.9	99.9	100	100	100	100	100	100
	土地改良 通年施行	3.3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	休耕・転用	90.2	17.3	1.4	0.1	0.1	0	0	0	0	0	0

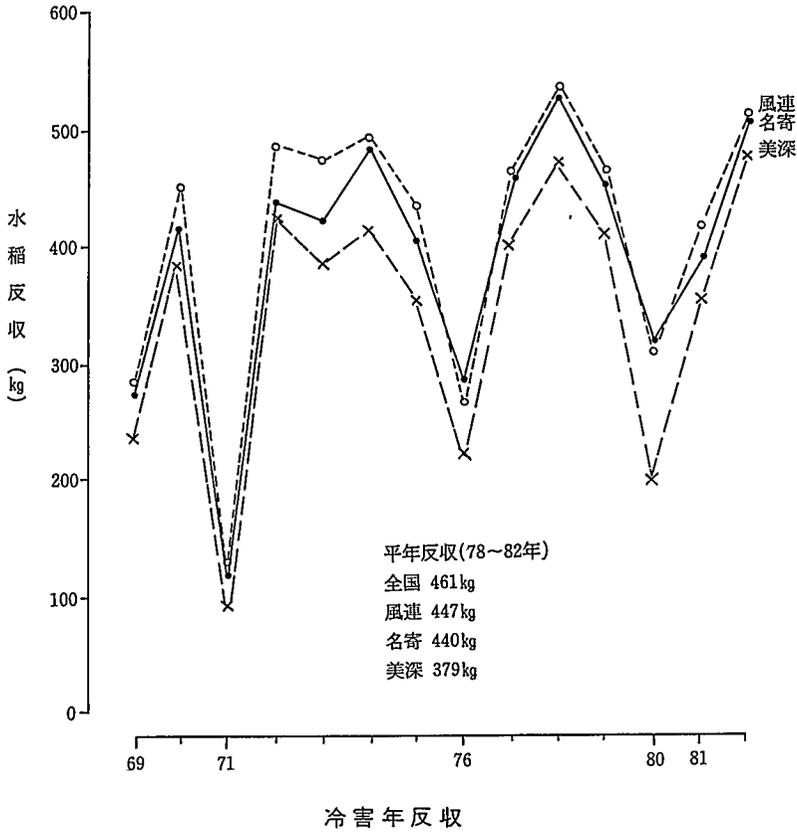
注：道農務部資料より作成

が全く疑問であったからにほかならない。このような土地改良に対する対応のちがいは、地域別の水稻反収にも間接的に影響を与えている（図 4-6）。3 地域の中で最も土地改良面積の多かった風連では、過去10年間のうちに 4 回全国の反収水準を上まわる収量をあげており、また1971年以後 4 回の冷害年においても着実に反収を上昇させてきている。これに対して土地改良面積の少ない美深では、3 地域の中でもつねに最も低い反収を記録しており、平年反収で全国平均より約80kg近く低い水準にとどまっている。

そして、これは作付構成にも地域差を生み出している（表 4-12）。一見して明らかのように、風連では積極的な土地改良投資が、減反に対して絶対に超過達成しないという農民の対応と結びついて減反率を低く抑え込む傾向すら見られる。また、名寄では転作田における野菜栽培などを契機として、野菜などのより集約的な畑作物と水稻との栽培がすすんできている。他方、美深では田本地面積の80%もの強制減反によって田畑複合経営的対応をほとんど不可能にしており、全般的な畑作化傾向が見られる。

最後に農家の経営形態の地域差を見ると（表 4-13）、より一層減反率の影響がはっきりと現われている。減反率が40%台の風連では、減反割当てが各農家にほぼ均等に配分されていることもあって「稲作単一経営」の割合が81.2%ときわめて高く、⁽¹⁰⁾それだけ「複合経営」が他の2地域に比べてかなり低くなっている。また、減反率が60%弱の名寄では市内に大きな地域差があるものの、概して「稲作単一経営」の割合は低く、特定作物や野菜を主位とした「単一経営」や「複合経営」の割合が高くなっている。ところが減反率が80%を越える美深では、一部上層農家が「稲作単一経営」として残る反面、大部分の農家は減反のために水稻生産を断念して「稲作以外の単一経営」化がすすんでいる。

図4-6 水稻反収の変化



	1969	71	76	80	81	備考
風連	286	126	265	308	417	冷害年反収の傾向的上昇
名寄	273	120	281	319	387	76・80両年に風連を越える
美深	235	94	221	179	355	冷害年反収の上昇見られず

このように、同じ「北限」稲作地帯でも市町村段階での地域農業構造に明確な差異が認められるのであり、そしてそれは減反政策下における農民の対応と一定の関連をもっていることがわかった。そこで次に、農民の対応と地域農業構造の変容との間の関係をより明らかにするために、水稻を基軸としつつも野菜などの集約的な転作物の栽培を行なうことによって「複合経営」への積極的な対応が見られる名寄市に焦点をしばり、集落の農業構造の変化と特徴を通してその点を明らかにしたい。

表 4-12 作付面積の変化

(ha)

作目 年次	稲	麦類	いも類	雑穀	豆類	野菜			工芸 農作物	飼料 作物	
						高集約型	中間型	低集約型			
風 連	1978	2,450	330	60	482	378	21	38	49	83	1,277
	79	2,440	467	56	158	588	22	32	34	72	1,386
	80	2,170	1,022	50	136	361	17	44	48	97	1,342
	81	2,070	1,215	50	58	301	22	48	54	125	1,343
	82	2,150	1,012	30	56	364	15	41	60	128	1,526
名 寄	1978	935	385	460	186	505	100	102	342	431	2,636
	79	928	484	450	107	461	97	85	284	467	2,938
	80	859	587	522	167	541	93	101	229	438	2,904
	81	808	840	467	56	490	94	115	299	450	2,553
	82	828	573	377	72	539	94	430	383	382	2,975
美 深	1978	308	287	550	38	291	19	16	39	258	4,947
	79	304	341	539	13	377	19	10	34	304	4,771
	80	302	504	462	15	315	16	16	35	311	4,903
	81	291	690	390	11	274	13	18	31	376	4,608
	82	297	495	416	39	459	8	17	29	378	4,795

1. 「北海道農林水産統計年報」(各年)
2. 野菜…「高集約型」(なす, トマト, きゅうり, いちご, メロン, アスパラ)
「中間型」(ねぎ, かぼちゃ, すいか, たまねぎ)
「低集約型」(だいこん, にんじん, はくさい, キャベツ, 未成熟とうもろこし)

表 4-13 経営形態別農家数

(戸, %)

地域	区分 年次	稲作が主位			特定体物主位	野菜主位	肉牛主位	稲作以外主位	複合経営	農産物 販売 農家総数
		単一経営	準単一経営							
			特定作物	野菜	酪農					
北海道	1970	71,804(49.5)			18,562(12.8)	7,266(5.0)			21,294(14.7)	144,964 (100)
	75	44,824(38.6)			22,454(19.3)	9,453(8.1)			10,659(9.2)	116,232 (100)
	80	41,930(39.7) 34,615(32.8)	4,645(4.4)	1,136 (1.1)	259 (0.2)	14,927(14.1) 7,092(6.7)	7,839(7.4) 5,322(5.1)	1,662(1.6) 1,314(1.2)	13,612(12.9)	15,329(14.5)
風連	1970	1,015(92.4)			36(3.3)	6(0.5)			21(1.8)	1,099 (100)
	75	619(67.8)			201(22.0)	16(1.8)			25(2.7)	913 (100)
	80	706(81.2) 600(69.0)	91(10.5)	3(0.3)	4(0.5)	91(10.5) 73(8.4)	11(1.3) 6(0.7)	- -	27(3.1)	34(3.9)
名寄	1970	622(59.5)			188(18.0)	49(4.7)			90(8.6)	1,046 (100)
	75	269(35.4)			280(36.9)	64(8.4)			42(5.5)	759 (100)
	80	315(42.9) 171(23.3)	52(7.1)	15(2.0)	1(0.1)	166(22.6) 97(13.2)	85(11.6) 52(7.1)	14(1.9) 9(1.2)	108(14.7)	138(18.8)
美深	1970	419(54.7)			164(21.4)	-			38(5.0)	766 (100)
	75	99(16.9)			236(40.2)	6(1.0)			39(6.6)	587 (100)
	80	72(16.9) 54(9.7)	17(3.0)	-	1(0.2)	228(40.9) 134(24.0)	6(1.1) 5(0.9)	12(2.2) 10(1.8)	110(19.7)	70(12.5)

1. 農業センサスより作成
2. 1980年度「単一経営」上段の数字は、他年度との比較のため「準単一経営」の数を加えたもの

3. 集落における農業構造の変容と農民諸階層

(1) 集落における農民層分解の諸形態

北海道村落の構造的特質を明らかにするうえで、その中農的基盤に注目する必要があることは本章の冒頭で述べた。しかし、この北海道村落の中農的基盤も、1960年代以後の農業構造改善政策のもとで次第に階層間の格差を拡大してきていることが問題となっている。このような中農内での階層間格差の拡大が、減反政策のもとでも引き続き進むならば、農民諸階層の地域的・集団的な営農対応そのものを困難にする。そこでまず、同じく名寄市の水田地帯にありながらも全く異なった集落の条件をもつA, T, Mの3つの集落をとりあげ、各集落の中農的基盤が減反政策下にどのように変化してきているのかを明らかにする。

A集落とT集落とはともに、市街地の西部に隣接している農業振興対象地域であり、天塩川ぞいの肥沃な土壌にも恵まれ道営圃場整備事業の導入などによって相対的に農地改良の進んだ地域である。しかし、こうした中核的な農業地域としての共通な条件をもちつつも、両集落の兼業状況には明確なちがいがあある。全国的な水稲単作地帯の動向を反映して、両集落も1960年代以後に急速に兼業農家をふやしてきたが、T集落の兼業依存の度合いがとりわけ大きくなっており、1980年には42.6%の農家が第2種兼業となっている。これはA集落の第2種兼業農家率の4.5倍に達している。他方、この第2種兼業農家率が80%を越え、公共施設や住宅の建設による農地のスプロールが急速にすすんでいるのがM集落である。

このように条件の異なる3つの集落も、1960年頃には8割以上の農家が中農中・下層（3ha～7.5ha規模）・貧農上層（1ha～3ha規模）に集中しており、中農下・貧農上層中心のほぼ似かよった中農的基盤を形成していた。ところが、1960年代の急速な農民層分解の進行によって、この層の急激な減少を見せて中農下層中心の構造となるA, T集落と、貧農上層の減少が相対的に少なかったM集落との間に構造上のちがいが生じてきた（表4-14）。そして減反政策がすすめられる1970年代には、A, T両集落の間にも分解の仕方にちがいがあらわれてくる。ここでは減反政策の展開にあわせて、第1次減反期（1970～77年）と第2次減反期（1978年以後）に分けて変化を見ると、T集落が両期間を通じて16～17%の離農をともないながら中農中・下層の両極分解を起こしているのに対して、A集落では第1次減反期に貧農下層（1ha以下規模）の多数が離農した後、第2次減反期に入って中農中・下層の両極分解が離農をほとんどとまなわなない形ですんだ。その結果、1982年にはA集落とT集落の中農中・下層の構成比に、52.7%と29.3%というように20%以上のひらきが出てきている。つまり、A集落とT集落とでは中農的基盤に占める中農中・下層の比重が決定的にちがってくるのである。他方、M集落では中農上層（7.5ha以上規模）の形成をみないまま中農中・下層の下向分解がすすみ、1982年には貧農層で76.9%を占めるに至っている。このように3つの集落の中農的基盤の中に階層的な差異がでてくるのは稲作減反政策の展開のもとであり、その点にこそ注目する必要がある。そこで次にこの中農基盤を支える各集落の農業生産力の構造が、減反政策によってどのように変化したのかを明

表4-14 経営耕地規模別農家数

規模 年次	A 集 落						T 集 落						M 集 落					
	計	I	II	III	IV	V	計	I	II	III	IV	V	計	I	II	III	IV	V
1960	92	-	4	31	45	12	67	-	3	25	32	7	40	1	2	11	20	6
70	75	2	12	37	11	13	59	2	10	29	17	2	33	-	4	9	15	5
78	59	7	14	20	15	3	49	11	6	13	8	11	30	-	1	7	13	9
82	55	12	11	18	11	4	41	13	4	8	8	8	26	-	2	4	11	9

同増減率(▲は減)

(%)

1960 →70	▲18	(増)	200	19	▲76	8	▲12	(増)	233	16	▲47	▲71	▲18	(減)	100	▲18	▲25	▲17
70 →78	▲21	250	16	▲46	36	▲77	▲17	450	▲40	▲55	▲53	450	▲9	-	▲75	▲22	▲13	80
78 →82	▲7	71	▲21	▲10	▲27	33	▲16	18	▲33	▲38	+	▲27	▲13	-	100	▲43	▲15	+

※ 経営耕地規模 I (7.5 ha 以上) II (7.5 ~ 5.0 ha) III (5.0 ~ 3.0 ha) IV (3.0 ~ 1.0 ha) V (1.0 ha 未満)

農林業センサス(各年), 名寄市役所, 名寄農協資料(各年)より作成

同構成比

(%)

1970	100	2.7	16	49.3	14.7	17.3	100	3.4	16.9	49.2	28.8	3.4	100	-	12.1	27.3	45.5	15.2
78	100	11.9	23.7	33.9	25.4	5.1	100	22.4	12.2	26.5	16.3	22.4	100	-	3.3	23.3	43.3	30
82	100	21.8	20	32.7	20	7.3	100	31.7	9.8	19.5	19.5	19.5	100	-	7.7	15.4	42.3	34.6

らかにしたい。

(2) 集落の農業生産力構造

農業生産力の構造をどのように把握できるのかという問題は、それ自体難しい問題であると云える。しかし、基本的な考え方として農業生産力を、その生産力を具体的に構成する諸要素を分析することによって捉えようとする「可能性としての生産力」と、生産活動を通じて実際に生産された諸成果から捉えようとする「結果としての生産力」との2つにわけて捉えることができるであろう⁽⁹⁾。そこで、まず「可能性としての生産力」を具体的に捉えるため、ここでは農業生産において最も重要な生産手段を構成する農地と農業機械の2つの要素と、更にこれらの生産手段と結びつくことによって剰余価値を生み出す労働力を含め、この3つの生産力構成要素の分析を通じて、A、T、Mの3つの集落の中農の基盤にちがいをもたらした生産力的要因を見たい。

(i) 農業機械の変化……………1970年頃の小型トラクター＝バインダー＝乾燥機を基軸とした中型機械化段階から、80年には田植機＝中・大型トラクター＝自脱型コンバイン＝乾燥施設を基軸とした中・大型機械化「一貫」体系段階へと、機械の大型化と機械化体系の「完成」が70年代を通じてすすんだ(表4-15)。しかし、この機械化の過程には集落によってははっきりとしたちがいが見られる。第1のちがいは大型トラクターの導入時期である。T集落では1970年代の前半の比較的早い時期から大型トラクターが導入されているのに対して、A・Mの両集落ではやや遅れて70年代の後半になってから導入されている。また、第2のちがいは乾燥機・施設の共同化のすすみ方に見られる。A集落の乾燥機の導入は他に比べて早くからすすんでおり、1970年にはすでに農家1戸当たり2台以上の乾燥機が入っていたほか、75年には農業生産組織の設立を契機に乾燥施設が作られている。このような共同利用施設の建設は、T・Mの両集落には見られないことである。第3のちがいは、T・Aの2集落に比べてM集落における機械化が相対的に遅れていることである。M集落では、1970年にまだバインダーが導入されておらず、またトラクターの面でも80年に至っても依然として大部分のトラクターが15馬力未満の小型であるなど、他の2集落から機械化の点でははっきりとした遅れが見られる。このような集落による機械化のちがいをふまえて、3集落の1970年代(減反政策下)における機械化過程の特徴をまとめたい(図4-7)。農業地域としては中核的な性格をもったA集落とT集落とは、都市化のすすみつつあるM集落に比べて、機械化の点でははっきりとした優位を占めている。とはいえ、T集落では大型トラクターなど動力機械の個別的な大型化が先行しているのに対して、田植機・コンバイン・乾燥機などの主要独立機械の導入による機械の体系化の点ではA集落の方がすすんでいる。このような機械化の過程のちがいは、当然のこととして各集落によって農家労働力をどう利用するかという考え方のちがいと密接なかかわりをもつ。

(ii) 農業労働力の変化……………まず、1980年の農業専従者の確保状況を見ると(表4-16)、A集落では男子専従者がほとんどの農家で確保されているのに対して、T・Mの両集落では男子に限らず女子専従者すら確保されなくなってきている。もう少し細かく状況を見ると、A集落では1970年代の前半に男子専従者を減少させて全農家の6割強にまで男

表 4-15 農用機械装備状況

集落名	年次	個人有農家数								数戸共用機械の利用農家数	備考
		動力耕耘機・トラクター			田植機	稲麦用動力刈取機	自型コンバイン	米麦用乾燥機	トラック		
		15PS未満	15~30PS	30PS以上							
T	1970	47	3	-	-	8	26	16	-	-	
	75	38	20	4	-	25	1	26	12	(1)	
	80	19	28	9	28	12	29 (普2)	35	/	(-)	
A	1970	48	12	-	-	12	1	55	9	-	
	75	27	34	-	3	42	6	41	4	(-)	
	80	10	33	8	28	17	31	42	/	(16)	
M	1970	21	-	-	-	-	-	7	3	-	
	75	22	2	-	-	6	-	8	-	(-)	
	80	22	8	1	4	6	4 (普1)	7	/	(-)	

同機械別装備率(%)

T	1970	79.7	5.1	-	-	13.6	-	44.1	27.1	-	
	75	70.4	37.0	7.4	-	46.3	1.9	48.1	22.2	(1.9)	
	80	40.4	59.6	19.1	59.6	25.5	61.7	74.5	/	(-)	
A	1970	64.0	16.0	-	-	16.0	1.3	73.3	12.0	-	
	75	41.5	52.3	-	4.6	64.6	9.2	63.1	6.2	(-)	
	80	16.1	53.2	12.9	45.2	27.4	50.0	67.7	/	(25.8)	
M	1970	63.6	-	-	-	-	-	21.2	9.1	-	
	75	73.3	6.7	-	-	20.0	-	26.7	-	(-)	
	80	78.6	28.6	3.6	14.3	21.4	14.3	25.0	/	(-)	

()内は「動力耕耘機・トラクター」共同利用実農家数
(普)は内「普通型コンバイン」所有農家数

農林業センサス(通年)

図4-7 名寄3集落の機械化過程

時 期	機 械 化 の 基 調	A	T	M
1970年代初頭	小型トラクター＝バインダー ＝乾燥機段階	2台目乾燥機 コンバインの導入	1台目乾燥機	1台目乾燥機
中葉	↓	田植機導入 共同初乾燥施設	大型トラクター 導入 コンバイン導入	バインダー導入
80年代初頭	中・大型トラクター＝自脱 型コンバイン＝田植機段階	大型トラクタ ー導入	2台目乾燥機 田植機導入	田植機導入 大型トラクタ ー導入

二印は3集落の中で最も早く導入された機械

子専従者を確保する農家を減らしたが、その後70年代の後半に入ってからそれ以上の減少をくい止めてきた。他方、T・Mの両集落は1970年代前半の男子専従者の減少が異常に多かったのに加え、後半に入っても減少が続き、80年には全農家の2～3割の農家しか男子専従者を確保することができなくなっている。こうした状況はM集落の場合とくに深刻であり、1970年の時点でもすでに全農家の5割近くが女子の専従者しかもたないという状態であったのに、その後の10年間を通じてこの女子専従者層すら減少し、80年には7割弱の農家が専従者を1人も確保していない。

しかし、一般的にはこうしたT・Mの両集落に見られる農業専従者層の急速な減少は、一方で農地の移動（売買・貸借）や農作業の受委託の増加をもたらすと考えられるが、実際には両集落の場合こうした減少傾向が中・上層農家をも巻き込んですすんだため、農作業の受委託関係を広げる条件とはなりえなかった（表4-17, 18）。T集落とM集落とはともに1970年には多くの農家が水稻作業の受委託関係を結んでいたが、70年代の後半に入って急減している。とはいえ、T集落では同時期に共同防除組合ができたことにより、防除作業のみの受委託関係は増加している。また同様に、A集落でも1975年に水稻作業を共同化した生産組織が設立されたことにより、新たな受託グループとして受委託関係が結ばれている。このように農業専従者層の急速な減少が、必ずしも農作業の受委託関係の増加につながらないことは明らかであるが、農地の移動には少なからぬ影響があらわれている。

(iii) 農地の移動……………農地が農業生産の中で最も基本的な生産手段であるにもかかわらず、この移動の状況（とりわけ貸借関係）を統計的に把握することはきわめて困難である。そこで、ここでは農地の移動状況を1983年に実施した農家の聞き取り調査の結果から検討してみたい（表4-19）。3つの集落には農地の移動時期と形態にきわだった特徴が見られる。A集落では第1次減反期に「買入」を中心とした土地規模拡大の傾向が見られたが、第2次減反期に入って拡大の方法の中心が「借入」に転換してきている。他方、

表4-16 農業就業状態別農家数

集落名	年次	総農家数	専従者				60才以上専従者
			専従者なし	女子のみ専従者	男子1人専従者	男子2人以上専従者	
T	1970	59	5	5	43	6	1
	75	54	24	15	14	1	6
	80	47	24	10	11	2	7
A	1970	75	8	9	44	14	5
	75	65	15	11	31	8	5
	80	66	8	12	36	6	9
M	1970	33	4	15	13	1	3
	75	30	13	10	7	-	-
	80	28	19	5	4	-	-

同構成比(%)

T	1970	100	8.5	8.5	72.9	10.1	0.9
	75	100	44.4	27.8	25.9	1.9	14.0
	80	100	51.1	21.3	23.4	4.3	18.4
A	1970	100	10.7	20	58.7	18.6	3.6
	75	100	23.1	16.9	47.7	12.3	5.4
	80	100	12.9	19.4	58.1	9.6	8.6
M	1970	100	12.1	45.5	39.4	3.0	6.5
	75	100	43.3	33.3	23.4	-	-
	80	100	67.9	17.9	14.2	-	-

農林業センサス(各年)

「60才以上専従者」欄の構成比は全専従者に占める割合

表 4-17 水稲作業を請負させた農家数と面積

(a)

集落名	年次	実農家数	面積					稲刈り・脱穀
			育苗	耕起	代かき	田植	防除	
T	1970	41		{ 9 } 1,421	{ 9 } 1,607	{ 23 } 4,003		{ 32 } 4,255
	75	1		-	-	{ 1 } 287	{ 1 } 287	-
	80	6	{ 1 } 365	-	-	{ 1 } 365	{ 6 } 3,354	{ 1 } 365
A	1970	11		{ 9 } 592	{ 10 } 657	{ 1 } 60		-
	75	3		{ 3 } 588	{ 1 } 78	-	-	{ 1 } 78
	80	5	{ 1 } 76	{ 3 } 268	{ 3 } 268	{ 1 } 76	{ 1 } 76	{ 5 } 716
M	1970	27		{ 7 } 908	{ 8 } 1,044	{ 1 } 302		{ 23 } 2,561
	75	4		{ 2 } 265	{ 1 } 15	{ 1 } 227	-	{ 1 } 240
	80	-	-	-	-	-	-	-

農林業センサス(各年) { } 内は農家数

表 4-18 水稲作業を請負させた主な相手先別農家数(1980年)

集落名	主に個人						主に組織等					
	育苗	耕起	代かき	防除	防除	稲刈	育苗	耕起	代かき	田植	防除	稲刈
T	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	6	1
A	-	2	2	-	-	3	1	1	1	1	1	2
M	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

農林業センサス

表 4-19 1970 年以後の経営耕地規模拡大の特徴

A 集落

階層	農家番号	売買年次	購入			貸借期間	借入			備考
			地区	地目	面積 a		地区	地目	面積 a	
I	A 1	1976	A	水田	250	80~	A	水田	120	
						82~	A	水田	28	
	A 2	1970	A	水田	560	74~	A	畑	60	
	A 3	1970	A	水田	300	81~	A	畑	100	
	A 4					82~	A	水田	73	
							A	水田	391	
	A 7	1972	A	水田	145	78~	H	畑	45	
						82~	Kt	畑	30	
								水田	45	
						82~	H	水田	40	
	A 10					82~	A	水田	41	
								畑	20	
A 11	1983	A	水田	230						
A 12	1982	A	水田	183	70~	A	水田	133		
			畑	30						
II	A 19	1975	Kw	畑	180				T2 と共同購入 83 年に購入	
		83	A	水田	250	78~82	A	水田		200
III	A 24	1969	A	山林 (造田)	180					
		80	A	水田	220					
III	A 37				78~	Tk	水田	200		
					83~	Tk	水田	110		
A 38	1972	A	水田	62						

規模拡大なし農家	A 14	83 年農家調査結果						
	A 15	〔A 集落〕						
	A 20	年次	次目 買入 (地目)	購入		借入		面積 a
	A 29			地域	面積 a	地域	面積 a	
	A 30	~77	水田	A	(6) 1,497	水田	A	(1) 133
	A 36		畑	Kw	(1) 180	畑	A	(1) 60
A 42	78~	水田	A	(4) 883	水田	A H Tt	(1) 1,313	
A 48		畑	A	(1) 30	畑	A H Kt	(4) 195	

() 内農家数

T, M, Z 集落

階層	農家番号	売買年次	購入			賃借期間	借入			備考	
			地区	地目	面積 a		地区	地目	面積 a		
I	T 1	1972	T	水田	600	73~	T	水田	130		
		74	T	水田	300	80~	T	水田	560		
		79	T	水田	150						
		80	T	水田	350						
		81	T	水田	180						
	T 2	1968	N	水田	340						A 19 と共同購入
		71	T	水田	200						
		75	Kw	畑	180						
	77	T	水田	100							
	T 5	1974	N	水田	380						74年に進出企業に売却
T 7	1976	T	水田 畑	300 100	69~	(河川敷)	畑	23			
T 13	1983	T	水田	170	75~	T	水田	200			
III T 22					79~	T	水田	115			
II	M 1	1974	M	水田	99	83~	M	水田	120	両農地とも農業委員会の斡旋で風連町の農民の借入地を移転	
	M 2	1975	M	水田	90	82~	M	水田	100	70年に学校用地として150 a 売却	
		82	M	水田	100						
		83	M	水田	70						
III M 5						68~70	M	水田	50~ 100		
拡大なし農家	M 3									道路ほか公共施設用地として70年に30 a 売却	
	M 14										
I Z						83~	Z	水田	200		

〔T集落〕

83年農家調査結果

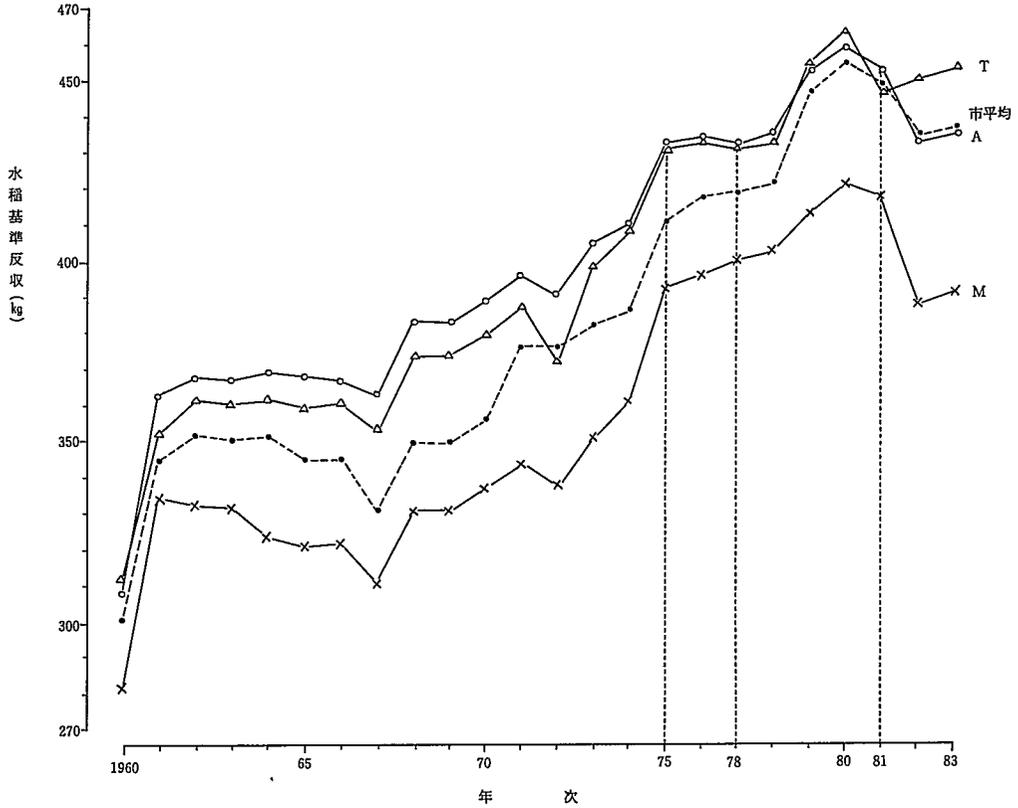
年次	項目 購入 (地目)	購入		借入		
		地域	面積 a	(地目)	地域	面積 a
~77	水田	T N	(6) 2,222	水田	T	(2) 330
	畑	T Kw	(1) 280	畑	T	(1) 23
78~	水田	T	(4) 850	水田	T	(2) 675

〔M集落〕

~77	水田	M	(2) 189	水田	M	(1) 100
78~	水田	M	(2) 170	水田	M	(2) 220

() 内農家数

図4-8 水稲基準反収の変化



名寄共済組合資料より作成
 ※80年までは平年反収許容範囲105%で、81年には許容範囲102.5%で、82年には許容範囲100%で計算。

T集落では第1次減反期にA集落を上まわるペースで「買入」を中心とした拡大がすすめられ、これは第2次減反期でも変わらず、A集落のように「借入」はそれほど増えていない。また、M集落では1970年代の初めに名寄市以外の地域の農民による買入・借入が進んでいたが、その後の農業委員会の指導などによって農地の再移動が行なわれたほか、都市化にともなう農地転用など他の2集落とは明らかに異なった特徴を見せている。

以上のように生産力の諸構成要素においてきわだちがいをみせるA・T・Mの3つの集落は、おそらく生産活動の諸成果、すなわち「結果としての生産力」の面でもちがいをみせるであろう。まず、農業生産活動の成果を示す最も基本的な指標の一つである土地生産性を、水稲の基準反収⁽¹⁰⁾の変化によって見たい(図4-8)。最初に反収の水準を見ると、A・Tの両集落の基準反収はだいたい名寄市平均を上まわっており、平均より20~50kg程度つねに反収の低くなっているM集落とは異なる。このように、水稲反収が次第に上昇してきつとも集落間の反収の格差が解消されていない点に注目する必要がある。また、基準反収の年次変化にそくして見ると、機械化を中心に農業生産力の高度化がはかられてきたにもかかわらず、その成果が必ずしもストレートには現われていないことがわかる。それは、1970年以後において75~78年と81~83年の2回にわたって、比較的長い反収の

停滞・下向期があることによく現われている。この水稻基準反収の変化を、その計算方法に従って前5ヵ年間の実績の反映と見るならば、そこに農業生産力の高度化の成果を抑制する稲作減反政策の影響を考えざるをえない。すなわち、1975～1978年の反収の停滞はまさに、第1次減反（69～77年）の強制的な減反と休耕・兼業化とに示される農民の営農意欲の低下と結びつけて考えられる。また1981～83年の反収の低下は、直接的には連続冷害によるものであっても、しかしその背後には必要以上の良質米生産の志向が水稻の品種・適期作業における冷害対策をにぶらせた点を見る必要がある。その意味で、機械化・土地改良などを中心とした生産力の高度化だけでは、必ずしも生産の成果を上昇させることができないのである。

この点をさらに明確に示しているのが、生産の成果の個別農民経営への反映である可処分農業所得額の変化である（図4-9, 10, 11）。A・T・Mの3つの集落の各農家の可処分農業所得を経営耕地規模の大きい方から並べると、第1次減反後半の1975年に比べて82年の可処分農業所得が概して悪化していることがわかる。そのことを最もはっきり示しているのが赤字農家の数であり、A集落の赤字農家が2戸から20戸へ増えているほか、T集落の赤字農家も0から6戸へと増加している。とはいえ、こうした可処分農業所得の悪化という基調を示しつつも、そこに明瞭な集落の差が見られる。それは経営耕地規模と可処分農業所得との関係である。T・Mの両集落の場合には規模の大きな農家の方が高い可処分農業所得をあげるという一般的な傾向を示しているのに対して、A集落では両者の関係があまり見られず規模の格差を見つけることは難しい。このような集落によるちがいがでてくる原因を特定することは困難であるが、しかしA集落が他の2集落と決定的に異なる条件として、生産組織の活発な組織化などの経営間の一定の共同化がすすんでいる点に注目する必要があるだろう。

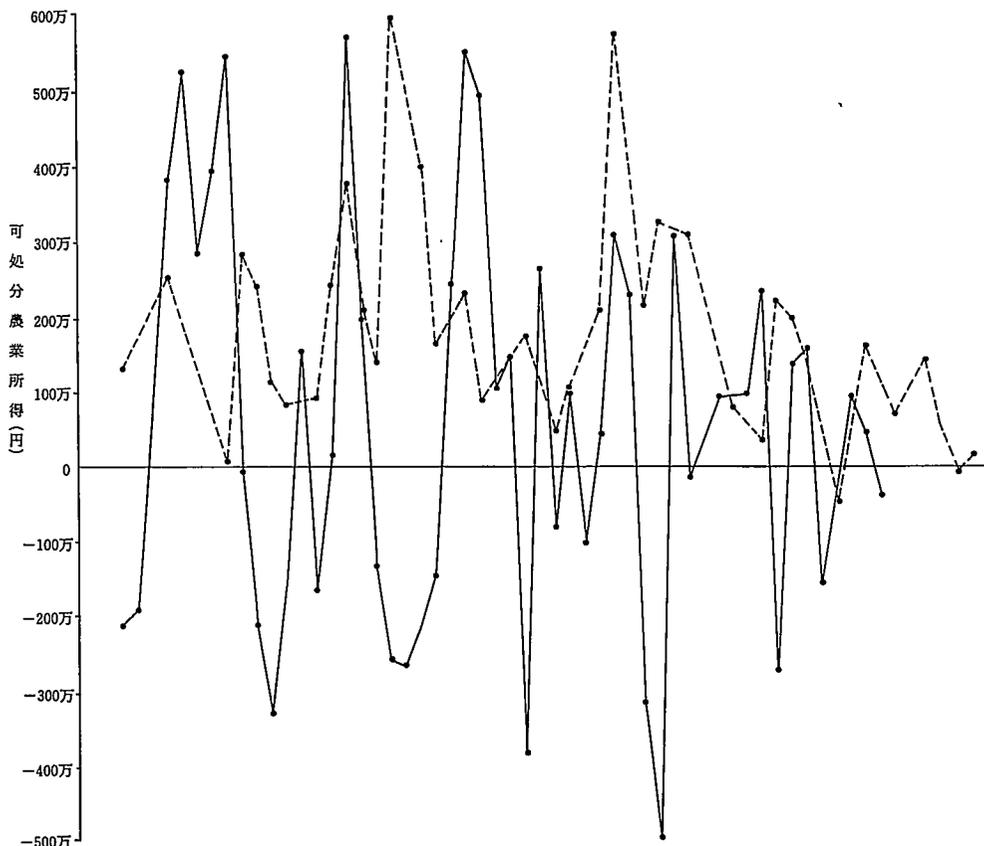
(3) 農業構造の変容と集落性

ここで、これまで分析をすすめてきたA・T・Mの3つの集落の農業構造に関する諸指標を、再び総合的に把え直してみたい（表4-20）。まず、A・Tの両集落は戦前からの中核的な水田地域であり、農地の基盤整備事業も第2次減反の始まる前にほとんど終了し、高い農業生産力を発揮しうる条件を早くから備えていた。しかし、こうした両集落の農地条件を中心とした生産力構造上の類似性とは対照的に、農家労働力をめぐる状況には大きなちがいがあった。1970年頃にはまだ両集落とも大部分の農家が男子農業専従者を確保していたが、その後T集落では集落内に立地する企業を中心に兼業化がすすむ中で男子農業専従者が急速に減少し、遂にはその確保の比率が3割弱にまで落ち込んだ。このような農家労働力の動向をめぐるA・Tの両集落のちがいは、農民による地域的・集团的対応の差によってもたらされたと考えられる。例えば、機械の大型化・体系化・多様化（転作用機械の導入）に対して、A集落では機械の共同利用組織の設立などによって集团的な対応が試みられたが、T集落では若干の数戸共同利用が見られつつもほとんどは個別農家の独自な対応にまかせられていた。つまり、農民の対応の仕方で見ると、A集落が「生産組織型集落」であるのに対して、T集落は「個別対応型集落」であると云える。そのような対応

図4-9 A集落の経営規模順可処分農業所得

1982年 階層	I										II										III										IV					V														
農家番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	41	42	43	44	45	46	47	48	50	51	52

(実線)



(点線)

1975年 農家番号	1	4	8	9	10	11	12	14	15	16	17	18	19	21	22	23	24	25	28	30	31	33	34	36	37	39	42	44	45	46	47	49	51	53	55	56	57	58
階層	I					II					III										IV					V												

図4-10 T集落の経営規模順可処分農業所得

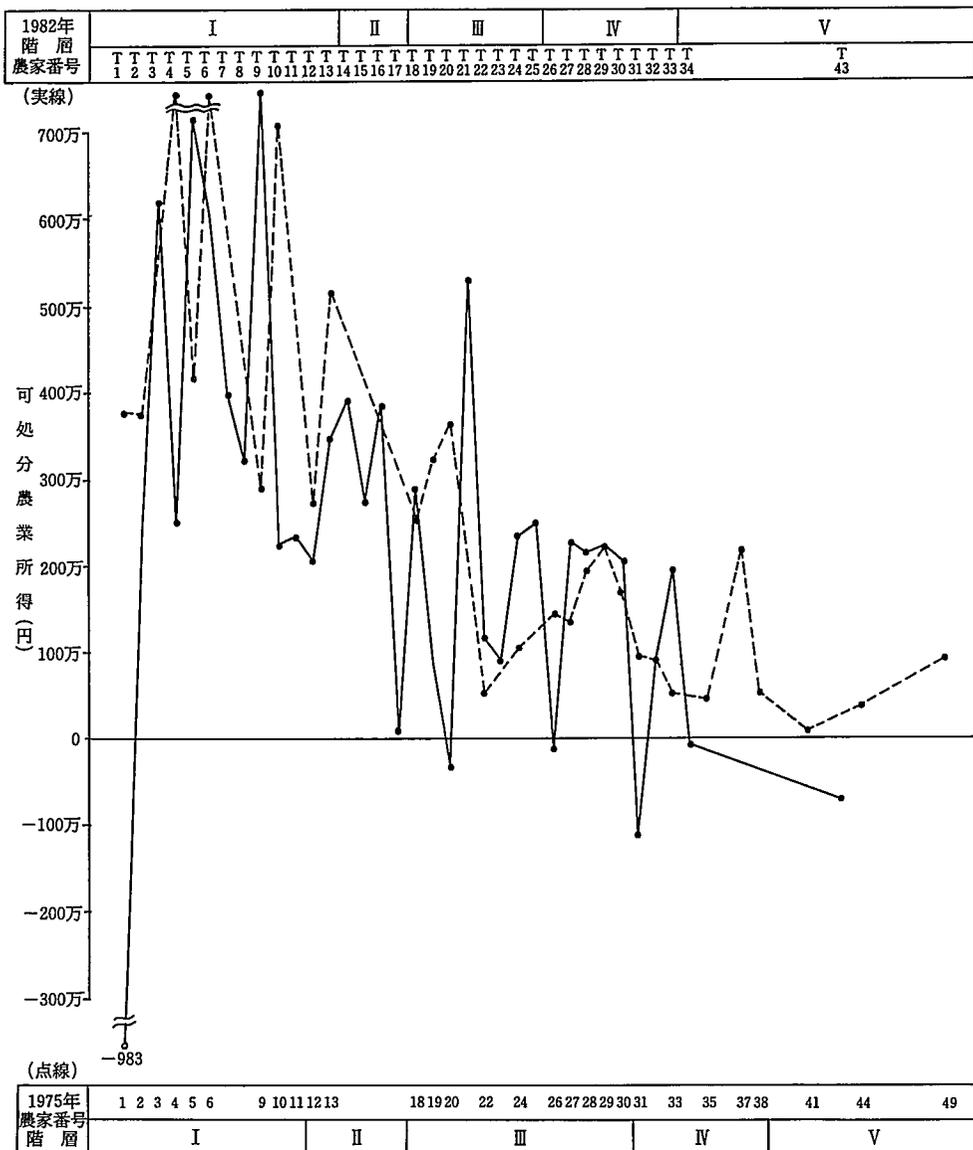
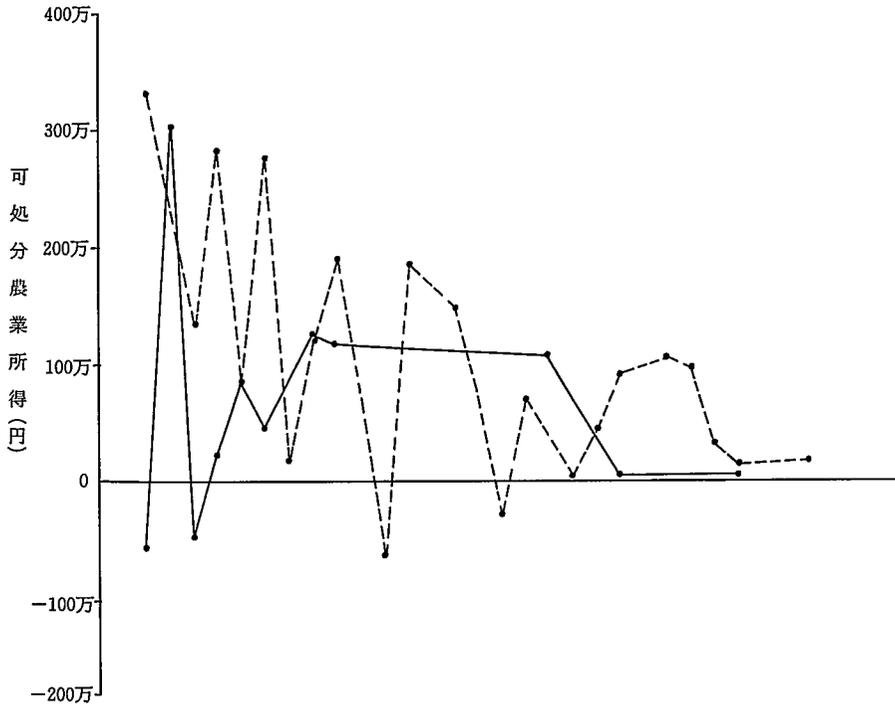


図4-11 M集落の経営規模順可処分農業所得

1982年 階 層	II		III			IV				V		
農家番号	M 1	M 2	M 3	M 4	M 5	M 6	M 8	M 9	M 18	M 21	M 26	

(実線)



(点線)

1975年 農家番号	1	3 4 5 6	7 8 9 10 11 12	14 15 16 17	19 20 21	23 24 25 26	29
階 層	II	III	IV	IV	IV	V	V

表 4-20 名寄地区 3 集落の農業構造の総括表

項 目		A	T	M	
集 落 の 特 性	基 本 的 性 格	純水田・低兼業地帯	純水田・高兼業地帯 (2 兼農家率 40 % 台) (2 兼農家率 80 % 弱)		
		道営圃場整備事業の対象地区 (高度の土地改良)		公共施設建設・ 新興住宅地域	
	農 民 層 分 解 (1970 年代以後)	水田利用再編下に両 極分解, しかし厚い 中間層	第一次減反期(70年 代前半)に中間層の 両極分解	70年代前半の downward 分解 70年代後半の両極分 解	
集 落 の 農 業 生 産 力 構 造 (可 能 性 と し て の 生 産 力)	農 業 機 械 (1970 年代以後)		機械化一貫体系段階のもとでの大型化の一層の進展		
			稲作主要独立機械の 導入・共同利用の先 行	大型トラクターなど の動力機械の個別大 型化の先行	機械の相対的な遅れ
	農 家 勞 働 力	農 業 専 従 者	男子専従者の確保 (農家の60%強が確 保)	男子専従者を確保できず(20~30%) (70年には80%強の農 家が確保→急速に減 少)	(もともと「女子のみ 専従」から急速に 「専従者なし」へ)
		農 作 業 の 託 受 委 託	70年代前半の急減と後半における回復 共同作業型農業生産組織の新たな展開 (全作業の組織化) (防除のみ)		一貫した減少 (受託主体の消滅)
	農 地	農 地 の 移 動	第一次減反期に買入 中心 水田利用再編下では 借入中心	基本的には買入中心 水田利用再編下で鈍 化	農地のレコンキスタ 農地転用
		農 地 利 用	水田比重の高い純水田地帯 (水田化率 90 % 以上) (水田化率 70 %) (減反率 25 ~ 35 %) (減反率 70 %)		
(結 果 と し て の 農 業 生 産 力 の 成 果 生 産 力)	水 稻 基 準 反 収		高減反割当と冷害による反収の停滞・下向		
			全市平均を上回る反収水準 (相対的高反収)	平均より20~50kg低 い (低反収)	
	農 家 経 済 (可処分農業所得)		可処分農業所得水準の悪化傾向		
		所得水準と経営規模 は無関係	所得水準は経営規模 に比例	所得水準は経営規模 に比例	
		生産組織型集落	個別対応型集落	兼業型集落	

のちがいが、T集落における農民層分解の急速な進展と可処分農業所得の経営規模間格差としてあらわれている。

このT集落における農民の個別的対応が、相対的に低い生産力段階で行なわれているのがM集落である。M集落は農業振興地域からはずれており、公共施設・住宅などの建設による農地のスプロールがすすんでいるため、農民にはきわめて強い兼業・離農の圧力がかかっている。その意味では、典型的な「兼業型集落」である。

このように見えてくると、集落の農業構造と農民の対応との間には次のような関係があることがわかる。第1には、集落が地域社会（とりあえず市町村）の中でどのように位置づけられているのかによって、集落の農業構造が規定され、農民の対応もその枠から出発せざるをえないということである。第2には、そうした条件の中でも農家労働力の利用の仕方などをめぐって農民の主体的対応が求められており、その結果によって農業構造を変化させることが可能であること。そして第3には、集落の農業に対する外的圧力に対して、農民がどれだけ地域的・集団的な対応がとれるかが重要であるということである。そこで次節では、この農民の地域的・集団的な対応が集落の農業構造にどのような影響を与えているのかをより具体的にみるために、A・Tの両集落に見られる農民の転作対応のちがいと、更にA集落における生産組織化の構造について明らかにしたい。

4. 農民の地域的・集団的生産力の形成と集落

(1) 農民の転作対応と集落

稲作減反政策のもとでは、農民は半強制的に水稻の減反を割当てられており、受動的にであれ能動的にであれ何らかの形で水田に転作物を作付けなければならない。そして、この転作物としてどんな作物を作るかが農民の最も基本的な対応となる。そこでここでは、前節において農民の対応として「生産組織型集落」(A集落)と「個別対応型集落」(T集落)という全く異なった2つの集落における転作対応のちがいを中心に、両集落の構造上のちがいが生まれてくる条件として農民の対応がどのような意味をもつのかを見たい。

A集落とT集落とはともに1900年に入植が開始され、名寄市では最も早くから拓けた地域のひとつである(表4-21)。両集落は北部に隣接するN集落(この集落のある地域には入植以前にアイヌ系住民の集落があったと云われている)とともに天塩川西岸に位置してその氾濫原となったため、開拓の当初から治水事業や市街地との交通路確保の問題などで共通の基盤をもっていた。しかし、こうした共通の条件をもちつつも、1970年代の減反政策の実施の過程を通じて両集落の農業構造に決定的なちがいが生じてくる。1971年から80年までの10年間に両集落は、道営灌排水事業と圃場整備事業の導入によって大幅な農業基盤の改善をはかった。しかし、T集落ではこうした農業条件の改善をはかる一方で、1965年のN生コンクリート工場の進出をはじめ5社が同集落内に工場・施設をつくり、「企業進出期」(1965~73年)を迎える。その結果T集落における兼業条件は急速に拡大し、いちやく上層農家までも巻き込んだ兼業構造が定着した。他方A集落では、1971年にAヒューム管工業の工場が作られたものの、74年のイチゴ生産組合・75年のD営農組合の結成をは

表 4 - 21 集落の沿革史

年次	北海道農業時期区分	A 集 落	T 集 落
1886 (明19)年	黎明記	(原始林)	(原始林)
1920 (大9)年 戦後恐慌	形成期	1900(明33) 山形県・福島県人が中心…… (2団体入植) 入植 ……富山県人が中心に	
		1903(明36) 簡易教育所設置 (後に小学校) 自給生産時代 (馬鈴薯・稻黍・裸麦・小麦) 1903(明36) 宗谷本線・名寄駅開通	
1937 (昭12)年	再編成期	1906(明39) 薄荷の試作 集落結成 澱粉の高騰 A集落-市街地間架橋	1915(大4) 部落会館建設 実行組合設立
		薄荷・澱粉時代	澱粉・除虫菊時代
1945 (昭20)年	戦沈滞時期	1922(大11) 土功組合設立	
		1926(大15) 農事組合設立 (8組合) 造田時代	1926(昭6) 農事組合設立
1960 (昭35)年	戦後転換期	1946(昭21) 農地解放	1934~36(昭9~11) 天塩川治水事業
		1948(昭23) 西名寄農協設立	戦時統制時代 1948(昭23) 名寄農協設立 1956(昭31) 名寄農協合併 (3農協) (冬山への兼業)
1970 (昭45)年	第一次減反期	1955(昭30) 暗渠排水事業 期成会 造田時代	1963(昭38) T集落運動会開始 1965(昭40) N生コン工場進出 1970(昭45) A道路進出・Pホテル進出
		1959(昭34) 農事組合の統合 (4組合)	企業進出期 (1965~73)
1978 (昭53)年	第二次減反期	1971(昭46) Aヒューム管工場進出	1971~78(昭46~53) 道営灌排水事業 1973~80(昭48~55) 圃場整備事業(希望者のみ減反)
		1972(昭47) 小学校閉校 生産組織形成期 (1974~)	1972(昭47) I砂利プラント進出 1973(昭48) I興産進出
		1974(昭49) イチゴ生産組合結成 1975(昭50) D営農組合結成	1975(昭50) 共同防除組合結成 1978(昭53) [各農家の一律減反]
		1980(昭55) 麦乾燥施設完成 1981(昭56) 集落センター完成	

A・T各集落史より作成
北海道農業時期区分は北海道総合経済研究所「北海道農業発達史」(1962年)を参考

はじめとして「生産組織形成期」(1974年以後)を迎え、農業基盤整備後の新たな土地条件のもとで農業生産の共同化がすすんでゆく。

A集落における生産組織の結成が農民の主体的な対応の結果であることは言うまでもないこととして、T集落での企業進出も単に外部から与えられた条件とだけは考えられず、そこに企業を誘置する農民の主体的対応が働いている点を見のがすわけにはいかない。例えば、1970年にA道路がT集落への進出を計画するにあたって、事前に農家に労働力の確保の可能性を問い合わせたところ、水稻と兼業との両立を望むと応答していることによく現われている。こうした積極的な企業誘置の結果として、T集落はA集落に比べて著しく兼業に依存した構造をつくっていくことになる(表4-22)。とりわけ、経営主・後継者層の兼業化は農業専従者の確保を困難にし、農業生産の発展にとって大きな制約条件となっている。

このような状況は、集落への農業関連補助事業・融資事業の導入状況にも反映している(表4-23)。A集落では1973年以後ほとんど毎年事業を導入しているのに対して、T集落ではわずかに78・82年の2回事業が融資の形で導入されているにすぎない。事業の導入が農業経営に良い影響を与えるとは一概に言うことができないが、しかしこれが農民の経営に対する積極性をはかる目やすとなることは確かである。また、この事業導入の差は現在の事業要件の規定から考えて、集落における集団的対応の水準に深くかかわっている。そしてこのA集落に見られる事業の積極的導入が、この集落に多数の生産組織をつくり出す条件となっている。

この生産組織の結成を通じての農民の地域的・集団的対応が、中農中・下層の農民経営を補完し、そこから転作への積極的な対応を引き出している。1981年のA集落の農家調査結果から筆者らは、その当時すでに見られた中農中・下層における転作野菜の導入に注目し、このような対応を他の階層にどれだけ広げ定着させることができるかが今後の課題であると指摘した。⁽¹¹⁾その後の動向を見ると、まさにこうした転作対応が中農上層や貧農上層などに広がっていることが確認できる。そしてこのような転作対応を支えるものとして、1980年代に入って転作物を対象とした生産組織が次々に設立されている。つまり、A集落では分解基軸にあたる中農中・下層が生産組織の助けをかりつつ、転作物に集約性の高い野菜を導入してきたのである(表4-24)。これに対して、T集落では中農中・下層の転作物が比較的に手間のかからない特定作物に集中し、代わりに上層において野菜などの転作対応がすすめられている点に、A集落における転作対応との決定的なちがいをみることができる。

しかし、こうした集落における農民の地域的・集団的対応がすぐに農家経済の改善につながる訳でないことは、前節で見た可処分農業所得の分析からも明らかである(図4-9, 10)。すなわち、農民の集団的対応は確かに経営規模による可処分農業所得の格差を縮小しているが、反面で上層を中心に所得額そのものを引き下げているという問題である。これは、可処分農業所得の低下が何によってもたらされているのかを、具体的に分析することによって明らかにされねばならない。

そこでまず、前節の可処分農業所得額から1982年の中農上層(I階層)でとりわけ所得

A 集落

表 4 - 22 専兼別農家数

年次	計	専業	I 兼	兼業		II 兼	兼業	
				経営主 後継者	他 実子		経営主 後継者	他 男子
1960	92	63	20	9
70	75	25	37	1	10	13	-	-
75	65	13	37	7	6	15	2	1
80	62	26	30	6	8	6	3	-

T 集落

1960	67	38	24	5
70	59	27	21	-	8	11	7	-
75	54	10	25	6	1	19	9	2
80	47	8	19	2	2	20	8	-

農林業センサス

表 4 - 23 補助事業・融資事業の実施状況

年次	A 集 落		T 集 落	
	事 業 名	事業費(千円)	事 業 名	事業費(千円)
1973	第1次農業構造改善事業	116,197		
77	第2次 "	18,088		
78	転作経営安定特別事業③	(融資)	転作経営安定特別事業②	(融資)
80	新農業構造改善事業②	2,082		
	転作経営安定特別事業	176,959		
81	新農業構造改善事業⑤	19,418		
	転作経営安定特別事業②	(融資)		
82	新農業構造改善事業	1,055	転作経営安定特別事業	(融資)
	(小計) ⑩	333,799	③	融資のみ

水田利用再編期
名寄市役所調べ ○内はプロジェクト数

表 4 - 24 経営耕地規模階層別転作内訳

年次 項目			A 集 落					T 集 落				
			1978	79	80	81	82	1978	79	80	81	82
			%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
I	特定 作物	麦 類	73.2	73.4	79.3	51.9	25.2	36.9	26.9	37.0	28.2	15.5
		そば・大豆	17.9	8.1	6.6	15.1	14.4	43.9	30.7	25.0	19.6	5.4
		ビ ー ト	-	-	-	2.0	10.7	-	0.1	6.3	13.9	19.4
		他	-	-	-	-	-	4.2	2.3	9.6	8.3	8.3
	野 菜	高集約型	1.0	2.1	0.2	0.1	0.6	0.7	0.5	1.4	2.1	5.2
		(内 アスパラ)	(-)	(-)	(-)	(-)	(0.2)	(-)	(0.5)	(0.6)	(2.1)	(5.2)
		中間型	3.5	5.8	7.1	14.2	31.3	7.4	6.4	15.0	16.2	19.7
		(内 たまねぎ)	(0.3)	(5.1)	(2.7)	(7.6)	(16.9)	(-)	(-)	(-)	(4.7)	(9.3)
		他集約型	1.9	1.1	3.9	6.2	5.4	0.7	2.1	1.8	0.5	4.8
	他		2.5	9.6	2.6	10.6	9.7	6.2	31.0	3.9	11.2	21.7
II	特定 作物	麦 類	60.1	45.4	60.1	45.8	14.0	16.1	27.3	24.3	21.4	-
		そば・大豆	15.6	5.3	10.4	9.2	9.2	68.8	45.5	57.2	54.9	28.8
		ビ ー ト	-	5.0	10.2	13.4	5.3	-	-	-	3.1	14.4
		他	6.3	0.3	0.3	-	-	4.8	21.3	17.1	15.2	18.0
	野 菜	高集約型	1.0	0.5	1.6	7.5	13.8	0.4	0.5	-	-	-
		(内 アスパラ)	(-)	(-)	(-)	(5.7)	(12.1)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
		中間型	2.8	12.9	8.4	14.8	26.3	0.4	-	-	0.8	-
		(内 たまねぎ)	(0.3)	(7.6)	(7.4)	(8.7)	(14.8)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
		他集約型	1.7	3.7	4.9	1.6	3.7	0.6	1.1	1.5	0.8	8.1
	他		12.5	26.9	3.8	7.0	28.0	8.9	4.3	-	3.8	30.7

名寄市役所調べ

※ I (7.5ha以上), III (5~3ha)

表4-25 農業経営費の内訳の変化

(単位1,000円)

農家番号	年次	労賃	肥料費	生産資材費	飼料費	養畜費	賃料	農機業料金	農機業	その他	農業経営費
A 2	1976	100	604	1,098	30	—	82	38	436	2,389	
	77	430	733	1,480	—	—	72	967	614	4,297	
	78	1,635	816	1,311	—	—	548	225	904	5,411	
	79	1,103	752	1,308	14	—	403	—	1,830	5,413	
	80	2,020	1,232	1,176	—	—	788	17	1,531	6,766	
	81	2,282	1,357	2,670	—	—	1,258	—	953	8,528	
	82	2,308	1,676	3,381	—	—	3,115	—	1,534	12,016	
T 5	1975	415	370	657	4	—	78	437	263	2,226	
	76	455	618	609	—	—	95	254	921	2,956	
	77	1,041	640	806	—	—	96	—	466	3,051	
	78	883	628	668	—	—	247	21	464	2,914	
	79	1,464	211	730	—	—	62	1,300	1,228	4,998	
	80	1,430	1,241	641	—	—	720	15	767	4,815	
	81	1,810	781	1,312	—	—	409	—	906	5,220	
82	2,440	878	1,727	—	—	733	—	1,034	6,814		

A 2 農家, T 5 農家の経営費比較

名寄農協資料

経営費の格差

- 肥料費……………80年以後急増(A 2), 80年だけ多かったが81年以後下がる(T 5)
- 生産資材費……………もともとA 2はT 5よりも50~70万円ほど支出が多かったが, 81年以後飛躍的に増えるなかで, この格差がさらに拡大。
- 賃料料金……………A 2, T 5ともに77年までは10万未満の支出であったが, A 2の場合78.81.82の3つの節をもって急速に増大した。他方, T 5も80年以後支出額がヒトケタ大きくなっているが, A 2の1/4以下にすぎない。

額の高いT集落の農家(T 2, T 5, T 7, T13農家)と, 所得額で赤字を記録しているA集落の農家(A 1, A 2, A10, A11, A12農家)とを比較してみる(図4-12, 13)。その結果として明らかなのは, A集落の各農家は農業粗収入に比べて農業経営費がかかりすぎる傾向にあることである。この農業経営費の増大が一体なにもよってもたらされているのかを明らかにするために, 次に農業粗収入水準がほぼ同じで農業経営費に著しいひらきのあるA 2農家とT 5農家の農業経営費の内訳を分析したい(表4-25)。すると, 農業経営費の格差の原因が主にA 2農家の1980年以後における「肥料費」, 「生産資材費」, 「賃料料金」の急増にあることがわかる。その増加の時期もさることながら, 各費目とも集約的転作物の導入やその生産組織化にともなって増加する費用であることから, これらの支出増大はむしろ農業生産における積極的な対応によってもたらされたことに注目する必要

がある。そこで次に、とにかくA集落における積極的な転作対応を補完している生産組織の構造と発展過程を見たい。

(2) A集落における生産組織の展開過程

A集落には現在11の農業生産組織があり、集落の農家のほとんどが何らかのかたちでこれらの生産組織に参加している(表4-26)。この生産組織の占める位置の大きさがA集落のひとつの大きな特徴となっているが、同時に農民が減反への対応をすすめていくなかで生産組織を結成し、さらにこれらの組織を経営内で有機的に利用することによって個別経営を発展させようとしている点に注目しなければならない。

そこでまず、A集落にある生産組織を機能別に類型化してみると(図4-14)、生産組織には水稻を対象にしたもの(水稻系生産組織)と転作物を対象にしたもの(転作系生産組織)の2つのタイプがあることがわかる。そして、水稻系生産組織の中には防除作業のみを共同でやる組織(共同防除組合、N営農集団)と水稻作業のほとんどを共同でやる組織(D営農組合、機械利用組合)とがあり、また転作系生産組織の中にも実際に共同作業をやる組織(ビート生産組合、イチゴ生産組合、アスパラ生産組合)と機械の共同利用だけを行なう組織(W営農集団、S営農集団、E営農集団、たまねぎ生産組合)とがある。

また更に、生産組織の構成農家から生産組織を類型化すると、農事実行組合の構成員の一部またはほとんどが参加して結成した「実行組合系生産組織」、農事実行組合のような地縁的なつながりをひとまず離れ、特定転作物の生産のうえでの便宜をはかるために結成された「機能組織系生産組織」、そして形としては農事実行組合のつながりによって作られているが、その農事実行組合自体が農民の経営対応によって再編成されている「中間系生産組織」の3つのタイプに分けられる。このような生産組織の類型化をふまえて、実際に、A集落でどのようにして生産組織がつくられてきたのかを具体的に見たい(図4-15)。

『形成期』(1965～73年)

1965年にA集落で最初の農業生産組織として「共同防除組合」が設立された。

「共同防除組合」(1965年設立)

当時、急速に普及しつつあった大型水稻防除機を導入するために、必要な資金融資と共同作業労働力を確保するために設立された。共同作業が防除期間に限られていたことや、負担経費が少なかったことから多くの農家が加入し、各農事実行組合を単位としつつも全集落的な結びつきをもつ生産組織となった。また、この生産組織は従来のムラ仕事の延長上に位置づくものとして、古典的なタイプに属するものであるが、1980年代以後に急速に増加する「実行組合系生産組織」の原型をなすものとして重要な意味をもっている。

『展開期』(1974～78年)

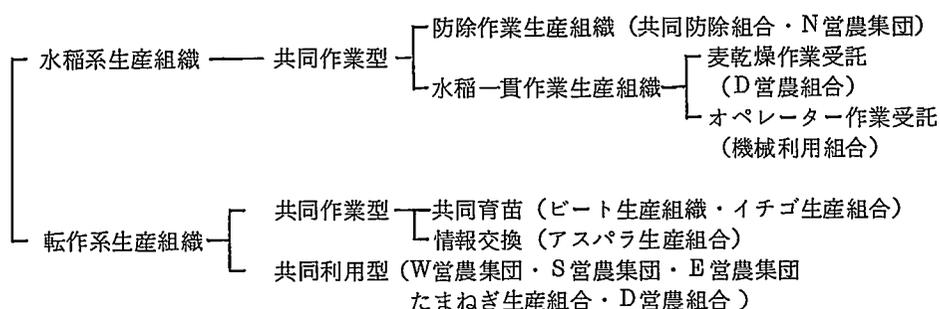
「共同防除組合」(実行組合系生産組織の原型)とともに、その後の生産組織を特徴づける他の2つの型(中間系生産組織、機能組織系生産組織)が生まれ、第2次減反期における生産組織の急速な増加を支える生産組織の原型がすべて出さう時期である。

表 4 - 26 A 集落の農業生産組織の概況

生産組織名						参加農家	備 考
	I	II	III	IV	V		
D 営農組合	4	3	4	5	—	16	水稻, 麦乾の各作業を共同作業
W 営農集団	6	1	2	1	—	10	転作物用機械の共同利用
機械利用組合	5	1	—	—	—	6	オペレーター集団, 水稻共同作業
N 営農集団	2	—	2	1	—	5	水稻の防除機の共同利用, 共同作業
S 営農集団	1	4	3	—	—	8	転作物用機械の共同利用
E 営農集団	2	3	5	3	1	14	転作物用機械の共同利用
たまねぎ生産組合	8	5	6	1	—	20	移植機の共同利用
アスパラ生産組合	3	6	6	—	—	15	技術・市況の情報交換・研修
ビート生産組合	4	2	3	—	—	9	共同育苗, 作業機の共同利用
イチゴ生産組合	5	4	4	2	—	15	共同育苗, 共同防除
共同防除組合						40	水稻の共同防除

※ I (7.5 ha以上), II (7.5~5.0 ha), III (5.0~3.0 ha), IV (3.0~1.0 ha)
V (1.0 ha未満) の経営耕地規模を表す。

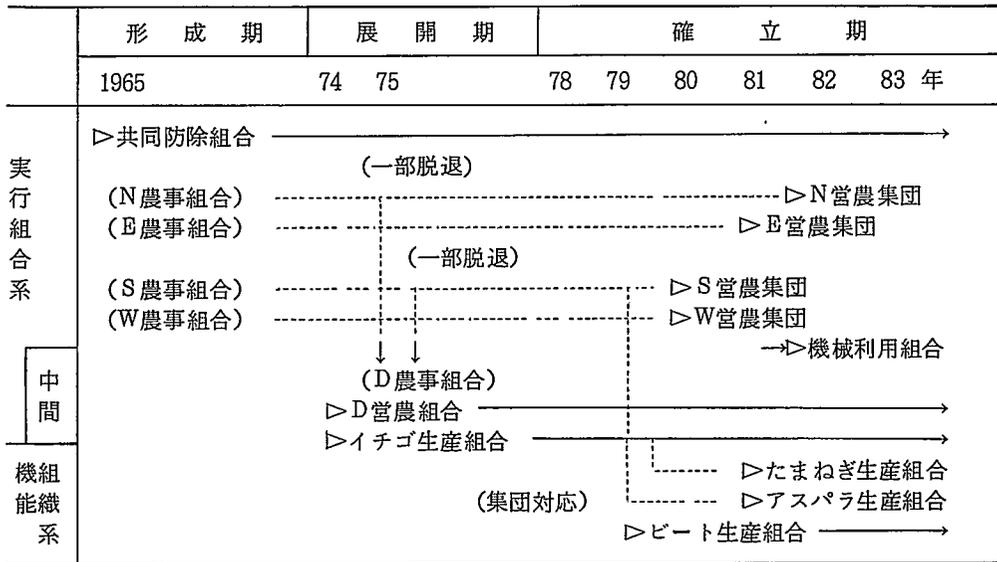
図 4 - 14 A 集落における機能別生産組織の類型



〔D 営農組合〕(1974年設立)

第 2 次農業構造改善事業の導入によって, W・N・S の 3 つの農事実行組合から当初 24 戸の農家が参加して設立された。しかし, 役員を選出の仕方, 農作業の分担などをめぐって調整がつかず, 最終的には 16 戸の農家が参加した (表 4 - 27)。この生産組織の特徴は, 参加農家が育苗・耕耘・収穫・乾燥など主要な水稻作業を共同で行なっているほか, 1980 年からは農協の委託を受けて麦乾燥施設を管理し, 名寄農協管内の麦の乾燥を受託していることである (表 4 - 28)。また, 参加農家の経営規模にひらきがあるにもかかわらず, 共同作業への出役を原則的に全戸が行なうことによって農作業の受委託化を防ぐとともに

図 4-15 A集落における生産組織の展開



に、年齢・性別に応じた労働力配置によって労働力の不均衡を是正している。つまり、「D管農組合」はD農事実行組合の構成員が全て参加しているという意味で実行組合系生産組織とも云えるが、また一方で補助事業の導入を機に従来の農事実行組合を再編成してつくられているという点で機能系生産組織にも近く、「中間系生産組織」である。このような性格をもった生産組織としては「機械利用組合」が後に誕生するが、それだけにとどまらずこの生産組織の成功がその後の生産組織の結成への大きな自信につながっていた点は重要である。

「イチゴ生産組合」(1974年設立)

減反政策が一時的に緩和される中でも、もはや緊急避難的な転作を脱却して新たな転作物にとりくもうとする農民が、普及所や農協などの協力のもとで設立した生産組織である。この生産組織の特徴は、イチゴの栽培をするうえで重要な育苗と育苗畑の防除作業を共同で行なっていることであり、また農事実行組合の枠を越えて一定の入会金と年間負担金(1983年度は入会金2万5000円、負担金3000円)を支払えば誰でも加入できるということである。①イチゴの親苗の共同育苗では、原種を比布・東川町から移入してA52農家の転作田50aに仮植えし、5月に各戸1名の出役で苗取作業を行なっている。(1983年度にはこの親苗を組合員に1本80円、員外に1本100円で販売した)また、②育苗畑の共同防除は、毎年6～8月までの3ヵ月間に3班に分けられた組合員が1ヵ月づつ責任をもって行なっている。このほか、道北青果農協連のイチゴ生産部会を開いて出荷規格などの調整をはかっているが、とりわけ設立当初においてこの生産組織がイチゴの栽培技術の習得のために、何度も学習会を開いて技術の定着をはかったことは重要である。このように、「イチゴ生産組合」は特定の作物の導入を目的として、農事実行組合の枠を越えて組織されていることから、後の「機能組織系生産組織」の原型をなしている。

表 4 - 27 D 営農組合の参加農家

階層	農家番号	総耕地面積		労働力の構成 (1981年)			農業所得の比率 %	営農志向			
		82年(a)	76増減	世帯員構成 (81.7)					専兼		
I	A 1 1	1.077	+ 423	主 63 妻 50	娘 25	後 27 嫁 28	孫 0	I 兼	78.6	集約 複合	
	A 7 12	916	+ 236	主 47 妻 45	弟 45 母 71	息(19)		I 兼	88.0	現状	
	A 11 6	821	△ 19	主 47 妻 44	父 78 娘 21	娘(19)	娘(12)	I 兼	(100)	不明	
	A 12 32	793	+ 373	主 39 妻 35	母 63	息 9 娘 11			I 兼	-	拡大
II	A 15 13	625	-	主 43 妻 40	母 72	息 16 娘 15	娘 13	専業	100	集約 複合	
	A 19 17	572	△ 4	主 31 妻 31	父(58) 母 57	娘 5	娘 3	I 兼	89.0	集約 複合	
	A 20 19	570	+ 7	主 40 妻 35	父 68	息 6 娘 8			I 兼	95.2	集約 複合
III	A 26 24	445	△ 20	主 47 妻 44	息 17 娘 19	娘 14			専業	100	集約 複合
	A 36 37	380	+ 1	主(51) 妻 50		後 28 嫁 27	孫 4	I 兼	67.6	集約 複合	
	A 37 49	379	+ 114	主(61) 妻 56		後(28) 嫁 28			I 兼	58.3	拡大
	A 38 39	363	-	妻 48	母 74			専業	100	不明	
IV	A 42 45	292	+ 31	主(56) 妻 55		後(28)			II 兼	45.6	不明
	A 45 48	250	-	主(58) 妻 59	82年離農			II 兼	31.8	縮小 兼業	
	A 47 50	236	△ 29	主 67 妻 63	82年離農			専業	100	離農	
	A 48 46	235	△ 5	主(52) 妻 48				II 兼	44.4	維持 兼業	
	A 50 53	208	△ 10	妻 49	後(27) 嫁 29			I 兼	51.2	不明	

1981年農家調査結果および市役所資料より作成
 ※+は増加、△は減少、()は年間兼業従事日数150日以上の人
 世帯員の数字は年齢、下線は年間農業従事日数150日以上の人

表 4 - 28 D 営農組合の利用機械状況

	機械区分	機 械 名	規 格	台 数	
共有 機械	本 機	トラクター	65 馬力	3	
	付属作業機	ボトムプラウ	14 × 3	2	水 稻 用 機 械
		ロータリー・テイラー	2.1 m	3	
		代掻ローター	3.1 m	3	
		ブロード・キャスト	350 ℓ	1	
		スプレーヤー	400 ℓ	1	
		フロントローダー	TDI700	1	
		トレーラー	2 t	1	
		サブソイラー	1 本爪	1	
	その他機械	田植機	4 条	7	
		自脱型コンバイン	4 条	7	
		除雪機	12.5 馬力	2	
	付属作業機	ライムソー	HFD10N	1	転 作 用 機 械
総合種播機		4 畦	1		
テッターレーキ		MH144	1		
砕土ハロー		2.4 m	1		
カルチベーター		4 畦	1		
マニアスプレッダー		2 t	2		
ビーンハーベスター		2 畦	1		
グレンドリル		13 畦	1		
ビーンスレッシャー		TS - 1	1		
スプレーヤー	750 ℓ	1			
	機械区分	機 械 名	規 格	台 数	所有農家番号
	乾 燥 施 設	粃乾施設		1	共同利用施設
		麦乾施設		1	
個人 有 機 械	本 機	トラクター	20 馬力	1	A12
		トラクター	13 馬力	1	A19
		トラクター	23 馬力	1	A26
合 計	本 機			6	(3)
	付属作業機			24	(24)
	その他機械			16	(16)
	乾燥施設			2	(2)

表 4 - 29 機械利用組合の参加農家数

階 層	農家 番号	総耕地面積		労働力の構成 (1981年)			農業所 得の比 率 %	営農 志向	
		82年(a)	76増減	世帯員構成 (81.7)		専兼			
I	A 2 3	1,062	+ 87	主 54 妻 54	後 29 嫁 27	孫 2	専業	100	集約 複合
	A 3 8	1,031	+ 423	主 56 妻 51	後 26		専業	100	拡大
	A 5 2	973	△ 57	主 35 妻 33	父 62 母 57	息 6 娘 9 娘 4	専業	100	集約 複合
	A 8 4	914	+ 97	主(53) 妻 48	母 73	後 28 孫1 娘 23 嫁(30)	I 兼	53.8	現状
	A 10 7	832	+ 15	主 29 妻 25	父 64 母 57		専業	100	集約 複合
II	A 17 29	587	+ 147	主 29 妻 30	父 60 母 62		専業	100	-

1981年農家調査結果および市役所資料より作成

※+は増加, △は減少

世帯員の数字は年齢, 下線は年間農業従事日数 150 日以上の人
()は年間兼業従事日数 150 日以上の人

【確立期】(1979年以後)

形成期・展開期を通じて生まれた生産組織の3つの原型(実行組合系・中間系・機能組織系)を基礎に, 第2次減反政策下の転作の恒常化を背景にして急速に生産組織が増加する。また, これによって集落自体が生産組織のネットワークに包み込まれる新たな段階を画する時期である。

「機械利用組合」(1982年設立)

設立年次は最も新しいが, 「D営農組合」と似かよった性格をもった中間系生産組織である。しかし, 生産組織の構成農家は上層・専業農家層が中心であり, 「D営農組合」のような幅広い階層性をもたない(表4-29)。これは, この生産組織がもともと農協の麦収穫オペレーター集団を基礎につくられているためである。したがって, まだ生産組織が所有する機械は少なく, 大部分は個人有の機械を組織が借りて行なっている(表4-30)。しかし, 1983年には共同の靱乾燥施設を建設し, またTk地区に共同転作田を借りるなど, 共同化へ向けてのきわめて積極的な対応を行なっている。さらに, 生産組織の構成員がこれまでN・S・Wの3つの農事実行組合に加入していたが, より積極的に転作機械の共同利用もすすめていくために, 1983年から全員がW農事実行組合に移籍し, あわせてW営農集団(転作用機械の共同利用組織)にも加入している。

「N営農集団」(1982年設立)

「共同防除組合」に参加していなかったN農事実行組合の農家5戸が, 水稻防除機の共同利用をすすめるために設立した生産組織である。共同防除作業は年間に3~4回実施され, 全戸が出役して行なわれる。ただし, 共同防除作業は水稻(モチ米)だけに限られ, 転作田などは個別に行なわれている。

表 4 - 30 機械利用組合の利用機械状況

	機械区分	機 械 名	規 格	台 数	所有農家番号	
共有 機 械	本 機	トラクター	79馬力	1		
		トラクター	69馬力	2		
		トラクター	26馬力	1		
	その他機械	コンバイン		(3)		
	乾 燥 施 設	粃乾施設		1		
個 人 有 機 械	本 機	自脱型コンバイン	4条	1	A 2	
	その他機械	田植機		1		
	本 機	トラクター	25馬力	1	A 3	
		トラクター	54馬力	1		
		その他機械	自脱型コンバイン	4条		1
			田植機	4条	1	共有
			田植機	8条	1	
			自脱型コンバイン	4条	1	
	本 機	トラクター	59馬力	1	A 5	
	本 機	トラクター	35馬力	1	A 8	
その他機械		自脱型コンバイン	4条	1		
		田植機	4条	1		
個 人 有 機 械	本 機	トラクター	45馬力	1	A 10	
		その他機械	自脱型コンバイン	4条		1
	本 機	トラクター	69馬力	1	A 17	
		その他機械	自脱型コンバイン	2条		1
		田植機		1		
合 計	本 機	トラクター		10	(4)	
		その他機械	自脱型コンバイン	9	(3)	
		田植機	5	(0)		
		乾燥施設	1	(1)		

〔W営農集団〕(1980年設立)

W農事実行組合を基礎として設立されているため「実行組合系生産組織」に属するが、「共同防除組合」や「N営農集団」とは異なって転作物機械の共同利用を行なっているという意味で、第2次減反期に生まれた新しいタイプの実行組合系生産組織である(表4-31)。この生産組織にはその後、「機械利用組合」の農家が新たに加わったことにより、機械の利用をめぐる階層間の格差の問題が生じはじめている。

〔S営農集団〕(1980年設立)

この営農集団もS農事実行組合を基礎としつつも、転作物用機械の共同利用を目的とし

表4-31 W 営農集団

年次	事業名	機械区分	機 械 名	規 格	台数	延年間利用		備 考
						面積(ha)	時間(h)	
80~81	新農業構造改善事業	本 機	トラクター	30PS	1	267.8	693.4	水稲用機械
		(附属)作業機	代かきローター	7.75 m	1	23.0	81.6	
			ブロードキャスター	200 ℓ	1	28.0	27.6	
			水稲用スプレーヤー	600 ℓ	1	115.0	115.8	
			トレーラー	2 t	1	73.0	217.5	
			サブソイラー	2本爪	1	16.0	84.0	
		その他機械	水稲用コンバイン	4条	2	23.0	153.0	
			田植機	4条	2	23.0	90.0	
		(附属)作業機	サイドレーキ		1	8.0	9.0	
			総合播種機械	4畦	1	16.0	90.0	
			カルチベーター	4畦	1	24.0	46.0	
			ビーンハーベスター	2畦	1	8.0	39.2	
		その他機械	麦用自脱型コン	4条	1	8.0	72.0	転作用機械
		本 機	トラクター	69PS	1	267.0	756.7	
		(附属)作業機	フロントローダー		1	21.0	99.6	
			ボトムプラウ	16×2	1	33.0	124.8	
		トラクター装備品	フロントフレームウェイト	25Kg×4×60	1			
フロントホイールウェイト	35Kg×2		1					
(附属)作業機	リヤホイールウェイト	50Kg×4	1					
	ロータリーハロー	2.0 m	1	33.4	99.0			
	ライムソー		1	21.0	33.6			
	マニアスプレッター	1.57	1	24.0	109.2			
	スプレーヤー	400 ℓ	1	64.0	140.0			
	ビーンオートスレッシャー	-	1	8.0	35.0			
	砕土用ロータリー	2 m	1	33.4	99.0			
計	本 機			2				
	(附属)作業機			17				
	その他機械			5				

表4-32 S 営農集団

年次	事業名	機械区分	機 械 名	規 格	台数	延年間利用		備 考
						面積(ha)	時間(h)	
76~78	2次溝 単独 融資	本 機	トラクター	48PS	1	264.0	739.4	水 稲 用 機 械
		(附属) 作 業 機	ロータリーハロー	2.1 m	1	29.3	48.0	
			代かきローター	3.1 m	1	23.0	40.8	
		その他機械	田植機	4条	1	7.6	60.0	
			自脱型コンバイン	4条刈	2	23.0	178.0	
75~79	自己有	本 機	トラクター	40PS	1	264.1	640.0	水 稲 用 機 械
		(附属) 作 業 機	ブロードキャスター	300ℓ	1	30.0	25.2	
			稲用スプレーヤー	600ℓ	2	115.0	85.0	
			トレラー	2 t	1	30.0	175.6	
			サブソイラー	1本爪	1	19.0	87.0	
		その他機械	田植機	4条	2	15.4	120.0	転 作 用 機 械
		(附属) 作 業 機	総合播種機械	4条	1	15.0	74.4	
			トランスplanター	2条	1	5.0	45.6	
			畑用スプレーヤー	450ℓ	1	77.0	71.0	
			カルチベータ	4条	1	29.0	50.0	
			サイドレーキ		1	8.0	9.0	
			ビーンハーベスター	2条	1	3.0	12.8	
		その他機械	麦用自脱型コン	4条	1	10.0	45.9	
80~81	新農業 構造改 善事業	(附属) 作 業 機	ボトムプラウ	14×2	1	15.0	76.8	水 稲 用 機 械
			ロータリーティラー	1.8 m	1	29.3	48.0	
			フロントローダー		1	17.7	71.0	
			ワイドロータリー	2.0 m	1	19.7	248.4	
			マニアスプレッター	1.6 t	1	37.4	108.0	
			ライムソアー	3.0 m	1	19.7	50.4	
			ビーンスレッシャー		1	3.0	14.0	
計		本 機			2			
		(附属)作業機			21			
		その他機械			6			

て設立されているため、新しいタイプの実行組合系生産組織である（表4-32）。しかし、この生産組織の母体となるS農事実行組合が、集団的な転作対応としてアスパラガスの導入をはかるなど転作への積極的な対応を通じて「アスパラ生産組合」の母体ともなっていることから、ほとんど独自の機械をもたない「アスパラ生産組合」を補完する役割をこの「S営農集団」が果たしている点に注目する必要がある。また、経営規模の点でも、この営農集団の参加農家が中農中・下層（3.0～7.5ha）であるという特徴をもち、利害調整が比較的容易である点も重要である。

「E営農集団」（1981年設立）

この営農集団もE農事実行組合を基礎とした、新しいタイプの実行組合系生産組織である。しかし、集団の共同所有機械がトラクター・ロータリーハローの2台にすぎないことや、また「W営農集団」や「S営農集団」などとはちがって特定の転作物と結びついた集団転作の傾向が見られないなど、生産組織の機能はあまり大きくない。そのため、共同利用機械の作業そのものを下層農家が上層農家に委託する傾向が見られる（表4-33）。そしてこのような傾向は、「D営農組合」の共同の出役作業が下層農家の没落をある程度くい止めているのとは対照的に、下層農家を兼業に追いたてる役割を果たしている。

「たまねぎ生産組合」（1981年設立）

この生産組織は、「イチゴ生産組合」が母体となって、①減反政策のもとで恒常的に転作をおこなっていくうえで小麦などの特定作物以外の本格的な畑作物を導入したい、②たまねぎの価格は不安定だが平均すると高収益を期待できる（冷害時でも品不足の結果高値で取引きされる）、③たまねぎの植付には1haあたり50人日の労働力が必要であり、機械化が不可避となっている、などの理由からたまねぎ移植機の共同利用組織として設立された。具体的には、生産組織をほぼたまねぎの作付面積が等しくなるように4班に分け、この班を単位として機械利用を行なっている。原則的には移植機のオペレーターを各農家の経営主・後継者がやり、その補助作業を出面労働力（1班当たり120人日）でまかなうことになっている。しかし現実には、小規模作付農家がオペレーター作業を、比較的作付面積の大きな農家に委託する傾向がある（表4-34）。とはいえ、この受委託関係に経営耕地規模による階層差はほとんどみられない。

「ビート生産組合」（1979年設立）

この生産組織の特徴は、ビートの市場特性を反映してN甜菜製糖K.K.との契約栽培を前提に、「地区ビート増産会」として同社の発行する作付技術関連資料の配布と、ビート専用作業機の共同利用を行なっているところにある。1979年の設立以後、年々の作付に応じて農家が参加・離脱をくりかえすため、組合員数とその年によって変化している。しかし、そうした中で1981年から組織として共同でビートの播種・苗づくりを試み始めるなど、単なる機械の共同利用組織からの脱皮がはかられている。

「アスパラ生産組合」（1981年設立）

「S営農集団」のところで少しふれたように、この生産組織は当初のS農事実行組合の集団的転作対応として独自の展開をしようとしていた（図4-16）。もともとS農事実行組合は、水稻を軸に転作の麦を栽培しながら兼業に依存する中農中・下層を中心とした

表 4 - 33 E 営農集団の機械利用状況

階層 1981年	農家 番号	営農集団 役員	機 械 利 用 時 間				利用料・出役労賃(1981)		備 考
			機械利用 時間 (1981)	オペレータ 就労時間 (1981)	差 引 (1981)	機械利用 時間 (1982)	営農集団負 担金(利用 料ほか) 円	営農集団諸 手当(労賃 ほか) 円	
I	A9		25.2	25.2	-	38.75	165,440	25,200	
II	A4	集 団 長 (前 機 械 長)	27.4	31.6	+ 4.2	45.5	176,880	54,600	
	A16	機 械 長 (前 集 団 長)	28.1	35.9	+ 7.8	8	180,520	38,900	
	A21		19.3	19.3	-	33	134,760	19,300	
	A23	監 事	15.3	-	△ 15.3	23	113,960	-	
III	A24	副 集 団 長 (前 監 事)	8.5	33.3	+ 24.8	26.75	78,600	35,300	
	A27	監 事 (前 集 団 長)	11.1	-	△ 11.1	4.5	92,120	7,000	
	A28		19.4	19.4	-	26.25	135,280	19,400	
	A29	書 記	9.9	21	+ 11.1	29.5	85,880	26,000	
	A39	会 計	20.6	35.9	+ 15.3	27.5	141,520	40,900	
	A57	(前 監 事)	24.8	-	△ 24.8	9	163,360	2,000	82年に夫死亡
IV	A43		4.6	-	△ 4.6	8.5	58,320	-	
	A46		3.2	-	△ 3.2	6.5	51,040	-	
	A51		4.2	-	△ 4.2	4	56,240	-	
V	A60		-	-	-	3,400	-	81年に脱退	

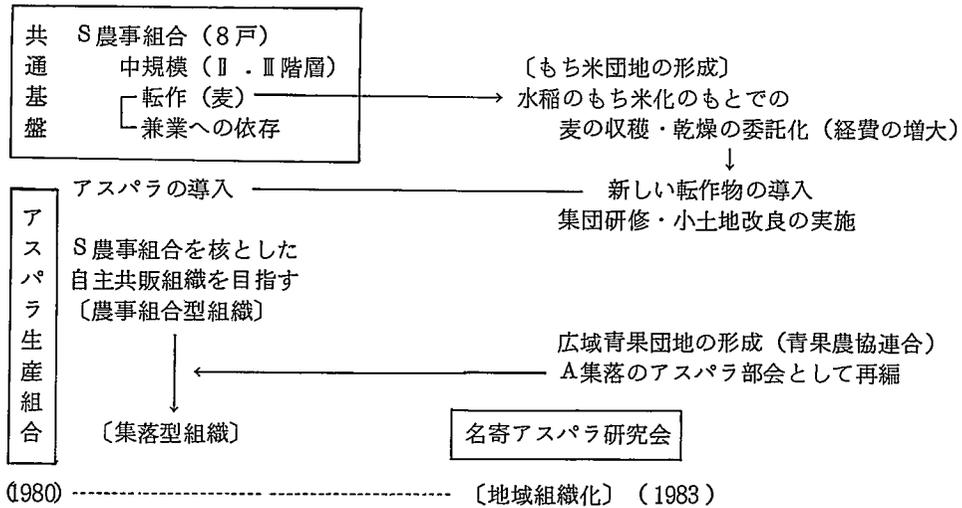
83年農家調査結果, E 営農組合資料
 ※ 集団負担金の内訳は, 参加農家が定額を負担する「賦課金・トラクター負担金(81年度
 34,400円)」と 機械の利用時間×距離によって支払う「利用料」, 機械の利用面積に
 よって支払う「償還金」とによって構成される。
 また, 集団の諸手当の内訳は, 「オペレーター労賃」と「役員手当」, そしてA4農家
 の場合には「車庫借上料」が含まれている。

表 4 - 34 たまねぎ生産組合機械利用実績 (1982)

階層 1982 年	農家番号	たまねぎ移植機 利用時間・面積		オペレーター 作業委託		オペレーター 作業受託		オペレ ーター農家	備 考
		作業時間 (h)	施行面積 (a)	作業時間 (h)	施行面積 (a)	作業面積 (h)	施行面積 (a)		
I	A 2	29.75	173	-	-	2.5	10	(本人)	A 35の作業受託 第2作業班長
	A 6	4.75	20	-	-	-	-	(本人)	
	A 10	26	100	-	-	5	20	(本人)	A 14の作業受託 機械係・第1作業班長
	A 12	13.5	50	-	-	-	-	(本人)	
II	A 14	5	20	5	20	-	-	A 10	
	A 15	10	40	-	-	-	-	(本人)	
	A 17	12.5	50	-	-	-	-	(本人)	会計書記
	A 18	16.5	60	-	-	-	-	(本人)	
	A 23	2.5	10	2.5	10	-	-	A 33	
III	A 31	12	30	-	-	-	-	(本人)	
	A 33	17.5	70	-	-	5	20	(本人)	A 23.A 52の作業受託 組合長
	A 35	2.5	10	2.5	10	-	-	A 2	
	A 36	23.25	60	-	-	5	20	(本人)	A 38の作業受託 副組合長, 機械係
	A 38	5	20	5	20	-	-	A 36	
IV	A 52	2.5	10	2.5	10	-	-	A 33	
	計	183.25	723	7.5	70	17.5	70		

83年農家調査結果, たまねぎ生産組合資料
 ※83年度たまねぎ生産組合作業班編成(農家番号)
 第1班 班長A 10・A 4・A 18・A 33
 第2班 班長A 19・A 1・A 11
 第3班 班長A 36・A 12・A 15・A 20・A 38
 第4班 班長A 2・A 5・A 6・A 17・A 31

図 4-16 S 営農集団におけるアスパラ導入（生産組合設立）の経緯



集団であった。ところが、1970年代に水稻のモチ米化がすすむ中で異物の混入を防止する目的から麦の収穫・乾燥の委託化がすすめられ、経費の増大によって麦作を行なうことのメリットがなくなっていた。そこで、新たな転作物としてアズパラガスの作付に注目した。S農事実行組合では、このアズパラガスの栽培を集团的にとりくむことによって、共同出役による土地改良・独自の販路の開拓・共同選別などを独自にすすめようとした。ところが、折からの道北地域4農協（名寄・智恵文・風連・下川）による道北青果農協連のすすめる広域流通再編の動きに吸収され、独自の対応を生産組織としてとることができなくなった。そこで道北青果農協連のアズパラ生産部会に対応する集落組織として、この「アズパラ生産組合」が結成された。そのため、現在の活動の中心はもっぱらアズパラガスの栽培をめぐる技術・市場情報の交換である。

このように、A集落では稲作減反政策の展開のもとで多種多様な形態の生産組織が結成され、それがひとつひとつの農家をとりまくネットワークとして、様々なかたちで農民経営を補完する段階にまで達した。このことの重要性は、まさにネットワークの中に経営規模の異なる集落のほとんどの農家が位置づけられているということであり、また農家の経営状態に応じて生産組織を有機的に利用していくことができる点にある。こうした地域農業の新たな展開は、農民経営にとどまらず集落構造をも変容させてきた。そこで次に、A集落に見られる生産組織の発展が集落にどのような影響を与えているのかを明らかにしたい。

(3) 生産組織の展開と集落

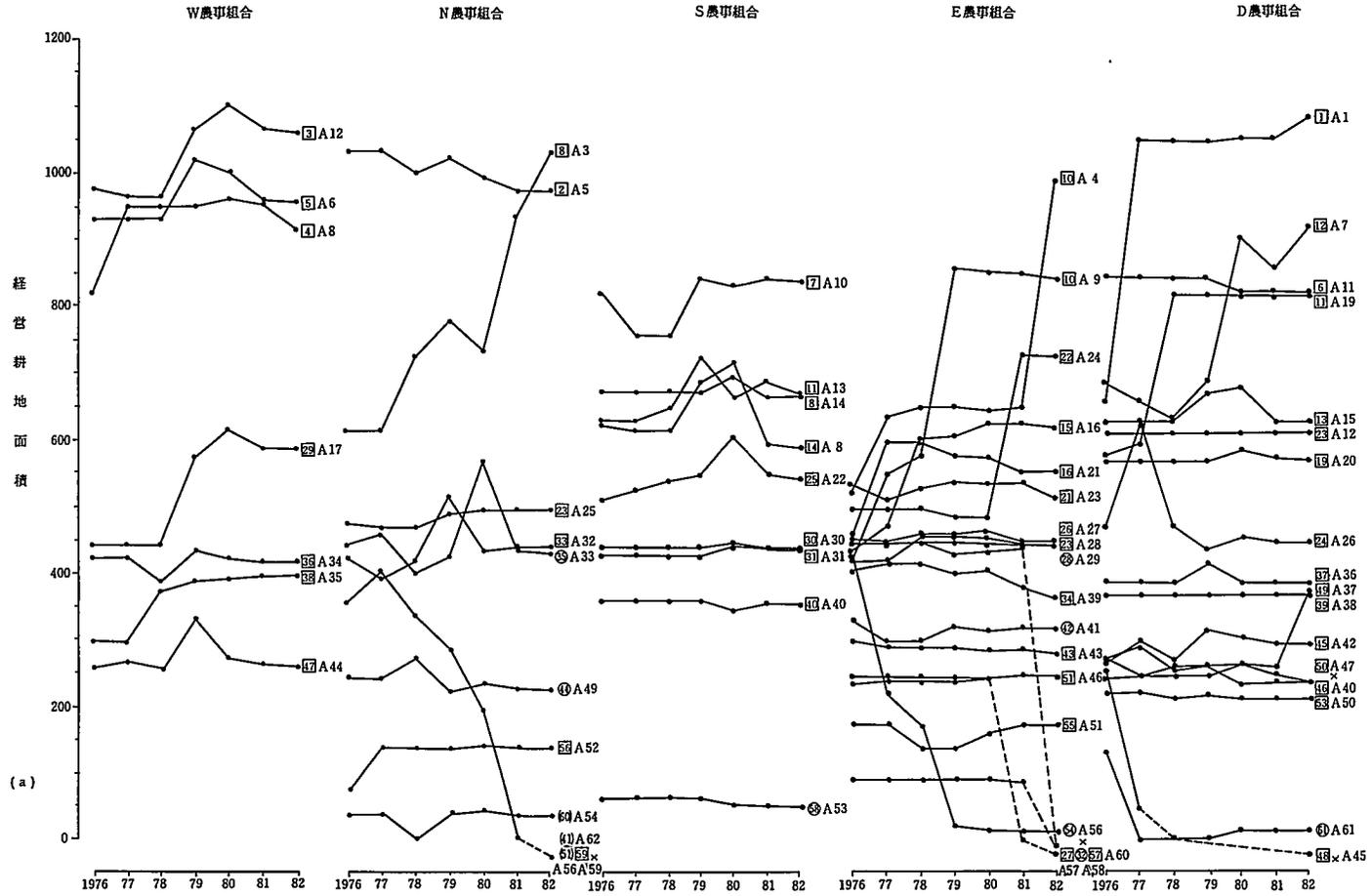
生産組織の発展が集落の農業構造へ与える影響を明らかにするためには、北海道の集落の構造的特質、すなわちその「農事組合型村落」としての特質とそれを支える中農的基盤

が、生産組織の発展につれてどのように変容してきたのかに注目する必要がある。そこでまず、集落の基礎単位として大きな役割を担っていると云われる北海道の農事実行組合が、このA集落においてどのように中農的基盤とかかわりあっているのかを明らかにするために、1970年代後半以後の農民層分解の状況を農事実行組合単位でみたい(図4-17)。とりわけ1978年以後の第2次減反期における農民層の分解状況に、農事実行組合間の明確なちがいがあることがわかる。つまり、N・Eの両農事実行組合で激しく分解がすすんでいるのに対して、W・S・Dの農事実行組合ではあまり分解がすすんでおらず、相対的に抑制されているということである。このような農事実行組合による農民層分解のちがいが生まれる背景には、「実行組合系生産組織」の機能が密接にかかわっている。

前項で述べたように、A集落では減反政策下における各種生産組織の発展によって、集落のほとんどの農家を包み込む生産組織のネットワークが形成されている(図4-18)。農事実行組合を基礎に多階層の農家を包む「実行組合系生産組織」をふまえて、各農家はその経営形態に合わせて「機能組織系生産組織」を利用するという構造をとっている。また、「中間系生産組織」では、旧来の農事実行組合の枠を再編成することによって、農家の経営に合わせた生産組織づくりを行なっている。このような状況の中で、農民層の分解が相対的に抑えられているW・S・Dの3つの農事実行組合には、それぞれを母体とした「実行組合系生産組織」(W・S営農集団とD営農組合)があるほか、次のような共通した特徴がある(表4-35)。第1の特徴は、農事実行組合員の実行組合系生産組織への高い組織率(W・S・Dの各農事実行組合では約9割の農家が生産組織に参加している)であり、機能組織系生産組織への参加率の高さをも考え合わせれば、この性格はより一層はつきりしてくる。また、第2の特徴は、W・S・Dの各実行組合系生産組織の構成員が、共通して特定の転作物を対象とした機能組織系生産組織にも入っているということである。例えば、「D営農組合」の構成員が「たまねぎ生産組合」・「イチゴ生産組合」・「アスパラ生産組合」に多く入っている(図4-19④)ほか、「S営農集団」は「アスパラ生産組合」と(図4-19③)、「W営農集団」は「たまねぎ生産組合」と(図4-19⑤)深い結びつきをもっている。これは、「E営農集団」が転作物を対象とした機能組織系生産組織とほとんど関係をもっていない(図4-19②)のとは、全く対照的な事実である。

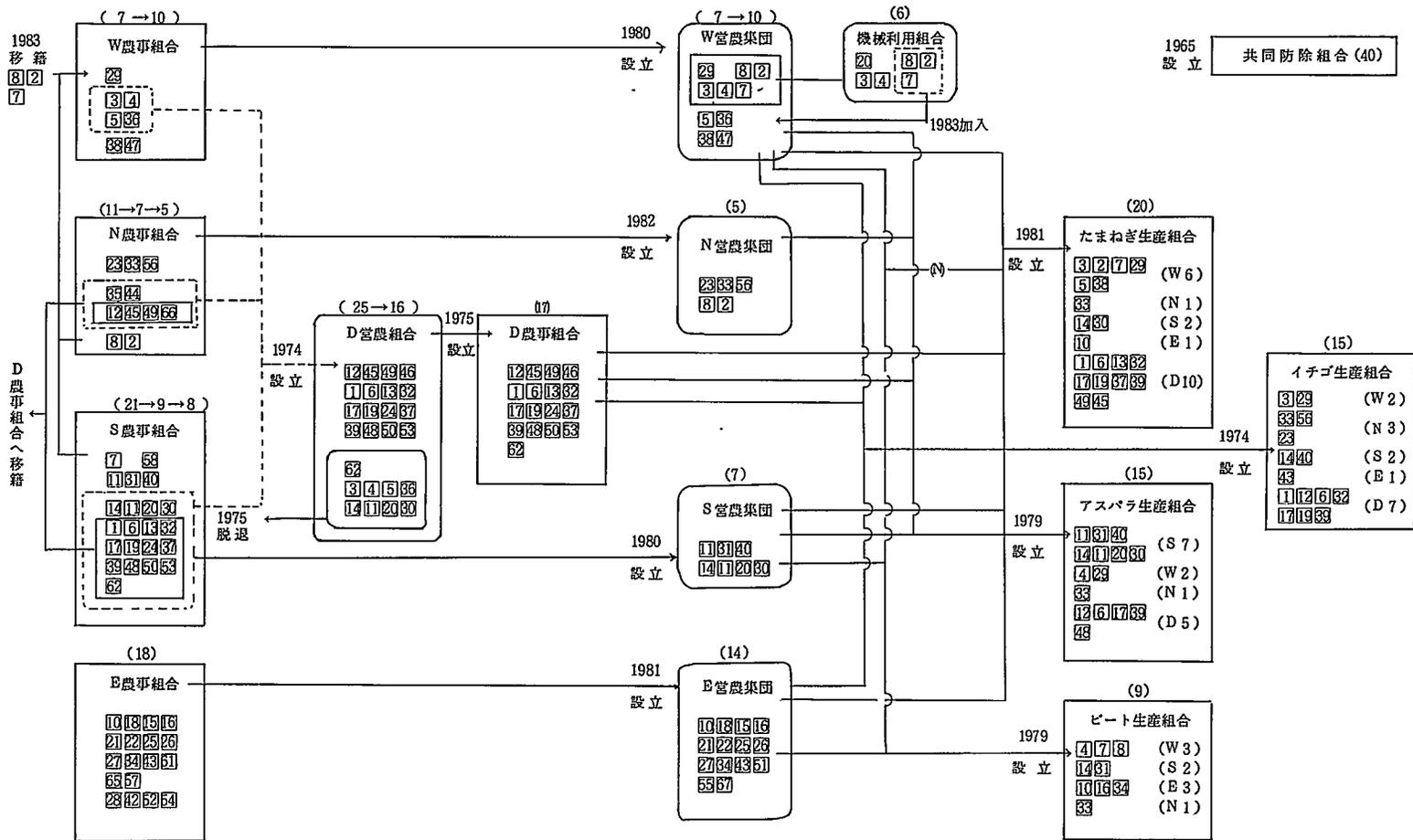
このように農民層の分解を相対的に抑えている農事実行組合が、①生産組織への高組織率と、②特定の転作物を対象とした機能組織系生産組織との深い結びつきをもつとすれば、これらの農事実行組合の農家が実際にどのように転作にとりくんでいるかが次の問題となる。まず、「E営農集団」の農家は転作対応としても特定作物を中心とした粗放的作物を作付ける傾向が強く、他の実行組合系生産組織に比べて野菜など集約的な作物の作付が少ない(表4-36②)。これに対して、「S営農集団」の農家の転作対応は、麦類→麦・小豆→麦・ビート→麦・アスパラ・ビート→アスパラ・かぼちゃ・たまねぎ、と急速に集約化へ向けて変化している(表4-36③)。この面では複数の機能組織系生産組織と深い関係をもつ「D営農組合」の対応はもっとはつきりしており、野菜の転作が非常に多くなっている(表4-36④)。つまり、農民層の分解を抑え中農的基盤を維持するうえで、農民の集団的対応(生産組織)に支えられた経営の集約化・複合化がきわめて重要な意味をもつ

図4-17 農事組合別農家の経営耕地面積の変化



名寄市役所資料（北海道農業基本調査基礎資料）

図4-18 生産組織連関図(A集落)

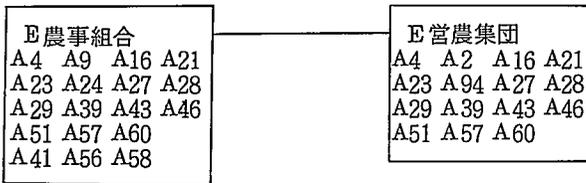


※□内の数字は1978年時点での農家の経営耕地規模の順位にもついた農家番号

表 4-35 農事組合別生産組織への参加率

	生産組織への参加率%	
	実行組合系	機能組織系
W 農事組合	100	80
N 農事組合	60	60
S 農事組合	87.5	87.5
E 農事組合	77.8	22.2
D 農事組合	94.1	64.7

図 4-19 ㊸生産組織と農事組合との連関（E 営農集団）



※数字は農家番号（1983年度の経営耕地規模の大きい順）

図 4-19 ㊹生産組織と農事組合との連関（機械利用組合）

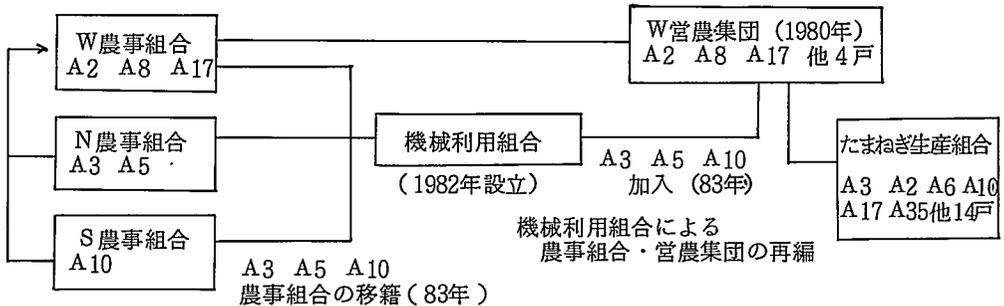


図 4-19 ㊺生産組織と農事組合との連関（S 営農集団）

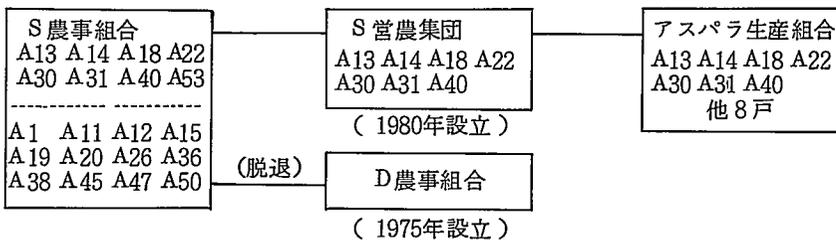


図 4-19 ㊸生産組織と農事組合との連関（D営農組合）

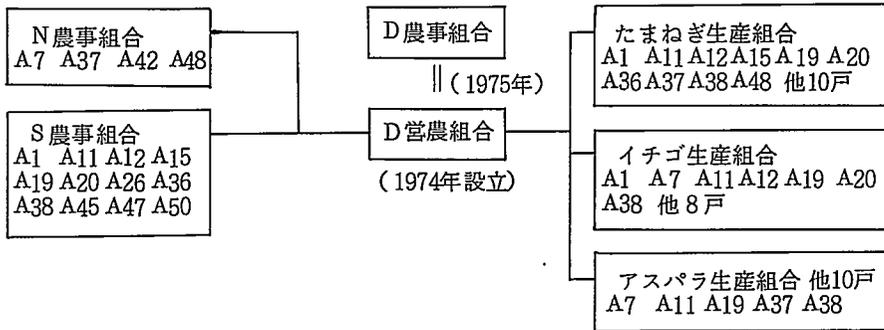


表 4-36 ㊸A集落における生産組織別転作対応（E営農集団）

年次	転作面積 (a)	特 定 作 物				野 菜					その他
		麦類	そば 大豆	ビート	他	ア ス パ ラ	高集約 野菜	た ま ぎ	中 間 菜	低集約 野菜	
1978	1,172	52.1	12.5	8.2	-	-	1.5	-	-	2.2	13.2
79	1,275	28.7	7.4	21.1	-	-	2.0	-	-	0.5	40.4
80	1,629	60.4	9.2	15.7	-	-	0.2	-	-	3.2	9.5
81	1,931	37.3	19.8	20.2	-	-	0.2		0.6	2.0	14.4
82	1,455	41.6	13.6	19.3	-	1.2	1.9	-	0.2	2.3	32.8

表 4-36 ㊸A集落における生産組織別転作対応（S営農集団）

年次	転作面積 (a)	特 定 作 物				野 菜					その他
		麦類	そば 大豆	ビート	他	ア ス パ ラ	高集約 野菜	た ま ぎ	中 間 菜	低集約 野菜	
1978	752	82.7	0.7	-	-	-	0.4	-	2.4	0.5	6.5
79	744	46.3	-	7.9	-	-	0.8	8.1	9.3	3.2	32.5
80	919	67.4	7.0	17.8	-	-	-	-	1.7	2.3	3.8
81	1,069	35.2	12.5	23.8	-	26.6	26.6	-	-	2.0	-
82	984	21.8	-	4.5	-	30.4	32.2	12.7	34.3	-	7.1

表 4-36 ◎ A集落における生産組織別転作対応 (D営農組合)

(%)

年次	転作面積 (a)	特 定 作 物				野 菜					その他
		麦 類	そ ば 大 豆	ビート	他	ア ス パ	高集約 野 菜	た ま ね ぎ	中 間 野 菜	低集約 野 菜	
1978	1,651	75.1	6.8	-	10.1	-	2.7	1.6	2.1	2.8	5.9
79	1,648	73.9	-	3.0	-	-	0.8	13.0	17.5	4.3	2.4
80	2,005	71.8	1.9	-	-	-	1.9	8.1	11.2	7.2	0.1
81	2,286	67.3	2.8	-	-	0.7	2.6	10.5	10.9	9.6	3.8
82	2,133	24.1	-	-	-	2.7	6.0	26.4	42.9	20.4	14.9

ており、それを保障するひとつの体制としてA集落に見られるような集落を包む生産組織のネットワークが生まれてきているのである。その意味で、まさに水田利用再編下の北海道集落は、旧来の農事実行組合に加えて生産組織のネットワーク化を基調とした構造を生みだしつつあると云える。

5. ま と め

本章の課題は、現段階(水田利用再編下)の北海道集落の構造的特質を単に「ルーズな社会構造」とだけ規定しえないという認識のうえに、その構造的特質のひとつのよりどころを中農的基盤に求め、水田利用再編下でこの中農層を中心とした農民諸階層の対応によって北海道の集落構造がどのように変化しているのかを明らかにすることであった。そこでこれらのことを実証するために、稲作減反政策のもとでとりわけ厳しい対応を求められている「北限」稲作地帯(北海道・上川北部地方)の集落に注目した。そこは、減反政策によって水稻の作付が大幅に規制されている一方、構造改善事業による農業基盤整備が次第にすすんでいるという状況のもとで、高度経済成長期に急速にすすんだ極端な水田モノカルチャー構造に代わりうる新たな経営の複合化の動きを生みだしつつある地域である。この複合化の客観的な要請にどこまで応えうるかが農民経営の課題であり、それが不可能である場合には粗放作物による規模拡大か兼業への一層の依存もしくは離農を選ばざるをえない。後者が集落における農民層分解の進展を意味し、北海道集落の中農的基盤を掘り崩すことは言うまでもない。しかし、前者の対応も中・大型機械化「一貫」体系段階というきわめて高度な生産力段階に達した現在、もはや個別農民経営が独自にとりくむことがきわめて困難であり、そこに個別農民経営を補完する農業生産組織が必要となってきた。

そこで本稿では、水田利用再編下で急速な生産組織の発展を示す名寄市A集落に注目し、

そこにおける農民諸階層の転作対応と生産組織との関連を見た。現段階における生産組織は、それ自体として個別農民経営（戦後自作農）に代わりうるものではなく、云わば個別農民経営を守り発展させるための集団的・補完的な組織として位置づけられるべきものである。このように考えた場合、機械化の進展と分業・協業の発達による農業生産力の発展を前提として、生産組織の発展過程を「重層化」の過程として捉えることは可能であろう。すなわち、作業の「重層化」（育苗・防除－単純労働－複雑労働）、作物の「重層化」（水稻－畑作物－畜産）、地域の「重層化」（数戸間共同－農事組合－集落－農協）の各面での「重層」構造をもつ生産組織群が、個別農民経営をとりまくネットワークを形成すると云える。その意味で、A集落の生産組織はこの生産組織の「重層化」の一過程を示すものであり、集約化を基調とした積極的な転作対応もこの「重層化」が可能にしているのである。極端な水田モノカルチャー構造からの脱却が現段階における日本の農業の主要な課題である以上、そのひとつの解決の道を示す生産組織の「重層化」はより積極的な意義をもっており、北海道集落における構造の変化を「農事組合型村落」から「農事組合＋生産組織型村落」への発展と見ることは可能であろう。

〈注〉

- (1) 田畑保「北海道農村社会構造論」P. 98～100（湯沢誠編『北海道農業論』1984年所収）
- (2) 田畑氏のほかに布施鉄治氏も「北海道においては、前時代からの自然村的な秩序が確立されていないだけに、体制的な諸要因はふるい部落（ムラ）のプリズムを通さずに、直接的に個々の農家に働きかけ、その結果、きわめて体制順応的にムラ秩序が形成されてきている」（棒点引用者、北海道社会学会編『社会学』P. 46 1963年）と指摘している。
- (3) 「農事組合型村落」という言葉は、田畑氏が「北海道農村社会の特質と『農事組合』型村落」（『農業総合研究』36巻2号）で使用したのが最初と考えられるが、布施氏も「とくに個々の農家の経済過程を掌握する農業協同組合の下部単位である実行組合組織は、個々の農家にとっては、その生産過程をまっとうするためには、必要不可欠な基底的な地縁集団を構成している」（前掲書P. 45）と農事実行組合の役割の大きさを述べているように、実態としては早くから明らかにされていた。
- (4) 鈴木敏正「戦後北海道における農民層分解論の展開」P. 98（湯沢誠編、前掲書）
- (5) 鈴木信夫「水田利用再編対策下の稲作」（1983年『経済』4月号所収）P. 209～211において詳しい分析が行なわれている。
- (6) 事実上、農地法の抜け道をつくることによって農地の賃貸借による流動化をすすめようとした。
- (7) 河相一成「構造農政の展開」（暉峻・東井・常磐編著『日本農業の理論と政策』1980年所収）
- (8) 山田定市「稲作減反と地域経済構造——市別市における事例分析——」（山田定市・中島信「地域産業と教育に関する調査研究報告 地域経済の構造変化と住民生活」【北海道大学教育学部産業教育計画研究施設 研究報告書第19号】1981年所収）P. 96～97
- (9) 元木靖「北海道の限界米作地帯におけるモチ米生産の展開」（寺阪昭信編『理論地理学ノート'82』1983年所収）に詳しい。
- (10) 「1980年世界農林業センサス 農家調査報告書」（農林省）の区分によれば、「単一経営」とは「1つの部門の販売額が総販売額の80%以上を占める部門を有するもの」であり、「複合経営」とは「農産物総販売額の80%以上を占める部門のないもの」とし、内「1つの部門の販売額が総販売額の60～80%

を占めるもの」を「準単一複合経営」としている。しかし、本章では、1975年以前との比較のために同区分を使いつつも、「準単一複合経営」を「単一経営」の一部分として位置づけて統計的処理を行なった。

- (1) 鈴木敏正「農林業生産力論の方法論的検討」(安達生恒編著『農林業生産力論』所収)
- (2) 「基準反収」とは、通常には共済組合など農作物の損害賠償業務に使われる基準値であり、各個別農家について過去何年間かの収量実績をもとに定期的に更新される。したがって、市町村単位で過去5年間の収量平均をとる「平年反収」とは必ずしも一致しない。
- (3) 名寄女子短期大学・北海道大学社会教育研究室合同調査班「『北限地』稲作経営の構造変化と農家生活」(名寄女子短期大学学術研究報告 Vol.14, pp 137-150, 1982年)

第5章 減反政策下における農家の経営対応と婦人労働

大学院博士課程 千葉悦子

1. 課題

本稿の課題は、農家婦人の自立化の内容、過程およびその条件を実証的に分析しようとするものである。その際、われわれは農家婦人の自立化を個別経営の発展と相互規定的な関係にあるものとして捉えようとするものである。

こうした分析視角を基礎にして、農家婦人の自立化の課題を解明しようとするものは必ずしも多いとはいえない。従来の農家婦人をめぐる議論は大きく二つに分類することができる。一つは、兼業化を深める中で、農家婦人の農外就労も増えているが、⁽¹⁾こうした婦人の賃労働者化に着目して、そこに婦人の自立化の契機をみようとするものである。⁽²⁾もう一つは、兼業化の方向とは逆に、上層農では三範疇確立により「小企業農」の経営が成立しているとし、そこでは婦人は農業労働から解放され、家事・育児を専門とする家政管理主体として自立しつつあると捉え、そこに農家婦人の自立化の方向を展望しようとするのである。近年、その動向が注目されている生産組織の評価にしても、婦人を含まず男子のみで構成されるものを肯定的に評価するわけである。⁽³⁾

以上から明らかなように、農民層分解の動向およびその評価の捉え方による違いであることはいうまでもないが、しかし、いずれも農民層分解による農民経営の解体の方向のなかに農家婦人の自立化の諸契機をみいだそうとしている点は共通しているといっていよう。

しかし、こうした捉え方で、現に農家の経営と生活をささえている農家婦人の自己解放の道筋をときあかすことができるのであろうか。日本農業の未来を展望しうる担い手を見いだすことができるのであろうか。

日本農業を代表する稲作農業は、1970年代にはいつてから「米過剰」を理由として、減反が強行されてきた。この結果、稲作を基調としてきた農家では、減反・転作が余儀なくされ、経営的危機におこまれているものも少くない。とりわけ、1970年代後半、構造不況の長期化による兼業条件の悪化と他方での水田利用再編対策の実施による転作物の作付が強行されるなかで農家の経営的危機がより一層深まっているといえる。しかし、それは同時に、これまで支配的だった、水稻単作、兼業＋水稻の経営から脱却し、複合経営等の土地、労働力の高度利用による農民経営の発展の可能性の契機をも含んでいるともいえよう。我々は、本論文で明らかなように、複合経営による農民的経営の自立をめざす農民の主体的な営みが現にあることを認めることができた。我々は、こうした農民経営の発展の

うちに日本農業の担い手をみようとすものであり、そしてまた、それと相互規定的な関係にあるものとして、農家婦人の自立化の内容、過程を把握することこそが重要だと考えるのである。

では、1970年代後半以降の農家婦人の自立化の内実およびその諸契機はどのようなものとして捉えうるのであろうか。

農家婦人の農民的自立論をめぐるこれまでの先行研究⁽⁴⁾のなかで、美土路達雄氏の論点がまず注目されなければならないだろう。美土路氏は「農民間生産関係」、「農業生産組織関係」とともに「家族関係」を「農民的生産関係」の一つとして捉え、それらの構造的変化から農民的生産様式の変容を捉えようとしたことは高く評価しなければならない。農地改革後もなおその土地所有に規定された家父長的な性格を残すとして、農民的土地所有に規定されたプチブルジョア家族⁽⁵⁾としての限界をふまえたうえで、1970年代以降、農業における機械化が人・畜力段階から中・大型機械化「一貫」体系へ移行し、それに応じて婦人も労働主体として発達していると指摘する。具体的には、機械化の進展に伴って婦人も機械作業への進出が強まり、こうして婦人の機械に関連する技能形成が進むこと、また、機械化に伴う家族内分業の進展や生産組織のもとの分業・協業の進展を契機として婦人が自立的労働主体として形成されてきていること等である。美土路氏は、機械化段階という新たな生産力段階に農民経営が移行する中で、農家婦人の主体的性格をも変化させていることをみており、これまでの農家婦人研究を大きく前進させたといえるであろう。

しかし、美土路氏の指摘は機械化段階の農業労働の一面を捉えているにすぎない。つまり農業においては「機械化されない作業が多く、適期作業の判断や、栽培管理には高度な技能を必要と」⁽⁶⁾する複雑労働が多く存在しているからである。大木れい子氏は美土路氏の主張を基本的に支持しながらも、この複雑労働の存在を重視し、誰でもできる単純労働が存在するものの、多くは複雑労働であり、家族労働力を基本とする農家経営の場合、機械作業には男子が従事するのが支配的であるが、複雑労働の多くは婦人が従事しており、その複雑労働をつうじて、労働主体として形成されてきていることをつけ加えた。⁽⁷⁾大木氏の主張は、従来、米単一経営を中心に、「小企業農」か「米＋兼業」かその二者択一で議論されていたものを果樹作や野菜作あるいは複合経営等の家族労働力を基本とする農民経営をその家族労働のもつ技能性をも含めて、積極的に位置づけようとするものである。

我々は、美土路氏、大木氏のいう婦人の労働主体としての形成について基本的に支持するものである。しかし、我々が、ここで問題としているのは、農民経営の発展と相互規定的な関連にあるものとして、婦人の自立化を捉えようとするものであり、したがって、農民経営の展開過程のなかで労働主体としての発展がどのように実現されているのかが重要なのであり、農業労働の特性から直ちに婦人の労働主体としての形成の契機をもとめるのは誤りであろう。しかも、1970年代後半以降の農民経営の危機が深まる中では、労働主体としての形成の課題を基礎にしつつも、さらに、山田定市氏の提起する経営主体、地域統治主体としての形成の課題が、今日ますます重要となっていると考えられる。⁽⁸⁾

しかし、これまでの農家婦人研究においては、土地所有に規定された家父長的性格の残存は、相続や経営管理、家の代表等により強くあらわれるとされ、農民的生産関係に規定

される制約条件として、これまで婦人の経営主体、さらには地域統治主体としての能力形成はそもそもあまり問題とされてこなかった。⁽⁹⁾

しかし、婦人の自立化の内実としては、「農民的生産関係」の変容を迫りうる経営主体所有主体としての形成の課題まで当然展望して考察されなければならないだろう。しかも、1970年代後半以降の農民経営の危機の新たな局面のもとで、その危機を農民的に克服しようとするなかで、婦人の経営主体、地域統治主体としての自立化の前進をみるのできるのではないかと考える。その内実、及びその条件の解明が課題である。

なお、本論文の分析対象は、北海道の「北限」稲作地域、名寄市に限定し、いくつかの集落の婦人を事例的に分析する。

2. 北海道稲作農家婦人の性格変化

現局面における北海道稲作農家婦人の性格は、いかなるものとして捉えることができるだろうか。

このことを明らかにするためには、まず、北海道稲作の現状について、ふまえておかなければならないだろう。

重い減反・転作割り当ての強制、これが第1の特徴である。「生産調整および稲作転換政策」(1971～75年度)、「水田総合利用対策」(76～77年度)、「水田利用再編対策」第1期(78～80年度)および第2期(81～83年度)と名前を変えながら、今日、北海道稲作は5割におよぶ生産調整の傾斜配分、生産者米価における最下位ランク(5類)の押しつけと相対的低価格にみられるように北海道稲作の切り捨て策ともいえる、重い減反が強行されてきているのである。⁽¹⁰⁾

この重い減反の強行は、これまで稲一本で営んできた稲作農家に、大きく経営転換を迫るものとなっているのである。休耕あるいは飼料作物等の粗放的な作物の作付にみられる緊急避難的な対応による乗りきりに終止してきた農家も、「水田利用再編成対策」のもとの減反割り当ての大巾な増大によって、これまでのように緊急避難の対応をとりつつ、兼業化をさらに深めていくのか、あるいは野菜等の集約的作物や畜産等の+ α 部門を導入し、複合化をはかることによって、経営の維持・発展を実現するのか、その選択が迫られているのである。重い減反割り当ての強制に伴う経営転換の課題が第2の特徴である。

ところで、複合化の実現は+ α 部門導入による追加収入の取得という側面と同時に、地力再生産をはかる新たな土地利用体系を実現する側面からも重要であることを指摘しておかなければならない。1960年代以降、「近代化」農政のもとで、経営の単一化・専門化と機械化・化学化が追求され、「地力の搾取や乱費」が行なわれてきたのである。稲作においても化学肥料に依存して、有機物を土地に還元しない地力収奪的農法が強化されてきたといえる。減反・転作はそれ自体は、農民経営を守る立場にたったものではないが複合経営、さらには田畑輪換の模索にみられるように、地力収奪的農法の転換を迫る契機をも与えているといえよう。

以上のような経営転換に促迫されてか、機械化による省力化が北海道は60年代及び70年

代にかけて一貫して前進し全国の首位を走っていたのが、80年代に入ってから、その動きが止まって、集約化の兆しがみられること、これが第3の特徴である。表5-1は稲単一経営農家の労働時間の変化をみたものである。一人当たり自家労働時間の推移をみると、1980年までは全階層にわたって減少していたのが、1980年から1981年および1982年にかけて、階層によって若干の変動はあるが、増大傾向に転じていることが明らかである。酪農・畑作と比較すると、相対的には少ないものの、この増大傾向は、減反・転作の影響があらわれているといえよう。

さらに、第4の特徴として指摘しなければならないことは、この間、農業粗収入の減少が著しいことである。生産者米価の相対的低価格と、大巾な減反による、北海道におけるスケールメリットが以前ほどではなくなったこと、さらには転作奨励金による下支え効果が漸次失われていることなどが原因であろう。その上、北海道では1980年、1981年さらに1983年と連続冷害が続き農家経営に打撃を与えた。減反・転作と連続冷害の二重の打撃が、農業粗収入の著しい減反を結果させたのである。「農家経済調査」（農林水省）によれば、1980年ならびに1981年の農業所得は2,780.1千円および2,156.9千円で、1977年の農業所得3,493.8千円の6割を満たす水準でしかない。構造不況による兼業条件の悪化とも相俟って、農家の家計に与える影響はきわめて深刻である。

以上から北海道稲作の現況を概括的にはあるが捉えることができたであろう。北海道稲作農家の婦人の性格も、こうした稲作をめぐる状況の厳しさに対応して変化してきているにちがいない。どのように変化してきているのか、その検討にすすもう。ここでとりあげるのは北海道農家婦人を対象にした意識調査の結果である。なお、全道の婦人を対象にした、経営形態別、階層別の緻密な調査は行なわれていないため、全体的な傾向しか捉えられないことをつけ加えておきたい。

まず、1967年に行なわれた「農業経営に関する意識調査結果」（調査農家戸数1657）からいくつかとりあげてみよう。農作業の状況は、「つらい作業」として「田植」（76.0%）、「収穫」（78.9%）があげられ、また「農作業時間を減らしたい」とするものが59.2%にものぼることからも明らかなように、移植過程や収穫過程の機械化がいまだ本格化せず、手労働を主体としている段階で婦人の労働負担もまた重いことがわかるだろう。婦人の機械作業は耕耘機が主体で、従事率は12.4%にとどまっている。1977年におこなわれた「自立経営志向農家の婦人の意向に関する調査結果」（北海道農業会議）によれば、機械作業に従事している婦人は、トラック39%、トラクター43%、1人当たり使用機械1.69台という結果であり、それからみると、この時期、婦人の機械労働への関わりが、いかに低いかわかるだろう。

そうした農作業実態のもとでの婦人の経営上の位置であるが、結論を先に述べれば、その位置づけは未だ低い水準にとどまっているといえよう。しかも、酪農や畑作と比較しても、相対的に低いのである。たとえば表5-2の「経営参加の状況」に示されるように野菜作農家では34.8%の婦人が経営参加しているのに対し、稲作農家では10.1%にとどまり、他方、経営参加していない婦人は51.9%にのぼっている。また、「小使いのある」婦人は稲作農家の26.2%、酪農家の29.1%、野菜作農家の31.9%で、どの経営形態も割合は低く、

表 5-1 稲作農家の経営規模別労働時間の変化(単一経営)

		北海道 (時間)									
		平均	0.5~1.0	~ 1.5	~ 2.0	~2.5	~ 3.0	~ 5.0	~ 7.0	~ 10.0	10ha以上
女 子 働 農 時 業 間	1982	1,117		612		1,147		1,339	1,359	2,553	
	1981	1,105		705		1,205		1,137	1,483	1,951	
	1980	1,143		767		1,263		1,161	1,295	1,569	
	1975	1,397		510		1,767		1,395	1,661	0,910	2,227
	1970	1,787	929	849	1,299	1,678	1,670	1,928	2,113	2,478	
一 自 家 人 当 り 働 時 間	1982	1,391.0		1,297		1,329.1		1,463.4	1,423.6	1,488.3	
	1981	1,283		1,436		1,141		1,411	1,194	1,470	
	1980	1,165		1,162		1,206		1,191	1,011	1,294	
	1975	1,393		1,616		1,439		1,239	1,433	1,573	1,306
	1970	1,446	1,206	1,235	1,164	1,370	1,632	1,521	1,450	1,555	

注) 農林水省「農家の形態別にみた農家経済」

表 5-2 婦人の経営参加 (%)

	している	たまに	していない
稲作	10.1	31.8	51.9
酪農	11.1	39.7	31.9
野菜	34.8	27.8	31.9

注) 北海道農務部「農業経営に関する意識調査」(1967年)

なかでも稲作農家が最も低い。さらに、婦人の家族内地位の低さは、経営管理の面だけでなく、家計管理の面でも捉えることができる。家計管理が婦人にまかされているというのは、稲作農家では67.5%（野菜作農家では79.7%）にとどまっている。年齢別にみると、20代の婦人でまかされているものが少なく（24歳以下で22.2%、25～29歳で49.3%）、他方、父の比重が24歳以下で38.9%、25～29歳では、かなり減少するとはいえ13.3%を占めることから明らかなように、若妻のみならず、後継者の経営上の位置も必ずしも高くないのである。

このように、家長の経営・家計に対する統括権は総じて弱まりつつあるとはいえ、だが依然として残っていることに注目しなければならない。野菜作や酪農では、価格の不安定性とも相俟って、家族労働による強い緊張にささえられた自立性が相対的により強く存在していると考えられるが、稲作の場合、価格の相対的な安定性と水利用に規定された古い社会関係の残存等から「家父長」的な家族関係が相対的に強く存在していたとみることができよう。

さて、こうした相対的に古い家族関係とそれに規定された稲作農家婦人の性格が、減反・生産調整が強行される1970年代をつうじてどのように変質したのであろうか。1978年から毎年報告されている「農山漁村婦人の生活に関する調査結果報告書」（北海道農務部農業改良課）でその一端を捉えてみることにしよう。先にみた1967年の調査結果と比べると、その内実が大きく変化してきていることがわかる。

第1に特徴づけられるのは婦人の労働主体としての発展である。既に機械作業の従事率の高まりについては指摘したことだが、そればかりでなく、農作業の責任分担もみられる。1980年調査結果によると、「一部の作業がまかされている」とするものは、稲作農家の58.5%、畑作農家の50.2%、酪農家の68.6%である。農業生産に対する婦人の関わり方の意向についても、「農業経営は男性にまかせる」とか「農繁期だけ農業生産に従事する」といった農業生産に対する消極的意向は20%前後で、大部分の婦人は「婦人も技術や経営の知識を身につける」、あるいは「婦人に適した仕事をする」と積極的な意向をあらわしているのである。

第2の特徴としては、こうした労働主体としての発展を基盤にして、経営主体としても発達しつつあることが指摘できる。「施設・農地・大農機械などの購入決定」に参与する婦人は酪農、畑作、稲作いずれも7割以上を占め（1978年調査）、また1982年調査では、経営状況の記帳農家が84.8%あって、そのうち婦人が記帳しているものが21.9%存在するなど、婦人の経営管理への関わりが深くなっていると考えられる。

さらに、第3の特徴として家計管理主体としても発達していることである。家計費をまかされているのが稲作で80.8%、畑作で73.9%、酪農で78.6%であり、「拡大家族」で若干割合が低いものの、7割以上の婦人が家計をまかされているわけである（1978年調査）。「自由に使えるお金のある」婦人は9割弱にのぼっている。他方、父が家計管理をまかされている農家は全くみられなくなっている。そして、家計簿の記帳をしている婦人、ないし、記帳したことのある婦人も増えており、1981年調査では稲作農家の60.7%、畑作農家の52.4%、酪農家の52.1%を占めている。その内実は別途、検討しなければならないが、

表 5-3 男女の較差についての考え方
(%)

	稲 作	畑 作	酪 農
当 然	46.6	38.3	30.4
おかしい	11.8	19.5	24.3
仕方ない	36.7	33.6	28.5

注) 北海道「農山漁村婦人の生活に関する調査結果報告書」(1981年)

表 5-4 主婦名義の財産もつことへの考え方
(%)

	稲 作	畑 作	酪 農
もつべき	9.7	7.2	12.6

注) 北海道「農山漁村婦人の生活に関する調査結果報告書」(1981年)

家計管理を科学的に行なおうとする婦人が増えていることが、これらの数字から捉えることができるだろう。

以上のように、1970年代をとおして婦人は労働主体、経営主体、家計管理主体としてめざましく発展してきた。しかし、表5-3の「男女格差に対する考え方」や表5-4の「主婦名義の財産をもつことに対する考え方」にあらわれているように、農家婦人の権利意識は必ずしも高いとはいえない。なかでも稲作農家婦人の権利意識は相対的に低い。これは、他の経営形態と比べて、古い土地制度に規定された土地所有意識がより強く存在していること、また家族協業における婦人労働の位置づけが、たとえば酪農において飼養管理過程における必要不可欠な労働力として婦人が位置づいているのと比べると、相対的に低いことなどが反映しているといえよう。しかし、ここで注目したいことは、稲作農家婦人における権利意識の相対的な低位性があるとしても、漸次高まりをみせていることであり、とりわけ、労働主体、経営主体、家計管理主体として、畑作、酪農婦人と同様、家族内の位置づけを高めてきていることである。ここに、相対的に古い家族関係それ自体の変質をみることができよう。

こうした、婦人の家族内地位の上昇は、前述したように、1970年代以降の減反政策による経営・生産条件の変化を契機として進んでいると考えられる。即ち、兼業化の深まりの中で、あるいは転作による経営転換をはかる中での、婦人の基幹労働力としての位置づけの高まりに伴う労働主体としての発展、そしてそれらに支えられて、「主婦権」の確立を示す家計管理主体としての地位も前進してきているといえるだろう。たとえば、1970年代後半以降、婦人の労働負担は年々増しており、1981年調査では家事に専念する婦人が減少していることが報告されている。また1980年調査では、1978～80年の3年にわたる余暇の利用についての調査結果を示しているが、「手芸・洋裁」が30.6%から12.5%へ、「社会活動」が14.9%から3.3%にまで減少する一方で、「テレビ」の視聴が29.8%から52.9%へ増大しており、余暇時間の減少をうかがうことができる。これらからもその一端が捉えられると思うが、婦人の労働主体としての発展は、稲作農家の経営条件が悪化する中で、それを補完するものとして、基幹労働力を強めていくなかで実は形成されてきているのではない。さらに、経営主体としての発展は、労働主体および家計管理主体としての発展を基礎にして、前進していると考えられる。つまり、1970年代後半以降の経営条件の悪化は、家計管理を行なう立場にある婦人に、家計管理能力の一層の発展を迫るとともに、農業所

得を確保するための経営努力、そのための自らの経営の実態の把握の努力を婦人に迫っていくことになっているのではないかと。とりわけ、この間の連続冷害による農業収入の減少は、経営主体としての発展を促す契機を与えているように思われる。

こうして、いくつかとりあげてきた調査報告書から明らかなように充実なものとはいえないが、1960年代を経て、とりわけ1970年代後半の農民経営の危機の深まりを契機にして稲作農家の婦人も労働主体、家計管理主体、さらには経営主体として形成・発達していることが捉えることができたであろう。

ところで、我々の課題は、1970年代後半以降の農民経営の危機の深まりのもとで、その危機の農民的克服の営為のうち、婦人の経営主体、統治主体としての形成の過程、さらにその条件を解明しようとするものである。とすれば、我々の課題を直ちにこれらの調査報告書の結果と結びつけることはできない。なぜならば、稲単作経営を営みつつ、兼業化によって追加収入を確保しようとする場合と、稲作を中軸としながらも α 部門を導入して複合経営によって農民経営の発展をめざそうとする場合とでは、婦人の労働主体、経営主体としての発展の過程も内容も当然異なってくると考えられるが、調査報告書の結果は、そういった農家の経営対応の差異を捨象しており、ある平均的な傾向を示すにすぎない。しかも、さらにつっこんで、労働主体、家計管理主体、経営主体としての発展過程及び相互関連、さらに、これらの諸契機についての把握を行うことは、一連の調査報告書ではもはや不可能に近い。したがって、意識調査報告書の結果の検討のレベルから、さらに個別農家の分析にまでおいて検討しなければ、我々のたてた課題は解明できないと考える。そこで、北海道稲作の現況、および意識調査報告書からみた北海道稲作農家婦人の性格変化の概要はこれ位にして、さらに、実態調査による個別農家の分析によって課題に迫ることにしてしよう。

3. 水田利用再編成下の稲作農家婦人の性格変化 一農家婦人の自立化の内容と条件

1) 「北限」稲作地帯、名寄市農業の特徴

北海道の稲作農業は50%にもおよぶ減反・生産調整によって大きく揺れ動いていることは既に指摘したところである。なかでも、我々が調査地域として設定した塩狩峠以北のいわゆる「北限」稲作地帯では傾斜生産方式によって60~80%のきわめて高率の転作が強制され、農家経済の土台が揺さぶられている地域といえよう。即ち、減反割り当てが相対的に低率な稲作「中核」地帯では、「北限」稲作地帯と比較して、まだ緊急避難的な対応が許されるとすれば、他方、「北限」稲作地帯では、稲作それ自体を続けるかどうか厳しく問われており、否応なく経営転換が迫られているのである。だからといって、なすすべもなく減反に応じているのではなく、自らの営農と生活を守るために、様々な経営の模索が試みられているに違いない。そこに、農協や自治体の指導・援助さらには、農民間の集団的な補完体制があれば、経営転換に成功することもありうるであろう。

我々が「北限」稲作地帯に注目したのは、以上のことから明らかなように、稲作農家

切り捨てという減反政策の意図が最も集中的にあらわれている地域であるからこそ、稲単一経営からの脱却が余儀なくされ、したがって、農民的複合経営を実現しようとする農民の主体的対応が、稲作「中核」地帯において以上に、クリアに捉えられるのではないかと考えたからである。

もちろん、農家の経営対応が、道北地域一帯で一様なのではなく、農協、自治体がどのような指導・援助体制をしいていたのか、さらに、兼業条件をどのようにとりこむのかによって、大きく異なってくるのは当然である。たとえば、「北限」稲作地帯に位置する、名寄市とそれに隣接する風連町、美深町、その三市町の間にも以下に示すように、減反に対する対応の違いが生じているのである。即ち、「中農上層を基盤に転作を極力避けて従来型的水稻単作経営を維持しようとした風連町、これとは逆に水稻生産をモチ米団地化することを軸としながらも、中農下層を中心に特定作物から野菜へ転作物の集約化をはかり、水稻を基幹作物とした複合経営を展望する名寄市、更に農民層分解の進展の結果、土地改良のすすんだ一部上層農家が水稻単一化をはかっている反面、ほとんどの農家が土地改良の不十分な農地で、特定作物の専作化または肉牛生産への転換によって対応してきた美深町」⁽¹¹⁾というちがいがいとなってあらわれている。

これら、三市町の中では、水稻を基幹作物とした複合経営を展望する名寄市の動向が最も注目される場所である。というのは三市町の中では相対的にはあるが、最も兼業条件に恵まれていながら、複合経営を展望して、経営の安定化をはかろうとしているからである。こうしたことの結果であろうか、名寄市では、1970年代の前半、兼業を深化させ、農業専従者も相対的に減少させていったものの、70年代後半に入ってから、労働市場が不安定化、狭隘化するなかで、稲単一経営で兼業化を深めていくのではなく、モチ米化から、さらに野菜作導入による新たな経営対応によって、農民層分解を一定程度緩和させることに成功したのである。

こうして、70年代半ばまで、一貫して専業農家の割合が減少し、兼業農家の割合が増大していたのが、70年代後半以降、一転して専業農家の割合が増え、他方で第Ⅱ種兼業農家の割合の減少がみられるようになったのである。

以上のことから、名寄市農業において、複合経営による農民経営の発展をめざす農家の主体的対応のあることを認めることができる。そこで、以下では、名寄市の水田地帯のいくつかの集落を事例にして、農民経営の発展と相互規定的な関係にあるものとして、農家婦人の自立化の内容、過程の具体的な分析にすすむことにする。

2) 地域農業の特徴—調査地域の位置づけ

名寄市内の集落の選定は、名寄市農業に全体としてみられる農民層分野の緩和の傾向が集落レベルでも明確にみられる地域A集落を典型集落としてとりだし、さらに、それと比較するために、農民層分解が激化し、両極分解あるいは下向分解をとげている集落、T集落およびM集落をとりだした。

表5-5および表5-6で明らかなように、T集落では一次減反期の70年代をつうじて農民層分解を激化させ、80年センサスによれば専業農家は17.8%にとどまる等、70年代に中間層が両極分解をとげた地域である。さらに、M集落では、70年代前半にすでに下向分

集落別の専兼別農家数

表 5-5-a A集落 戸(%)

年次	計	専業	I兼	II兼
1960	92 (100.0)	63 (68.5)	20 (21.7)	9 (9.8)
1970	75 (100.0)	25 (23.3)	37 (49.3)	13 (7.7)
1975	65 (100.0)	13 (20.0)	37 (56.9)	15 (23.1)
1980	62 (100.0)	26 (41.9)	30 (43.4)	6 (9.7)

表 5-5-b T集落 戸(%)

1960	67 (100.0)	38 (56.7)	24 (35.8)	5 (9.5)
1970	59 (100.0)	27 (45.8)	21 (35.6)	11 (12.6)
1975	54 (100.0)	10 (18.5)	25 (46.3)	19 (35.2)
1980	47 (100.0)	8 (17.8)	19 (40.4)	20 (45.6)

表 5-5-c M集落 戸(%)

1960	40 (100.0)	17 (43.5)	18 (45.0)	5 (12.5)
1970	33 (100.0)	4 (12.1)	19 (59.6)	10 (30.3)
1975	30 (100.0)	5 (16.2)	10 (33.2)	15 (50.0)
1980	28 (100.0)	2 (4.0)	4 (14.2)	22 (78.6)

注) 農林業センサス

経営耕地規模別農家数の変化

表 5-6-a A集落 (増減数) 戸(%)

年次	計	A集落 (増減数)					戸(%)				
		I	II	III	IV	V	I	II	III	IV	V
1960	92	-	4 (4.3)	31 (33.7)	45 (48.9)	12 (13.0)	/	/	/	/	/
1970	75	2 (2.7)	12 (16.0)	37 (49.3)	11 (14.7)	13 (17.3)	+2	+8	+6	△34	+1
1975	65	5 (7.7)	11 (16.9)	30 (46.2)	13 (20.0)	6 (9.7)	+3	△1	△7	2	△7
1980	62	9	14	18	15	6	+4	+3	△12	+3	-

表 5-6-b T集落 (増減数) 戸(%)

年次	計	T集落 (増減数)					戸(%)				
		I	II	III	IV	V	I	II	III	IV	V
1960	67	-	3 (4.5)	25 (37.3)	32 (47.8)	7 (10.4)	/	/	/	/	/
1970	59	2 (3.4)	10 (16.9)	29 (49.2)	17 (28.8)	2 (3.4)	+2	+7	+4	△15	△5
1975	54	7 (13.0)	7 (13.0)	16 (29.6)	17 (31.5)	7 (13.0)	+5	△3	△13	-	+5
1980	47	12 (25.5)	7 (14.9)	11 (23.4)	6 (12.8)	11 (23.4)	+5	-	△5	△11	+4

表5-6-c M集落

年次	計						戸(%)				
		I	II	III	IV	V	I	II	III	IV	V
1960	40	1	2	11	20	6	/	/	/	/	/
1970	33	-	4	9	15	5	△1	+2	△2	△5	△1
1975	30	-	2	10	11	7	-	△2	+1	△4	+2
1980	28	-	4	6	10	8	-	+2	△4	△1	+1

表5-6-d 名寄市(旧)

年次	計						戸(%)				
		I	II	III	IV	V	I	II	III	IV	V
1970	764	44	132	251	209	128	/	/	/	/	/
1975	613 例外1戸	61	86	181	161	113	+17	△46	△70	△48	△15
1980	567 例外1戸	89	94	125	146	112	+28	+8	△56	△15	△1

注) 農林業センサス, 名寄市役所資料より作成 ()内は%

※ 経営規模別階層区分

I = 7.5ha以上, II = 5.0~7.5ha, III = 3.0~5.0ha, IV = 1.0~3.0ha

V = 1.0ha未満

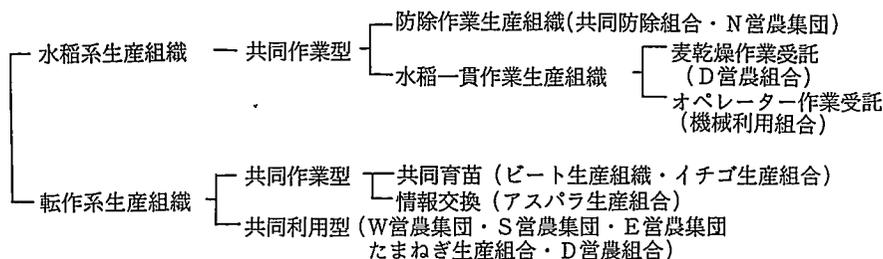
解をとげており, 80年センサスによれば専従者のいない農家が67%にまでおよび, 地域農業の基盤すら失われつつある地域といえる。他方, A集落では, 農民層分解が進んでいるとはいえ, 依然としてぶ厚い中間層が存在し, とりわけ70年代後半には, II種兼が減少する一方で, 専業農家がふえるというように, M集落, T集落とは対照的に, 農民層分解の緩和がみられるのである。

こうした農民層分解の違いは, それぞれの集落の歴史的條件の違いに規定された, 農家の経営対応の違いの結果といえるだろう。

A, T集落の歴史的條件および農家の経営対応の違いの詳細な分析は朝岡論文⁽¹²⁾に譲るとして, ここではその特徴を要約的に述べよう。即ち, A集落とT集落は, 1900年に入植が開始され, 名寄市で最も早くから拓けた地域である。両集落とも治水事業等, 共通の基盤をもっていた。この二つの集落に, 決定的な違いの生じてくるのは1970年以降の農民の経営対応の違いによるところが大きい。

その対応の違いとしては, 第1に, 兼業対応の違いである。つまり, 1960年代後半から70年代前半にかけて, T集落においては, 集落内に企業を誘致するなどA集落と比較して, きわめて積極的に対応したことである。この対応の違いが, その後の地域農業の方向を決定づけたといえよう。それは, つまり転作対応の違いとしてもあらわれてくるのである。これが第2の対応の違いである。つまり, そもそもモチ米化を推進してきた集落であるところのA集落では, 70年代の半ば頃から, 集約的野菜作導入の模索がはじめられる。若手

表5-7 集落における機能別生産組織の類型



注：朝岡幸彦氏作成

農業者を中心にした、「イチゴ生産組合」がそれである。朝岡論文によれば、A集落では農民層分解の基軸である中層下層に野菜作導入を積極的に行なっているのに対し、T集落では兼業に深くくみこまれ、野菜作導入には、その担い手が脆弱であって、依然として特定作物の転作にとどまっておき、むしろ、最上層農家において率先して導入がはかられているということである。さらに、転作への対応が生産組織の展開の状況にも大きな影響を与えているといえる。即ち、A集落では生産組織が重層的に形成され（表5-7参照）、転作作物の導入条件を良くしようという対応に結びついてきたが、一方、これとは対照的にT集落では個別対応にまかされ、わずかに共同防除組合と上層の数戸共同による機械共同利用が存在する程度にとどまっているのである。これが第3の対応の違いである。

これに対し、M集落は、戦後の造田期に開かれた新開地であり、治水事業も相対的にたちおくれた地域である。そのため、人口の流入のはじまる60年代以降、公共施設の建設地として農地転用が進み、他方、農民の多くは恒常的勤務につくという対応のとられた地域である。M集落の8割弱がⅡ種兼となっている。基盤整備も充分になされておらず、したがって転作作物導入にも制約があり、牧草やそば等の粗放的作物に限定されざるをえない状況にある。こうして、農業生産の担い手の脆弱なこの地域では、隣接する美深町の畜産農家が飼料を求めて、借入するケースが増大しており、地域農業としては崩壊しつつあるといつてよいだろう。わずかに残る専従者のいる農家では任意の機械利用組合をつくって、経営を補完している。それらの農家では、婦人自身が道北青果（広域的な野菜共販組織）の作物部会の1つであるイチゴ生産組合に加わっているのが注目される。

こうした、集落の差異をふまえて、我々は、これら三つの集落を対象として、A集落20戸、T集落6戸、M集落4戸の農家の経営主の面接調査、及びその妻の面接調査（若妻と姑が存在する場合、いずれか一人、但し、農作業に従事していること）を1983年8月行なった。T集落については、A集落とは対照的に個別経営の発展に努めてきたと思われる上層農家を中心を選定し、比較検討を試みようとした。また、M集落については、困難な状況の中で婦人自身が「イチゴ生産組合」に加わって、イチゴの販売収入によって追加所得を確保しようとしている農家数戸を選定した。農業生産の後退の著しい地域での婦人の主体的対応がいかなる性格のものであるのか、個別経営の発展といかなる関連があるのか、先に掲げた我々の課題を吟味する上でも、欠かせないと思われるからである。

とはいえ、分析の中心はA集落の婦人であることはいうまでもない。ところで、A集落には、実行組合を基盤にした営農集団から、さらに転作物の導入に対応した機能的生産組織まで、重層的に生産組織が存在していることは既に指摘したが、朝岡論文⁽¹³⁾に述べられているように、所属する生産組織によって農民層分解の進展度合は異なっている。即ち、NおよびE営農組合は農民層分解が進展しているが、他方、DおよびS営農集団とW機械利用組合においては農民層分解は進展していない。とりわけ、D営農組合は、全階層的に組織され、なおかつ、分離を緩和している点が他の生産組織と異なる注目すべき点である。こうした点をふまえて、A集落の農家の選定は、D営農組合に所属する農家を重点にしつつ、さらに農業経営に積極的に対応しようとしてきた、たとえば、兼業をやめて農業経営に重点をおこうとしている農家等を任意に選定して調査を行なった。表5-8は調査農家の概要一覧である。我々は、ここに掲げている農家の婦人を中心にして以下、検討を加える。なお、階層区分は経営耕地面積7.5ha以上層を第Ⅰ階層、5.0~7.5haまでを第Ⅱ階層、3.0ha~5.0haまでを第Ⅲ階層、1.0~3.0haまでを第Ⅳ階層とした。第Ⅰ階層は中農上層に第Ⅱ階層は中農中層に、そして第Ⅲ階層が中農下層、第Ⅳ階層は貧農上層にほぼ照応すると考えられる。⁽¹⁴⁾なお、T集落の第Ⅰ階層に属するT1は、雇用労働力を年間で2000人日もいれており、富農層に属するといえるだろう。

3) 農家の経営対応と婦人労働

我々は、今回の調査から、いずれの集落の婦人も、農業生産・労働・経営への積極的な関わりのあることが捉えるができた。とりわけ、水田利用再編第2期にあたる1981年以降、顕著にみられる。以下の2つの特徴がそのことを端的に示している。

まず第一に、婦人の学習活動の増大をあげることができるだろう。表5-9に示されているように、農業関係の情報の集収がよくなされていること、あるいは表5-10に示すとおり、これまで支配的であった（今なお、支配的であろうが）⁽¹⁵⁾家族員や友人による非組織的学習ではなく、講習会等の組織的学習によって、積極的な技能習得がなされていることがわかる。これは、これまで米単一経営を営んできた農家が、新たな転作物の導入を迫られて、婦人自身が新たな転作物の技能習得に積極的に対応していることが示されているといえよう。したがって、休耕の認められない水田利用再編第1期（1978年以降）および水田利用再編第2期（1981年以降）に入ってから、新たな経営対応に迫られて、組織的学習が急増するのである。表5-11の「組織的学習の状況」にそのことが如実にあらわれている。

さらにもう一つ、婦人の積極的な経営対応を示す例として、婦人の経営管理への参与の強まりがあげられる。たとえば、転作物導入に際しての婦人の関わり方に典型的にあらわれている。つまり、表5-12にみられるように、「経営主と自分（みんな）できめる」とするものや、「自分が提案した」とするものが、漸次増えてきていることである。とりわけ、水田利用再編第Ⅱ期以降に著しい。このことは経営認識を高める契機を含むものとして重要である。なお、M集落では、「水田利用再編対策」のはじまる以前に、既に「自分が提案した」とするものがあるが、これは、夫が兼業に出ているために、以前から婦人が農業生産の主体となっていたためである。

表5-8 調査農家概要

A 集落

	家族労働力		雇用労働力 (人日)	農業従事者		経営耕地面積 (a)	家畜飼養 状況	主な転作物	1982年転作物のうちわけ (a)		1978年転作物のうちわけ (a)		専業別 若年従事者 自着齢数	家族協業	転作面積	
	基幹 男	補助 女		世帯主 あかつぎ	その他				専業	兼業	稲作面積 (a)	転作率 (%)				
D[1]	1	1	?			1,077	タマ	たま90, スイートコーン100, 小豆64, 秋小37, いちご9	麦小204, そば47	専業	(A) 30	夫婦+父	300/106.2	28.2		
W[3]	1	1	1	65		1,062	タマ	たま180, かぼ82, 大豆16, スイートコーン10	春小151, かぼ45, そば10, いちご9 たま5	専業	(B) 29	夫婦二世代	308/101.6	30.3		
W[8]	2	1	1			1,031	肥育豚50 養鶏3	ビート	そば103, ビート73, 春小60, 大豆35, 秋小29, スイートコーン10	春小83, デント58	脱兼業	(A) 56	夫婦二世代	310/840	36.9	
I E[10]	1	1	1			983	ビート	ビート117, えん麦116	ビート96, 小豆34	脱兼業	(A) 36	夫婦二世代	235/931	25.0		
D[2]	2	1	(150) イチゴ			916	他野	スイートコーン108, 秋小82, えん麦24.8, 大豆13 キャ12.2	春小145, いちご22	息子 脱兼業	(A) 45	夫婦+後	240/713	33.7		
W[7]	1	1	1			832	タマ・ビート	かぼ124, たま115	えん麦181	脱兼業	(E) 25	夫婦+母	239/736	32.5		
D[6]	1	1	?	2		821	タマ	たま89, 秋小82, かぼ55	春小137, とまと8, かぼ8, スイートコーン6	専業	(A) 44	夫婦	226/779	29.0		
D[22]	1	1	60			793	タマ・他野	だい116, はくさい49, たま48, スイートコーン15 いちご4	春小100	脱兼業	(A) 36	夫婦	234/573	40.8		
E[22]	1	1	35~40			674	麦・雑	えん麦129, 小豆79, 食用イモ11, 大豆3.5, かぼ3.5	えん麦116, 小豆14	脱兼業	(A) 46	夫婦	226/668	33.8		
S[9]	1	1	1	25		666	アス	アス58, かぼ48, たま38, にんにく5	春小43, そば43, 大豆43	脱兼業	(A) 32	夫婦+母	149/625	23.8		
D[13]	1	1	30			625	タマ	だい44, キャ43, レタス43, たま40	春小117, たま10	専業	(A) 41	夫婦	170/606	28.1		
W[29]	1	1	1	?		587	タマ	かぼ90, 小豆36, たま24, いちご12	えん麦51, そば48, 牧草6	兼業	(A) 30	夫婦二世代	189/472	40.0		
D[19]	1	1	80			570	タマ	春小103, 大豆10, たま10	たま102, いちご27	専業	(A) 37	夫婦	169/546	31.0		
E[28]	1	1	1			441	雑・他野	そば81, キャ22, だい21	えん麦81, 小豆10	専業	(A) 26	夫婦+母	124/412	30.1		
S[20]	1	1				437	アス・ビート	アス55, ビート49, かぼ21, すいか3, たま3	春小64, かぼ18	脱兼業	(A) 46	夫婦	169/546	31.0		
D[37]	1	1	1	1	1	380	タマ	たま112.5, ほうれん5, スイートコーン5	牧草117.5	父兼業	(A) 30	夫婦二世代	119.5/357.5	32.9		
D[49]	1	2	15?	1		379	アス	秋小124, アス43, 小豆28	春小71	脱兼業	(A) 28	夫婦+母	195/271	52.6		
D[39]	1	1	20	1		363	タマ	たま42, 秋小40, アス15, 小豆10, いちご5, ねぎ5	春小77	妻一人 兼業	(A) 49	妻	117/339	34.5		
D[45]	1	1		1		292	麦・雑	小豆83	春小55	兼業	(A) 55	夫婦	83/280	29.6		
D[46]	1	1	1	1	1	235	タマ・多野	小豆28, 秋小16, かぼ12, たま4	春小38	兼業	(A) 49	夫婦	60/210	28.6		

T 集落

I [1]	1	1	2,000			2,341	タマ	たま326, 食用ウリ140, かぼ135, はくさい130	かぼ224	専業	(A) 38	夫婦	224/1314	17.0
[2]	1	2	1		1	1,169	飼料・アス	牧草352, アス51	そば409, スイート4, なす3	脱兼業	(A) 30	夫婦二世代	403/999	40.3
[4]	1	1	70			968	雑・他野	かぼ122, 小豆103, 大豆61	そば219, 小豆78	脱兼業	(A) 40	夫婦+後	286/958	29.9
[7]	2	1				910	タマ・アス	ビート101, アス72, たま70, だい29	牧草101, そば70	脱兼業	(A) 37	夫婦+父	272/790	34.4
[11]	1	1	1	1		784	ビート・アス	小豆111, ビート93, アス80	えん麦191, 稲苗20, 小豆4	兼業	(A) 34	夫婦+父	284/703	40.4
III [23]	1	1	1	1	2	419	雑	小豆51, そば24	そば46	兼業	(A) 53	夫婦+母	75/399	18.8

M 集落

II [2]	1	1	15	1		640	麦・雑(イチゴ)	かぼ, 大豆, 小豆, イチゴ		兼業	(A) 34	夫婦		
II [1]	1	1				570	雑(イチゴ)	小豆, イチゴ		専業	(A) 37	夫婦		
III [4]	1	1	1	1		302	麦・雑(イチゴ)	小豆, 菜豆, ほうれん, イチゴ		兼業	(A) 49	夫婦		
IV [5]	1	1	10	1		110	イチゴ・雑	菜豆6, イチゴ		兼業	(A) 58	夫婦	6/90	6.7

注 1. 農業従事者日数150日以上A, 100~149日B, 29日以下B
 2. 1983年社会教育研究室実態調査より
 3. タマ-たまねぎ, 雑-雑穀, アス-アスパラ, 秋小-秋小麦, かぼ-かぼちゃ, キャ-キャベツ, だい-だいこん, 春小-春小麦
 4. 従事日数150日以上A, 150~90日B, 90~60日C, 60日以下D, これらは図5-1から図5-5の農業従事者日数の分類と同じ

表5-9 農業関係の情報の集収の仕方

集 落 名	農 業 関 係 新 聞			農 業 関 係 雑 誌 ・ 本			農 業 関 係 の テ レ ビ 番 組		
	A	T	A+T+M	A	T	A+T+M	A	T	A+T+M
よく読む(みる)	9	4	13(+0)	8	2	12(+2)	10	2	13(+1)
時々読む(みる)	6	2	11(+3)	2	2	4(+0)	4	2	9(+2)
ほとんど読まない (みない)	2	—	2(+0)	7	2	9(+0)	1	2	4(+1)
全く読まない (みない)	2	—	3(+1)	—	—	2(+2)	2	—	2(+0)

表5-10 転作作物を経営にとり入れるにあたってどのようにして学んだか

	A 集落D 営農集団	T 集 落 (5 戸)	M 集 落 (4 戸)
家族に教えて もらった	1	1	2
講習会で学んだ	7	3	4
知人・友人から	1	2	—
独 力 で	2	—	2
そ の 他	—	1	—

表5-11 組織的学習の状況

	～1977年	1977～80年	1981年～
	1 次 減 反	利 用 再 編 第 I 期	利 用 再 編 第 II 期
A 集 落(19)	8(モチ除いて4) 42.1(21.0)%	9 47.4%	13 68.4%
T 集 落(6)	3(モチ除いて0) 50.0(0)%	2(モチ除いて0) 33.3(0)%	2 33.3%
M 集 落(4)	4 100%	4 (イチゴ,モチ以外1) 100% (25.0)%	4 (イチゴ,モチ以外2) 100% (50.0)%
計 (29)	15(4) 51.7(21.1)%	15(0) 51.7(0)%	19 65.5%

表5-12 転作物導入に際しての婦人の関わり方

戸(%)

		A 集 落 (19戸)			T 集 落 (6戸)			M 集 落 (4戸)		
		～1977年 1次減反	1977～80年 利用再編 第1期	1981年～ 利用再編 第2期	～1977年 1次減反	1977～1980 年利用再編 第1期	1981年～ 利用再編 第2期	～1977年 1次減反	1977～1980 年利用再編 第1期	1981年～ 利用再編 第2期
転作物 をと ときの 関 わり 方	経営主がきめそれに従った	8 (42.1)	10 (52.6)	9 (47.4)	3 (50.0)	2 (33.3)	2 (33.8)	2 (50.0)	3 (75.0)	2 (50.0)
	経営主と自分(みんなで) で相談してきめた	4 (23.5)	6 (31.6)	7 (36.8)	3 (50.0)	2 (33.3)	3 (50.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	3 (75.0)
	自分が提案した (自分中心にするために)	1 (11.1)	1 (5.3)	5 (26.3)	—	—	2 (33.3)	4 (100.0)	1 (25.0)	1 (25.0)
	N・A	6 (31.6)	3 (15.8)	1 (5.3)	—	1 (16.7)	—	—	—	—
転作物 の 家 族 の 話 し 合 い	ふ え た	6 (31.6)			2 (33.3)			1 (25.0)		
	わからない	6 (31.6)			2 (33.3)			3 (75.0)		
	N・A	7 (36.8)			2 (33.3)			—		

このようにして、半ば強制されたものでありながら、それを受動的に受けとめるだけでなく、婦人自らも減反・転作に積極的な対応をしているとみることができる。

ところで、これで我々の分析すべき課題が終了したわけではない。さらに、婦人の労働主体、経営主体、とりわけ経営主体としての内実に迫っていかなければならない。即ち、経営全体の発展過程とその諸契機がどのようなものであるか、その分析が重要なのである。なぜならば、今日強行されている減反政策による経営的危機を克服するためには、これまで支配的だった水稲単作、兼業＋水稲という土地と労働力の一面的結合から、複合経営やあるいは田畑輪換等の土地と労働力の多面的結合による農民経営の発展が求められているのであり、家族成員がそれに照応した労働能力・経営能力を多面的に発達させていくことが不可欠なのである。したがって、婦人が経営主体としてどこまで形成されてきているのか、さらに加えて、農民経営の発展とどのように関連しているのか、そのことが、最も検討されなければならないことなのである。

<婦人の労働主体・経営主体としての発展の内実>

我々は、婦人の労働主体・経営主体としての発達の内実を、以下に示すように、労働過程の編成能力の発展、土地利用をめぐる経営能力の発展、さらに、経営目標による市場対応能力の発展、そして、収支計算等による科学的経営管理能力の発展という形でつかみ、その内実を捉えることができた。それを、具体的にみていくことにしよう。

まず第1に労働過程の編成能力の発展が注目される。表5-13の「家族協業および経営管理の実態」を参照されたい。作業日程や作業分担を中心にした家族内の話し合いが中農中層を中心にしつつも、中農上層及び中農下層をも含んで広く行なわれ、さらに、最下層に位置するD46、M4、M5では妻が農作業全体の編成を任せられているのである。また、W7、D32、M2にみられるように、作業日誌の記帳の担当者となっている婦人もわずかだが存在する。

この、婦人の労働編成能力は、稲単一経営のもとでの機械作業とその補助、そして手労働という作業内分担の段階から、転作物が導入され、作目分担が行なわれる段階、さらに転作物が拡大し、稲作との結合・調整が課題となる段階等を経ながら発達してきていると思われる。したがって、D49やS9のようにユリを担当している若妻の例は、ある作目についての責任分担をすることで、労働主体としての力量をひきあげる（ひいては、販売収入を受けとることで自らの労働力価値をも認識できる）ものとなっており、積極的にとらえる必要があるだろう。しかし、それ自体は、経営の一部門としての位置づけには当抵なるものではなく、経営全体をみわたした、労働編成能力の形成という点では限界をもっている。あるいはM集落のイチゴを担当している婦人の場合は、婦人自身が経営の主体となっており、ユリ担当の婦人とは性格を異にしているものの、イチゴそれ自体の位置づけは、せいぜい「小使い」程度のものでしかないのである。したがってまた婦人にのみまかせることができるのである。

しかし、それも転作物の位置づけが高まるにつれ、家族員相互の連携・調整、即ち「話

表5-13-a 家族協業および経営管理の実態

A 集落

	経営管理		家族協業形態	稲共同作業	調査婦人の特記事項
D 1	経営主・父主導		夫婦協業+父補助	○	
W 3	経営主主導		二世代夫婦協業	○	補助労働力
W 8	後継者主導				
E 10	経営主主導		夫婦協業+父補助		
D 12	経営主主導		夫婦+後継者協業	○	
W 7	経営主主導	妻作業日誌記帳	経営主+母中心	○	補助労働力
D 6	夫婦話し合い		夫婦協業	○	
D 32	夫婦話し合い	妻作業日誌記帳	夫婦協業	○	
E 22	夫婦話し合い		夫婦協業		機械作業
S 9	経営主主導（兼業中は相談）	研究会夫婦参加	夫婦協業		育苗管理担当 ユリ担当
D 13	作業日程・分担 夫婦話し合い	夫作業日誌記帳	夫婦協業	○	
W 29					
D 19	経営主主導		夫婦協業	○	育苗管理担当
E 28	経営主主導		夫婦協業		
S 30	作業日程・分担の 夫婦話し合い	研究会夫婦参加	夫婦協業		
D 37	作業日程の夫婦話し 合い		夫婦協業+母補助	○	
D 49	経営主主導（兼業中 は妻・母主導）	研究会夫婦参加	夫婦+母協業	○	ユリ担当
D 39	妻一人（夫死亡）		ワンマンファーム	○	
D 45	夫婦話し合い		妻中心+夫補助	○	
D 46	営農計画・作業分担 妻担当		妻中心+夫補助	○	

表5-13-b 家族協業および経営管理の実態

T 集落

	経営管理		家族協業形態	稲共同作業	調査婦人の特記事項
1	経営主主導		夫婦+雇用	—	雇用労働力の管理
2	経営主主導(兼業中は父)		夫婦+母+おじ	—	
4	夫婦と後継者の話し合い	研究会妻参加	夫婦+後継者協業	—	育苗管理
7	夫婦話し合い(兼業中は父と妻)	研究会夫婦参加	夫婦+父協業	—	機械作業
11	夫婦話し合い	研究会妻参加	夫婦+父	—	
26	夫婦話し合い(妻主導)	研究会妻参加	夫婦協業(妻主体)	—	野菜妻担当

表5-13-c 家族協業および経営管理の実態

M 集落

	経営管理		家族協業形態	稲共同作業	調査婦人の特記事項
2	夫婦話し合い(妻主導), 作業日程・分担, 作付・品種妻担当	作業日誌記録 研究会妻参加	夫婦協業	—	肥培管理・イチゴ 機械作業
1	経営主主導	研究会夫婦参加	夫婦協業	—	イチゴ
4	妻主導	研究会妻参加	夫婦協業	—	肥培管理・イチゴ
5	妻主導, 営農計画妻	研究会日程	夫婦協業	—	肥培管理・イチゴ

注) 研究会夫婦ともに参加, あるいは妻のみ参加についてだけ記す。

し合い」が必要とされてくる。集約的な作物である野菜を導入する場合には, その調整がなおさら重要となってくるだろう。しかし, また, 家族員による連携・調整があつてこそ, 経営全体を統括するような労働編成能力が形成されてくるといえるだろう。早いうちから野菜をとりいれてきた中農下層で婦人の関わりが強いのは, うなづけるところである。

さらに労働過程の編成能力の発展を基盤にして, 土地利用をめぐる経営能力が発展してきていること, これが第2の特徴である。つまり, 転作物導入を契機にして, 転作物の輪作や田畑輪換などの, 土地利用の合理的管理に対する理解が深まってきていることである。表5-14はA集落における婦人の「農業経営に対するみとおし」についての回答であるが, これらの数字から, その一端が捉えられるだろう。

ところで, この表から明らかなように, 上層中心に輪作が志向され, 回答者数そのものは僅かであるが, 中農中層さらに中農下層において田畑輪換を志向するといった階層的な差異がみられる。これは, 土地規模の大きい輪作に有利な土地条件をもった上層では輪作

表5-14 農業経営のみとおし

	転作物の作付方法		田畑輪換志向		
	輪作	連作	考えてる	困難	考えてない
I	4	1	—	2	3
II	1	3	1	2	—
III	—	4	2	—	3
IV	2	—	—	1	1
計	7	8	3	4	7

注) 尚、経営主調査で田畑輪換を考えているものは4人

表5-15 農業経営のみとおし (戸)

階層	農業経営のみとおし
I	W 3 複合化 ('81モチ専門)
	W 8 複合化 ('81規模拡大)
II	E 22 田畑輪換
	S 9 複合化 ('81兼業収入の増大)
	D 13 複合化 ('81現状維持)
III	S 30 田畑輪換
	D 37 複合化
	D 49 田畑輪換
I	T 1 わからない
	T 2 複合化
	T 11 複合化, 田畑輪換
IV	M 4 複合化

を、それが困難な中農中層さらに中農下層では連作で対応しようとしていることのあらわれであろう。しかし、連作による地力低下は避けられず、連作を回避して、田畑輪換を志向する婦人もうまれてきているということであろう。

この田畑輪換を志向する婦人の数は決して多いとはいえないが、経営主調査でも4人余りであり、経営主調査と比較しても劣る数ではない。したがって、婦人のなかにも田畑輪換を企図するものが経営主に劣らず存在するとして、積極的にうけとめられるべきものであろう。

同時に、複合化志向への認識の深まりについても指摘しておかなければならない。表5-15にみられるように、階層的な差異はみられず、複合化の方向が全体的に定着してきていることがわかる。それも、小麦、えん麦、そば等の粗放的な転作等から、てんさい、アスパラ、たまねぎ、その他野菜等の集約的な転作物の導入・拡大の進むここ数年の間に複合化の認識が深まっているとあってよい。表5-16に示しているように、1981年調査ではモチ米専門の経営を志向していたW3、規模拡大を望んでいたW8の中農上層の婦人、また、兼業収入の増大を志向していたS9、そして現状維持を望んでいたD13の中農中層の婦人、これらの農家の婦人はいずれも複合化を志向していなかったのだが、1983年調査では複合化志向へと転換したのである。しかし、他方でM集落の婦人では複合化を志向するものは1人とどまっている。これは圃場整備の不十分なM集落では、粗放的な作物に栽培が限定されており、複合化それ自体が困難を伴う状況にあることが反映されているとあってよいだろう。以上が土地利用をめぐる経営能力の内実である。

さて以上の土地利用をめぐる経営能力の発展を基盤にして、それと相互に発展してきているのが、経営目標にもとづく市場対応能力であろう。既に述べた転作物選定に際しての婦人の関わりが増大がまず指摘できるだろう。表5-16に示すように、「夫婦相談して決める」というのがA集落の婦人の25%、「提案している」婦人が25%をも占め、M集落にい

表 5-16-a 転作物の選定

夫婦相談型

		～1977年	1978～1980年	1981年～
A 集 落	I	D 1	夫 → 相談 →	相談
		D 12	相談 →	相談
		D 6	相談 →	相談 → 相談
	II	D 19		相談 → 相談
	IV	D 45		相談 → 相談
T集落	I	T 4	相談	相談

表 5-16-b 転作物の選定

妻提案型

		～1977年	1978～1980年	1981年～
A 集 落	I	E 10		(だいこん) かぼちゃ・たまねぎ妻
	II	S 9 W 29		(ゆり) その他相談 夫 → (野菜)
	III	D 49 D 39	(本人) →	(本人) → (本人)
T 集 落	I	T 11	相談 →	相談 → (アスパラ) その他相談
	III	T 26		(イチゴ) (ニンジン) (スイートコーン)
M 集 落	II	M 2	(イチゴ) 相談 →	相談 → 相談
	III	M 4	自分中心 →	自分中心 → 自分中心
	IV	M 5	(イチゴ) →	夫 → 夫

表5-17 市場情報の取得方法

A集落

I	W 8	市場
	E 10	農協・知人
	D 6	農業新聞
II	D 19	市場
III	S 30	市場視察
	D 49	農協

たっては「提案している」婦人は4人中3人にのぼっている。水田利用再編第Ⅰ期以降、なかでも野菜の本格的な導入のはじまる水田利用再編第Ⅱ期にあたる1981年以降、婦人自身の提案が増えてきている。野菜生産にとって不可欠な労働力として位置づき、土地利用をめぐる能力を発展させる中で、同時に収益性を考慮した作物選定をも可能にしつつあるといえるだろう。先に示したように「小使い」の獲得程度のももの多いとはいえ、その経験を蓄積する過程で経営にみあった作物・作付についての判断がもてるようになるにちがいない。

市場対応能力の発展を示すものとして、さらに市場情報取得の主体的対応をあげなければならぬ。表5-17に示すように、農協、あるいは市場に直接ききだす等、積極的な方法を試みている婦人もみられる。先ほどの転作物選定に際しての、妻提案型のE10、D49および夫婦相談型のD6、D19は市場情報取得に際しても農協や市場を積極的に利用しており、相互に関連していることもわかるだろう。

こうした経営目標にもとづく市場対応能力の発展は、必然的に収支計算等による科学的経営管理能力の発展につながっていくことになるだろう。しかし、本調査では、その全面的発展は捉えられず、萌芽をみるにすぎないが、たとえばA集落の第Ⅰ階層のE10は簿記会計の学習を望んでいる。E10は先にみたように、市場情報の取得に積極的で、転作物の提案もしている。その上、作業日誌や家計簿を記帳しており、記帳能力が一定程度形成されているといってよいだろう。前者の市場対応能力の基盤の上に記帳能力があって、はじめて科学的経営管理能力を発展させることができるのである。むしろ、今後発展させるべき課題であろう。

以上述べてきたことが婦人の労働主体・経営主体としての発展の内実である。経営転換に伴う新たな経営能力の開発に、婦人自身が努めていることが捉えることができただろう。確かに、これまでの稲単一経営から土地と労働力の多面的結合による農民経営の発展が完全にしうるほどに、婦人が発達してるとは未だ言い難いが、野菜作の導入が早くから行なわれた中農下層を中心にして、さらに、中農中層あるいは中農上層も含めて広範囲にわたってその萌芽を捉えることができたと思われる。このように中農層においてとりわけ中農下層において婦人の労働主体、経営主体としての自立化が前進しているわけだが、それはこの階層に最も減反・転作の矛盾が集中し、経営的な自立が実現できるか否かが問われてお

り、その農民的な自立の方向での主体的な対応を婦人にも促さずにはおかなかったことを示しているといつてよいだろう。そこで注目されることは、家族諸成員各々の諸能力をひきだし農民的生産力として結実させている、その「家族協業」の農民的編成にある。農民の家族関係の民主化の前進は、その条件でもあり、また、その結果でもあるといえよう。

<農家婦人の労働主体・経営主体としての諸契機>

これまで、稲作農家婦人の労働主体・経営主体としての発展の内実を捉えようとしてきたが、ここでは、その契機がいかなるものであったのか、個別経営の展開に即して、より詳細な検討を行なおうとするものである。

確かに、婦人の労働主体・経営主体としての形成・発展は、婦人の労働力としての位置づけの高さがその条件であることはいうまでもない。既に表5-13に示しているように、妻が家事を主体にしているため補助労働力的な位置づけにあるW3、W7、および雇用労働力の管理を主に行なうT1を除いては、夫婦二世帯協業、あるいは夫婦協業が大半であり、男子労働力と同じように農作業に従事しており、このことが婦人の積極的な対応を生み出す基礎条件となっているのである。とりわけ、T集落の下層農家、あるいはM集落の農家の大部分では、男子基幹労働力が兼業に従事しているため、婦人が主体となって農作業に従事せざるをえない状況にあるといえよう。

しかし、このことが、直ちに婦人の経営能力をひきあげることにはならないだろう。既にみたように、婦人の労働主体・経営主体としての発展が一様に進んでいるのではなく、中農層を中心に進んでいるのであり、経営条件に大きく規定されているのである。しかも、階級・階層に一元的に規定されているものではない。であるが故に、個別経営の展開に即して主体的条件も含めてみるのが最も有効であろう。

こうして、我々は個別経営の展開とそこでの婦人の主体的対応を相互に関連させて分析し、その結果、婦人の労働主体・経営主体の発展の諸契機として、いくつか析出することができた。

まず第一にとりあげられなければならないのは、兼業を契機とした場合である。婦人が農業生産の主体となり、経営全体をみわたす力量が蓄積されたのである。しかしそれにもいくつかの段階がある。まず、現在、夫が兼業にでているため、妻が農業生産の主体となっている農家について、いくつか事例的にとりあげてみよう。

事例①-D46（第Ⅳ階層）、妻50歳

経営耕地面積が2.2haと小規模のため、夫は4月～12月にかけて兼業にでている。冬期間になると妻も兼業にでている。したがって、夫は年間60～90日程度しか農作業に従事できず、妻一人でほとんど農作業のきりもりをしており、営農計画の作製も妻の役割である。近年、たまねぎやカボチャの作付をはじめているが、これらの作付の決定も妻が行なっている。しかし、後継者が確保できず、いずれは離農せざるをえないと考えている（図5-1参照）。

図5-1 D46, 経営展開の特徴(夫兼業中)

	1969～1974	1974～76	1976～81	1981～
①経営主	C (55才)			
②妻	A (50才)			
雇用	0			
	(220)	(25)(35)(39)(54) ……		(220) ^a (56) ^a
		↑ 小麦		↑ 小カ 豆ボ たま ねぎ チね ヤギ
	D営農組合		たまねぎ組合	
①経営主	< …… 季 節 …… >			
	56		6ヶ月以上 夏	

事例②-T26 (第Ⅲ階層), 妻51歳

経営耕地面積は4.2ha, 夫は1970年以來, 土木関係の通年兼業にでており, 妻が農作業の中心となって, 73歳の母が補助している。夫の農作業従事日数は50日以下と少ない。この農家も妻が営農計画書を作製し, 野菜作の選定もまた行っている。しかし, 後継者が確保できないため, 経営を維持することのみ努めている。したがって, 過剰投資を避けるために機械も購入していない。近隣では, たまねぎを導入している農家がふえてきているが, 移植機を導入する経営条件もないため, 転作物の選定には困りはてているというところである。

事例③-M5 (第Ⅴ階層), 妻58歳

経営耕地面積1.2haと少ないM5も夫は通年兼業にでているため, ほとんど妻一人で農作業を行なっている。やはり, ここでも妻が営農計画書を作製しているが, イチゴの生産・販売で小使いの確保に努める程度で今後の経営のみとおしはついていない。後継者は確保されていない。

以上に示した婦人たちは夫が兼業に重点を置いている状況の中で, 自ら経営・生産の主体とならざるをえなくなっていることがわかるだろう。だが, 後継者が確保されず, 経営規模の小さい経営の発展の望めない貧農, ないし貧農上層に位置するが故に, 婦人の経営主体としての発展には限界のあることもまた見ておかなければならないだろう。

そこで, 次の段階として, 現在, 専門化を展望しつつ, 兼業で追加収入を確保しようとしている場合の婦人の事例をいくつかみてみよう。

図5-2 T11, 経営展開の特徴(夫兼業中)

	1969 ~ 1974	1974 ~ 76	1976 ~ 98	1978 ~ 81	81 ~
①経営主	B → B (38才)				
②妻	A → A → A → A → A (35才)				
③父	A → A → B ~ C → A → A (30才)				
④母	A → '72				
雇用	41人日				
	(393)	(539)	(539)	(763) ^a	(284) ^a
				↑ ↑ ↑	
				ビ 小 ア	
				ト 豆 ス	
					ラ
①経営主	< 臨・日 6ヶ月以上 夏 >				
	< 臨・日 4ヶ月 冬 >				

事例④-M4 (第Ⅲ階層), 妻49歳

経営耕地規模 3 ha。夫は生産調整以前には農閑期を利用して臨時日雇いをしていましたが、生産調整を契機に、通年兼業にでる。ボイラーの仕事についている。3交代勤務のため、昼間はできるだけ妻の農作業の援助をしている。1974年に妻の意志でいちごの作付をはじめ、1982年にはほうれんそうの作付もはじめた。土地条件が悪い(粘土質)ため、堆肥を投入して土づくりを積極的にすすめている。後継者が帰農することを秘かに期待している。

事例⑤-T11 (第Ⅰ階層) 妻35歳

夫は1971年から4月~12月にかけて道路舗装資材生産の企業で仕事をしている。さらに、1977年からは冬期間も兼業にでている。そのため、機械作業は夫が行なうが、それ以外は主として妻と父が行なっている。妻は研究会にも積極的に参加し、田畑輪換をも志向している。1970年前後に経営耕地規模が4 haあまりであったのが、徐々に拡大し、現在は7.6haにまで達している(図5-2参照)。

以上の事例から、夫が兼業に従事しながらも、経営を拡大・発展させていこうとする志向(当然、そのための条件が必要だが)が、婦人の経営管理能力の発達を促していることが捉えられる。そして、先の事例とは異なって、これらの事例の場合、妻一人にまかされ

るのではなく、補助的にしろ家族協業がくまれていることに注目しておきたい。

そこで、さらに、兼業から脱却した農家について、いくつか事例的にとりあげてみよう。

事例⑥—E22（第Ⅱ階層）妻46歳

夫は1973年までは冬季間常雇、その後1977年までは夏季の常用パートにつき、1978年頃から土地を2 ha拡大して6.7 haとし、農業に本格的な力をいれはじめた。兼業中は妻が支えていた。そのため、1976年以來、トラックやコンバインはいつも、トラクターは時々、婦人が操作している。兼業中は夫と話す機会が減ったが、兼業をやめてからは、夫婦相談して経営をきりもりしており、講習会や会合にも夫とともに参加している。田畑輪換志向が注目される。

事例⑦—T7（第Ⅰ階層）妻38歳

生産調整のはじまる1971年から、夫は兼業（常雇）にできるようになり、妻は父と協力して農業経営をまかなった。しかし、専業でやりたいという希望を捨ててはならず、父が土地拡大のために奔走し、1976年には4 haを購入した。これを契機に夫は帰農し農業経営に専念することになる。その後はアスパラ、てんさい、だいこん等、次々に転作物の導入・拡大を行ない、複合化をめざしている。兼業中は、妻が農作業の主体となって、機械作業にも従事し、また、講習会や会合にも、妻が参加している。しかし、兼業中は夫と農業のことについて話し合う機会も減り、自分にかかってくる責任も重く、辛かったと妻は語っている。専業になってからは、夫婦で話す機会も増え家庭が明るくなったという。講習会には必ず夫婦二人で参加している。学習意欲も旺盛で、田畑輪換を志向している

事例⑧—E10（第Ⅰ階層）妻38歳

この農家の婦人の積極性、作物提案、市場情報の積極的な取得、あるいは簿記会計の学習要求等は本文中で既に指摘したことであるが、この農家の場合も、1970年頃から夫は臨時・日雇いに出るようになる（年間6～7ヶ月）。しかし一方でその間に急激な土地拡大を実現している。即ち、1970年当時で3 ha余りであったのが、1975年頃には6 ha、1981年には9.5 ha、1983年には10.7 haである。1979年にはてんさいの作付がはじまり、さらに1982年には小豆、たまねぎを導入して、水田中心の経営からの脱却が本格化しつつある。そして、いよいよ1981年には専業経営に転換をはかることになる。夫が兼業中の妻の役割は大きかっただろう。婦人の積極性はその中でつかわれたと考えられる（図5-3参照）。

その他、W29やD49等も兼業から脱却した農家であるが、その間に学んだ農業実践が、その後も農業生産における主体的な実践活動として生かされているのである（作物提案、講習会参加等）。とくにW29の婦人の場合、実家が畑作農家であったため、その経験が転作物導入の際に大いに役立ち、畑作の経験のない夫を支える役割をも果たしている。

これらの事例から、経営主が兼業中につかわれた婦人の経営管理能力が兼業からの脱

図 5-3 E10, 経営展開の特徴(兼業からの脱却)

	1969 ~ 1974	1974 ~ 76	1976 ~ 78	1978 ~ 81	1981 ~
①経営主	A	A	A	A	A (36才)
② 妻	A	A	A	A	A (38才)
③ 父	A	B	B	B	B (69才)
④ 母					D (61才)
(雇用)					0
	(311)	(611)	(342)	(139)(140)(150)	(951)(1071) ^a (174)(233) ^a
				↑ ビえ しん ト麦	↑ た小 ま豆 ねぎ
				ビート組合	東管農集団 たまねぎ組合
①経営主	< 臨・日 7ヶ月 > '70 農閑期冬 '75		< 臨・日 6ヶ月 > '81		

表 5-18 兼業による変化

集 落 名	農 作 業		経 営 管 理		家 庭 生 活			対 外 的			
	自 分 中 心 に な	日 常 の 管 理 が	自 分 が 判 断 す く	な ら な い と な る	時 判 よ う に 断 ら し に な る	家 事 に し わ よ	子 や な く も 話 な の が 教 育 き	生 活 か わ ら な い た い	農 業 の こ と に 機	農 事 組 合 の 会	生 産 組 織 の 会
A 回答者10	1	2	2	1	1	1	1	3	1	1	1
T 回答者5	2	2	3	1	2	1	3	2	1	2	2
M 回答者4	2	1	2	1	1	1	3	—	1	3	3

表5-19 兼業中の婦人の状況及び兼業をやめたのちの婦人の状況（夫・息子の兼業）

集落		兼業中の状況	兼業をやめたのちの状況
A 集 落	E 10	子どもの世話をする時間も減り、夫と農業について話す時間もへった。	計画どおりやれるようになった。時々会合に夫と参加するようになった。早く仕事が終わり余裕がもてるようになった。
	E 22	自分1人でやる作業のやりくりをしなければならなくなった。夫と農業について話す時間がへった。	いっしょに働いていると、だんどりその他の話ができる。翌年の方針もたてられる。時々会合に夫と参加している。
	S 30		仕事にでていれば経済的には楽だが。
	D 49		家族みんなで1つのことが考えられる。土地の拡大が課題。
T 集 落	T 4	農作業は自分中心で、経営管理面でも父と相談してやるようになり、夫と話す時間がへった。	農作業の負担がへり、家のことをする時間的余裕がでてきた。しかし収入のやりくりが課題。会合には時々いっしょに参加する。
	T 7	農作業は自分が中心で、生活スタイルも変わり、夫と農業について話す機会がへった。	農作業が中心になって話す機会もふえた。

却をはかる過程でさらに一層発展させられ、農民的生産力の形成・発展に大きく貢献していることがわかる。つまり、兼業を契機としながらも、それを克服して、農民経営の発展を実現することによって、婦人の経営主体としての能力が最もひきだされているのである。表5-19は「兼業による変化」を農作業や経営管理、あるいは対外的な関係等についてまとめたものだが、明らかに、婦人の位置づけが高まっていることがわかる。だが、同時に、「農業のことについて話す機会が減った」と答えているものが5人もいるように、民主的な家族関係の形成に一定の障害があらわれている。その障害を克服し、民主的な家族関係の形成に一定の前進がみられるのは、事例⑦、⑧でみたように、兼業から脱却した経営の場合なのである（表5-19参照）。

以上、兼業化を契機とした婦人の労働主体、経営主体の発展について多少詳しく述べてきたが、これ位にして、第2の契機の検討にうつることにしよう。

経営条件の悪化、このことが第2の契機として指摘されねばならない。D6とS30は典型的な事例といえるだろう。

事例⑨-D6（第I階層）妻44歳

経営耕地面積8.2ha、中農上層でA集落の上位階層に位置する。機械、施設の過剰投資を行なったために、負債が重み、1976年、1979年、1980年の3度も負債整理資金を借りている。現在、2000万近くの負債がある。収入の増大に努力をかたむけているが、近年の連続冷害は経営に打撃を与えている。妻は経営を改善するために、収益性の高い作物の導入の模索、そのための学習を積極的に行なう一方、経営管理・土づくり・野菜の栽

図5-4 D6, 経営展開の特徴(負債問題)

	1969 ~ 1974	1974 ~ 81	1976 ~ 81	1981 ~
① 経営主	A	A	A	A → (49才)
② 妻(本人)	A	A	A	A → (44才)
	2A	2A	2A	2A →
			(840)	(820) → (821) _a
		いちご組合 D営農組合		アスパラ組合 たまねぎ組合

培方法等の学習課題をあげ、学習意欲は旺盛である。経営管理については夫となんでも相談して決めているという。D営農組合の婦人層のリーダー的存在であり、営農組合のあり方についても婦人からの意見を反映しようとしている(図5-4参照)。

事例⑩-S30(第IV階層)妻46歳

経営耕地規模4ha, 労働力は経営主と妻の2人。1980年まで経営主は兼業先で役員をやっていたため、農業経営については、兼業に支障をきたさないように、稲と麦で対応してきたが、それでも兼業先に迷惑をかけることもあるため、兼業をやめるに至った。調度、麦の収穫・乾燥の委託制が始まったため、麦作に見切りをつけ、アスパラ導入をはかった。1982年からは、キャベツ、白菜、ユリの作付もはじめた。なお、キャベツ、白菜は共同出荷を行なっている。夫は兼業をやめてからは、兼業収入がゼロになり、経済的にはきわめて苦しい状況となる。このため、追加所得を求めて、妻も野菜の講習会には積極的に参加するようになった。既にみたことであるが、新聞、雑誌で経営管理の知識を吸収したり、市場視察によって市場情報を獲得しようとする等積極的な対応もみられる。田畑輪換の志向もみられる(図5-5参照)。

この二つの事例は、いずれも経営条件の悪化を契機に、婦人自身が経営改善に主体的に努めていく過程をとおして、経営主体として成長しつつあることが示されている。

ところで、婦人自身が経営条件の悪化を認識し、それに主体的に対応しうる基礎条件とはどこにあるのだろうか。それは、妻が家計管理主体として発展してきていることに求めることができるだろう。即ち、経営と生活の未分離な農家の場合、経営の悪化はたちどころに家計費の圧縮につながるのである。減反による農業粗収の減少、あるいは機械・施設の過剰投資による経営費の増大が今日、経営条件悪化の主要な原因となっているといえよう。特に近年の連続冷害に伴う農業粗収入の減少は、労働力再生産を保障しうる家計費の確保を困難にしているほどである。⁽¹⁶⁾したがって、婦人は家計を管理している主体として、

図5-5 S30, 経営展開の特徴（兼業をやめたのちの収入減）

	1969 ~ 74	1974 ~ 76	1976 ~ 78	1978 ~ 81	1981 ~
① 経営主	C	C	C	A	A (50才)
② 妻	A	A	A	A	A (46才)
③ 母					× (72才)
(雇用)	→ ^x 父死亡				
	(403)				→ (415) _a
			(90)	(120) → (120) _a
			カビ小 ボ 麦 チト ャ	ア ス パ ラ	キ白ユ ヤ菜リ ベ ツ
			アスパラ組合		
			キャベツ } 共同出荷 白さい }		
① 経営主	< 常 雇 (17年) 常務取締役 >				

家計費を確保することをより強く求めて、経営改善にのりだしていくといえるのではないか。表5-20は「家計管理の状況」をまとめたものである。調査対象者の7割が家計をまかされ、そのうちの5割が家計簿を記帳している（または記帳したことがある）。家計簿の記帳は、家計を科学的・客観的に把握するための基礎的条件といえるのである。それが2人に1人の割合でいるということは、家計管理主体として成長していることがわかるだろう。このことが、ひいては経営主体としての発展にも結びつくといえよう。

さて、以上述べてきた第1、第2の契機とあわせて、忘れてはならないのは、減反・転作による野菜作導入を契機としたものである。これまでも繰り返して述べていることであるのでここでは詳述しないが、婦人の経営主体としての発展を促す、直接的な契機であることは指摘しておかなければならない。即ち、土地利用をめぐる経営能力、あるいは市場対応能力、いずれも野菜作導入を直接の契機としており、そしてまた、野菜作導入それ自体は兼業化、あるいは経営条件の悪化を契機として、その克服をめざす一つの対応として位置づけられるのである。

以上、1970年代後半以降の農業をめぐる、いくつかの条件、構造の変化、いわば外圧に対抗するかたちで婦人の経営能力もまた形成されてきているといえよう。そしてまた、農民経営の自立をめざす営みの中でこそ、婦人が労働主体から経営主体へと発展しうることが明らかになった。

ところで、労働主体・経営主体としての発展のあり方は、一様なものではないこと、このことも同時に見落としてはならないことである。即ち、経営発展の多様な形態が実現さ

表5-20 家計管理の状況

(戸)

	家計費 (万)	家政管理担当		財 夫 管 理 担 当				家記簿帳	苦しい	きてりいつめ	収支とん	余裕あり	
		妻	母	妻	経営主	経営主と妻	母						
A	(9) I	249	8	1	5		1	1	5	—	6	2	—
集落	(7) II	277	7	(1)	3	4			1	—	3	3	—
	(4) III	220	4	(1)	1		2		3	—	2	1	—
	(7) IV	178	6	(1)	5	2			1	4	3	—	—
	(2) V	150	2	—	2				—	—	—	1	—
		215 (24人)	27	1 (3)	16	6	3	1		4	14	7	
T 集落	310 (5人)	5	—	4	—	1	—	—	1		1	4	
M 集落	160 (3人)	3	—	3	—	—	—	—	1			2	1

れてくるに伴って、多様な個性的な性格を備えた婦人が生まれてきていることである。表5-21を参照されたい。補助労働力であっても自らの経営に対する展望を備えた婦人(W3)、やはり補助労働力であるが作業日誌や家計簿の記帳を担当している婦人(W7)、畑作農家出身であることを生かして、野菜生産の主体になっている婦人、簿記会計の学習を望む婦人(E10)、田畑輪換を志向する婦人(E22, T7, S30)、あるいは生産組織の婦人層のリーダーとしてイニシアチブを発揮している婦人(D12, D6)、機械の共同利用によって生じた余剰労働を趣味として生かす婦人(D46)等、そのあり方は多様であることがわかるだろう。

こうしたことが可能になったのは、機械化を基軸とする生産力発展がその基礎にあることはいままでのない。それとともに、A集落にみられるように余暇活動に励む⁽¹⁷⁾D46や、D12や、D6のように集団を管理運営する能力が新たに開発される等、機械の共同利用や共同作業等の生産組織の補完によって、個別経営の発展が支えられるだけでなく、管理労働や生活にかかわる能力が集団的にひきだされてきていることが注目されるのである。この点は次節でさらに検討することにしよう。

表5-21 農業生産に積極的な婦人—その特徴と諸契機

	経営の中での婦人の位置	減反・転作に対する婦人の対応	現在の婦人の特徴
補助労働力	I W 3	子育て(6年前結婚)見習い, 母基幹労働力	新聞・雑誌・本など読んで意欲的に学習している。
	I W 7	子育て(1年前結婚)見習い, 母基幹労働力	81年モチ専門志向から83年複合化志向, 子どもの教育問題関心あり
	III 37	3年前に転入, 見習い	作業簿・家計簿記帳農業経営について関心あり
基幹労働力(夫の兼業契機)	I E 10	兼業中に妻が支える。兼業中に土地拡大	現在の農業に関する技術水準に不満。雑誌・知人などから取得している。
	II E 22	兼業中に妻ささえる。(75年夫再婚)	妻からの作物提案。市場情報を知人, 農協・講習会で積極的に取得。
	II W 29	兼業中に妻ささえる。妻に農作業依存。	妻からユリ提案
	III D 49	兼業中に妻ささえる。	妻からユリ提案
	I T 7	兼業中, 父と経営を守る。	技術や管理を覚えて計画的に書道資格望む作業したいと考える。田畑輪換, 土づくり,
	I D 12	専業, 野菜導入による主体的対応	妻から作物提案, 夫婦相談
	I D 6	専業, 機械投資による負債の増大	以前から経営のことは相談してきている。
	II D 19	専業	兼業中は夫と話す機会も減って問題かんじていた。田畑輪換志向, 栽培方法, 先進地研修希望する。
	III S 30	兼業中, 妻がささえる。その後, 兼業収入の低下と機械投資のため負債問題深刻	妻から作物提案, 夫婦相談
	III D 39	夫死別後, 妻一人で支える, 冬期兼業	以前から経営のことは相談してきている。
(野菜導入契機)	IV D 46	夫兼業中, 妻も冬期兼業	収入の増大をねらって, 収益の高い作物を積極的に導入しようとしている。市場視察も行う。
	III T 26	夫通年兼業, 妻一人ではほぼ支えている	経営については夫婦で相談学習には積極的
	II M 2	夫は通年兼業, 農繁期には休む	専業のつづけられたのも管農組合のおかげと考えている。老後の不安
	III M 4	夫は通年兼業(3交替)妻一人で機械作業以外ほぼ行なう。	余暇はペーパーフラワーづくりなどで楽しんでいる
	IV M 5	夫は冬期はスキー場, 夏期は水稲試験場につとめる	生産組織を望む。1人でやっているのだから, 仲間もとめる。
	III M 2	夫は通年兼業, 農繁期には休む	妻は機械作業も行なう。イチゴは責任もって行なう。
基幹労働力(夫兼業中)	III M 4	夫は通年兼業(3交替)妻一人で機械作業以外ほぼ行なう。	いずれ専業にしたいので, 土地拡大など望んでいるが, 土地条件に問題かんじている。
	IV M 5	夫は冬期はスキー場, 夏期は水稲試験場につとめる	土づくりを考えている。後継者帰ってくるのぞむイチゴ作付の農家の婦人と日頃交流している。
	III M 2	夫は通年兼業, 農繁期には休む	妻は機械作業も行なう。イチゴは責任もって行なう。堆肥いれる。
IV M 5	夫は冬期はスキー場, 夏期は水稲試験場につとめる	イチゴは責任もっている。妻営農計画書作製	

4. 地域農業と婦人労働

さて、これまで、婦人の労働主体から経営主体として発展しうる諸契機、及びその内容、条件の解明を試みてきた。とりわけA集落では中農下層を中心に中農上層さらには貧農上層にまで広範囲に婦人の労働主体、経営主体さらには家計管理主体としての形成・発展を捉えることができた。

ところで、婦人の自立化の前進は、ほかでもない、このA集落における地域の諸組織・諸活動が地域農業としての発展を促したことが基礎にあるといえるだろう。

そこで、ここではA集落内の諸組織の役割を検討することにしたい。そこで、まず、とりあげなければならないのは、この集落内に重層的に形成されている生産組織、なかでもD営農組合のもつ役割が注目されなければならない。D営農組合は、稲作機械の共同利用だけにとどまらず、共同作業も行なっているが、この生産組織は、中農下層、さらに貧農上層をもまきこんで中広い階層で構成され、農民層分解を抑制している。全階層からの出役によって支えられた共同作業のあり方、性別年齢に応じた共同作業の労働編成、男女とも一日当り賃金では兼業労賃をこえる出役賃金等の条件が農民層分解の抑制に重要な役割を果たしているのである。

このような生産組織のあり方の中で、婦人もまた民主主義的力量を発展させているのである。表5-22は「共同化についての意見」をまとめたものであり、また表5-23は「共同化についての評価」の具体的内容をまとめたものである。交流に意義をもとめる段階から、下層では、自らが従事する農作業の軽減を評価するにとどまっているが、上層では、個別経営にとっての意義を認識する段階へと発展している。さらに表5-21に示したように、上層の婦人の中には(D12, D16)、婦人層のリーダーとして生産組織へ婦人層の意志を反映する(育苗の共同作業の労働組織は以前には固定していたが婦人層の意見によって、輪番制に変わる)ものもあらわれてきている。こうして、地域農業の発展をみとおしうような婦人の主体形成には未だ遠いものの、確実に成長してきている。

ここに、生産組織化をつうじた集団的な交流・結合の段階から、個別経営にとっての生

表5-22 共同化についての意見

集落		現状維持	共同利用 の発展	共同作業 の発展	必要ない	その他
A	D	6	4	—	—	
	E	1	1			
	S		1			1
	W	1				1
T		3		2	1	
M		2	1		1	

産組織の意義の把握、さらには、生産組織の運営に関わる中で生産組織それ自体の課題を把握する段階へ、そして、ひいては、地域農業の発展を展望する段階へと発展していく契機を生産組織がもちあわせていることを萌芽的ながら示しているといえるだろう。他方、表5-23に示すT集落の婦人やM集落の婦人についてみてみよう。T集落の「学習の場がない」「地域の連帯がない」「仲間がいない」とする意見にあらわれているように婦人の集団的・民主主義的力量を蓄積する場が欠落し、その発展が制約されているといえるだろう。M集落のイチゴをつくっている婦人たちも、追加所得を追求して、生産組合に加わって交流していることは積極的なものとして捉えるべきであろう。しかし、それは、依然として自給畑の域を出ておらず、地域農業を担いうる主体の形成という点では、現在のところ限界があるといわねばならない。あるいは、D営農組合の存在が個別経営の存立を可能にしたと考えられるD39（夫死別後、妻一人で支える）と比較して、T26はそれとは対照的である。夫が兼業にでており、一人でほとんど経営をきりもりしているが、個別経営を支える生産組織も、相談する仲間もなく暗中摸索を続けており、この農家の婦人は個別経営を

表5-23

A集落		共同化について	
I	D 1	深い交流，みんなですときつい仕事もきつく感じない。	
	D 12	若い人たちで時間のく切りがついていい。（年とっている人はたいへんなのでさらに機械を導入してほしい）	
	D 6	雇用を使わないでよくなった。	
	D 32	野菜の転作が可能になった。（婦人たちの作業日程の合理化をはかる）	
II	D 13	深い交流。	
	D 19	深い交流。	
III	D 37	稲の管理に毎日でなくていい。	
	D 49	仕事が楽になった，毎日でなくていい。	
	D 39	農業を続けてこれた。	
IV	D 45	農業を続けてこれた，みんなでする楽しさ。	
III	S 30	つきあいが深い。さらに共同利用を発展させたい。	
I	E 10	みんなと話せていい。共同作業をふやしたい。	
III	E 28	仲間がふえることはよい。視野がひろがる。	
T集落			
I	T 2	婦人部を活発にしたい。女性が学習できる場をのぞむ。	
	T 4	地域の連帯もとめる。	
	T 7	婦人部活発にしたい。	
II	T 26	1人で農業をしているので仲間がほしい。A集落のような生産組織をのぞむ。	

表5-24 婦人の地域活動

A 集 落		活 動 状 況				今 後			
		い つ も 参 加 す る	時 々 参 加 す る	ほ と ん ど し な い	そ の 他	も っ と 積 極 的 に し た い	現 在 の ま ま で い い	少 く し た い	や め た い
農 協 婦 人 部 (若妻大会)	D組合 婦 人 15人	11 (73.5)	5 (33.3)	2 (13.3)	—	7 (46.7)	6 (40.0)	1 (6.7)	—
	その他 婦 人 36人	7 (19.6)	14 (38.8)	4 (11.1)	1 (2.8)	11 (30.6)	13 (36.1)	1 (2.8)	2 (5.6)
地 域 婦 人 会	D組合 婦 人 15人	5 (33.3)	1 (6.7)	—	—	1 (6.7)	3 (20.0)	—	—
	その他 婦 人 36人	8 (22.2)	5 (9.3)	—	—	5 (13.9)	7 (19.4)	1 (2.8)	—

補完する生産組織を強く望んでいるのである。

他方、生活面においても、集落を基盤にした生産組織化が生活を担う婦人としての側面においても、地域課題への理解を深めつつある点を見落としてはならない点である。表5-24はA集落の地域組織の活動状況と意向を示したものである。農協婦人部への参加活動状況を見ると、とりわけD営農組合に加わる婦人の活動が活発なことがわかるだろう。こうした、婦人の生活集団の活性化が生活課題の解決を促しているのである。本書7章に詳しいように、保育所設置運動等はその典型であろう。即ち、生産を基盤にした集落の結合が、生活課題解決の契機をつくったといえるだろう。

こうして、A集落における実行組合を基盤とする生産組織、その中農下層及び貧農上層をもまきこんだ生産組織、そこにおける民主主義的な運営が、婦人の地域農業の担い手としての力量を集団的に発展させる契機を与えているのである。我々は、ここに、地域統治主体形成にむけての萌芽をみようとするものである。

とはいえ、生産組織の存在をあまりに過大評価してはならないだろう。自治体の農業政策、あるいは農協の方針が、個別経営の発展方向だけでなく、地域農業としての発展の内容を規定するのであり、A、T、M、どの集落の婦人も学習活動に積極的に対応しているのは、道北青果を中心に、名寄市における野菜の主産地を形成すべく、学習機会を多数提供しているからにはほかならない。この技術指導を一手にひきうけているのは、農業改良普及所である。こうして、地域の枠をこえた農業関連諸機関、諸組織の援助・指導があつてこそ、地域農業としての展開も可能であることを、やはり見落としてはならないだろう。それに対し、今回とりあげたM集落などは、「切り捨て」られた典型集落といえるのである。

5. ま と め

これまでの分析で明らかなように、1970年代後半の減反・転作という農業をめぐる条件の変化は農民経営を一層厳しい状況においこんでいる。とりわけ、「北限」稲作地帯に相当する道北一帯には、高率の減反が強制され、経営転換が厳しく迫られている。こうした、経営条件の変化は、第2節でみたように、婦人の労働主体、さらには経営主体としての発展を迫る契機を与えているといえよう。そして第3節では、我々は、婦人が現に労働主体として発展しつつあることを捉えることができた。また同時に、そこでは、農民的経営としての自立、発展をめざす農民家族の対応のうちに、婦人の経営主体、さらには地域統治主体としての形成される契機のあることをみた。

即ち、①野菜作導入や②兼業化、③経営条件の悪化を契機として、労働過程の編成能力土地利用をめぐる経営能力の発展、経営目標にもとづく市場対応能力の発展、収支計算等による科学的経営管理能力の発展等である。従来、稲作の土地所有制度に規定されて、より古い家族関係が残されているとされてきた稲作農家の家族関係も減反・転作を契機に大きく変質してきているといえるだろう。

これは、米単一経営から脱皮して、複合経営や、あるいは田畑輪換等の、土地と労働力の多面的な結合をはかろうとする主体的対応の中で必然的に形成されてきている点が重要である。即ち、家族成員の諸能力を最大限にいかして、「農民的家族協業」として編成しようとするそこに、農民家族の自立化を促す基盤があるといえるのである。それがクリアに捉えられたのは中農層とくに中農中下層においてであった。家族労働力の再生産を基礎にした土地と労働力の集約的利用による農民経営の自立化の営みのうちにこそ、家族関係の民主化の契機が含まれていることを示している。そこにおいて、婦人はとりわけ家計管理主体、あるいは生活主体としての立場から、経営の再構成を行なう経営主体としての発展が促されているといえるだろう。

こうして、「企業的上層農」でも、「土地持ち労働者」でもなく、中農層において捉えられたということは、我々がたてた課題設定が誤りでないことを示しているといえるだろう。

しかし、それも個別的対応にまかされている場合は、農民層分解を激化させるだけでなく、婦人の経営主体、地域統治主体としての形成も制約されることを、名寄市のT集落とM集落のいくつかの事例から捉えることができた。それとは対照的に生産組織に補完されつつ、野菜作の転作による経営転換をすすめてきたA集落の婦人の場合、経営主体としての集団的発展、及び多様な個性的な発展が捉えられた。その上、地域統治主体として発展しうる萌芽も把握できたのである。即ち、農民間生産組織の役割が不可欠となっているのである。集落を基盤にした生産組織であることの意義が大きい。

なお、婦人の労働主体、経営主体としての自立化の前進が、どこの地域にでもみられるわけではない。稲作中核地帯にあたる道央では、減反率も相対的に低く、依然として、麦等の緊急避難的な対応によって、のりきろうとしているところが少なくない。減反政策の諸矛盾が最も集中的にあらわれている道北においてこそ、主体的対応がみられたことが重要である。

以上で、本論文で検討すべき課題の分析はほぼ達成されたと考える。なお、農民的生産関係をより直接的に規定する土地所有との関連についての分析は今後の課題となるであろう。また、婦人の個別事例のより詳細な学習活動・地域活動の分析をとおして、婦人の性格変化を把握する課題、生産組織と婦人の関わりについてのより詳細な分析の課題、農協、自治体の分析の課題等によって、本論文の分析をさらに深めることも今後の課題である。

注

- (1) 井上和衛「農民層分解と農村住民」(『講座今日の日本資本主義』第8巻「日本資本主義と農業・農民」大月書店、1982年)に詳しい。
- (2) 並木正吉編『野良着をぬぐ主婦たち—激増する農外就労』家の光協会、1971年に詳しい。
- (3) 梶井功『小企業農の存立条件』(東京大学出版会、1973年)及び同『農地法的土地所有の崩壊』(農林統計協会、1977年)に詳しい。
- (4) 詳しくは、拙稿「農民的酪農の展開過程における農家婦人の自立化の諸契機」(美士路達雄、山田定市編『地域農業の発展条件』お茶の水書房、1985年)を参照されたい。
- (5) 美士路達雄「農家婦人の労働・生活と主体的性格」(美士路達雄編著『現代農民教育の基礎構造』北大図書刊行協会、1981年)
- (6) 宮崎礼子・大木れい子『農家のくらしと生活設計』家の光協会、1982年。
- (7) 大木れい子「農家婦人労働自立化の現段階と展望」農林統計協会「農林統計調査」第34巻第7号、1984年。
- (8) 山田定市氏は労働主体の形成と同時に、経営主体、統治主体さらには変革主体の形成の方向を提起している(山田定市『地域農業と農民教育』日本評論社、1980年)。
- (9) 大木れい子氏も労働主体から経営主体、さらに所有主体そしてより完全な経営主体へという発展過程を想定している(前出大木れい子「農家婦人労働自立化の現段階と展望」)。
- (10) 三島徳三「北海道稲作と食管制度」(湯沢誠編『北海道農業論』1984年) p. 229。
- (11) 本書第1章山田定市論文に詳しい。
- (12) 本書第4章朝岡幸彦論文に詳しい。
- (13) 同前
- (14) 鈴木敏正「減反政策下における北海道農民の分解とその性格」(北海道大学『教育学部紀要』第45号、1984年) p17~18参照。
- (15) 農山漁村生活改善研究会「昭和51年度農村婦人の農業生産活動との関連における生涯設計計画に関する調査報告書」1977年、によれば、組織的学習が4割前後であるのに対し、家族員から教えてもらうのが9割前後占めている。
- (16) 本書第3章を参照されたい。
- (17) D営農組合に所属している婦人のききとり調査で、ここ10年間の農作業日数の増減についてきいたところ、下層では減少していると答えたものが3人であった。

第6章 農村における社会資本形成と住民

——水の利用と管理に着目して——

古村 えり子

1. はじめに

今日の農村における住民の生産・生活の営みは社会資本形成の問題を抜きに語ることはできない。前述の山田論文に示されたように、「みずからの営農・生活問題に直面している農民がその克服・打開する道すじを現実の労働・生活過程の中で、労働主体・経営主体として、さらには地域にかかわる統治主体として」地域の社会資本形成にどうかかわっているのかを明らかにするのが本論の課題である。

だが、その場合、そもそも「社会資本」とは何か、ということが、当然問題となろう。この問題については経済的分野で論争となっている。⁽¹⁾ここでは基本的な考え方を明らかにしておきたい。周知のとおり「社会資本」という言葉は近代経済学の分野で産れ、日本では「高度経済成長」政策の重要な柱として「社会資本充実」の名のもとに公共投資が積極的に行なわれた。現代資本主義を分析する上で、社会資本の問題が重要となって来たのである。「社会資本論」の著者、宮本憲一氏は現代国家経済は単に権力的に体制的危機を解決する、というだけでなく、生産や生活の社会化に対応した政策をとる、としてその一環としての「社会資本充実」政策を国民・住民の側の視点に立って批判して来た。⁽²⁾そうした経過から「社会資本」とは主に政府の公共投資によって供給されたものを言う論者が少くない。また、「資本」という言葉にとらわれて「自己増殖する価値」に限定して考える論者や企業活動との関連で考える論者も多い。だが、道路や水道、学校など、「社会資本」と呼ばれている物の多くは資本主義体制以前から存在していたものである。宮本氏は、素材的に「社会資本」を、「社会的生産の共同社会的・一般的条件」と、とらえたいうえでそれらが、独占段階において社会的生産力の発展や労働・生活の社会化に対応しながら「社会資本」化することによって「資本」として現象し、資本制蓄積の手段とされる、としている。最近では住民運動の成果としての地域における社会資本政策への住民参加がみられるが、宮本氏はこれに注目し「真の共同性」の回復への試み、と位置づけている。⁽³⁾

宮本氏は社会資本はその機能からみて一般生産手段と共同消費手段に分けている。これに関しては議論のあるところだが、共同社会の人間の営みを生産と生活からとらえ、その営みから社会資本をみていくとすれば妥当であろう。すなわち「社会資本」とは体制をこえた共同社会における生産・生活を営むうえでの共同社会的・一般的条件であることをその基本的性格とするもので、それらのものが今日の資本主義のもとでどのように変化しているのかを経済学のみならず、国家論の領域も含めて問題にすることが変革主体として

の住民を視野に入れた社会資本論的視点といえるであろう。従ってここでは「共同社会」の内容が集落レベルであるにせよ、共同の生産生活条件を「社会資本」と呼ぶことにする。

本編で具体的にとりあげる社会資本は農村におけるものである。生産面でいえば土地改良施設や農道、生活面でいえば、学校、道路、上下水道、橋などが具体的に挙げられる。これらのものは都市における社会資本分析の視点だけでは分析し切れないものが多い。社会資本に特有の「不特定多数」による使用という面からみればむしろ、あてはまらないものも少ない。集落単位の共同的な生産・生活手段が資本主義の発展に伴う生産・生活の社会化と国家の介入によって公的なものにおきかえられたり、⁽⁴⁾いくつかの集落共通のものも、行政の介入によって新しい生産力を応用したものにおきかえられる過程をとることが多い。この過程も一連の「社会資本充実政策」の一環として行なわれており、このことをテコとした国家による農村支配ということを念頭におくなら、社会資本的視点で農村における共同生産・生活手段を分析する意義が明確となるであろう。

生産面における農業社会資本として最も重要なものは水利施設である。その他の農道なども含めて農業社会資本は土地と結合した土地資本であり、その土地はそれぞれの農民によって私的に所有されている。土地改良投資によって得られる「利潤」の増大は土地所有者、ないしは耕作者個人のものとなる。この点が都市における社会資本と最も異なる点であり、公共性という面から見れば「社会資本」と定義することができなくなる。この点に関して堀口健治氏は土地改良事業を社会資本の形成とする見方に疑問を投げかけながらもこの場合の「公共性」については「総資本は土地資本投下を積極的に進めることで農業の合理的発達を推進し、そのことが総供給量を増加させて市場価格の低下につながることを期待している。」としている。⁽⁵⁾「農業社会資本」として見た場合には確かに、その「公共性」は、このような迂回的なものではないであろう。だが、農村はもともと生産と生活が統一的に行なわれている場であり、そうした場における用水とそれを使用する施設はもともと地域にとっての公共性をもっていると考えの方が自然である。だが、その農村が小土地所有のもとにあるために、個々の農民にとっては地代増の機会となり、私的利益を受ることになる。そこからまた矛盾が出現してくる。もともと公共性をもっているものが、土地所有があるため、公共的性格がゆがめられるのである。国家が土地資本投資に介入する理由もまた小土地所有にあるとして堀口氏は、土地所有がある限り、資本が直接土地資本投資をできず（土地資本の観点からみて）また、社会的生産力の発展にもとづく大規模工事のスケールメリットを産み出すためには多数の関係者の調整が必要（使用価値の観点からみて）であるが故に国家介入の必然性がある、としている⁽⁶⁾すなわち、農業社会資本をめぐる問題は、第1に、小土地所有にもとづく小農的生産にスケールメリットを産み出す社会資本を、土地資本として投入しなければならないこと。第2に、もともと地域にとって公共性をもつ水や土地を私的生産手段として利用することから来る問題である。この問題は、その地域の農民が生活主体でもあることとかかわるだけでなく、他階層を含めた地域全体の土地や水利用を生産だけでなく生活面も含めて考えていく、住民自治の問題としてとらえることもできる。

このような問題を考えるうえで重要なことは社会資本を管理する主体の問題である。こ

のことに、永田恵十郎氏をはじめとする農業水利の研究者は注目すべき実証を行っている。⁽⁷⁾すなわち、兼業化や技術の高度化により水利施設・用水の維持管理機能が末端においてさえ集落からなくなり、土地改良区の管理となって来ている状況を指摘し「生産者たちの自治的管理をどのように保障するかという視点から（水利システムの規模や形態を）考える必要がある」として「水利用主体」に注目しているのである。戦前と異なり、個別農家の生産力が確立し、階層も多様化していることに応じて水利への要求も多様化している。加えて近年の水田利用再編政策は田畑輪換のような、畑作にも対応できる水利のあり方を要求せざるを得ない。そうした現状をふまえるならば水利用主体としての「生産組織」に着目した研究はまさに時宜を得たものといえよう。また、本格的には展開されていないが、農業用水としてだけでなく地域用水（飲料用水）としての視点も考えようとしている点は注目される。

次に生活関連社会資本についてみていこう。農村において「都市的な」共同消費手段が必要される理由については必ずしも研究者の間で充分論議されているとはいえない。たとえば宮本憲一氏はこの問題について次のように述べている。

「大量消費様式を社会的に合理化しないかぎり、共同消費の充足は浪費を生むことになる。」⁽⁸⁾として、「近年では農村の生活様式も無計画に都市化し、このために、農村の中にも上下水道やごみ処理工場が要求されるところもでてくるが、これは巨大な資源浪費をとまらうだけでなく、農村の否定にもなる。」⁽⁹⁾宮本氏は「共同消費」を集住形態としての都市に固有のものにとらえており、そのかぎりではこのようにも言えるのであろう。だが、農村といえども大量消費様式の影響をすでに受けており、生活水準、内容も変化している。大量のパック類、乾電池、農薬の容器など自家処理に向かない消費材は現実が増えており、そのことに対する一定の批判と部分的な改革はありうることだが、むしろ現実に対応した公共的処理が一刻も早く求められていると思われる。また、上下水道の問題にしても、開発の影響でこれまでのような自然力に頼った仕方では立ちゆかなくなる農村も増えている。水質検査を行ったり、河川や地下水の汚染の調査を契機として科学的な根拠にもとずいた要求が農村からも出て来ていることに目を向ける必要があるだろう。

さて、この課題を分析するためにはいくつかの観点を示しておかなければならない。第1に、集落的住民共通の労働手段、生活手段と住民のかかわりをみていく場合、「イエ、ムラ」関係を考慮しなければならない。北海道の場合、府県のような意味での「イエ、ムラ」関係はなく、むしろ、生産、生活上必要な関係をその集落にあった形でとり結んできたともいえる。⁽¹⁰⁾だがそれは相互の関係が弱いということではなく、むしろ開拓の初期にあってはきびしい生活条件のなかで強固な関係がとり結ばれたともいえるのである。従ってここでは集落形成史と社会資本形成を関連づけながら、そこで住民相互がどういう関係をとり結んできたのかを明らかにしなければならない。第2に、国や自治体によって地域に社会資本投資がなされ、そのことにより、価値的にはコスト化によって住民から価値収奪され、素材的にみても個別の生産力や生活の発展を支えるものとも必ずしもなっていない事例が多い。それだけでなく、そうしたことを通して、住民支配がなされる傾向がある。だが、いくつかの地域ではそうした社会資本投資に主体的に対応し自らの地域の発展に役

立てている例も少くない。その場合、価値収奪の側面や住民支配の側面にどう対応しているのかを明らかにしなければならない。「社会資本充実」政策それ自体は社会的生産力の発展や労働・生活の社会化と対応する側面をもっており、新しい技術の導入や公務労働・専門労働が農村における労働や生活過程に入りこむという点で進歩性をもっている。集落における労働主体でありかつ、また生活主体である住民がいかに関心し主体的に対応しうるか、そしてそのことが、農村における、「補助金行政—保守基盤」をのりこえる契機にどうつながるのかが明らかにされなければならない。

第3に、農村は生産の場であると同時に生活の場でもある。筆者が「農業社会資本」としないで「農村社会資本」としたのもそのような意味をこめてのことである。住民は生産者であると同時に生活者でもある。都市では生産社会資本投資が生活に悪影響を与えることが多く、そのことが住民運動をまき起こす契機となることがある。その場合の「住民」とは「生活者」を示す。だが農村にあっては、生産者と生活者が同一階層、同一人物であるのが普通である。にもかかわらず、生産と生活はともすると対立しがちである。ここではこの2つを統一して考え、社会資本形成を考える主体として「住民」ととらえたい。従って「住民」は農民でもあり、土地改良区の組合員でもある。第4に集落住民の階層性の問題である。今日のように農家の個別的生産力が確立している段階では、さらに兼業農家という形態が定着している現在、社会資本に対する要求の内実が著しく多様化している。加えて、そうした集落構成員の変化が集落のもつ共同性を変化させる。それらの要求と見合った内容の社会資本を実現し、運営することが集落住民の課題となる。また、生産のための社会資本が階層分解の抑制に役立つのか、それとも促進に役立つのかということも問題となる。

本論文の実証対象地であるA集落をこの視点に沿って位置づけると次のようになろう。第1に、A集落は開拓入植によって成立した。2つの移住団体により構成されるのであるが、文字通り何も無い所に入植し、生産、生活に必要な最低限の社会資本を「手づくり」で形成して来た集落である。第2に、国や自治体による社会資本投資が最近なされた。すなわち、昭和46年頃から大規模な土地改良事業を行って、昭和56年に完了したばかりである。表1に示されるように、府県と比較すると北海道の場合、事業を行った集落は多い。また、石狩空知などの水田中核地帯（表6-1の『石狩空知Ⅰ、Ⅱ』を参照）の場合は昭和45年以前に終わっているところが多いが名寄市A集落の場合、これからすると遅れて事業が開始されたといえる。そのことが個別経営の発展との矛盾を引き起こしている。第3に、A集落は最近、天塩川の治水工事や灌漑排水事業の影響で生活用水が悪化し、住民の要求が顕在化している。名寄市自体も生活関連の公共投資が遅れている。表6-2に示されるように、公共投資が集中した石狩空知においては社会的共同消費手段と自治体サービスが充実している。⁽¹¹⁾名寄市の場合、「水道がある」集落はわずか37%にすぎない。後においてくわしく述べるが名寄市の場合、構造改善事業や市独自の事業あるいは自主的にボーリングするなど様々な方法で生活用水を確保している。第4に、A集落も階層は、多様化している。（詳しくは朝岡論文）兼業農家も半数以上占めるなかで集落の社会資本管理機能がすぐれている。水田地帯では最も重要な社会資本である農業用排水路の維持管理について、

表 6-1 基盤整備を実施した集落：集落の管理機能

地域別 %	45年以前		基盤整備を実施した農業集落*1					土地 財産 を持 つ 集落	土地 を管 理す る 集落	用排水路を管理する集落			
	農業 構造 改善 事業	土地 改良 事業	計	農業構造改善事業			土地 改良 事業			うち、水路 のある集落 に対する		共同 作業 出役 実施	不出 役に 対し 対応
				小計	機械 施設	土地 基盤 整備				計	割合		
全 国			33.1	15.6	5.4	13.0	21.4	74.6	68.1	63.5	69.9	69.4	45.5
北 海 道	14.9	41.1	63.5	42.3	26.5	29.1	46.9	22.1	10.7	37.2	51.6	51.5	21.5
都 府 県			31.5	14.2	4.3	12.1	20.0	77.4	71.2	64.9	70.7	70.1	46.6
石 狩			30.2	20.5	4.0	18.5	17.9	41.0	6.0	32.7	37.9	37.9	23.3
空 知			55.9	38.3	18.5	34.3	31.4	15.3	15.8	72.7	75.3	75.3	26.8
上 川			56.8	47.4	10.4	45.7	26.2	25.3	8.0	64.5	71.5	71.5	25.5
水 田			65.4	62.9	17.5	45.4	35.0	25.4	16.1	81.7	81.7	81.7	51.0
田 畑			53.1	34.9	11.7	23.2	27.2	30.6	16.3	54.6	54.6	54.6	28.4
畑 地			59.3	49.1	30.6	18.5	50.6	19.6	6.9	11.1	20.9	20.7	9.1
山 村			77.4	70.3	40.5	29.8	63.3	20.2	8.4	17.8	29.1	28.9	10.5
名 寄 市	—	—	58.6	51.7	6.9	48.3	48.3	58.6	6.9	48.3	43.8	43.8	24.1
A 集 落	—	—	○	○	○	○	○	○	○*2	○	○	○	*3
* 4 参 考 資 料													
田 作	9.6	55.7	62.1	43.1	15.0	39.0	36.1	23.4	15.3	73.7	76.6		
石狩空知 I	5.9	85.9	64.8	32.3	4.8	30.3	56.5	14.2	21.6	90.3	90.3		
石狩空知 II	10.9	53.8	62.0	47.9	27.1	42.1	28.9	23.1	16.9	77.7	80.3		
田 畑 作	10.6	40.8	56.0	44.9	25.1	34.9	30.0	38.0	12.3	52.0	54.5		

* 1 昭和45年以降

* 2 昭和56年まで共同作業も実施

* 3 かんがい排水施設の整備実施前に対応していた。

* 4 北大農経大学院、柳村俊介氏による分類（1984年4月農経学会発表）：農家率50%以上の集落割合40%未満の市町村（混住地帯），と農産物販売農家率50%未満の市町村を除いた農業地帯。田作：水田40%以上，田畑作：水田率25%以上，石狩空知I：平均耕地面積7h以上，石狩空知II：平均耕地面積5～7h

出所：1980年農林業センサス農業集落調査（北海道）より作成。

表 6-2 社会的共同消費手段と自治体サービスの実態

地域別 %	水道（簡易水道を含む）がある。		し 尿 処 理					ご み 処 理		
			水 洗		汲 み 取 り			公 共	個 人	自 家
	計	8 割以上	公共機関	自家処理	公共機関	個人業者	自家処理	機関	業者	処理
全 国	73.0	64.8	0.3	1.1	29.2	23.9	45.4	58.8	0.9	40.3
北 海 道	61.9	48.8	0.3	0.1	51.2	13.1	35.4	39.0	0.7	60.1
都 府 県	73.7	65.7	0.3	1.2	28.0	24.5	46.0	59.8	0.9	39.2
石 狩 空 知 上 川	65.5	51.3	1.4	0.3	81.8	2.0	14.5	74.1	—	25.9
	80.3	67.4	0.2	0.2	68.5	7.6	23.3	45.0	0.5	54.5
	47.0	32.4	0.1	—	67.7	10.5	21.8	38.0	0.7	61.4
名 寄 市	37.0	29.6	—	—	89.7	—	10.3	27.6	—	72.4
A 集 落	*1	—	—	—	○*2	—	—	—	—	○
*4 参考資料										
田 作	68.2	54.6			67.1	12.2	20.7	49.1	0.6	50.3
石狩空知Ⅰ	94.5	89.4			60.6	5.2	34.2	36.8	1.0	62.3
石狩空知Ⅱ	79.7	66.9			72.7	7.3	20.0	49.2	0.3	50.6
田 畑 作	42.6	26.3			60.3	9.7	30.0	14.9	0.3	80.3

*1 昭和59年度 簡易水道着工予定

*2 「町内役員」が申し込みをとりまとめて市に申請

*3 北大農経大学院、柳村俊介氏による分類（1984年4月農経学会発表）：農家率50%以上の集落役合40%未満の市町村（混住地帯），と農産物販売農家率50%未満の市町村を除いた農業地帯。田作：水田40%以上，田畑作：水田率25%以上，石狩空知Ⅰ：平均耕地面積7h以上，石狩空知Ⅱ：平均耕地面積5～7h

出所：1980年農林業センサス農業集落調査（北海道）より作成。

表 6-3 農業用水の管理主体別農業集落（%）

（水田のある集落に対する割合）

地域別 %	水利組合	土 地 改 良 区	実行組合	集落管理	そ の 他
全 国	25.8	24.2	3.2	13.0	27.1
北 海 道	17.5	62.3	1.5	0.4	13.3
都 府 県	26.1	22.8	3.3	13.5	27.6
石 狩 空 知 上 川	13.9	30.4	1.2	0.2	25.2
	6.4	84.4	0.6	0.2	8.4
	5.9	78.1	0.7	0.2	10.8
渡 島 檜 山 後 志	49.4	31.4	2.7	—	7.5
	34.5	40.5	2.6	0.9	21.6
	61.1	23.8	1.7	1.5	11.3
名 寄 市	11.5	38.5	7.7	—	42.8
A 集 落	—	○	—	—	—

出所：1980年農林業センサス農業集落調査（北海道）より作成

A集落の位置づけをみていこう。表6-2に示されるように、農業用水の管理主体は北海道の場合、土地改良区が圧倒的である。自主的に作られた水利組合に比較して土地改良区の場合、集落による灌漑排水施設の範囲はせばめられる傾向にある。表6-1に示されるように名寄市の場合、農業用排水路の維持管理機能は、兼業が深化しつつあるなかで、田畑地帯の平均より低い。その中においてA集落は高い管理機能をもった集落として位置づけられるのである。

さて、実証に入る前に対象の限定をしておきたい。一口に社会資本といっても複雑多岐にわたり、全てを分析の対象とするわけにはいかない。従ってここでは開拓期以降の分析対象を、農村の生活上最も重要な社会資本である水管理施設をとりあげることとする。対象地であるA集落は、入植以来、天塩川の治水、造田、灌漑排水施設の形成、最近の大規模な土地改良事業と生活用水の問題など、水の問題をとりあげるのにふさわしい地域であることをつけ加えておく。なお、水田の灌漑排水施設と対象とする場合、「住民」「農民」というとらえ方ではなく、土地改良区の「組合員」としてとらえなければならない。多くは重なるのであるが、「組合員」という場合には隣接するT集落も合わせてとりあげてを前もって示しておく。第1節では開拓期の手づくり社会資本形成と住民の団結について、第2節では土功組合の結成のなかで住民の対立がどう表われたか、第3節では戦後の土地改良区の運営と土地改良事業が組合員の、とくに水田利用再編政策以降の個別的要求の多様化とどういう矛盾を起しているか、また、集落の維持管理機能がどう変化したかを明らかにする。第4節では生産のための社会資本投資が、具体的には土地改良事業が生活にどう影響を与え、住民がどう対応しているのかを明らかにする。

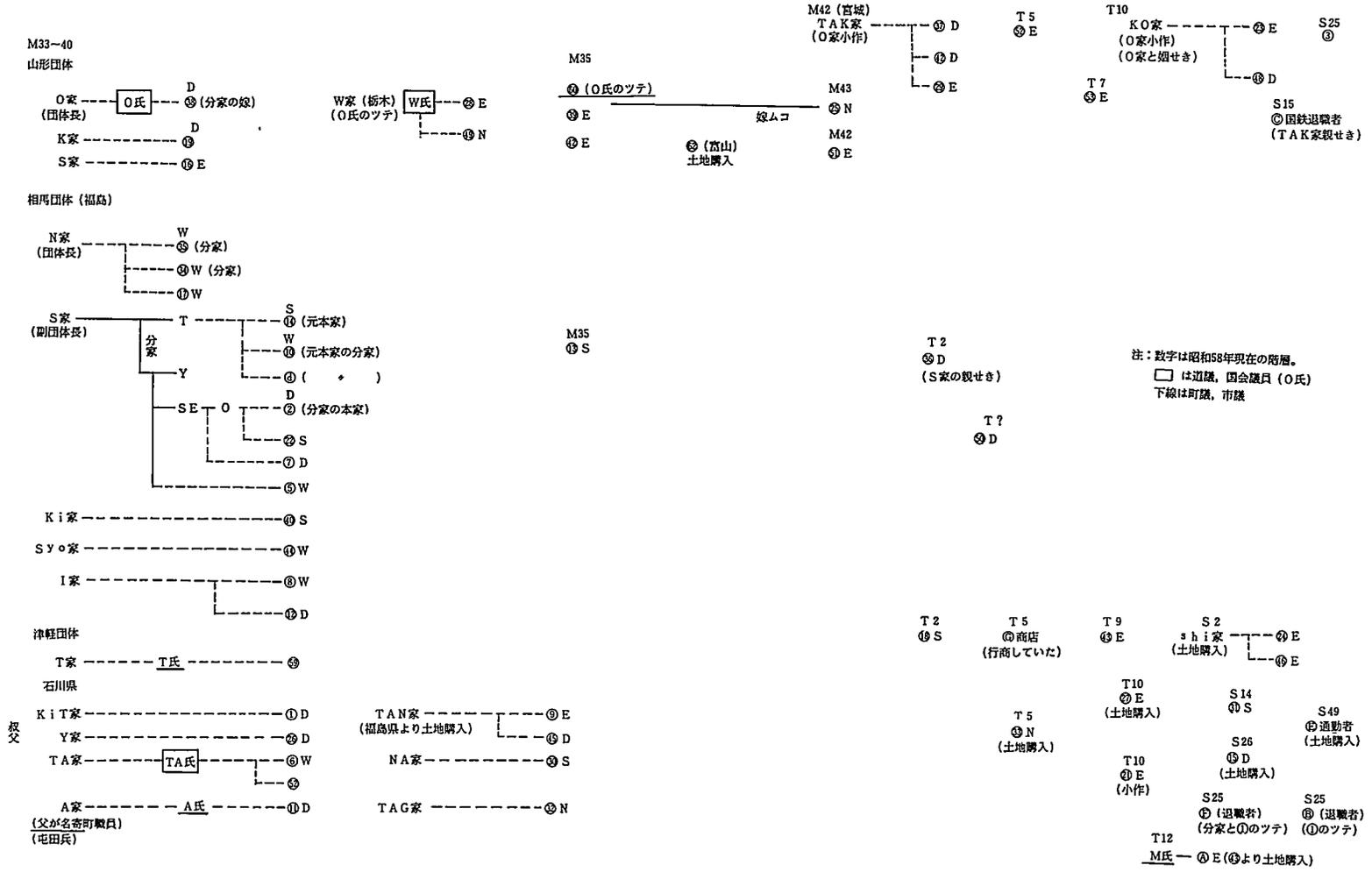
2. 開拓入植によるA集落の形成と生活基盤の確立⁽¹²⁾

A集落は、明治33年、山形県東田川東栄村大字添川からの山形団体と、福島県相馬郡新館村からの相馬団体の入植によりはじまる(図6-1参照)。北海道における団体入植は、とくに、その団体がもともと同郷や血縁などのきずなにむすばれている場合には、団体内において生産・生活上の強い相互扶助関係で結ばれている場合が多い。この2団体の場合も例外なく団体内の結束は強固なものであった。例えば山形団体の規約には開墾、相互扶助、貯畜などについて協議することが定められている。

相馬団体の場合もその出身地である新館村は二宮尊徳の指導により廃村を復興してできた村であり、団体においても報徳思想にもとずいた相互扶助活動が盛んであった。この2団体は明治45年に「名寄村第15部落」として統一されるが2団体独自の相互扶助関係や独特の気風(山形が進取、相馬が伝統を重んじるという傾向)つきあいなどは、現在でも神社が2つに分かれていることに象徴されるようにその後も(開きとりでは昭和のはじめ頃まで)つづくのである。

何かと対立することも少くなかった2団体が協力してとりくまなければならなかったのは、学校、橋、道路など、生活基盤にかかわる集落共通の生活手段の建設であった。図6-2に示されるようにA集落は市街地へ行くには天塩川を渡らなければならならず、これ

図6-1 移住・入植の仕方



らの共同生活手段の建設は集落住民にとって急務であったのである。昭和36年、移住戸数は合わせて50戸となっていた2団体の中から仮簡易教育所設立発起人会が作られた。翌年には校舎30坪の簡易教育所が建てられたがこの時、どちらの団体の場所に建てるかで論争している。だが、自給中心の当時において建設費や教員の俸給を集落内でまかなうことができず、村費の補助や、篤志家の寄付によって学校を実現した。この時の入学児童は18人であるが、学校建設には、労力面、金銭面ともに集落全戸が力を出し合ったといってもよい。

学校が設立された頃から商品作物の作付もはじまる。菜種、小麦、エンバク、大豆、小豆などの作付によりA集落の農民は安定した畑作を確立する。商品作物の作付をするようになればぜひとも必要なのは道路である。名寄市街と士別にはすでに鉄道が開通し、雑穀商人が名寄にも入りこんでいた。しかし集落住民の力だけで道路を作るのはきわめて困難である。山形団体長O氏は人脈を利用し自ら道庁に陳情に出かけ15線道路(図6-2の①)の開通を実現した。このO氏とその息子はその後も行政の補助などを徹底的に集落の社会資本形成のためとに利用する上で大きな役割を果し、それによって政治力もつけていく。

A集落住民の生産・生活がある程度確立してくると、市街地との行き来が激しくなる。図6-2の天塩川が市街地との間を寸断していた当時、住民は危険な渡し舟を使っていた。食料を満載したまま転ぶくすることもあり、命を失った住民もあった。大正に入ってから住民も増え、販売作物も増える中で丸木舟に頼る家は戸数にして380戸、人数にして1000人を数えるようになった。A集落に隣接する2集落と力を合わせ、市街地商品の寄付も得ながら橋を架けるのに中心となった人物は屯田兵出身で何かと2団体のまとめ役ともなっていたA氏であった。A氏は、それ以前にも(明治44年)山形、相馬、両団体の人々から成る信用組合を設立し、近代的な相互扶助関係をA集落にもちこんだ人物である。この橋は住民総出の労働奉仕で作られ、治水工事の行なわれていない天塩川が出水する度にA集落住民は管理と保守に努力を続け、流出すれば復旧工事も行った。

図6-1に示されるように、A集落は、はじめは2団体の入植からはじまり、他県出身の入植者もどちらかに属していた。このため集落共通の生産・生活手段を建設する際には徹底した議論が両団体の間で行なわれざるをえなかった。しかし、大正から昭和にかけて、縁故というよりは「土地購入」という形で入植して来る住民が増えると同時に上記のような共同生産・生活手段の建設によって集落としてのまとまりと実行力が培われて来たといえるのである。A集落は自作農中心の集落であり、その意味では集落住民が平等な立場で発言できた。従って、記録によれば、何を決める時でも議論が活発に行なわれたということである。2団体から成っていたこともこれに拍車をかけた。集落の実質的なリーダーとなる部落会長は2団体交替で選ばれていたが、しだいに集落全体のことを考えるリーダーが育っていった。これらのリーダーの中から政治的な力をつけ、補助金獲得に力を発揮する人々も出現してくるのであるが、この時期はまだ基本的に集落共通の生産・生活手段は集落住民の手で計画され、管理され、そのことが集落としてのまとまり、実行力、リーダーを育てる契機となっていたのである。

3. 土功組合時代と天塩川の治水

農村集落共同の生産手段として最大のものは灌漑排水施設である。A集落の場合、畑作でしばらく安定した農業経営が続けられていたが、澱粉の暴落や薄荷の連作などによる地力の低下が起り、水田化を考える住民が増えて来た。開拓当時でも住民の中には自分で谷川の水を引いて試験的に造田したり、相馬団体の数戸が申し合わせ組合を組織して初茶志内川から引水し、自給程度の稲を作っていた人もいた。

だが集落の住民の大部分が水田に転換するとなれば天塩川からの引水が必要である。これは技術的にも経済的にもそれぞれの住民独自の力でできることではなかった。また、灌漑排水施設を作る場合、北海道では政府の補助を得て土功組合を設立する仕方が水田地帯では一般的であった。その場合、集落住民に3分の2以上の賛成をとりつける必要があった。図6-2に示されるように地形から、この施設は隣接のT集落と合同で作るのが合理的であったので話は両集落一緒に進められた。

しかし、この土功組合設立はすんなりとは決まらなかった。土功組合を設立して早く造田すべきという人々と、負担額の多さと水田化への不安を反映して延期を主張する人々との間で論争は1年にも及んだという。その論争の経過についてはT集落の沿革史に詳しい。それによると、水田派と畑作派に分れそれぞれにA・T両方の住民がいた。熾烈な闘いとなったということである。水田派の水田化を推しすすめる理由は次の4点であった。

1. 畑作物の価格暴落による農家経済の先行き不安
2. 石狩・空知、上川の一部ではすでに水田化として成功している所もあり、我が地区でも不可能ではない。
3. 現に我が地区でも水田を耕作している者は、畑作専業に比較して所得を上げている。
4. 低位地区開発には、水を必要とする水田が絶対の有利性を保つ

畑作派の理由は次の3点である。

1. 水田化には多額の金額を必要とする。
2. 現在の農業法でも十分に経営は成り立つ。
3. 水田化は一部上層部の人気とりの政策である。

畑作派は水田派の家などを戸別訪問、多人数で押しかけ議論をふっかけ、その行動は日数の経過につれエスカレートした。上層部同志の政治的な反対運動にとどまらず、一部には木刀持参の過激行動が起り、暴力事件にまで発展したという。これをキッカケに反対運動は衰退していった。この2つの派ばつの階層構成は資料の制約によって知ることができないが、意見の内容からみて水田派は比較的上層で、しかも地域の農業発展の方向を積極的に考える層、畑作派は土功費負担をかなり重荷と感ずる層でしかも堅実に経営を考える層と思われる。当時のA集落は自作農中心であるが数戸の小作人をかかえる農家も出はじめていた。T集落は小作農が多かった。土功組合は土地所有者しか組合員になれず、しかも国の補助を得てかんがい排水施設などの土地資本ができれば自らの土地の価値も上がる。これらの地主のなかには、村議など政治的な力をもつ者も出て国の補助を得る条件があった。こうした、階層による利害の対立をはらんとにかく名寄太西土功組合は設立さ

れ、工事が始められたのである。だが反対派の意見もとり入れられ、最初の引水計画では工事費は約12万5千円かかるはずだったが、引水口を20線東1号（図6-2参照）から19線東1号に変更して、若干安くすることにした。これは大正11年のことである。

こうしてA集落の生産活動にとって最も重要な社会資本としての灌漑排水施設が出来たのであるが、これを守り、発展させるための住民の苦斗はこの時から現在に至るまで続いている。

当時の天塩川は治水工事がなされていなかったために、出水のたびに堰堤はおびやかされ、度々灌漑不能におちいった。記録によれば、竣工2年目にして川床の変化で全面積灌漑不能、さらに2万6千円を投じて床延工事を行った。当初の堰堤は、仮締め切りよる導水である。渇水期には水不足、加えて畑地を造田したばかりだったので水の滲透がはなはだしい。昭和3年には堰堤の床締めをしたが永久的な施設ではなかったため、年々の出水で護岸は崩れ、床締めの地盤は沈下するという具合でそのたびに応急的な処置を施したのことである。

根本的な改修の必要に迫られた時期、土功組合員の経済状態も悪化していた。すなわち、昭和5年、全国的な不況で米価が下落、一俵20円が5円台でも買い手が見つからないという状態で土功費は反当り7円以上。当然土功費の滞納者が増えて来た。加えて昭和6年の大凶作、昭和7年の水害による大凶作で農地を手放し、移転する者が続出した。土功費の高さが組合員の階層分解を促進する方向へ働かざるを得なかったのである。この結果、自作農中心であったA集落にも小作農へ没落する者も増え、昭和初期の数字で、自作農37%、自小作9.07%、小作農53.23%にも到した。このようななかで組合として拓銀から借り入れた多額の借金も償還することができない状態であった。この苦境を救ったのは当時政治的な力を相等につけていた土功組合の理事O氏の陣情により実現した国からの補助金であった。

その後、天塩川の治水工事、堰堤の修理が幾度となく、くり返されるが、その度に国や道の補助を獲得するための陣情活動がA集落出身の政治家によって展開されなければならなかった。

A集落の開拓当時からの生産・生活上の最大の課題は天塩川の治水であった。天塩川は源を天塩岳に発し、北流して途中、3本の支流を合わせて日本海に注ぐ。主流は延長280km、四千八百二十平方キロに及ぶ原始的な河川であった。図6-2よりもさらに当時は湾曲蛇行し、沿岸は毎年洪水の被害を受けた。A集落は最も湾曲のはなはだしい位置にあった。明治37年の水害以来、30ミリ程度の降雨で洪水となり、収穫皆無になることもしばしばあった。明治39年から本河川の測量を開始し、基礎資料を収集、大正8年によく治水計画が立案されるがなかなか実現しなかった。このような状態のなかで天塩川治水速進期成会が結成されたのは昭和8年、会長はA集落のO氏であった。昭和8年に13線で築堤工事が始まり、9年には図6-2の2地点で切り替え工事にとりかかった。この年は凶作だったためA集落の農民がこの工事に就労した。一日の賃金は90銭、除雪などの雑役は80銭。朝6時の点呼に5分遅れた者は就労できなかったとのことである。昭和10年に最大の湾曲部分の切り替え工事が始まるが第2次世界大戦に突入し、治水工事は中断。低水路維持護岸

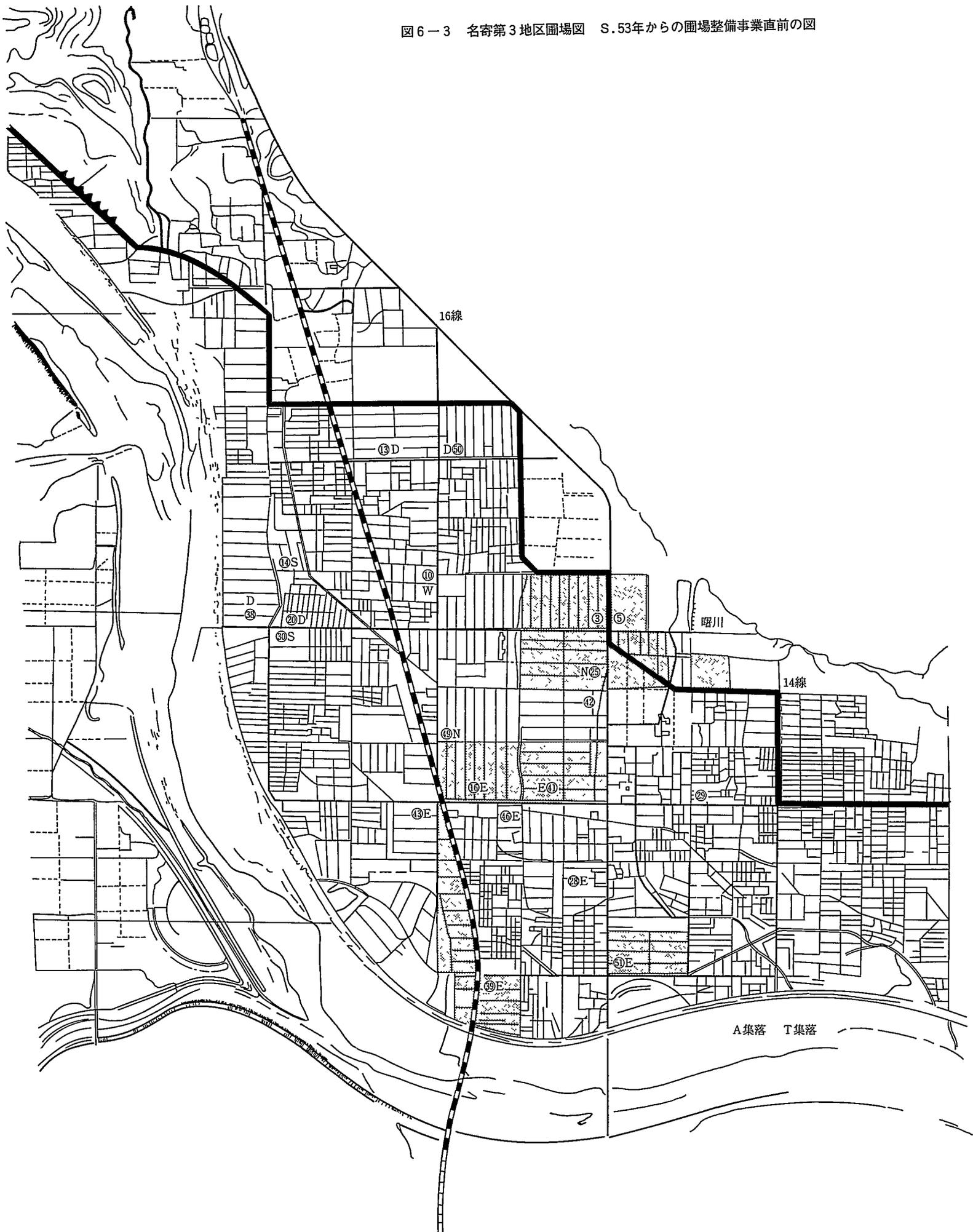
もできないまま放置される。天塩川は乱流、洗堀を生じ、河相は全く危険な状態となった。昭和21～22年の台風で耕地は冠水、家屋流出、人命喪失の惨事となった。政府は、天塩川の確率洪水量を推計した治水計画をたてた。天塩川は河積狭少が原因で氾濫するのだから、河道の屈曲がはなはだしいところは切り替えをし、その兩岸に提防を築設して、下流部に計画洪水量4350m³/秒を完全に流通させ、かつ河道の維持を確保するため、各現場に即応した護岸工事を施行しようというもので91億円にもものぼる費用を要する計画であった。昭和24年度ころまでの天塩川の築堤、切り替え工事は大体終わり、図6-3に示される形となった。だが初菜志内川の氾濫の問題がまだ残されていた。隣接のT集落も被害を受けているという点では同様であった。A集落とT集落の住民は旭川開発建設部にたびたび陳情を行った。ところが、「天塩川の治水費は年間1億4～5千万円程度で、まだ完全な治水の機能を果たす段階ではない。治水計画では名寄土地改良区第13区の第1幹線の下流までで、その上流にまで治水計画を及ぼすことは予算のうえで困難である」として、なかなか受け入れられなかった。しかし、ねばり強い陳情が続けられ、昭和34年になって築堤工事が完成した。また、昭和30年、当時の名寄市長が天塩川治水期成会の会長となり、A集落からの役員と共に上京し、1ヵ月の治水費獲得運動の末、年間4億6千万という大幅な増額を獲得したのである。

天塩川治水工事により、土功組合の取水が困難となったのは昭和27年のことである。この時A集落の住民で道議のW氏の陳情により、全額国庫負担、三千百十万円の工費で丸型40mの延長工事を完成した。その年の7月、再び大水害に会い左岸に川が出来たため、引水不能となった組合員総出の仮締め切り作業でかろうじて引水したが、融雪の増水を支えきれぬものではなくA集落住民で町会議員のT氏と町長、助役などが上京、陳情活動を続けた。こうしてさらに、60mの丸型の延長と左岸の護岸工事(図6-2の⑥)を含む4千百万円の予算措置がみとめられたのである。この工事は昭和28年3月に着工、29年11月に竣工した。

昭和27年4月、北海道土功組合法の改正により、他地区の土功組合も総合されて、名寄土地改良区となり、名寄太西土功組合は30年の長い歴史を閉じた。

土功組合の成立から天塩川の治水事業においてA集落住民は国の補助や事業をとるのに懸命にならざるをえなかった。戦前から土地改良事業への補助は優等地に優先して行なわれる傾向にあるなかで、「北限稲作地帯」であるA集落に於て補助金が得られたのはなんといってもA集落出身の政治家の力が大きい。この問題に対して十分な評価をなすうだけの資料をもたないが、この過程で集落の生産、生活にとって必要なことを行政に要求して実現する方法をA集落のリーダー層が身につけて行ったことは、その後のA集落における社会資本整備の活動に大きく影響を与えてくるのである。逆にこのようなことが政治的に保守的な基盤を作るというのはよく言われることである。だが、大切なことは、作られた生産、生活条件が住民にとって、どのような経済的效果をもったのか、という点と、作られる過程やその後の維持管理に住民の意志がどれほど反映しているかということである。そのことの中から保守基盤を克服する契機も見い出されるはずである。少くとも土功組合の時代にあっては、face to faceの規模での組合である。⁽¹³⁾ 図6-2の用水路は支線レ

図6-3 名寄第3地区圃場図 S.53年からの圃場整備事業直前の図



ベルまでは土功組合の所有である。組合それ自体、A、T 2つの集落の土地所有者から成っており、事業の進め方などでは国や道の政策意図が貫かれる面もあるが日常的な運営にあっては組合員の意志は反映しやすかったと思われる。だが、組合設立の経過や土功費の高さが階層分解促進につながった事にみられるように、やはり上層優位の展開がなされていた点も否めないところである。

4. 戦後の土地改良事業と新しい水管理体制

土功組合から土地改良区に変ったことにより、行政の権限も明確化した。初代理事長はA集落の古くからのリーダーA氏（信用組合設立の際の中心的人物の息子）、組合員数665名（昭和35年の数値。それ以前は不明）賦課面積1,281,45haという大組織であった。それまでの土功組合であればAとT集落合わせても150～200戸くらいの集落内のことで運営も組合員にわかりやすいが、土地改良区となり専従職員が置かれ、組織が大きくなると組合員にとって身近な存在といえなくなる側面も出てくるのである。資料6-1に示されるように昭和35年にはA集落の初茶志内川から取水していた6名も編入し、A集落の農家全戸が土地改良区の組合員となった。現在名寄市内の水利組合は3つ残っているだけである。

昭和30年、排水の悪い部分に暗渠が入り反収は倍以上になった。昭和38年には流出をくりかえしていたA地区の橋が永久架替となり住民の悲願が達成された。昭和42年には、守るために殉職者も出た危険な堰堤が改修され、増水時、渇水時の自動調整が可能となった。こうして組合員、および住民が命がけで維持管理して来た社会資本が補助金の導入と新しい技術の応用で管理そのものが非常に簡単になったのである。

前述のように、北海道では戦後、水田中核地の石狩・空知・上川中央部に土地改良事業の重点がおかれ、名寄市はそれらの地域からみるとかなり遅れて事業がはじまった。昭和46年にかんがい排水、翌年に圃場整備がはじまったのである。大型機械の導入や⁽¹⁴⁾減反政策に対応する田畑輪換を可能にするためにはぜひとも必要な事業だったので、A集落で圃場整備事業が入った昭和47年にはすでに自分で基盤整備や土壌改良を行っている組合員も少ない状態であった。また、この時期の、機械化と大規模化促進のための「小農克服的」な（注8参照）土地改良事業は、すでに後継者もなく規模拡大の意志もない現状維持志向の農家に適するものではなかった。図6-3に示されるように、A集落とT集落では、圃場整備事業開始直前の圃場整備の到達点が異っている。A集落ではかなり、圃場整備がされている農家も少ないのに対して、T集落は分散錯圃がまだ多い。また、かんがい排水事業に関しても、A集落では「かけ流し」でも「うまくいっていた。」とする農家が少なからずいるのに対し、Tの場合、取水口が下流の方にあり、日常的に水不足になやまされていたり、弥生川の氾濫が問題となっていた。公務員などの兼業農家が多いため、水管理を簡素化したいとの要求もあった。

名寄第3地区（A、T集落）総会・土地改良期成会が最も苦勞したのはA集落の組合員の参加とりまとめであった。その時のいきさつについて期成会会長A氏（A集落）は次のように述べている。「取り組みの段階では様々な曲折がありましてT地区はよいとしても

名寄土地改良区の沿革

1. 旧北海道土功組合による組合設立

名寄土功組合 徳田宇太郎他93名 面積 700ha

明治42年 3月22日付北海道庁指令第 2,799 号設立認可

明治42年10月 1日付北海道庁指令第 8,442 号かんがい溝工事認可

○名寄太西土功組合 太田鉄太郎他91名 面積357.34ha

大正11年 9月 4日付開地第 5,313 号指令設立認可

大正12年 8月10日付開地第 419 号指令かんがい溝工事認可

中名寄土功組合 金子鶴吉他33名 面積205.2ha

大正12年10月18日付開地第3,951号指令設立認可

大正13年 7月10日付開地第 344 号指令かんがい溝工事認可

忠烈布土功組合 高木啓三郎他92名 面積378.44ha

昭和 4年 5月31日付土改第 150 号指令設立認可

昭和 4年 7月27日付土改第 2,433 号指令かんがい溝工事認可

昭和23年 1月12日付子土第 160 号指令によりこれら 4 土功組合が合併し名寄土功組合に名称変更される。

認可面積1,640.98ha

2. 土地改良法（昭和24年 6月 6日法律第 195 号）制定による組織変更

昭和26年 3月31日付26土改第 529 号指令認可 認可番号北組第44号をもって名寄土地改良区として組織変更される。認可面積1,106.72ha（第 1 区421.86ha, 第 2 区230.63ha, 第 3 区381.44ha, 第 4 区172.79ha）

3. その後の経緯

昭和31年 9月21日 神能利雄他45名（現在の第 5 区, 日進水利組合の一部）

面積 54.43 haの地区編入

昭和34年 1月28日 日野謙次郎他13名（現在の第 6 区、忠烈布水利組合）

面積42.9haの地区編入, 合せてかんがい区域の地区編入1,274.35ha（第 1 区447.98ha, 第 2 区261.35ha, 第 3 区289.15ha, 第 4 区174.17ha, 第 5 区58.80ha, 第 6 区42.90ha）

○昭和35年 5月10日 永井豊造他 6 名（現在の第 3 区, 初茶志内川取水）面積7.10haの地区編入

昭和42年 2月 8日 第 5 区旭東堰堤取水変更 58.31 ha

昭和45年 1月29日 第 3 区天塩川20線堰堤取水地区変更398.89ha

昭和46年 5月15日 第 4 区名寄11線堰堤取水地区変更238.60ha, 13.21ha

昭和49年12月25日 鷺見秀雄他15名（現在の第 5 区, 7 線・10線川取水）面積36.91haの地区編入

現在の取水許可面積は第 1 区447.98ha, 第 2 区261.35ha, 第 3 区405.99ha, 第 4 区251.81ha, 第 5 区95.22ha, 第 6 区42.90haの合計1,505.25haとなっている。

昭和48年度までは旧土功組合当時の各地区別賦課体制を執っていたが昭和49年度より経常賦課金の全地区統一化に踏み切った。

又総代定数についても昭和50年度選挙までは、理事・監事の兼務も含めた57名であったが、執行機関と議決機関の分離明確化を図るため総代定数35名とし、理事・監事の総代兼務を解いた。

6. 組織変更以降に施行された主な土地改良事業		(単位千円)
名寄地区道管かんがい排水事業(貯水地嵩盛工事)	自昭和27年, 至昭和36年	130,995
旭東堰堤災害復旧事業(頭首工工事)	昭和31年	22,289
風連地区国管かんがい排水事業(ダム工事)	自昭和44年, 現在	8,760,000
風連地区道管かんがい排水事業(用水路工事)	自昭和46年, 至昭和50年	94,893
○国管付帯天塩川20線堰堤改修工事(頭首工工事)	自昭和46年, 至昭和48年	282,100
名寄東地区道管圃場整備事業(区画整理他)	自昭和46年, 至昭和57年	1,728,440
○名寄第3地区道管かんがい排水事業(用水路工事)	自昭和46年, 至昭和54年	582,440
上名寄地区道管災害復旧事業(頭首工工事)	自昭和47年, 至昭和48年	164,190
○名寄第3地区道管圃場整備事業(区画整理他)	自昭和47年, 現在	1,658,000
徳田地区非補助かんがい排水事業(用水路工事)	昭和49年	29,608
日進地区非補助かんがい排水事業(用水路工事)	昭和49年	20,215
豊栄地区非補助かんがい排水事業(用水路工事)	昭和51年	20
東風連地区団体管かんがい排水事業(用水路工事)	自昭和52年, 至昭和53年	75,400
風連地区農村総合整備モデル事業(排水路工事)	自昭和53年, 至昭和54年	72,580
名寄第2地区道管かんがい排水事業(用水路工事)	自昭和54年, 現在	660,000
豊栄地区道管土地改良総合整備事業(区画整理他)	自昭和55年, 現在	479,000
29線地区道管ため池等整備事業(頭首工工事)	自昭和56年, 現在	260,000
名寄第2地区道管ため池等整備事業(用水路工事)	自昭和56年, 現在	122,000
南第1地区団体管土地改良総合整備事業(排水路工事)	昭和56年	66,622
南第2地区団体管土地改良総合整備事業(排水路工事)	昭和56年	33,067

1. 事務所

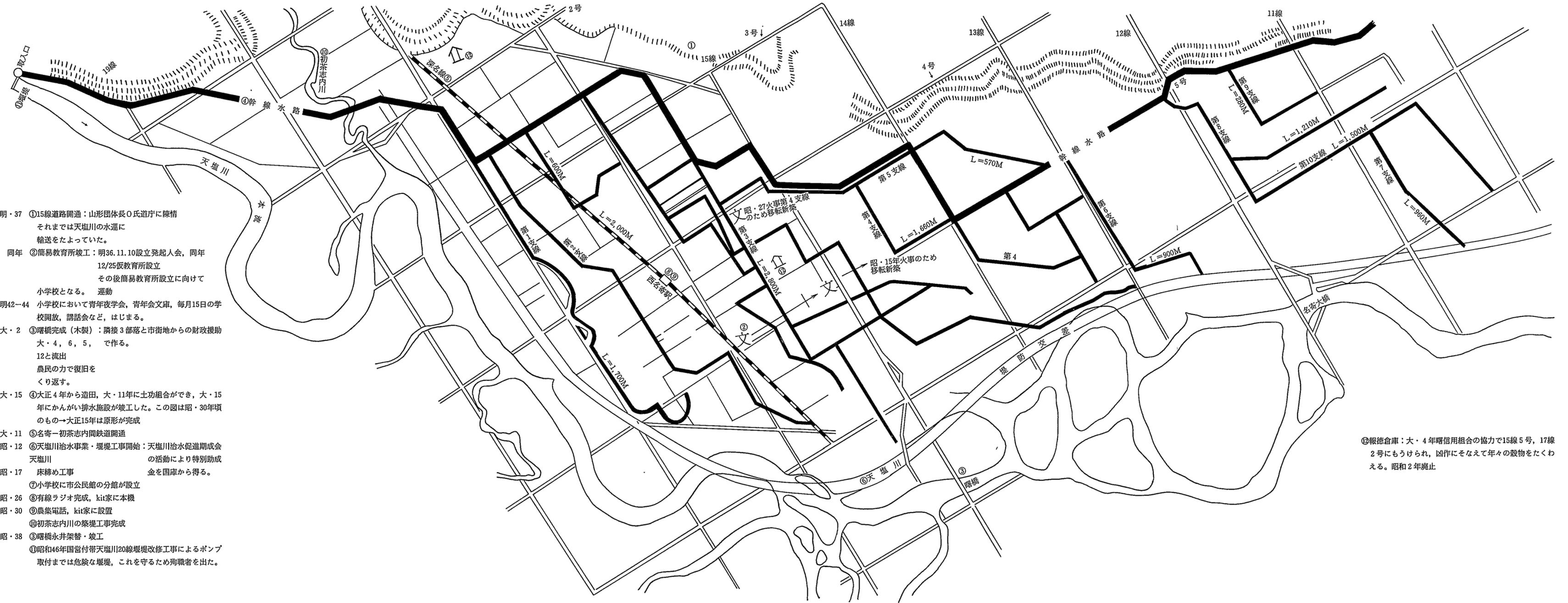
旧土功組合から組織変更当時は名寄町役場内に置く

昭和34年12月7日名寄市大通南4丁目8番地の1に土地(78坪)と木造建物を求め移転する。

昭和42年4月22日名寄市西1条南3丁目4番地の1に土地(515.68㎡)を求め同年9月16日新事務所(木造モルタル塗2階建320.76㎡)の竣功をみ現在に至っている。

年度別	組合員数	賦課面積	収入	支出	次年度繰越金
26	x名	1,100.45ha	4,641,089円	4,602,184円	38,905円
30	x	1,106.50	20,058,962	20,058,962	0
35	665	1,281.45	8,714,236	7,987,016	727,220
40	660	1,405.34	15,266,038	14,428,057	837,981
45	613	1,577.19	30,601,402	28,517,759	2,083,643
50	180	1,498.15	236,186,035	230,738,217	5,429,818
56	128	1,496.33	342,150,453	336,278,024	5,872,429

図6-2 昭和30年～昭和40年頃までのA集落における社会資本形成



- 明・37 ①15線道路開通：山形団体長O氏道庁に陳情
それまでは天塩川の水運に
輸送をたよっていた。
- 同年 ②簡易教育所竣工：明36.11.10設立発起人会、同年
12/25仮教育所設立
その後簡易教育所設立に向けて
小学校となる。運動
- 明42-44 小学校において青年夜学会、青年会文庫、毎月15日の学
校開放、講話会など、はじまる。
- 大・2 ③堰橋完成（木製）：隣接3部落と市街地からの財政援助
大・4, 6, 5, で作る。
12と流出
農民の力で復旧を
くり返す。
- 大・15 ④大正4年から造田、大・11年に土功組合ができ、大・15
年にかんがい排水施設が竣工した。この図は昭・30年頃
のもの→大正15年は原形が完成
- 大・11 ⑤名寄-初茶志内間鉄道開通
- 昭・12 ⑥天塩川治水事業・堰堤工事開始：天塩川治水促進期成会
天塩川 の活動により特別助成
- 昭・17 床締め工事 金を国庫から得る。
⑦小学校に市民館の分館が設立
- 昭・26 ⑧有線ラジオ完成、ki家に本機
- 昭・30 ⑨農集電話、ki家に設置
⑩初茶志内川の築堤工事完成
- 昭・38 ③堰橋永井架替・竣工
⑪昭和46年国営付帯天塩川20線堰堤改修工事によるポンプ
取付までは危険な堰堤、これを守るため殉職者を出た。

⑫報徳倉庫：大・4年曙信用組合の協力で15線5号、17線
2号にもうけられ、凶作にそなえて年々の穀物をたくわ
える。昭和2年廃止

A地区ではなお20人近い人がなかなか腰を上げてくれない。そうこうしているうちに予算配分枠の関係で期限を切られた形での決断を迫られ、結局は賛否相半ばする中で会長一任を取り付けて事業申請に踏み切ったものでした。しかしその後が大変で、計画図面の提出段階では反対者の土地をどうするか、道路の直接化に必要な反対者の土地問題の了解をどう取り付けるか、あれやこれやの問題が次々と出まして結局は私の腹での見切り発車がしばしば。もっとも私自体、たいして公職にもついていないし、最悪の場合は私が腹を切ればすむという“腹芸”で突っ張ったのが結果的によかったと思っています。】⁽¹⁵⁾このように、後継者のいない老人世帯なども途中から参加するなどかなり強引ともいえるような実行力で事業を進めたのだが、最終的には少くない不参加者が出た。図6-3の黒くぬりつぶした部分がそれにあたる。ここに示されるように、すでに自分である程度区画整理を行っている農家に不参加者が多い。T集落の場合、不参加者は階層としても小規模の、後継者のいない農家中心であるが、A集落の場合、必ずしもそうではない。しかも農家番号③⑤⑩⑪などは、全体の計画上重要な部分であり、このため隣の⑫番農家などでは「皆がやらなかったので農道がつくれぬい」とアンケートに答えている。農事組合別にみると最も共同化の進んだD農事組合では⑬、⑯⑰番のように、すでに自分で区画整理を行っているところでも事業に参加している半面表6-4のアンケート回答に示される⑱のように参加が半ば強制される形となってしまった農家もいる。(後にDからS農事組合に移った)逆に、最も共同化の進展度が少ないE営農集団では不参加者が5人も出ている。このDとE営農集団の農家の事業に対する対応のちがいは営農集団の性格に規定されていると考えられる。D営農集団は結成から現在に至るまで下層を含む十数戸の脱退農家を出している。その理由については対象農家の口が重く、十分な調査ができなかったが、前述の⑱農家のように、土地改良の問題で意見がくい違ったことが大きな理由となっている場合や、現在「子供育成会」の会長をやっている農家の「D営農集団にいたのではこんな活動はできない。」という意見に示されるように、生産や生活に対する多様な対応のあり方を含む民主的な共同のあり方という点からすれば不十分な点をもつ集団という評価もできよう。もちろんD営農集団の下層が離農しないでやって行けるという点は充分評価しなければならない。だが、脱退している層にも下層が存在している点や、D営農集団に属している下層の中には離農してもみずからの労働力を高く売ることができない層(婦人経営主)が2戸含まれている点を考慮すれば一がいに評価することはできない。他方、E営農集団はDと比較すれば対称的な性格をもっている。朝岡論文にも示されるように、地域的にまとまって作られたE農事組合の構成メンバーがそのまま営農集団となっており、Dのように生産組織を作るにあたっての入れかわりはない。階層分解を抑制するような機能はEの場合はみられない。ただ、E営農集団を構成する農家の土地にAヒューム管KKが工場をもっており、容易に労働力を売りやすい条件があるといえる。E営農集団の構成農家の中にもA集落農業の発展を考え、農法に研究熱心な経営主は数多く存在する。前述の土地改良事業不参加者の中にはこうした熱心な層も含まれている。また必要な生産組織は営農集団のワクにとらわれずに組織している。生活活動に関してもA集落のなかで一斉農休日をもっているのはこの集団だけであり、婦人部の独自活動も最も盛んである。こうした点から考えるならば

E 営農集団の性格規定として階層分解を抑止できないという面からの評価だけでは不十分であると考えられる。個別農家のもつ多様性を含む共同のあり方を考えるうえで、Eのように、個別農家間で一致できる点に限って共同を進めるという仕方も一定の評価はできると私は考える。その意味で、このD 営農集団とE 営農集団における土地改良事業への参加率のちがいを次のように評価してみたい。土地改良事業が石狩・空知などの地域と比較すれば遅れて入ったA 集落の場合、すでに個別農家が自分の力で土地改良に取り組んでおり、事業に対する要求の質は高く多様化していた。事業内容が個別農家の要求と合わない点があっても、共同重視のD 営農集団では、ある程度の強制力が働いて全員参加したがE の場合は個別の判断にまかせたので不参加者が出たのであろう。

不参加者の問題に限らず、この土地改良事業や土地改良区の運営に対する不満、意見は少ない、図6-3と表6-4のアンケート回答を引き比べれば明らかなように、自分で区画を整理した農家ほど不満を表明している。とくに表土の問題、換地に対する不満が目立つ。表土に関しては「表土もどし」といって表面から15cm分の表土をとりのぞき、平均化したあと、再びもどすのであるが、土地の位置が高い農家は自分が長年作って来た土をもっていかれてしまうことになる。本来なら表に示されるように改良されるはずであるが、表6-5のアンケート回答にも示されるように、かんがい排水や用排水分離で「不十分」と答えている人が相等数いるし、表土の問題や換地で損をしたとしている人も少ない。換地事業は相等の民主的力を必要とする。1枚1枚の水田について評価額を決めるのだが、そのための検査項目は、水深、砂り、砂の割合、鉄分、表土の深さ、排水の状態、農協までの距離などを20数項目にわたる。当時の換地委員の1人によれば、「自分の土地はよく見えるもので公平にやったつもりも異議が2回も3回も出た」とのことである。

また、この事業がはじまってから減反が始まり、A 集落ではモチ米生産や転作物の導入にとりくんだ。そのために事業計画を何度も変更せざるをえなくなり、工事費は高くなった。また、転作物導入のためには30a 区画は大きすぎて、集約的なものはロスが出ざるを得ない。工事が終わってから、せつかく大きくした区画を転作物を導入するために新たに農道をつくらなければならない農家も出ている。改良費の償還についても、「満土に水田を作れるならばなんとか(帰せるが)。このままだと転作奨励金は転作物の土壌改良、施設で消える」との声も出ている。朝岡論文に示されるように転作がはじまってからは、営農集団や作物別部会などの生産組織が活発に活動しA 集落農業の新しい方向を考えていく主体となっている。作物別部会の役割は大きく、A 集落の農民全戸が何らかの部会に入っており、田端輪換の方向性を研究している人も少ない。だが、生産主体としてのこのようなとりくみが、水利用主体としての主体性にまだつながってこない。個人的不満としてしかあらわれてこないのである。

次にこれら一連の土地改良事業の内容をみていこう(表6-6 図6-4 参照)。図6-4は圃場整備事業終了後の圃場図に水路を書き入れたものである。個々の農家にとって一番の大きな変化は1枚の圃場が大きくなり、形も整って、しかも用排水を分離し1枚1枚水の調整ができるようになったという点であろう。それまでは自然流水によるかけ流しであった。この改良により大型機械を導入できるようになりさらに田畑輪換が可能となった。

表6-4 一圃場整備事業に対する意見—()内は農家番号

D農事組合

- (15) 昔ながらの選挙。理事は総代が選んでいるが直接選ぶ方がよい。
- (20) 以前、代表者が地位を利用してまわりにわからないうちに個人の利益に結びつくことをした。土地改良区は封建的。
- (38) 償還金について：むしりとられる。
- (42) 皆がやらなかったので農道をつくれない。

N農事組合

- (3) すでに自分でやっていたので2hのみ。(それもやりたくなかった。)
- (49) 意見がなかなか上にあがらない。

S農事組合

- (12) 交換分合で隣の家と8反、3戸でふりわけ実施。隣は損をしたようになって不満がしばらく残ってしまった。
以前、ワンマン総代がいた。
- (13) 換地により登記面積と実際にズレ。排水は以前より悪くなった。
- (30) 毎年自分で区画を作っていた。(圃場整備事業に)反対して村八分にされそうになった。(圃場は)以前より悪くなった。ここは高かったので土を持っていかれた。地盤が低下し地温、水はけの悪い所がでた。
(土地改良区役員の)選挙は改善すべき。総代と執行を兼ねている点。ムダづかいが多い。政治折衝と称して旅行、飲み食い。

W農事組合

- (5) (すでに自分でやっていたので)一部をやった。

E農事組合

- (28) 土地がなくなる。切り土、盛り土に不都合。
- (29) (土地改良区の運営について)総会制にするとよい。農業団体のなかで一番機構がわからない。
- (43) 公簿地積と現況のちがひ。公でやるとの決定に従った。表土が少なくなったが自分だけの事業でないのでやむをえなかった。
(選挙について)高齢化が進んでいるので、定年制を。同じ人が何度もやるので3期位を交替制にする。

注()内の数字は農家番号

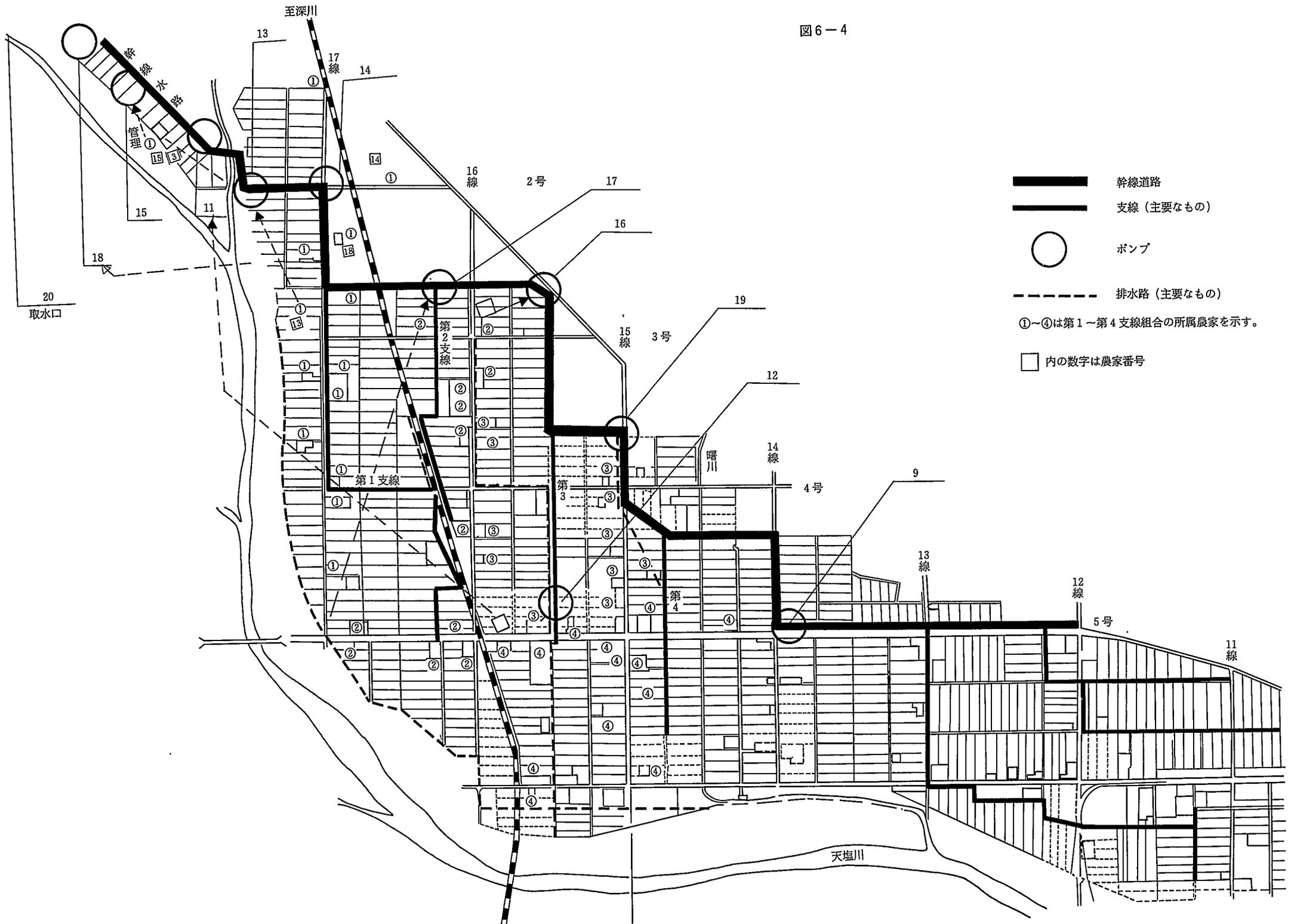
表 6-5 土地改良に関するアンケート調査結果

農事組合別	回答者数	かんがい排水			用排水分離			役員 の 選 挙			
		十 分	不十分	無回答	十 分	不十分	無回答	現 状 通 り	要改善	解 ら な い	無回答
D	12	10	2	—	9	1	2	7	3	1	1
N	3	1	2	—	—	1	2	2	1	—	—
S	3	2	1	—	1	2	—	1	1	1	—
E	11	6	3	2	5	1	5	6	3	1	1
W	5	5	—	—	3	—	2	4	—	1	—
計	34	24	8	2	18	5	11	20	8	4	2

表 6-6 道営かんがい排水，圃場整備事業による改良点

		以 前	事 業 後
取水装置		えん堤：発動機	揚水機 11カ所
支線への送水		自然流水 乾ばつの時水不足となる	揚水機11カ所：水路より高い所へ送水できる。
水路 の 状 況	水路の構造	素掘：掃除は全戸出役，成人男子で丸一日かかる。	トラフ塗装：掃除は誰でもできる。3時間くらい。
	不出役の対応	日当を徴収	おやつが当たらない。
	用排水	兼用	分離
	通水時間	24時間	3時間
圃場の状態		10a以下が多く機械が入りにくい。	30a以上で形が整っている。大型機械がはいる。
水管理の方法		かけ流し：経営主でなければできない。	各圃場毎に用排水路がつく。誰でも管理可能。
田畑輪換		不可能	可能
水不足状況		乾ばつ時よくある。	時々ある。
排水		悪い圃場が多かった。	一部悪い所がある。

図6-4



圃場整備事業が始った頃は減反の情勢もさほどきびしくなかったが、昭和53年以降の水田利用再編後、A集落では野菜や畑作が本格的にとりくまれる（朝岡論文参照）。田畑輪換を可能にした事はその意味でも重要であり、すでにとり組む農家もあらわれてきている。だが反面、前述のように30a区画は広すぎて集約的なものが作りにくいという欠点も出た。かけ流しの時と異り水管理が容易になったため、今はだれでもできるとのことで、以前と比べて水管理にかかる時間も半減、T地区では、これにより、兼業に出やすくなったとしている農家も多い。次に、水路がトラフ装工となった事も意義は大きい。以前の素堀の状態であれば雑草も生え放題で用水路の掃除に手間がかかった。年2回、通水前の5月上旬と7月上旬の草刈作業にはA・T集落の組合員全戸から成人男子の出役で丸一日かかった。出役しない家からは1日分の日当を徴収した。だが、水路がトラフ装工となってからは、掃除の作業は楽になった。現在では出役者はだれでもよく、兼業農家も多いので日曜日を選んで2～3時間で終るとのこと。出役しない場合でも5～600円相当のおやつが当たらないだけ、とのことである。ところでこの出役戸数は、A・T地区ともにいつも90%以上である。残りの10%も止むをえない理由によるものであるとのこと。同じ名寄市でも兼業の多い市街地近郊では50%に成っているところも少ない実態があるなかで、同じ都市近郊で兼業も少ない地区でありながら、これだけの出役率をもつ集落は少ない。

そこで次に集落と土地改良区の水路管理体制について見ていこう。図6-4は、最近の圃場図と水路図である。支線や排水路はA集落のみ示してある。名寄土地改良区の組織は組合員419名（昭和58年3月30日現在）から選挙された総代35名と、さらにその総代が選出した理事8名、監事2名、職員7人となっている。図に示される幹線水路は土地改良区が管理するが、支線はそれぞれの組合員が総代を中心として管理する。図には主な支線をNo1～No4まで示してあるが、それを管理する農家を①～④までの対応した数字で示した。それぞれ担当の支線水路に何か問題があれば総代に知らせる。総代は大体、支線毎に1人となっている。総代は土地改良区に知らせる事になる。また揚水機の日常管理人は図の点線矢印で示したとおりである。最短きよりに住む農家が多いが、集落で中心的な役割を果たしている農家は、揚水機の位置から遠くても管理人となっている（11と17のポンプを管理している家）。また、15と13のポンプを管理している農家は18、20の取入口をも管理しており、「水路管理人」として特別の報酬を受けとっている。幹線水路は土地改良区が管理するとは言っても、実際に見回る際には、その集落の農家に改良区として日当を払って出役してもらうのであるから、実際にはほとんど集落の農家によって管理がなされているといつてよい。皆が一斉に水を使う時期、やはり水下の方では水不足が起る。その時の細かな調整は総代の手に任されている。田植が終わった農家があって、霜が降りそうになった時など、その農家に水を回すために夜を徹して配水にかけずりまわることもあるという。総代の年間報酬はわずか1万5千円程であるから、とても仕事の量に見合ったものではない。A・T集落の場合、実質的に集落の力で灌漑排水施設を管理しているともいえるであろう。

だが、土地改良区の運営に充分組合員の意見が反映されているかといえれば必ずしもそうとはいえない面もある。土地改良事業そのものが複雑になってきている上に、理事が執行

表 6-7 土地改良に関する面接調査

農事組合別	回答者数	反 収 の 変 化				償還金返済の見とおし			
		上 昇	不 変 化	減 少	無 回 答	順 調	な ん か	融 資 希 望	無 回 答
D	12	8	1	1	2	2	2	5	3
N	0	—	—	—	—	—	—	—	—
S	0	—	—	—	—	—	—	—	—
E	2	1	1	—	—	—	—	—	2
W	2	1	1	—	—	1	—	—	1
計	16	10	3	1	2	3	2	5	6

機関としても活動するため一般組合員が事業や運営に立ち入る機会が少なくなっているようである。表 6-6 のアンケート調査に示されるように、総代・理事の選挙方法について「改善すべき」とする意見がかなり出ている。総代が理事を選ぶのではなく、直接選挙制にしては、というのである。また「意見が上に上がりにくい」「よく様相がわからない」などの意見も出ている。大規模な土地改良事業の結果、作業効率のいちじるしい上昇、用排水の完備による反収の上昇など、A集落の生産基盤を整える上でこの事業は歴史的な意義をもったものである。だが不充点も少くない。適期に水がこないことや排水が不十分な所もまだ残っている。償還金の問題も今後の大きな課題である。道管かんがい排水事業にかかった費用は、582,440千円、うち国庫負担55%、道と地元でそれぞれ22.5%、圃場整備事業の方は、140,7,000千円、国庫負担45%道と地元でそれぞれ27.5%である。この地元負担分を約20年かかって返還するのである。ピーク時には反当1万5千円の年償還額となる。仮に10ha持っていれば150万円である。アンケート調査にも示されるように(表6-7参照)経営上大変な負担であり、農村漁業資金から貸り入れして返す農家も多いとのことである。前述のように、土地改良法の規定により、こうした費用は税金に準じて強制的に徴収できる。「むしりとられる」という表現をした家もあったが、後継者がいない農家や兼業中心の農家も多いなかで、この負担は大へんなものである。土功組合時代と異り、事業にかかる費用や具体的な計画などなかなか全農家参加でというわけにもいなくなり、むしろ土地改良区の裁量が多くなっている現在、1戸1戸の農家の経営と合った形での土地改良事業や改良区の運営のあり方を追求することが重要な課題となっているのではないだろうか。また、土地改良事業の実施の過程にみられた様々な問題は、各農家の個別的生産力の発展に見合った新しい水管理体制と主体が必要であることを示している。永田恵十郎氏は新しい水管理主体として生産組織に注目しているが⁽¹⁶⁾多様な農家の要望に答えていくためにはそうした方法は示唆的である。A集落の場合、これまで土地改良区の総代や理事には、すでに経営の中心でなくなった人が選出されて来た経緯があり、そのこと

が実質的な生産力の担い手層との間でじっくりいかない傾向を生み出していたようである。現在は若がえりをはかって、改善されているのだが、生産組織とは全く別に運営されており、具体的な局面では問題も残っている。集団として生産力を発展させる指向をもつ農家も、個別的に展開しようとする農家も共に発展していけるような土地改良事業をめざすためには生産組織や個別農家の実質的な生産力の担い手層が水管理生体となることが求められよう。とくに転作対応においては朝岡論文にも示されるように生産組織が中心になって新しい方向を考え、実践して来ている。それに見合った水利の存り方を追求していく上で、これまでの総代―理事―のルートだけで組合員の意見を反映させるだけでは不十分といえるであろう。

5. 簡易水道実現のとりくみ

これら一連の土地改良事業によって作られたかんがい排水施設が、生産と生活の統一の場であるA集落にどのような影響を与えたのであろうか。A地区の飲料水は従来から井戸水に頼っていた。しかしこの事業によって水路がコンクリートになり、水が地下に浸透することがなくなったことや、天塩川の治水工事によって水位が下がったことから、井戸がれを起こすようになったのである。このことを契機として簡易水道実現のとりくみがA集落、T集落においてとりくまれる。

A集落の飲料水は各戸毎に掘られた浅井戸であった。しかし土地改良事業以前から水質の悪い井戸が多く、「洗たく物が正油色に染まる」などの悩みをもつ家も少なくなかった。これは隣接のT集落も同様であった。それ故、部分的な取り組みは以前からあったのである。その1つが水道組合のとりくみである。すなわち、昭和42年、A集落の山際の7戸の家が共同水道組合を作った。この7戸の井戸水は見た目も黒く臭気さえあったとのことである。7戸のうち1戸の家の敷地内を86mボーリングしたところ、非常に水質のよい水が出た。保健所へ移って行って検査したところ、飲料に適するだけでなく、味も質もよいとのことであった。そこで1人6万円ずつ拠出して42万円で購入ポンプや水道管を買って、自分たちの出役で配管工事を行った。70cm～1mくらい掘って配管したので1週間かかったとのこと。蛇口1つだけ共同費用の中に入れてプール計算を行った。拠出金が3万円弱余ったので2年分くらいの電気代が浮いたそうである。7戸の中には牛や豚を飼っている家もあって使う水量にはかなりの差があったが、ポンプは牛を飼っている家の敷地内にあるし、豚を飼っている家も、年1回の総会の時に酒でももって来ればよいとして毎月7戸で1500～1600円かかる電気料は平等に負担している。水質検査も2年毎に保健所に持って行って実施しているのである。その後、近隣の2戸が加入したいと言いつしたが、6万円の負担金について意見が一致せず加入しないことになったらしい。7戸のうち1戸が離農に伴い、その土地を北電が買った。昭和52年、北電ではそこに西名寄変電所を建てたが、宅地を売る時の約束で北電も水道組合に加入した。北電では年間5千円、電気料を負担し、モーターの取り換えなど臨時費用がかかる際には半額を負担してくれるという。「北電が入っているということは何か大きな費用がかかる際の保険のようなものですよ」とはある加入者の

A地区における水管理と利用のあゆみ

治山・治水・土地改良	M34	—————	T2	—————	T11	—————	S2	—————	S3	—————	S8	—————	S9
	○天塩川渡し舟 (O氏 経営)		○天塩川に曙橋完成(流出をくり返す) (3部落・共同で)		○名寄太西土功組合 (O氏 会長)		○灌水不能 床延工事		○堰堤の床締め		○天塩川治水促進 期成会結成 (O氏 会長)		○切り換え 工事, 農 民の就労
											○曙13線で堰堤工事		
	S12	—————	S17	—————	S21, 22	—————	S27	—————	S28	—————	S30		
	○天塩川治水事業 堰堤工事		○床締め工事 (O氏 一道議— の奔走により全額国庫負担)		○台風による 大水害		○土功組合 →土地改良区		○丸型40+60延長工事 (O氏 奔走)		○町長が天塩川治水期成会の会 長となる。		○名寄橋永久架替促進期成会結 成 (会長 T氏 — 町議)
													○名寄暗渠排水事業期成会 (会長 O氏)
	S38	—————	S42	—————	S46	—————	S47						
	○曙橋竣工		○天塩川二十線堰堤改修工事促進 期成会(会長 K氏の父)		○名寄第三地区総合土地改良 期成会結成 (会長 A氏)		○天塩川70線堰堤改築 工事						
					○名寄第三地区道管灌排水事 業着工								
	S52	—————	S53	—————	S54	—————	S55						
	○曙川三面装工		○道管圃場整備事業・面工事完了 ○名寄第三地区道管灌排水事業完了		○南大橋完成 ○弥生川改修工事完了(T集落)		○圃場整備事業完了 ○名寄第三地区道管圃場整備事業完了						

水道・飲料水確と保りのくみ

A地区の飲料水は各井戸に掘られた浅井戸であった。 — 「洗たく物が正油色に染まる。」などの悩みをもつ家が多かった。

S42, 山際の7戸, 自主的にボーリング(86m)水道組合を作って運営 — S52, 市と名寄女子短大による合同調査
集落の70%の井戸が飲料不適

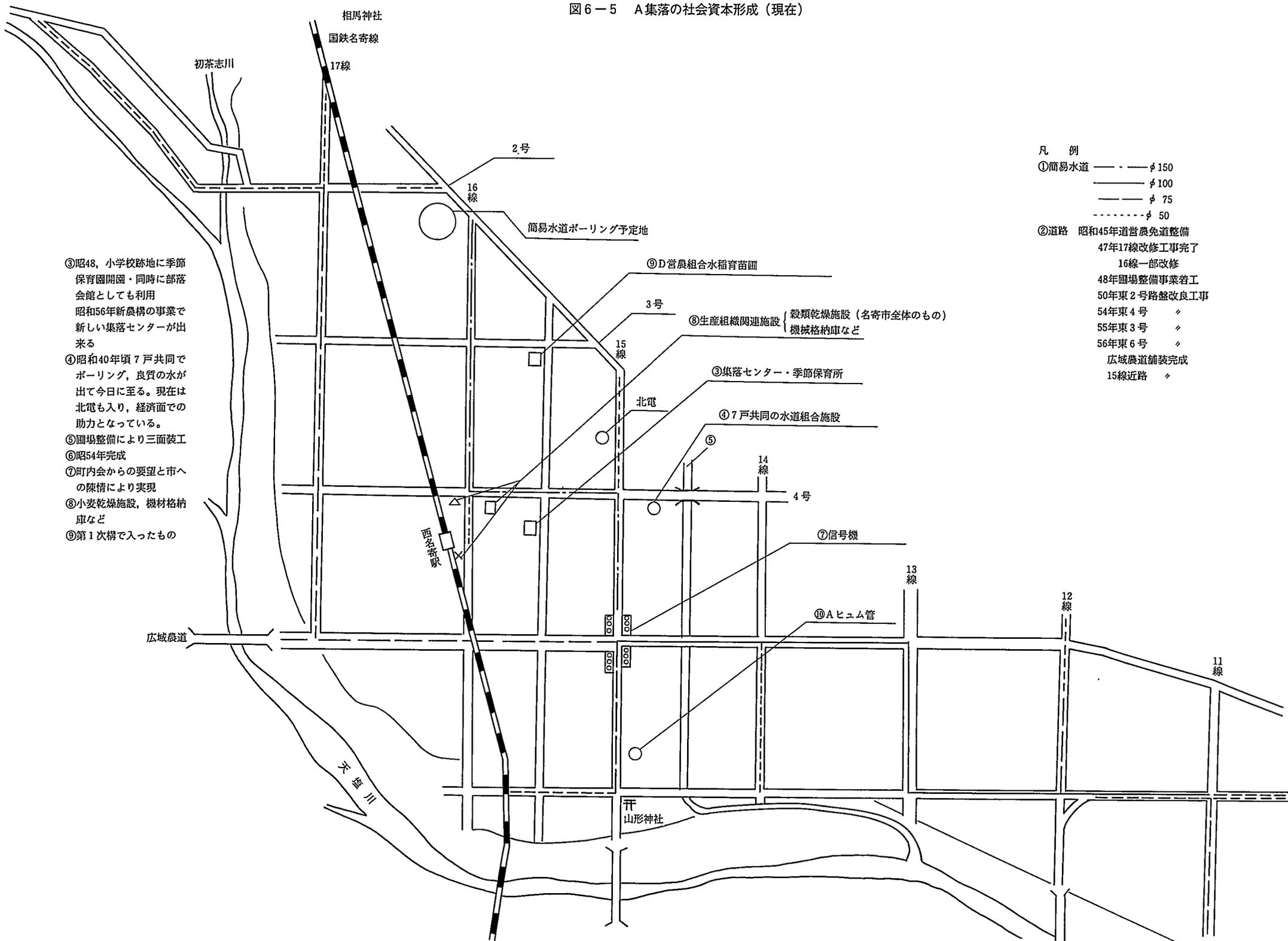
→町内会で水道期成会を結成, 役員は町内会役員が兼ねる。

—天塩川の治水工事で水位が下がる。灌排水路が紫掘からコンクリートとなる。  地下水が不足となり, 井戸がれを起す家が増えた。

—新農構, 自衛隊基地周辺整備事業, 市街地から管を通す簡易水道, いずれの案も実現せず —

— S57, T地区住民より市へ要望書が提出される。 — S58, 再度市による水質検査, 計画の具体化

図6-5 A集落の社会資本形成（現在）



凡例

- ①簡易水道 ——— φ150
- φ100
- φ75
- φ50

- ②道路 昭和45年道営農免道整備
- 47年17線改修工事完了
- 16線一部改修
- 48年圃場整備事業着工
- 50年東2号路盤改良工事
- 54年東4号 〳
- 55年東3号 〳
- 56年東6号 〳
- 広域農道舗装完成
- 15線近路 〳

- ③昭48、小学校跡地に季節保育園開園・同時に部落会館としても利用
- 昭和56年新農構の事業で新しい集落センターが出来る
- ④昭和40年頃7戸共同でボーリング、良質の水が出て今日に至る。現在は北電も入り、経済面での助力となっている。
- ⑤圃場整備により三面装工
- ⑥昭54年完成
- ⑦町内会からの要望と市への陳情により実現
- ⑧小麦乾燥施設、機材格納庫など
- ⑨第1次構で入ったもの

⑧生産組織関連施設 { 穀類乾燥施設（名寄市全体のもの）
機械格納庫など

言葉である。山際の土地は深くボーリングすれば比較的よい水が出るらしいとのことで、7戸の住民の信頼関係と共同出役で配管工事まで行う実行力が統一されて可能となった事例である。また、7戸のうち1戸は退職者で年金生活者、5戸は農家であるという定着性の高い住民であるからこそ可能ということもできよう。加えて、保険所での水質検査を定期的に行うといった科学的なうらずけにもとずいた水使用は、生活水準の新らたな段階を自ら作りあげうる農村住民の力の1つを示している。

この、水道組合加入の7戸以外のA・T集落住民の井戸水については、昭和52年に市と名寄女子短大と合同で水質検査を行った。その結果70%以上の井戸水が不合格となった。これを契機に、水道期成会が作られる。だがA集落の場合、後継者のいない老齢世帯も数戸あり、また、数十万円の個人負担に応ずることができない住民も多い。新農構や自衛隊の基地周辺整備事業にのせる話も出たが、新農構の場合50戸以下の集落が対象であり、自衛隊の場合には図6-6に示されるように、少々距離がありすぎるため、対象とすることができなかった。簡易水道を敷設するには少くとも70%以上の参加者がなければ市としては対応できず、話がなかなか進展しないうちに、各個人の家で浄化装置をつけたり、自分の敷地内にボーリングする住民も出て一時は話がウヤムヤになっていた。その時、この話を再燃させたのが土地改良事業と治水工事による井戸がれである。とくに通水しない冬は井戸がれを起こしやすくその都度2~3mポンプをうち込むとさらに水質が悪化するという具合であった。浄化装置をつけても味の悪さは消えず、ろ過に使う活性炭も1月もたたないうちに取りかえなければならぬ家もあり、家事への重い負担となっていたのである。

83年夏に北大社会教育研究室が行ったアンケート調査では表6-8に示されるように住民の期待は大きい。だが、A集落の場合、指導者層の実行力や政治力に頼むところが大きすぎて、運動が進まない場合、下からのもり上がりによって運動を進めるという段階まではまだ到達していないように思われる。7戸の他に、最近個人でボーリングしてよい水を出している家もあり、さらに、年金生活世帯3戸、女性世帯主2戸、農業でも後継者のいない老人世帯が数戸あり、自己負担にたえられない階層も少くない。かつて、有線ラジオや電気を集落の各戸につける際、自己負担のできない住民に集落としてお金の工面をしたこともあったのだが、今回はそうした仕方は案としても出て来ていない。

T集落の場合は「期成会」という形態をとらず、町内会として熱心に運動を進めて来た。2人の住民が57年には「市政への提言」⁽¹⁷⁾として水道対策を直接市に要求するなどの活動を展開する。58年5月、市の水道部は、A・T集落の住民それぞれ一戸ずつの水質検査を再度行った。とくにT集落で検査対象となった井戸は、120mもボーリングしてなお水質が悪いのである。

こうして59年度以降、本格的に事業をはじめの見込みとなった。それには地区住民の少くとも5割以上の参加者が必要となる。現在、その取りまとめを両集落とも町内会長が行っているところである。

次に名寄市水道事業の実態とこの簡易水道の位置づけについて述べる。図6-6は名寄市の給水実態を示している。上水道の水源は天塩川であるがその他はボーリングして地下水をくみ上げ浄化装置をつけて各家に配管している。「飲料水供給施設」の場合は、ボー

表 6-8 水道期成会のとりくみについて

期成会の活動を強める上で必要なこと（回答 24 戸）

イ. 有力者に頼んで関係する行政機関に働きかけて貰う。 _____	5 戸
ロ. A地区の住民の理解を得て、地区全体として運動をする。 _____	11 戸
ハ. 名寄市全体の問題として市民に広くアピールし、他地区とも連帯する。 _____	5 戸
無回答 _____	3 戸

表 期成会の活動にあなたの意見は反映していますか。

イ. はい _____	0 戸
ロ. いいえ	
- 1) 有力者の政治力にまかせるしかない。 _____	2 戸
- 2) 意見を言うよい機会がない。 _____	2 戸
- 3) 言っても役員が受入れない。 _____	1 戸
- 4) その他 _____	4 戸
無回答 _____	15 戸

水道期成会の活動に対する意見

「期成会の役員のところの水がいいから努力しない。」

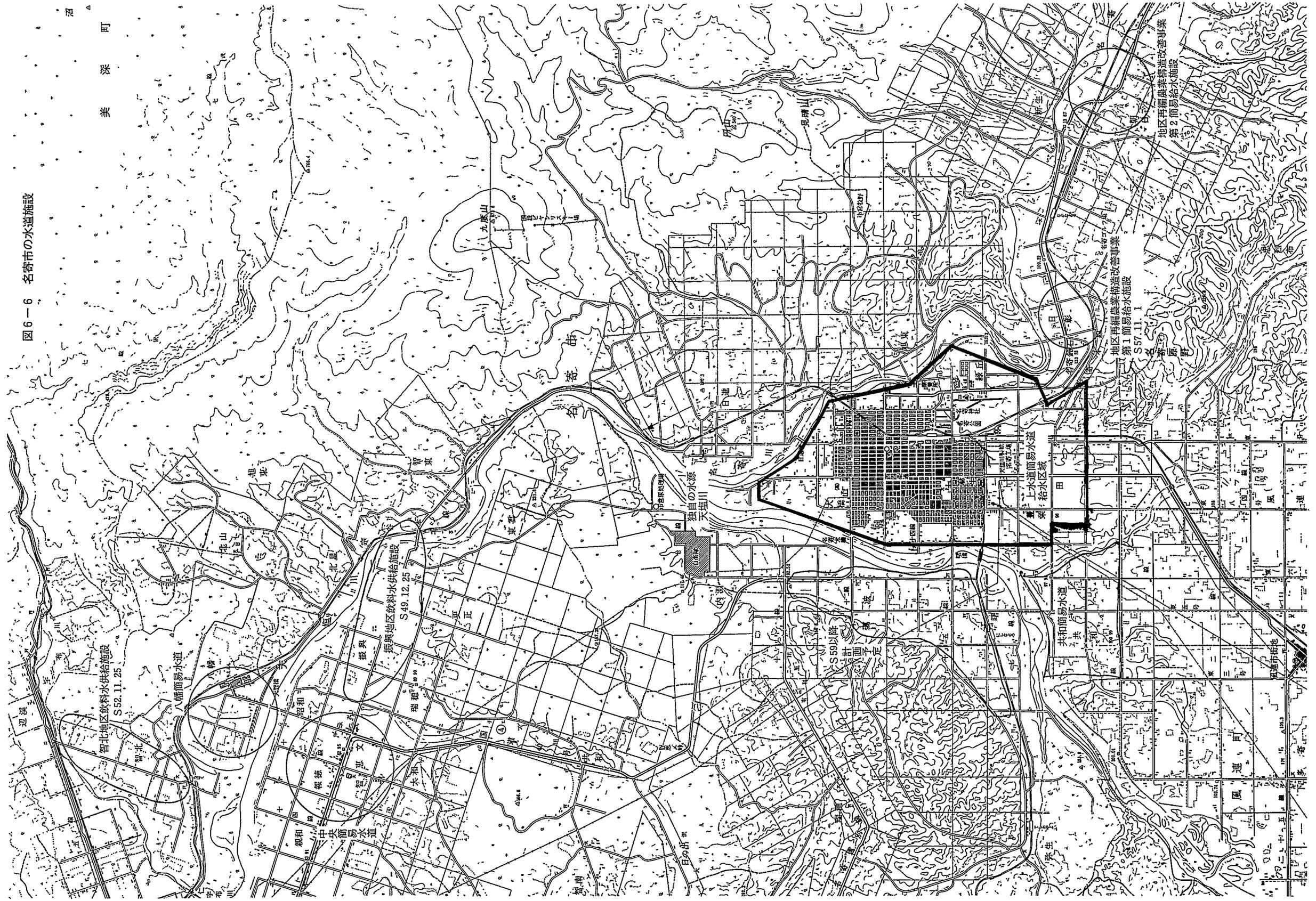
「自己負担40万円は多い。運動の盛り上がりを若い人ががんばってほしい。経済的なことがからむので、まとまらないことが多い。」

「なかなか進んでいないようで気が気でない。一日も早く望む。」

「初回にもどり、今一度話し合いと検討を。」

リング、浄化装置、本管への配管までを市が負担し、各家への引きこみと蛇口1つ分が個人負担となっている。この場合、施設が出来あがってしまえば、その維持管理はその集落の責任で行い、以後水道料はかからない。「地区再編農業構造改善事業（新農構）」の場合は、対象が50戸以下の集落で住民の自己負担はやはり数十万円である。第1施設の場合は戸数8戸で約282万円第2施設の場合、戸数7戸で255万円かかったとのことである。この場合も出来たあとの施設継続管理は当該集落の責任となる。この他、農水省の事業で「営農飲料用水」が1カ所入っているが、本来家畜などに使用する水を人間も使っているものであり、浄化装置や定期的水質検査の体制は出来ていない。さて、問題の簡易水道であるが、定義は101人以上、5,000人以下を給水人口とする水道となる。水源はボーリングする場合もあるし、同一行政区内に存する水道事業から500m以上の連絡管で連絡する場合もある。国庫補助の対象となるのは、取水、浄化に必要な施設と送水、配分管であり、各家への引きこみは個人負担となる。以後の維持管理は自治体が行い、水道料は市街地と同じ基準となる。前述の「給水施設」や新農構の事業の場合では施設が出来たあとの維持管理は集落の責任となるのであるから、集落として管理する力量をもっていなければこのような施設を作ることはできない。名寄市の場合、各個人の引き込み配管は自己負担であるが、集落によってはかかる費用をプール計算して皆平等に負担する所もある。だが簡水の

図6-6 名寄市の水道施設



場合は、事業開始にあたっての参加者の取りまとめさえ集落の力で行なえばあとの施設維持管理は公務労働にまかすことができる。ただ、各個人への引きこみ線の自己負担額が約30万ほどかかるので、定着性のある住民でなければなかなか実現しないという側面がある。

6. まとめ

北海道の場合、「イエ」「ムラ」関係は府県のそれに比較して全くないとか希薄、とか言われている。⁽¹⁰⁾むしろ、生産・生活上必要な関係がどのようにとり結ばれて来て、それが政策との対抗関係の中でどう変化して現在に至るのかが重要であり、それを知るための媒介として、社会資本形成は1つの柱を成すものと考えられる。まず第1にその視点で本論文をかたんにふりかえってまとめてみよう。

まず、開拓入植から生産・生活の基盤が確立するまではいわば「手づくり社会資本」の形成期といえよう。歴史もあさく、必ずしも1つにまとまっていなかった集落が生産・生活上の社会資本を整備する際には一致団結しなければならなかったし、そうすることによって集落の団結もつくられて来た。A集落の場合には、集落の力だけで実現できない場合には積極的に周辺の集落や資産家の労働面、経済面の援助をもとめ、さらに行政にも働きかけて実現するという行動力も供っている。

しかし、第2に国家の力が社会資本形成におよんでくると、色々な面で集落としての管理機能が弱められる傾向が出てくる。国家の力が介入する際には新しい技術の導入がからむことが多く、維持管理が簡素化される。逆に行政は広域化し、複雑な部分は公務労働におきかえられる。住民の管理機能は国家の側から再位置付けされ、管理費用もコスト化される。この中にたくみに「受益者負担」がとり入れられ、価値収奪も行なわれる。この点に対抗点の1つがある。また、対抗点の第2は、各個別農家の生産力の発展と要求の多様化（生活にも同じことがいえる）に対して画一的な政策がうち出される点にある。この点に関しては最近の政策では住民代表も入れた形での社会資本計画作成を行う方向をとっている。（例えば新農構の推進協議会など）現実の生産の担い手層や、生活関係でも婦人が正しく位置づけられるならば集落のもつ内発的な力を生かすことことも可能であろう。A集落の場合、まだ過渡的ともいえる段階にあるのではないだろうか。とくに純農村においても階層は多様化し、生産・生活への要求も多様化している。そうした中で個性性を尊重した集団のあり方が今後問われるであろう。第3の対抗点として、そうした集落の力が発展すれば、政策変革への力となるであろう。A集落の場合、多くの政治家を出し、政策を積極的に自分たちの要求に合わせて利用する実行力はすぐれていた。集落のもつ力が真に発揮されれば変革主体をも展望できるであろう。中心的に本論で述べて来た水管理の問題も、まだ政策にふり回されている観がないでもない。本格的に土地改良事業がはじまってから、稲作減反が行なわれ、事業の内容もそれに合わせざるを得なくなった。事業が終った現段階になって、30a区画では集約的なものを作るのにロスが出るという矛盾も出ている。また、治水、灌漑排水、生活用水の問題は相互に深い関連をもっている。治水ができると灌漑ができなくなり灌漑排水工事と治水によって生活用水が悪化するという経過をた

どっている。地域の水利利用は生産・生活を見通した総合的なものでなければならない。住民こそその主体であり、住民の側から公務労働を位置づける方向へと発展すべきであろう。そのような主体性を真に発揮するためには生産面においては実際に生産を担っている生産組織のリーダーなどが土地改良区の運営にかかわることが必要であろう。

第3に、生活面独自の問題は、A集落においてまだ系統的に追求される段階となっていない。生産の場合、灌排水施設は土地改良区、機械・施設関係は営農集団など、持続的で系統的な社会資本形成を集落で行うための組織をもっている。生活の場合、自治体との連絡は町内会が受けもっているが、持続的・系統的に社会資本投資を考えるというのではなく、要求が出て来たらその都度対応する形態となっている。A集落は教育の位置づけが高く、小学校や保育所などの社会資本は早くから計画に組み入れている点すぐれている。(遠藤論文参照) また、広域農道(集落の中心部にある)が作られたことにより交通量が増えるとそこに信号機を要求するなど、対応は機敏な集落だといえるだろう。だが生産に関する社会資本投資を先に行い、その結果生活に矛盾が起こると、その矛盾に対応するという構造は基本的にA集落においてもあてはまるであろう。地域の社会資本建設計画には、現在生活に最も深くかかわっている婦人層の参加をはじめとして、生産と生活・教育を見通した統合的な視野をもつことのできる組織が必要となろう。

第4に、階層性の問題である。開拓期の「手づくり社会資本」の場合は階層をこえて、一致したところで作られ、そのとりくみを通して住民が団結した。政策にもとづいた土功組合の設立でもはや階層差にもとづいた対立があらわれている。それ以前にもA集落では6戸からなる全く自主的な水利組合があった。自然流水を利用した簡単なもので「手づくり社会資本」と言ってもよいのである。こうした自主的に形成されたものと異なり、政策・補助金がからんでくるとあらかじめある程度決った事業内容に沿って集落内をまとめなければならない。同じことは共同消費手段においてもいえる。都市近郊に属するA集落の場合、簡易水道をつけることができる。しかし1戸当数十万の自己負担は全ての階層が負担できる額ではない。とくに生活手段の場合には例えば水道の場合であれば浄化装置や敷地内にボーリングするなど、ある程度の個人的対応が可能であるから問題がむずかしくなる。階層による社会資本への要求の多様化を包みこんだ社会資本形成が重要な課題となるであろう。

最後に、本論文では本格的に展開しなかったが、生産と生活を統一的に行う場として集落をとらえる場合、社会資本という物的条件のみならず、公務労働や共同業務の位置づけが重要となってくる。生産面における社会資本の管理運営に如実に示されるように、集落住民(農民・土地改良区組合員)の裁量の余地はだんだんせばめられている。共同業務といっても土地改良区の場合、政策の影響を強くうける傾向があるが、逆に住民の側から、専門労働としてこれらの労働者を位置づけ、手をむすぶことができるならむしろ住民の側に立った社会資本形成、管理運営にプラスとなるのである。生活面においても簡易水道における水源の維持管理は公務労働によって行なわれることになり、また本編にはふれなかったが季節保育所の設置(遠藤論文参照)など、家事労働の一部が公務労働に転化する傾向がみられる。そのことによって生活内容(含保育内容)が高められると同時に、住民

の側もこうした専門労働者と接触することにより生活内容向上への問題意識をいっそう高める契機となるのである。農村集落における社会資本の形成・維持・管理運営主体としての住民を考える時、その社会資本にかかわる公務労働者・専門労働者との連帯を抜きには主体となりえないのである。

このこととかがわって今後の課題に一言ふれておきたい。農村における社会資本形成と住民の問題を考える場合、やはり、家族協業（家事・育児労働を含む）と集落・地域における共同労働の存在形態と結びつけて分析する必要がある。この点は今回、非常に不十分なものとなってしまったことをつけ加えておきたい。

〈注〉

- 1) 社会資本概念に関する論争については、京極高宣・川上則道著「社会資本の理論」（時期社 1984年）を参考にさせてもらった。
- 2) 例えば「現代資本主義分析4・現代資本主義と国家」（岩波書店 1981年）
- 3) 「公共性を考える1-公共事業と現代資本主義」（宮本憲一・山田明編 垣内出版株式会社 1982年）
- 4) 岡部守「農村地帯における生活関連社会資本」（『社会資本形成と現代農業』大橋一雄・竹中久二雄編著1984年 農林統計協会）
- 5) 堀口健治「農業の再生産構造と社会資本」（同上）
- 6) 同上
- 7) 永田恵十郎・南侃 編著「農業水利の現代的課題」（農林統計協会 1982年）
- 8) 注3 前掲書
- 9) 前掲書
- 10) 例えば、田端保「北海道農村社会の特質と『農事組合』型村落」（『農業総合研究』36巻2号）では、北海道の場合、生産・生活上必要な限りでの諸関係がむしろ重要との指摘がなされている。
- 11) 小田清「公共投資の役割と地域開発に関する研究」（『北見大学論集第4号』北海学園北見大学学術研究会 1982年）によれば、生産関係・生活関係ともに石狩・空知に重点的な公共投資がなされている。
- 12) 第1節と第2節はA集落70年史およびT集落80年史をもとにした。
- 13) 土功組合の組合員は土地所有者しかなれず、A、Tの場合も、とくにTは大地主がいるため小作人の数は少ないと思われるが、資料の制約上その関係はよくわからない。従ってここでは「組合員」と限定せざるを得ない。
- 14) 永田恵十郎「稲作生産における土地改良の経済的意義」（古島敏雄編『産業構造変革下における稲作の構造 I 理論編』東大出版会 1975年）によれば、土地改良事業の歴史的発展過程は次の四期に区分される。
第1期：耕地整理法の制定された明治中期から大正初期にかけての地主中心の耕地整理事業の時期
第2期：開墾助成法、用排水幹線補助要項が制定される1920年頃から1940年代にかけての時期。水田地帯の用排水幹線施設の改良的更新がすすめられ、収量水準は上昇し、稲作主産地の形成がみられた。
第3期：土地改良法の制度から（1945年）1950年代後半まで。戦後段階における小農技術形成の基礎がきずかれた。

第4期：農業基本法制定（1961年）から現在まで。この時期には大規模な用排水事業もおこなわれるが、圃場整備事業の発足（1963年）以後、この圃場整備が土地改良投資の中心部分を構成するようになった。

この、第3期と第4期の間の、「豊度増進的」土地改良投資から、省的な農業機械化を可能にする生産基盤整備投資への転換が主要とされている。「小農保護」的性格から「小農克服」的性格への転換といわれている。

15) 名寄新聞 第8932号 座談会 より引用

16) 前掲書

17) 名寄市で市民の声を市政に直接反映させるため、として行っている制度

第7章 社会教育関連施設の構造と集会施設

遠藤 知恵子

1. 序 論

1) 社会教育施設の動向と施設論の課題

戦後社会教育施設は、戦前の非施設性の批判のうえに、公民館を中軸として図書館、博物館という三つの施設を中心に整備されてきた。しかし今日、社会教育施設の多様化路線が進行し地域的に大きな格差をもちつつ、一定地域では量的に雑多に拡大し、「雑施設」「乱施設」⁽¹⁾の状況が広まっている。一方、従来中心的位置にあった公民館等の専門施設は急激に合理化が進行している。この様な施設の動向に対し、住民の要求に基づいた施設づくりの運動が広がり、住民の学習権保障を軸とした施設の在り方を模索する職員の動きが展開している。いま社会教育施設論においても、住民の学習活動に関わって施設の果し得る機能と全体的な構造を明らかにしてゆくことが大きな課題となってくる。

社会教育施設は、戦後特に経済的、政治的状况に大きく規定されて展開してきている、社会教育の中心をなしてきた公民館の展開過程にそくして大きく時期区分すると徳永功氏も指摘するように戦後から今日をほぼ四つの時期に区分しうる。第Ⅰ期はいわゆる寺中構想といわれる初期公民館構想の時期（建設期）である。この時期の公民館は、多様な目的をもち町村振興の中心機関として総合的な機能が求められたが、財政事情の逼迫も反映して、物的条件は未整備でいわゆる機能重視の「青空公民館」の時期である。第Ⅱ期は1949年社会教育法の制定から1959年社会教育法大改正の期間（定着期）で、公民館が法制化された時期である。ここでは戦前の非施設性の批判の上に、行政の任務は、国民の主体的学習活動の条件整備（即ち具体的な方法としては図書館、博物館、公民館などの施設の設置など）とされたことにより、一定の施設上の充実がみられた。しかし行政の効率化・広域化をたてまえとする地域再編政策の展開した時期で、1953年町村合併促進法として具体化されたが、公民館も、「新市市民の意識形成」（村づくり町づくり）の役割を担った総合社会教育の中に組みこまれる。この時期公民館の機能は総合社会教育論の中で、総合的機能を担うものから「教育学術的」事業に限定されてくる。施設としては総合的機能を重視したもので、講堂とステージを中心としいくつか部屋を配置する形をとったものが多い。⁽²⁾第Ⅲ期はさらに1970年までの時期で高度経済成長期、地域開発政策の下で地域社会が急激な変ぼうをとげ、都市化に対応した公民館の在り方が模索される（模索期）。地方財政の好転を背景とし、施設が近代化デラックス化してゆく中で、公民館の方向は施設内に於ける学習の構造化の追求へと傾斜してゆく。第Ⅳ期は1970年代から今日に到るまで、先にも

あげたように、施設の多様化と社会教育専門施設の合理化が進展し、一方において住民の学習要求の多様化を背景とした住民自身や施設職員による施設づくりの試みがなされる時期（発展期）である。

以上のような公民館の現実的展開を通し、公民館論は大まかに分けると二つの方向で追求されてきたといえる。一つは、初期公民館以来今日まで明らかに継承され続けているもので、公民館を地域住民のたまり場、交流の場として位置づけてゆく方向と、もう一つは成人教育の専門機関として科学的系統的教育内容を追求してゆく方向である。さらに施設論としては施設整備充実の時期に物的条件としての施設の在り方が追求されてきたが、物的条件としての施設の合理化よりむしろそこに配置されてきた施設職員の削減という新しい形での合理化が展開する中で、物的条件としての施設とその機能の統一的把握即ち専門職員を含めた施設の在り方が追求されるようになり、また館内の学習活動を中心とする都市公民館への全体的傾斜の傾向に対しては地域に根ざした公民館づくり、あるいは社会教育（施設）計画化の中で「地域のたまり場」と「専門施設」の統一的発展ないし構造化が模索されつつある。昭和40年代出された公民館三階建論から昭和49年の三多摩テーゼに結晶する三多摩の公民館実践の中にはすでに、たまり場としての公民館からより系統的専門的な学習の場としての公民館を一つの施設の機能として構造化し、そこにおける専門職員の役割を明確に打ち出すことを試みている。都市型公民館の一つの典型である。佐藤信一氏は「農村公民館の再構成」⁽³⁾において、都市とは全く条件の異なる農村部においてさえ、学級・講座中心の運営に終わっている公民館が多いことを指摘し、地域再生の要としての住民自治を回復するためには、農村独自の条件にあわせ、部落における住民各層の自主的活動を育成する地区公民館、さらにそれら部落の住民活動を前提とし、それを促進するための教育事業や行事を企画する公民館という二重の構造をもつものとして再構成することを提起しているが、この視点は、機能分化し「雑施設」「乱施設」状況にある都市公民館の在り方にも示唆を与えるところが大きい。さらにごく最近では、松下拡氏が学習の場の構造をより広くとらえ、その中に公民館を位置づけている。即ち、公民館の機能は、住民が、地域の課題を自覚し、自ら生きる条件をつくり出してゆくという「住民の学習能力自治能力の形成」を基本にすえ、それらを支える物的条件としての「施設」と人的条件としての「職員」が地域に根づくことにあるとする。具体的には、地域や生活の様々な課題を見すえた学習活動を援助することであり、必然的に学校や医療機関、農協などといった関連諸機関との有機的な関連が要求される。佐藤氏の提起はまだ「公民館」の枠内で論じられたものであるが、松下氏の公民館論は、学習の全体構造の中に公民館を位置づけようとするものである。

より施設そのものにそくして、社会教育施設の形成過程をたて軸に、施設の機能を横軸に綿密な分類を試みたものに、高倉嗣昌氏の「農村における社会教育施設の位置と役割」⁽⁴⁾がある。社会教育活動としてはまだ末分化な生産・生活における諸活動（学習的側面を持つ）から、専門的学習活動を展開しうる施設まで、今日社会教育（関連）施設は多様なあるいは重層的な構造をなしているが、それらを、社会教育施設としての条件を満たす程度に応じて社会教育専門施設から社会教育関係施設まで分類し、さらに目的・対象別・人口

規模等の指標で分類し、都市型・農村型分析視角を提示している。

以上のような社会教育（施設）の全体構造を、より具体的に地域の社会教育計画として生かすためには、なお深めねばならない課題が多い。社会教育は本来、日常生活、生産活動の中から直接的に出てくる諸要求諸活動を組織化することを基本とするものであり、学習活動のまだ自立化していないが学習の側面をもつ活動の範囲も含めて広く社会教育活動をとらえる必要がある。それゆえ、施設の構造や施設職員の機能（役割）の把握も、学習主体の学習の展開過程にそって再編成してゆく必要がある。そのためにはまず、学習主体の性格を把握することと同時に、その学習主体が身をおいている地域の構造即ち生産・生活の構造とそこにおける課題を明らかにすることが必要である。それらとの関連でどの様な学習がなされてきたか（学習過程分析）、どのように施設が形成されてきたかを分析することにより学習の展開の可能性や学習の物的・人的条件としての施設の機能あるいは構造を展望しようとする。これらの分析をすすめるには、どの様な主体としての発達、地域としての発展を展望するのが基本として据えられねばならない。即ち単に「自治能力の形成、と一言で表現されている力量の内容をより厳密に様々のレベル、側面でもとらえる必要があり⁽⁵⁾また地域における課題は、その地域の歴史的社会的背景との関連ばかりではなくさらに全国的動向の中に位置づけてとらえてゆく必要がある。その場合生産力の発展段階とそれに規定された生活様式及び社会的関係の変化との関連即ち階級階層の視点は不可欠である。

2) 課題の限定—農村地域集会施設の分析—

社会教育活動の原点が、生産・生活の諸課題から直接的に出てくる学習要求を組織化してゆくところにあるとすると、社会教育および施設のあり方は学習主体の学習の展開にそって構想されてゆかねばならない。そのためには現在の多くの都市化に傾斜した公民館が忘れ去っている学習の形成過程を含めた把握が必要であり、それが農村における部落公民館・ないし地域集会施設での諸活動に見出すことができると考える。高倉嗣昌氏は、前掲書において「農村型」施設研究を評価している。即ち今日の都市における施設が、多く企業の手になぎられ、綿密な学習計画化のプロセスを欠きさらに、大都市における施設の有機的結合が住民の学習要求とは別個に行政主導に行われているといった問題をかかえているのに対し、生産生活を統一的に把握し得、潜在的学習を具体化してゆく過程や施設そのものの形成過程（住民主導の）を検討しうる農村型施設を見直すことの重要性を指摘している。小論に於てはこの意味でまず都市型、農村型の両タイプの施設と相互の関連を見られる地方小都市の名寄市を事例としてとりあげる。そこにおける社会教育及び施設の実態を明らかにし、その中で住民側がどの様な社会教育活動を行っているか、郊外の農村部の1集落を事例に検討する。さらに、地域における日常生活の拠点である農村地域集会施設に焦点をあて、そこで展開されている活動の分析から、社会教育関連施設としての機能を実証的に明らかにし、さらにそれらを成り立たせている諸条件を検討する。事例とした地域は学校統廃合を機に、その施設を利用した新たな教育（保育所）をつくりあげ、また行政から持ちかけられた補助金による施設建設を主体的に受けとめ、学校（校舎）のかわりに地域のセンター、教育施設としてそれを位置づけてきた。この施設が事実上どのよ

うな機能を果しているか、またそれらを可能としている条件は何か、施設建設により住民の施設利用（学習の一側面としての）および学習主体自体にどのような変化があったのかを明らかにしてゆく。

2. 社会教育施設および類似施設

名寄市は、周辺部に農村地域をかかえる人口3万余りの地方小都市である。名寄市における社会教育施設および社会教育類似施設の実態を先ず見てみよう。

1) 名寄市の社会教育施設（公的社会教育）

名寄市にある社会教育施設は表7-1の通りである。公民館にそくして見ると、中央公民館と智恵文公民館の二館あり、さらに中央公民館には6館、智恵文公民館には5館の分館がある。設置場所は表7-2、配置は図1に示すとおりであるが、いずれも公民館としての独立の施設を持っていない。名寄市の場合、社会教育財政上の特徴としては、施設投資よりは委託料、負担金（補助金、交付金）といった費目に比重がかけられ、間接的に事業推進をはかる方策がとられている⁽⁶⁾。施設に関していえば、社会教育活動は、社会教育専門施設より、むしろ、農林省系列の補助金による諸施設を利用して展開される傾向が強いことになる。市の社会教育課及び中央公民館は、58年8月新しく建設された文化センター（コミュニティセンター）内に移転している。この施設は、新農業構造改善事業の環境整備資金を導入しての多目的研修センターと名寄市財政による文化センターをドッキングした形で建設されたものであるが、その利用状況を見ると両施設とも市又は教育委員会が最も利用率が高く、多目的研修センター部分も、本来の農業関係の利用は、回数にして6.3%、人数にして3.4%にとどまっている（表7-3）。もう一つの智恵文公民館も同じく新農構の事業導入で56年建設された智恵文多目的研修センター内に、市役所支所、保育所とともに同居している。分館については、名目上の設置場所は、小学校、旧小学校々舎、部落会

表7-1 社会教育課管轄施設

施設	開設年月日	面積 (㎡)	主要施設
名寄市文化センター	S. 58. 8. 1 (移転)	(2,748.05 1/2)	会議室(3), 市民工芸室, 管理事務室, 市民サロン, 託児室
働く婦人の家	S. 48. 1. 20	658.45	割烹室, 託児室, 展示ホール, 講習室, 会議室, 和室
青少年会館	S. 45. 1. 5	435.5	研修室, 調理室, 体育室, 和室
市立名寄図書館	S. 48. 8. 1	1,618	
郷土資料館	"	189.7	郷土資料展示室, 郷土資料展示分室
プラネタリウム館	"	65	
フーコーの振り子塔	S. 55. 8. 1		
スポーツセンター		3,995.55	アリーナ, 体育室(3), 研修室, 観覧席

表7-2

	設置場所	活動場所
名寄公民館	市民文化センター	多目的研修センター
曙分館	旧曙小学校	西部地区集落センター
弥生 "	弥生会館(部落会館)	弥生会館(部落会館)
共和 "	共和福社会館	共和福社会館
瑞穂 "	転作促進研修センター	転作促進研修センター
中名寄 "	中名寄小学校	中名寄小学校
日進 "	日進小学校	日進小学校
智恵文公民館	多目的研修センター	多目的研修センター
智北会館	旧智北小学校	農作業管理休養施設
智南 "	旧智西小学校	旧智西小学校
智南 "	旧智南小学校	智南会館
八幡 "	八幡会館	八幡会館
北山 "		

館など様々であるが、農政補助金による集会施設が建設されている場合、実質的にはそちらで活動している場合が多い。

そこで、これら施設を、そこで行われる事業の面から見てみよう。市社会教育課および公民館の活動、それへの住民の参加の実態は表7-4に示すとおりである。施設側が集計した58年度利用実績でありくわしいことはわからないが、これらは全市民を対象とするものであっても、おそらくは地理的な条件に左右され、近郊の住民の比率が高いと思われる。また最も参加の多いのは家庭教育学級であるが、これは開設場所が小中学校となっており(表7-5)、小中学校の父母を対象としている。学校の規模、生徒数を考えると、地域により参加率に大きな差があり、距離的な問題とは別の地域の特徴があることをうかがわせる。次に公民館分館活動であるが、これは原則として、あくまで地域の自主性に任せるといことで、行政側が関わっているのはほぼ年に1回巡回講座を行う程度で、それ以外の活動実態は必ずしも充分把握されているとはいえない。そこで次に公民館分館の設置されている施設を含め住民の最も身近にある地域集会施設について名寄の状況を見てゆきたい。

表7-3 利用状況(58.8.11開館 → 2月末日)

	分 類	件 数	人 数	(市または教育委員会) 名寄市市民課 経済部農務課 (農業関係) 農協
市民文化センター	市又は教育委員会	88	8,154	企画調整課, 職安 農協婦人部, 青年部
	教育関係団体	35	2,546	教育委員会社会教育課(公民館含む) 4Hクラブ
	文化関係団体	6	335	(教育関係団体) 高等学校(土地懇談会) 農業振興審議会
	社会福祉関係	9	120	高文連(美術・写真展他)
	一 般	56	10,368	学校給食センター (一 般) 町内会
	個 人	16	33	子ども育成会 自治会
	小 計	210	21,556	合同教育研究会 企業(学習会)
多目的研修センター	農 協 関 係	24	1,549	(文化関係団体) 母と女教師の会 (ナショナル, 森永他)
	市又は教育委員会	75	7,607	少年少女合唱団 アマチュア無線クラブ
	教育関係団体	27	4,176	名寄太鼓保存会 覚知寺, 創価学会
	文化関係団体	0	0	民謡 詩吟声会 阿含宗
	社会福祉関係	4	1,100	同好会(木彫, ペン習字) ライオンズクラブ
	一 般	36	9,482	(福祉関係団体) 福祉事務所 その他
	小 計	166	23,914	手話の会 日本看護協会
合 計	376	45,470	日赤	
開 館 日 数			191日	

表 7-4 名寄市公民会（58年度）

講座名	受講者	回数	延人員
革工芸	24	14	206
簿記	23	25	360
文芸	8	15	98
ダンス	34	15	326
婦人教養	10	10	75
ペン習字	25	10	202
史跡めぐり	22	2	29
名寄市を知る	14	1	8
春の山菜	15	2	17
秋の山菜	28	10	28
ジャズダンス	51	5	279
料理	24	5	88
木彫	19	10	85
英語	7	10	44
中国語	13	3	95
年賀状	26	2	53
ひょうたん	26	8	52
陶芸	19	10	
花と菜園	21	3	
花ダン作り			

名寄市 社会教育事業

開設学級	学級数	受講者	回数	延受講者
乳幼児学級	2	122名	10×2	1,220
家庭教育学級	9	369	10×9	3,690
婦人学級	1	30	16	300
高令者学級	5	161	22×4 10	2,726
計	17	682		7,936

社会教育講演会	350名
名寄ユネスコの集い	22名
各種行事	1. 花壇コンクール 41件参加
	2. 市民文化祭
	芸能発表 21団体（251名）
	文芸美術他 662点
	菊花 320点
	薄茶 200名
	3. 書初め大会 58名参加
	4. 成人式 該当者 397名
	出席者 285名
	5. カルタ大会 4チーム（12名）

表 7-5 家庭教育学級（58年度）

学級名	開設場所	学校児童数	受講者	回数	延受講者
こぶし学級	名寄小	809	66	10	660
はばたき学級	南小	936	35	10	350
若木学級	東小	384	60	10	600
名西学級	西小	695	34	10	340
しらかば学級	豊西小	453	26	10	260
ひぶな学級	智恵文小	59	40	10	400
柏学級	名寄中	792	43	10	430
いしづえ学級	名寄東中	704	24	10	240
智中学級	智恵文中	42	41	10	410
計				90	3,690

2) 社会教育類似施設—地域集会施設—

社会教育専門施設での学習活動に参加する以前に、地域における生産や生活に関わる活動およびそこから直接的に生じてくる学習活動の組織化は、地域住民にとってより重要である。地域集会施設は、それら教育・学習の形成過程にある活動展開の場となるし、その意味で、地域集会施設に設置されている公民館分館の活動は重視される必要がある。

名寄市には69の町内会があるが、各町内会が地域集会施設をもつかどうかについては、56年行われた「名寄市町内会活動実態調査」がある。独自の施設をもつ町内会は48%で、ほぼ半数になるが、地域的にはかなり差がある。即ち、郊外農村部の25町内会では、24の町内会が何らかの集会施設をもっているが、市街地の44町内会では、14町内会のみでわずか31%にすぎず、施設をもたない町内会は、会長宅や他の施設を利用して会議などを開いている。町内会活動への参加状況や連帯意識、町内会会費の負担の額をみても農村部の方がかなり高くなっており、今日もなお地域組織としての町内会および地域集会施設が農村住民の生活にとって持つ意味の大きいことを示していると思われる。たゞし、かつては地域での生活に不可欠のものとして住民自身の手によって集会施設を建設してきた部落が多かったが、今日では農林省や厚生省などの補助金によって建設された施設も多い。名寄市の農村部の施設を、建設主体の違いにより分類すると表7-6のようになる。特に53年からの新農業耕造改善事業によるものや転作関係の施設など、近年農水省補助金による施設建設が盛んである。

表7-6 農村部地域集会施設(24集落)

町内会館	9
福祉会館	6
集落センター	1
転作研修センター	2
農作業管理休養施設	2
多目的研修センター	1
旧小学校	2

3. 西部地区集落センターの事例

以上、施設の面から名寄市における社会教育の実態を概観したが、住民の側からこれら施設をどの様に利用しているか、その実態をA集落を事例に見てゆきたい。A集落は、名寄市街地の西部に位置し市街地までは車で15分程という割合近い距離にある集落である。総戸数65戸(人口225人)農家戸数58戸で稲作を中心としている。分析のデータは、1983年8月行った集落全戸へのアンケート調査(回収率 $50/65=76.9\%$)およびA集落の各組織役員、その他主にD営農組合のメンバー等への面接調査をもとにしている。社会教育課の事業および中央公民館の事業・学級・講座等は全市民を対象にしているが、智恵文公民

館は智恵文地区の住民のみを対象にしている。A集落の場合、これら市の施設に1年間に出入りする回数は、表7-7に示すとおりであり市街地から比較的近いこともあって個人的に利用している人は結構みられる。しかし公民館の学級講座等への参加は婦人の場合を例にとってもごくわずかである(表7-8)それに比べ、集落内で集まることは、経営主・婦人とも非常に多く活動の場は専ら集落内の施設であることがわかる。

集落センターは広さは394㎡(図7-2)、大、中、小会議室に調理室をもち集落センターとしてはかなり広いが、これは、事業導入に当ってA集落を含む6集落を対象とする施設として建設されたからである。57年度の利用実績(表7-9)は、各室あわせて延450件、延人数で8474人にもものぼるが、利用組織はほぼA集落のみで占められている。いわばA集落の部落会館として使用されており、いかに活発に施設が利用されているかがわかる。そこで、この施設を住民がどのように利用し運営しているか、また施設が地域で(住民にとって)どのように機能しているかを検討する。

表7-7 56年A集落住民の他地域施設利用

	利用人数	利用回数
市民会館(公民館)	13	77
スポーツセンター	10	16
図 書 館	5	7
働く婦人の家	2	15
小学校体育館	1	1

(回答者 21名)

表7-8 名寄市公民館活動へのA集落住民の参加(57年度・婦人)

	人 数		人 数		人 数
婦人教養講座		ヤングメイト教室		花壇づくり教室	2
青少年科学講座		陶芸教室	1	楽しい庭づくり教室	2
ペン習字講座		春の山菜教室		ダンス教室	
簿記講座		秋の山菜教室		ペン習字同好会	
文芸講座		手造り年賀状教室		木彫同好会	
英語講座		レクゲーム教室		陶芸同好会	1
郷土史講座		アマチュア無線教室	1	ダンス同好会	1
		花と菜園教室		英語同好会	

参加人数4名(延8名)

図2 西部地区集落センター

平面図

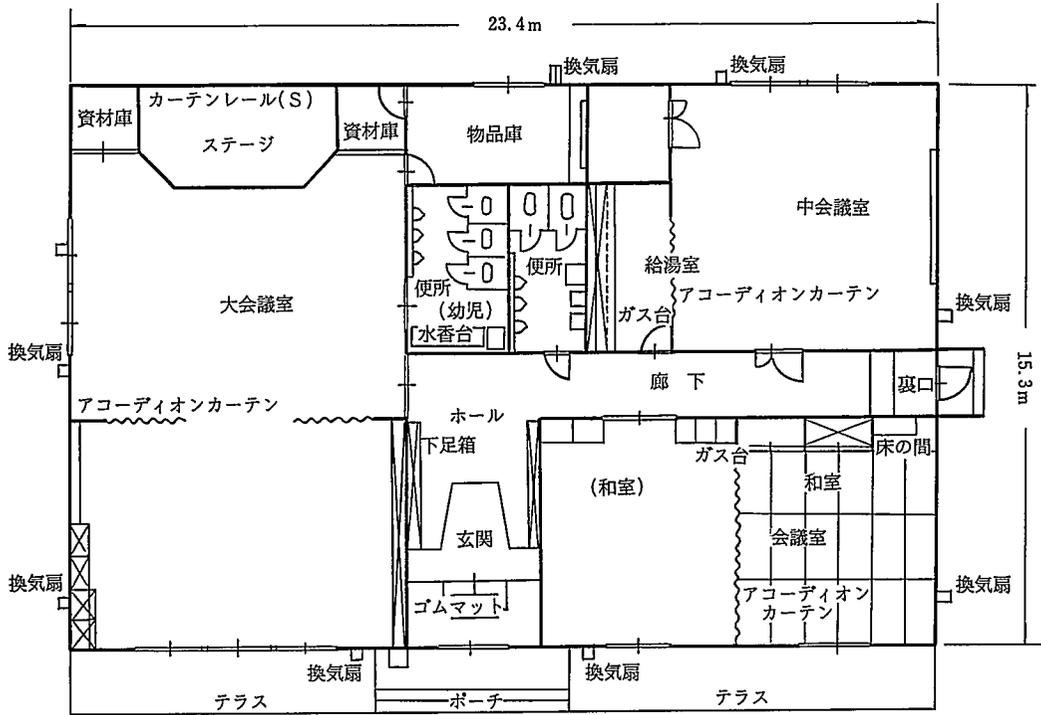


表7-9 57年名寄西部地区集落センター利用実績(町内会総会議案書より)

	利用計画		利用実績	
	延日数	延人員	延日数	延人員
大会議室	171日	5,320	200日	4,948
中会議室	94	2,095	99	1,563
小会議室	140	1,704	151	1,963
計	405	9,119	450	8,474
利用率			111%	

1) センター利用の組織

この地域にある生産・生活上の諸組織をあげると表7-10のようになる。行政区としての町内会組織、農事実行組合、生産組織、年齢階層による組織など重層的に組織されている。町内会は集落全体に関わる問題、例えば祭りや子どもの教育（保育所）など、共通の問題をあつかい、部落会総会及び役員会で事が運ばれる。班組織は、行政よりの連絡網、ないし集落全体で一斉にとりくむ農道整備等作業を行う場合の単位となる。農事実行組合は、第一、東、西、南、北の5つあり、農業に関する共同関係はほぼこのグループ単位で

表7-10 A地区の諸組織

<町内会組織>	
役員会	— 1班（7戸）
会長	— 2"（8戸）
副会長	— 3"（8戸）
会計 — 土木部	— 4"（7戸）
評議員 — 衛生部	— 5"（7戸）
— 農政部	— 6"（9戸）
— 交通部	— 7"（10戸）
	— 8"（8戸）
	計 64戸
<年齢階層別組織>	
• 老人クラブ	水道組合
• 婦人会	
• 青年会	
• 子ども会	
<農事実行組合>	
• 第一実行組合	<農協>
• 東 "	• 第一支部
• 西 "	• 東 "
• 南 "	• 西 "
• 北 "	• 南 "
	• 北 "
<生産組織>	
• 第一営農集団	• 婦人部
• 東 "	• 若妻会
• 西 "	• 青年部
• 南 "	<同好会・サークル>
• 北 "	• 民謡
• 玉ネギ生産組織	• ダンス
• アスパラ	
• 機械利用組合	
• ビート生産組合	
• 共同防除組合	

表7-11 管理運営の仕方に対する意見

意見あり	7
意見なし	25
わからない	4
無回答	14

- 施設を、責任をもって大切に使ってほしい。
- 公共の施設なので、他の町内会の人にも使ってほしい。
- 管理人（せめて週に1度位、掃除をかかて）
- 各団体の代表による運営委員を構成し、管理運営について話し合う機会をつくってほしい。
- 行事の回数が多すぎる。光熱費など無駄が多い。
- 人により利用度違い、収入も違うので、一律に費用負担するのはおかしい。

行われるが、日常的な生活上の互助関係もこの集団内で行われることが多い。生産に関してはさらに、作物ごとの生産組織が結成されているし、集落を単位とする農協支部、青年部、婦人部支部がある生活関連のものとしては、老人から幼児までの年齢階層別地域組織がある。部落会役員会は経営主のみで構成され、部落会＝経営主の会と言う印象が強いが、婦人も入り部落全体のまとめ役的組織となっているのが公民館分館運営委員会である。57年度は年4回の運営委員会がもたれ、分館活動に限らず、集落全体で取り組む行事について婦人や青年代表も交えた話しがなされる。このようにわずか65戸の集落に生産・生活に関わる種々の組織が重層的に形成されており、それぞれが、集落センターを拠点として活発に活動している。

このセンターの管理・運営はすべてA集落にまかされており、先にあげた公民館分館運営委員、即ち各組織の長からなる運営委員会があたっている。管理・運営費は、A集落住民のみの会費収入と、他地区住民の使用料があてられているが、A集落住民の会費自体、使用頻度の高い農家は7160円／年（58年度）、非農家は2,150円と段階がつけられている。管理運営に関する住民の意見は肯定的なものが多く（表7-11）使用後の清掃の徹底を求める声以外は、ほぼ住民の意向にかなった管理・運営がなされていることがわかる。

2) 集落センター利用実態

集落センターの利用状況を、昭和57年度集落センター使用記録により組織および活動内容毎に整理すると表7-12のようになる。生産関係、生活関係の会合、それに季節保育所による利用などセンターの多様な機能がうかがわれる。特に、生産関係の会議、会合、学習会などは145回に及んでいるが、この実態を生みだしている背景には、この地域の生産に対する取り組みの在り方があると考えられる。1970年代展開された稲作減反政策のもとで、厳しい減反割当てを受けた稲作北限地帯の道北一帯では兼業化や離農に追いこまれる状況が広まった。しかしこの地域は積極的に事業導入を行い、生産組織を編成して集約的転作物をとり入れ、農業を中心にすえた集団的取り組みによってこの危機に対応している。その結果、生産組織の会合、転作物に関わる学習活動などの活発な施設利用の実態を生み出すことになる。先にもあげたように、この地域には5つの営農集団があるがその枠をこえた作物毎の生産組織があり、それぞれの組織が会議を重ねている。

生活関連の集まりも118回とかなり頻度が高い。その中でも利用率が高いのは老人クラブと保育所である。老人クラブは50回で、ほぼ生活関係利用の40%を占めているが、これはほとんど毎週例会を開いていることによる。例会の内容は、月に1回の健康診断の他、親睦やレクリエーション的な行事を行っている。30人近い会員のうち常時15名位は参加しているが、テレビのおかれた畳敷の和室にお茶の用意は出来るコーナーもあり、快適な集まりの出来ることをよろこぶ声も多かった。このような老人の会合が多いことには、さらにこの地域の老人達の独自の考え方が現われているといえる。即ち、生産生活を担ってリードしてゆけるのは若い力であって、老人は現役を退き側面から援助すべきであると。勿論現役をまだまだ退けない老人もいるが生産組織をつくって頑張っているのは30～40代だし、町内会役員層も平均年齢40代という若さである。それだけ若い人達は多忙だが、その中からこそ新しく積極的な知恵がうかび、後継者も育てて地域が発展すると考える。老

表7-12 集落センター利用状況(昭57.5~58.4)

< 生産関係 >				< 生活関係 >	
農事組合長会議	7	機械利用組合総会	2	町内会役員会	8
第一支部総会	1	“ 会議	14	“ 総会	2
第一営農集団総会	6	“ 役員会	1	“(交通部)青空教室	1
“ 役員会	8	“ 経理	4	“ 新年交礼会	1
“ 講習会	1	霜害対策	2	A・水道組合総会	1
“ オペレーター	1	抜穂慰労会	1	選挙投票場	1
“ 会議	1	土地改良A地区役員会	2	北出後援会	1
東支部総会	1	農協・普及所による講習会	3	グランド整備	1
“ 常会・会合	6	農協A婦人部総会	1	お祭準備等	2
“ 婦人会講習会	1	“ 会議	3	囲碁大会	
南支部総会	2	“ 役員会	1	麻雀大会	
“ 常会・会合	6	“ 研修会	5	卓球大会	
南農事組合総会	1	“ 清掃	1	公民館分館活動	
西支部会議親ほく会	2	名寄農協地区懇談会	1	運営委員会	4
西地区生産組合	1	農協A青年部総会	2	レク大会準備	3
西営農集団経理	2	“ 例会	5	レク大会	1
北支部総会	1	“ 役員会	2	スキー大会	1
“ 常会	3	“ 学習会	1	恩師と語る会関係	4
“ 防除組合	3	青年部・若妻会収穫祭	1	民謡練習会	1
“ 稲作況	1	計 145回		ダンス会	1
北営農集団総会	1			季節保育所 総会	1
“ 農事組合会議	2			“ 父母の会	2
北・西支部代表者会議	2			“ 父母の会役員会	2
モチ生産組合懇親会	1			“ 運営委員会	5
“ 研修会	2			“ 合同役員会	3
玉ネギ組合総会	2			“ クリスマス	2
“ 役員会	5			“ ひな祭り	1
“ 会議	14			“ 遊び場工事	1
“ 経理	3			“ 10周年記念関係	4
麦集集団 総会	2			“ “ 文集	4
(コンビン利用)会議	2			子ども会カルタ会	1
“ 経理	1			“ 育成会関係	4
苺生産組合 総会	1			“ 合同役員会	1
“ 会議	3			老人クラブ総会	1
防除組合 総会	2			“ 例会	49
“ 役員会	6			各寄中学校地区懇談会	1
“ その他	2			計 118回	

人達は一步現役を退きながらも、老人クラブは、生産・生活にわたる「援助者」としての意見交換の場にもなっている。A地区季節保育所の利用は、保育活動自体の利用が表7-12には入っていないので、それを入れると最も高い利用率となる。現在、4月から11月までの7ヶ月間、月曜から土曜まで、時間は朝9時から夕方5時までの8時間開所しているが、農繁期は30分延長している。また小学校入学直前の5、6才児に関しては、小学校への移行がスムーズにいくようにとの教育的配慮から冬期間週1回の保育を行っている。集落センターを中心に地域全体で取り組まれる行事には夏のレクリエーション大会がある。これは保育所の運動会と合わせ公民館分館活動として取り組まれているもので、冬のスキー大会とともに幼児から老人まで参加するA集落ぐるみの行事である。A小学校が廃校になる以前は、小学校の運動会や学芸会が地域全体の協力のもとに行われ、それを通して住民全体が子どもの成長を見守り、あわせて交流をはかってゆく場となっていた。その行事を引きついだものが、集落センターを中心としたこのレクリエーション大会（公民館分館活動）である。

3) 集落センターの機能

以上見てきたように、この施設は生産・生活に関わる会合の場であり、学習の場であり、またそれらを支える地域の交流の場であるとともに、地域の子どもを育てる教育の場でもある。集落センターが出来て変わったことについて設問したアンケートの答からも、旧小学校があった頃よりもセンターを利用することが多く、地域におけるあらゆる活動の拠点となり、より身近な存在になったことがわかる（表7-13）。新農業構造改善事業の集落センター設置の目的の項には生産基盤の整備と一体的な計画として「農業集落における生産と生活に関する集落環境条件を改善するために必要な施設」⁽⁷⁾と位置づけられており、その機能として、「農村地域の生産活動とコミュニティ活動のためのセンター機能」、即ち「農村地域住民の農事や生活改善の研修、保健活動、体育やレクリエーションなどのために『場』

表7-13 集落センターが建ってからの住民の変化

変化があった	40	
変化はない		
気楽に話せるようになった	37	
新しいとりくみをする	1	
その他		
気楽に話せるようになった集落に	農事組合	13
	青年の活動	9
	婦人の活動	9
	子どもの活動	8
	老人の活動	8
	その他	

を提供すること、またこれらの諸活動を援助する専門的要員との連絡を確保すること」があげられ、非常に多様な機能が期待されている。A集落センターは、行政側が期待した6集落ではなくこのA集落のみで、上記の機能をほぼ全面的に果している。さらにこのセンターに特徴的なことは、子どもの教育施設としての機能をも果していることで、これは行政側の意図には入っていない。しかしこのセンターの管理運営規則の中には、運営目的として、①農業者の地域組織活動の育成助長をはかる、②老人クラブ、子ども会、婦人会等の地域組織活動の育成助長を図る、③その他目的に必要なこと、とあり、あらかじめ子どもの教育の問題が位置づいている。さらに施設そのものが、幼児向きの手洗の高さに設計されているなど、保育所としての利用もあらかじめ考えられており、行政側の意図に反することを知りつつ、この地域が主体的に教育を位置づけていることがわかる。行政側の意図の中にも「農事や生活改善の研修の場」即ち成人の学習活動に関する位置づけはあるが、公民館分館やこの保育所は「目的外使用」であり、表向きは使用出来ないことになっている。

ここで社会教育施設の視点からこの施設を見てみたい。前表12にみるように、生産関係の講習・研修会は、農協、普及所によるもの3回、モチ生産組合2回、D営農組合、青年部各1回、婦人部5回である。婦人部の研修会はむしろ料理等生活関係の比重が重いのでこれを除くと、それ程多い回数ではない。しかし実際には、農事組合、生産組合の会合が、転作物や機械に関する情報交換あるいは学習の機会にもなっている。生活関連の学習としては、先ず公民館分館活動があげられるが、57年度の行事はレクリエーション大会、スキー大会のみで、それら準備に3回と公民館運営委員会に4回使用している。その他スポーツ、サークル等が5回程あるが趣味的なものにとどまっている。子どもの教育施設として見た場合、保育所としての利用以外に子ども会活動の利用がある。ここ数年センターを拠点とし、父母（育成員）の指導のもとに活発に活動するようになっているが、日常的な遊びの場とまではなっていないようである。この地域には小学生18人、中学生11人の子ども会メンバーがいる。子ども達に対するアンケート（1世帯1人）から子どもの遊びの実態を見ると、家の中や周囲で遊ぶ子がほとんどで、広場のある旧小学校々庭（センターグラウンド）まで出かける子は少ない（表7-14）。子ども会活動には表7-15にみるようにほとんどの子が参加し、また楽しみにもしており、遊びの少なくなった今日子ども達にとって重要な役割を果していることがうかがわれるが、活動そのものは年10回前後（表7-16）で、子どもの日常的な遊びや交流の契機にまではなっていない。現在、専門職員の配置されている児童施設（児童館）が、施設の配置や設計上の問題をかかえつつも、子ども達の遊びや文化伝承に一定の役割を担っているが、少なくともこの施設はそのような機能までは果していない。子どもにとって施設のもつ意義については、子どもの発達との関わりでそれ自体より深めねばならない課題である。

表7-14 よく遊ぶ場所

遊び場 順位	平日									日曜日								
	小(低)			小(高)			中			小(低)			小(高)			中		
	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3
家の中		3		1	2	1	2				3			1	1	1	2	
家の前・まわり	3			3			1	1		3			2			1	1	
道路						1		1	1						1			1
広っぱ空地													2	1				
公園																		
学校のグラウンド																		
集落センター			2			1			1			2	1					
名寄市街				1									1	1		1		

表7-15

	行事への参加			たいへん たのしかった			まあまあ			あまり			たのしく なかった		
	小(低)	小(高)	中	(低)	(高)	中	(低)	(高)	中	(低)	(高)	中	(低)	(高)	中
子ども会総会	3	4	1	1	1	2			1		2				1
5月廃品回収	0	4	4		1	2		2	1						1
11月 "	0	3	4		1	2		1							1
1月 "	0	3	2		2	2		1	1						
レク大会	3	4	4	2	2	2		1	2						
ラジオ体操	3	4	4	1	2	2	1	1	2						
ピアシリ スポーツ大会	1	3	3	1	2	2		1	1						
クリスマス会	2	4	4	1	3	2			2						
スキー大会	2	4	4	1	2	2		1	2						

表 7-16 A地区子ども会（育成会）S.57年度活動内容

月 日	活 動 内 容	会 場
5. 1	合同役員会	集落センター
〃 4	第 1 回廃品回収	
7. 4	A地区レクリエーション大会	集落センター
26	(育成会役員会)	〃
7. 26	ラジオ体操	〃
8. 4		〃
8. 3)	キャンプ	〃
4)		
〃 7	ピ連夏期スポーツ大会	
11. 4	第二回廃品回収	
12. 18	(育成会役員会)	集落センター
〃 27	クリスマスの集い	〃
1. 16	第三回廃品回収	
〃 17	カルタ大会 (25名)	集落センター
〃 20	ピ連カルタ大会	スポーツセンター
2. 13	A地区スキー大会	菊山スキー場
3. 14	子ども会・育成会 合同役員会	
〃 30	総会 (40名出席)	

58年度, A地区 子ども会会員数	
小学生	18名
中学生	11名
(高校生	14名)
計	29(43)名
子ども会育成委員 6名	

アンケート配布 (16戸)	
(子どものいる家)	
(一世帯一部)	
アンケート回収	
小学校低学年	3名
-(1~3)	
〃 高学年	4名
(4~6)	
中 学 生	4名
計	11名
回 収 率	68.8%

4. センター利用を支える地域活動

以上、集落センターの利用実態から、この施設が、行政の意図する機能をはるかに上まわって多様な機能を地域において果しており、地域における生産・生活の要となっていることが明らかとなった。しかし、このような状況を生みだす基盤には、生産への地域的な取り組みや教育への取り組みの歴史がある。ここでは、それらの基盤ないし条件となったと思われる諸活動の検討を試みる。

1) 学校統廃合と施設づくり

従来A地区においては、A小学校が子どもの学ぶ場であると同時に、地域の集会施設の機能を果してきた。しかし、昭和30年代から40年代にかけ、A集落においても離農が相次ぎ、A小学校の児童数も徐々に減少、47年生徒数33名で廃校となっている。いわゆる高度経済成長政策は、農村から労働力を流出させ、児童数減少に伴う学校統廃合は全国的な問題となってきたが、名寄市においても、昭和39年頃より強力に学校統廃合が進められ、40年22校だった小中学校が現在は9校に統合されている(図7-1)⁽⁸⁾。市教委よりA小学校PTAへの話しが持ちこまれたのは昭和43年、PTA・町内会の合同総会を開催するとともに、全戸対象のアンケート調査を行い統合に対する意見を集約している。この地域の場合、市街

地からさほど遠くないこともあり、むしろ賛成意見が強かった。決定とともに統合委員会が発足して住民の要望を集め、市との交渉にあたっている。学校適正規模論のもとに全国的に統合はおしすすめられてきたが、その弊害もまた各地で現われ、遠距離通学による体力消耗、過剰刺激や交通事故など子どもに関することをはじめ、経済問題や地域社会そのものの崩壊といった深刻な例も報告されている。しかし、A集落住民に対するアンケートでは、いわゆる行政側のいう大規模校のメリット、即ち、学力の向上、友人が多くなり社会性が身につくといった意見が、特に若い世代（学童期の子をもつ親）に多かった（表7-17）。学校が地域から引きあげることによって生じるマイナス面は、従来学校と地域が一体となって行ってきた行事と公民館分館活動として継承し、さらに従来要求の強かった保育所を廃校々舎に開設することで補ってゆくことが考えられてきた。その後、この老朽化した校舎を取りこわし建設されたのが「西部地区集落センター」であり、校舎の担っていた機能を、さらに住民自身の主体的活動の場として発展させている。

「集落センター」は、昭和56年度新農構の事業として50%補助を受け建設された。名目上はA集落を含む西部地区6集落220戸を対象としたもので、4150万の費用をかけ建設されたが、50%はA集落住民のみで負担しており、維持管理もすべてまかされている。この事業導入にあたって、当初行政側から6集落に話しがあったが、引きうける地域がなく、結局A集落が引き受けることとなった。決定とともに期成会が組織されるが、総戸数の半数近くの30名余りが委員・役員に名をつらねており、負担金の額から設計、管理運営上の問題までしばしば会合をもって検討されている。決定までには、A地区出身の議員を通し市議会へ請願書を提出するなど有力者の力も大きかったようであるが、施設建設に関する話し合い自体はかなり民主的にはこぼれ住民の声をよく反映し得たことがアンケートに現われている。しかし階層的に低い農家や、非農家に「反映されなかった」とする人が数人おり、上層主導の傾向があったことも否めない⁽⁹⁾（表7-18）。建設費用は2万～20万まで

表7-17 廃校の話が出たときもっていた意見

子どもの学力を高められるからよい	9
友が多くなり社会性が身につくよい	10
大規模校で都市的感覚が身につくよい	3
通学に時間がかかってこまる	1
通学で体力に負担がかかる	
通学時の交通事故が心配	2
大規模校では学力が下がる	1
地域の父母とのつながりが薄くなる	
学校中心の行事への参加の楽しみがなくなる	3
先祖のつくりあげた学校がなくなるのは、さびしい	1
子どもの問題を話しあえる場がなくなる	
その他	

（当時A小の子をもっていた母親18名の意見）

表7-18 期成会の活動への意見の反映

		I	II	III	IV	非農家	計
	回答者	9/12	8/13	16/18	9/11	9/3	
期成会活動に意見が反映された	人数 (%)	6 67	4 50	5 31	5 56	3 33	23
期成会活動に意見が反映されなかった	人数 (%)	1 11	0	2 13	2 22	2 22	7
無回答	人数 (%)	2 22	4 50	9 56	2 22	3 33	20
その他 → (意見を出さなかった)		0	0	0	0	1	1

表7-19 自己負担金について(経営主調査)

		I	II	III	IV	非農家	計
自分達を使うのだから多少の負担は仕方がない。	人数 (%)	4 44	5 65	11 69	6 67	4 44	30
使う回数の多い人が負担を多くしたらよい	人数 (%)	2 22	1 13	1 6	0	2 22	6
A地区の大部分は人が賛成しているのだから自分に直接利益がなくとも負担しなければならない	人数 (%)	2 22	0	1 6	3 33	2 22	8
関係がないので払いたくなかった	人数 (%)	0	0	0	0	0	0
その他 → (当然である)	人数 (%)	1 11	1 13	0	0	0	2
無回答		0	1 13	2 13	0	1 11	4

三段階にわけそれぞれの状況あわせて負担したようであり負担金に関する不満はあまり聞かれない(表7-19)。また、自分達の集落の施設になることは大部分の住民が最初から意識していたようであり今後の発展方向についても豊かなイメージをもっている(表7-20) 行政側から持ちかけられた話を住民達が主体的に受けとめ、自分達の要求にかなった施設として作りあげていった一つの良い例であるといえる。

新しい施設が地域に出来てから、住民の施設利用、あるいは構造に変化が生じている。まず地域集会施設の利用については、住民の声からその変化を見てみよう。表13にみるように小学校校舎を使っていた頃より、集会を目的として建設されたこの施設を利用することが非常に快適で便利であることは明らかである。老人達は要求通り和室が出来たし、学校の時間に制約されることなく会合を開くことができるようになった。各組織の会合は役員の家を持回る必要がなくなりすべて施設で行われるようになり楽になったなど積極的な評価が多い。特に、減反政策への対応として生産組織をつくり、新たな野菜の作付けに取り組んできたこの地域にとって、施設の役割は大きい。施設利用の構造における変化は、

表 7-20 集落センターの今後の発展方向について

A地区団体が積極的に利用	30
生産、生活の研修・学習を多く開催	19
子どもの活動の場として発展さやる	18
公民間分館活動をもっと充実	15
他地区との交流の場として	11
その他	1

表 7-21 廃校後の変化について

経済的負担大きくなった	1
近隣と接する機会が少なくなった	1
子どもの問題を話しあう相手	2
学校行事への参加が減った	7
学校教育の内容や学校での様子がわからなくなった	2
子どもの問題で教師に相談する機会が減る	4
PTAを通し交際が広まった	3
その他	

(当時A小の子をもっていた母親18名の意見)

この地域の場合廃校により学校そのものの地域における位置づけが変化したことによるところが大きい。即ち地域との交流の役割を果していた学校行事は分館活動として残されたが、学校そのものとの接触あるいは学校施設への出入りは子どもがいない限り全く絶たれることになる。学校の果していた社会教育的機能は、子どもの親を対象としたPTA活動と家庭教育学級に限定された。分館長をしていた教師がいなくなった現在、公民館運営は住民の手だけでやらねばならなくなった。子どもの場合は遊び場所の変化となって現われている。部落に学校があった頃は学校が学ぶ場であり遊ぶ場であって、放課後も校舎やグラウンドに残り充分遊んでから帰宅していた。現在は、スクールバスによる登下校のため、放課後遊んで来ることもなく毎日決った時間に帰宅する。帰宅後も遊ぶ場所は家の中や周りに限定され、旧小学校グラウンドを使う子も少ない(表7-14)。スクールバス利用は市街地に通うこどもによる非行化の心配もない一面、かなり子どもの遊びを制約していると思われる。親と学校の関わりについても、統合の話し合いの段階で出てこなかった問題点が自覚されてきている(表7-21)。即ち学校への出入りが減ったことにより学校での子どもの様子がわからない、教師と話しあう機会が減った、など学校教育を成り立たせる重要な環がぬけおちてゆくことにもつながる問題を自覚してきている。

2.) 学校統廃合と教育への取り組み—保育所づくりと子ども育成会—

従来農作業との関係で季節保育所の要求はあったが、A小廃校を契機に校舎の利用法として具体化した。きっかけは、若妻会を対象に行われた農協婦人部によるアンケート「農繁期における子どもの保育」だった。しかし背後には、地域から小学校がなくなる淋しさ、不安の気持が、特に老人達の間に強く残っていたことがあげられよう。昭和48年農協婦人部より若妻会へ、若妻会から青年部へと働きかけがあり青年部中心に期成会がつくられた。町内会(部落会)でも数回話し合いが持たれ、部落会役員が行政との交渉にあたっている。結局市からは、保母の賃金として年間60万の助成金を獲得するが、その他開設に必要な資金は住民からの寄附で補い、旧校舎の内部改装や椅子の改造、閉園した幼稚園からの遊具のもらいうけ等々、親達の出役によって手造りの保育園は開所にこぎつけた。保母さんの

確保は農協婦人部を通して交渉、兼業化のため農業に手のかからなくなった婦人が、資格を得るための講習を受けながら保母役をつとめることとなった。保育所には近隣集落からの通園者もあり、園児の父母で構成される「父母の会」は各地区代表という形で役員会が構成され、主に行事の面で保育所に協力している。運営の方は当初A集落住民、即ち園児の父母と町内会役員で運営委員会を組織し、町内会からの補助も受けて保育所運営に当たっていたが、50年、町内会から独立し、園児の父母の手により保育料と補助金のみで運営している。この保育所は、住民手造りで開園し、自からの手で運営していることもあり、住民の意見がよく反映され改善されてきている。農繁期の保育時間の延長や冬期間の週一回登園など父母の要求で実現したものである。さらに条件を改善してゆくため、昭和53年より、市内の季節保育所4園で連絡組織をつくり、教育内容の交流や保母さんの待遇改善要求を市に出すなど行っている。当初は専ら農作業との関係で必要と感じられていた保育所であるが、保育所づくりの活動を通して新たに教育的観点からの要求が生まれ、認識が発展している様子がみられる。先にも述べたように、56年施設建設にあたっては、保育所をあらかじめ位置づけてすゝめられている。

小学校が廃校になって以来、地域、父母と学校との関係、子どもの地域における生活とくに遊びは大きく変化した。保育所へのとりくみと同時に、地域における子ども達の遊びを確保するため力が入れられてきたのが子ども会育成会である。とくに保育所作りに奔走した青年部の役員達が今度は小・中学生の親となり育成会のメンバーになったこの数年、子ども会活動は活発化している。町内会での子ども会の位置づけは、地域の未来を担う子どもの発達を保障するところであり、地域全体が次の世代を育てていく義務があるとみる。子ども会および育成会の活動は、会員の会費によるのではなく、集落全体一戸当たり年間1500円の会費と町内会からの補助20,000によっている。その他子ども達自身による廃品回収活動の収益も大きい。子ども会への参加状況は非常に高く、子ども達の生活にとってかなり重要な位置を占めていることは先にのべたが、親の側からも子ども会への期待は大きく、地域に学校がなくなった現在なくてはならないものとする親が多い(表7-22)。

表7-22 子ども会活動で重点をおいてほしいもの

子どもの自主性をのばす活動	5
スポーツ活動、体力づくり	2
清掃など奉仕活動	2
郷土を知るような活動	1
しつけ礼儀作法など	2
文化活動	
自然に親しむ	3
その他	

(回答者 14)

表7-23 子ども会についての意見

地域に学校がないので不可欠	9
あってもなくても変わらない	0
育成会の指導があるので成り立っている	3
子ども達に自主的にやらせるべき	4
活動内容をもっと考えてほしい	2
その他	

(現在子ども会に属している子の母親14名)

子ども会育成会は、行政側からの強い指導のもとに全国的に組織化が進められているが、その経緯から、子どもや親達の自主的な動きというより青少年対策の一環として位置づけられ、行政の意図を浸透させる組織として利用される危険性をもっている。しかしこの地域の場合、自主性を育てたいという住民の強い要求に支えられ、子ども達が自主的に取り組むよう努力はなされているようであるが、中学生が中心になって活動しているという答えの一方で、`大事なところは大人の人がやってくれる、`例年の行事に関しては自主的に動くが独創的な動きが見られない、`という声もきかれているし、親から `自主的にやらせるべき、との声が強いく自体、その点が不十分であることを示していると思われる。育成員と仕事との両立がむずかしいとの意見も考えあわせると、教育に関わる専門職員ではないことの限界性とも受けとれる。統合が決定した当時、親達の間には、行政側の語る統合積極論そのままの意見が圧倒的に多かった。しかし統合とともに、学校との関わりが稀薄化した、子どもの問題を教師に相談する機会が減ったなどの問題が自覚化され、それだけ子ども会への期待が高まってきたわけであるが、同時に教育の専門職員がいないこと、施設が子どもにとっての専門施設でないことの問題も現われてきている。

3) 稲作減反政策への対応—T集落との比較(1)—

T集落は、A集落の北側に隣接する集落でA集落と同じく稲作中心の農業地域である。T集落にも、住民により建設された町内会館があり、そこでもやはり昭和53年より季節保育所が開設されているが、A集落ほどの多様な利用はされていない。T集落住民は、A集落のやり方(多額の資金を導入して立派な建物を建てたこと)に批判的で、自からの力でやれる範囲を守るべきとの意見が強いが、施設利用にとどまらず、青年部、子ども会などの活動自体は不活発である。生産・生活の諸条件にしても、教育に対する考え方にしてもA集落とそれ程違いのないT集落で、地域集会施設の利用実態に大きな差を生み出す契機となったのは、稲作減反政策下、特に第二次減反期の対応であった。

第一次減反期(1970~78)に入ると、A集落には「Aヒューム管工場」(1971年)、T集落には「A道路」(1970年)が進出してくる。しかし、A集落の場合、企業進出はこの一社にとどまるが、T集落の場合はずでに1965年「N生コン工場」の進出が開始されており、さらに'72年、'73年と企業進出が続いている。この時期T集落では特に兼業化が進行する。それに対しA集落は、兼業化、離農者を出しつつ、第一次減反期後半に入ると新たに野菜の導入をはかり、生産組織をつくって、共同で農業生産に取り組みは始めている。この共同化は、規模の小さい農家を支える形で展開したが、その結果第二次減反期には脱兼業化の傾向さえ現われてくる⁽¹⁰⁾。T集落はこの時期、階層分解が激化し、一方に規模拡大する農家を増大させながら、他方離農者が続出した。1960年以降の両集落の人口の推移(表7-24)をみると、第一次減反期には両集落とも急激に減少しているが、第二次減反期以降その動きは異っている。しかもT集落のばあい青年層を中心とする兼業化の進行によって農業青年は極端に減少、青年会はほとんど成り立たない状況にある。また、農業生産の対応も個別のであり、生産に関わる共同組織は、共同防除組合(1975年結成)がある位である。以上のようなT集落の生産への関わり方が地域集会施設利用の実態にも反映していると考えられる。

表7-24

	総農	専	Ⅰ業			Ⅱ業			0~14	15	16~29		
			世・後	世	後	世・後	世	後					
'60	92												
'65	82												
A '70	75	25	37	1	10	16	13		12	1	82	5	95
'75	65	13	37	7	15	9	15	2	11	1	61	6	51
'80	62	26	30		11		6		6		52	3	56
(%)		41.9	48.4				9.7						
T '60	67												
'65	62												
T '70	59	27	21		6	7	11	7	3		68	12	76
'75	54	10	25	6	15	3	19	9	8		40	2	55
'80	47	8	19		12		20		19		46	1	41
(%)		17.0	40.4				42.6						

4) 地域集会施設づくりの歴史と教育の位置づけ—T集落との比較(2)—

A集落、T集落とも明治30年代相前後して入植、開拓された地域である。隣接地であることもあって今日までの長い歴史の中では天塩川治水や土功組合など厳しい自然に対し、両集落共同で取り組むことも多かった。しかし、地域(集落)の生活を維持してゆく要として建てられたのは先ず神社であり、集落施設であった。

T集落は、明治33年富山県より団体入植として21戸31名が開拓に入った。入ると同時に作ったのが「ヤチダモ」の大木を守護神(天照皇大神)とする神社であり、地域集会施設は入植後17年経った大正6年に自分達の手によって建設されている(第13線部落集会场)。その後昭和9年、23年、40年、53年と新築改築をくり返してきたが、いずれの場合も住民からの寄附と総力あげての労力奉仕によって完成している。教育への取り組みもこの地域でははやく、入植翌年明治34年4月に個人の住宅に間借りして季節教育所が設置された。しかし施設としての学校の建設はされず、明治36年近隣2集落に児童教育が開始されるとそれぞれに児童を通わせることになった。本格的な教育施設としては昭和53年保育所開園にあたって集会所が総合会館として改築されたのがはじめてである。しかし、最初の集会所は会館東側に「青年会館」を設け、青年を対象とする夜学会や講習会、文庫の設立などがなされてきており、実質的には社会教育活動(学習教育活動)が部落集会所を中心に行われていた。

A集落の場合はT集落の施設建設の経緯と異っている。A集落もやはり明治33年入植、開拓された部落である。こちらは山形と福島の二団体(10戸)が先ず入植、その後、各県からの入植が続くが、いずれかの団体に加わる形で入って来ている。相馬団体は入植と同時に社祠を、10年後に団体の労力奉仕で神社を建立、山形団体は入植3年後の明治36年に鎮

守としての木標をたて40年社殿を立てるというふうに、両団体が別々の神社を建て今日にいたるまで祭りもそれぞれ行っている。しかし小学校建設に関しては両団体協力して取り組まれている。A集落の場合、部落集会所は建設されず、児童の教育とともに地域のセンターとして小学校の建設に力が注がれる。青年の社会教育活動も校長を中心に学校で行われ、住民の集会所ともなり、父母にとっての身の上相談所の場所でもあるというふうに、学校はまさに地域のセンターとして総合的な機能を果してきた。また、神社に関しても見られるように、この地域は二つの団体が独自の文化を守り、様々の場面で意見のくい違いを生じ、その都度話し合いで解決してきた歴史をもつが、それらの話し合いを通して養われた住民の力量とともにそれら対立の場面で仲介役として、教師の果してきた役割は大きかったようである。

以上の様に、A集落は、T集落と似た条件下にありながら、施設建設、教育の位置づけは明らかに異った展開を示しており、その事が地域において施設の果す機能に違いを生んでいると考えられる。

5. む す び

以上、公的社会教育および施設の名寄市レベルの実態を概観したうえで、地域集会施設の重要性に着目し、住民の側からの施設利用の実態を通じての集会施設の機能を分析してきた。以上の分析から明らかになったことと、残された課題をここで整理する。

先ず第一にこの施設の機能であるが、利用実態からわかるように、何よりも先ずこの地域の生産組織の活動の場であり、生産における共同のとりくみを可能とする重要な物的条件となっている。第二には、行政区活動の拠点であるとともに、老人クラブや婦人会等の交流の場となっており、生活のセンターとしての機能を果している。第三には、保育所であり子ども会活動の場、即ち教育施設としての機能である。これらを社会教育的視点から整理してみる。この場合、子どもと成人を分けて検討する必要がある。先ず子どもの場合、保育所は専門職員をそなえた教育専門施設である。子ども会は、学校が地域からなくなることにより、親達の要求が強まり、地域で子どもを教育する組織として保育所とともに新たに機能分化してきたものといえる。これを側面から援助するものとして市レベルのリーダー研修会があり、地域の親達による育成会が組織されているが、この地域の場合学校との関連は全くない。親たちによる指導の積極面はあるが、学校との関連の稀薄さ、農作業との時間的矛盾など、教育専門労働者でないための矛盾もあらわれている。次に成人の社会教育施設として見た場合、この集会施設で行われている活動の中で、様々のレベルの学習が展開されていると考えられる。先ず学習の組織化の前提となるべき人間関係をつくりあげる活動である。この施設を拠点として地域の住民が親しみ、より深く知り合うことになる。次に、生産・生活に直接関わる諸活動そのものが、学習・教育的側面を持つ場合である。生産組織をくみ、新しい機械や作物の導入に当って、集団内で情報交換をし試行錯誤をかさねてゆく。その過程で新たな知識や技能を身につけてゆくと同時に、利害の対立をのりこえて組織を運営してゆく民主的力量も養われる可能性がある。また生活の場面で

は、保育所行事や子ども会の世話に集まった父母達が、その中で子どもの発達に関する認識を深めてゆく場合も多い。第三には、生産・生活から直接的に出てきた学習要求を組織化したものとしての学習活動である。新たに導入した野菜の栽培方法や農薬の使用法について、農協や普及所が地域で行う「青空教室」その他の講習会、あるいは婦人部の行う野菜の保存法や料理の講習会など、前二つに比べるといわば学習として自立化した活動である。この施設で充足し切れないさらに進んだ学習要求には市街地の図書館等施設や諸機関による系統的専門的学習の組織化が必要であるが、今回の実態調査ではそこまで明らかにしていない。たゞ、学校統廃合やその後の施設建設を契機として住民の施設利用あるいは学習・教育の構造が変化したことは明らかになった。即ち学校が地域にあった時は、学校が子どもの教育の場であるとともに地域集会施設の機能を果し、教師が社会教育労働者として位置づいていたが、生産生活に関わるすべての会合が行われていたわけではなかった。統合後、特に新しい施設が出来てからは、あらゆる活動の拠点となり、新たに保育所という教育機能が加わったが、学童期の教育に関しては学校は親以外の住民からは全く切り離され、親さえも非常に関係が稀薄化し、教育の専門労働者としての教師との接触がなくなったことにより明らかに学習の質が異なったものとなっている。

次に、地域の集会施設を多様な機能を持つものとして主体的に生かしている基盤はどこにあるかについては、次の諸点があげられると思う。第一に、施設、特に教育施設づくりを集落形成の要としてすえてきた歴史であり、第二に、農業の展開の中で、共同化を要請する状況の進展と、施設そのものがそれを促進する力として相互に作用していることである。厳しい自然と対決して生産や生活を維持してゆく中で形成されてきた共同関係は、この地区の場合減反政策という現実のもとで生産組織の共同的取組みによってのり越える方向へとつながり、それが施設建設の契機となり、遂に施設によって生活を含めた地域全体の新たな展開を生んでいる。以上小論ではほぼ全体としての動きをおさえたにすぎず、より具体的に深めねばならない課題は多い。生産力の発展とそれに規定された生活様式の変化に伴う学習課題や学習要求の変化、実際の学習活動の展開にそくし、どのような施設が求められてきたか、逆にそれら「施設」が学習の展開にどのような意味をもって機能したか、即ち具体的な学習内容や学習過程と「施設」との関連を明らかにする分析は行っていない。また、施設の人的条件としての職員に関し、社会教育専門施設に限らず、広く住民の学習を軸に必要なとされる関連施設の労働者も含め広くとらえた場合、それぞれに求められる専門性とそれらを有機的に結合する論理を明らかにしてゆく課題がさらに残されている。

〈注〉

- 1) 小林文人「社会教育施設をめぐる問題状況」(小林文人編『公民館・図書館・博物館』1977年亜紀書房、P. 16)
- 2) 小林文人「公民館30年の成果と課題」(『月刊社会教育』1976年7月号 国土社)
- 3) 佐藤信一「農村公民館論の再構成—地域の教育力の回復と公民館—」(東北福祉大学紀要第四巻第一号 1980年)
- 4) 高倉嗣昌「農村における社会教育施設の位置と役割—「農村型」・「都市型」施設の視点を中心とした—試論」(美土路達雄編著『現代農民教育の基礎構造』1981年 北大図書刊行会)

- 5) 主体形成により具体的にせまるものとして、その内実を「労働主体」、「経営主体」、「統治主体」、「変革主体」、「生活主体」としての発達として捉える山田定市氏の理論がある。(山田定市『地域農業と農民教育』1980年 日本経済評論社)
- 6) 高倉嗣昌「市町村社会教育財政構造の試行的分析―道北三市町村の比較研究―」(北海道大学教育学部社会教育研究室『社会教育研究』1984年9月)
- 7) 『農村整備ハンドブック』地球社 1982年
- 8) 名寄市の場合、市全体としての人口推移をみると、45年以降ほぼ横ばいであるが内部における人口移動が著るしく、児童数は農村部で減少、市街地に集中してきており、農村部の学校統廃合とともに、市街地におけるマンモス化が同時に問題となっている。

名寄市児童生徒数の推移(学校数推移)

区 分		42年	45年	47年	49年	51年	53年	55年		
小	市街地	児童数	2,990	3,238	3,269	3,216	3,157	3,237	3,307	
		%	84	89	91	93	94	96	97	
学	郊外	児童数	578	397	312	257	200	152	118	
		%	16	11	9	7	6	4	3	
校	合計		3,536	3,635	3,581	3,473	3,357	3,389	3,425	
			59年							
学 校 数			17	14	13	13	14	10	9	7

- 9) 表18の階層区分について詳しくは本書第4章朝岡論文参照

- I階層 経営耕地面積 7.5ha以上層 (12戸)
- II階層 7.4~5.0ha (11戸)
- III階層 4.9~3.0ha (18戸)
- IV階層 2.9~ (11戸)
- 非農家

- 10) 本書朝岡論文参照

第8章 調査結果の意味するもの

—一つの中間的なまとめ—

本調査報告の課題と分析視角，調査対象地域の位置づけは第1章で整理されているので繰り返す必要はなかろう。本章では第2章以降でなされた分析のとりまとめをおこなう。と言っても，本報告書では各章のテーマや分析内容についてあらかじめ何らかの規制力をもった枠組を設定したわけではなく，各章はそれぞれ独立した論稿となっており，そこで分析された実態も豊富な内容をもって多様に展開する可能性をもっている。また，名寄市におけるわれわれの共同調査と分析は，この報告書によって一応の区切りをつけるが，これからも継続する予定であり，本章でのまとめも中間的なものたらざるをえない。したがって，ここでは第1章で限定された課題にそって現在のところまでの調査結果を整理し，今後の研究課題を示すのにとどめることとする。

「地域農業構造再編下における農民の主体形成」という共通テーマに沿って考えた場合，われわれが調査対象とした稲作限界地としての道北地域の農民は極めて厳しい条件のもとに立たされていたといえる。1974年以降の「構造不況」，78年からの「第二次減反」，80年からの「連続冷害」，さらには典型的な「シェーレ現象」など，三重苦，四重苦の困難が稲作地帯をおおっていたのであるが，とりわけ道北地域においては，もともと不安定で底の浅い労働市場，稲作限界地として割り当てられたとくに高率の減反面積，最も強い影響を受ける冷害，米だけでなく新たに取り入れた転作物の市場問題など，これらの悪条件が最も鋭いかたちであらわれていたと言える。しかし，われわれは，単にそれらの結果の深刻さを明らかにするのみでなく，むしろ，そうした条件に規定されて農民の経営と生活の存立基盤が変化する中で，新しい地域農業発展の条件が生まれ，それを担う主体的条件も形成されつつあることに注目したい。

その際，本調査報告のとりまとめとしてふれておくべきことは次の点であろう。第1に，「農民のあいだでのすべての経済的矛盾の総体」としての農民分解の動向についてであり，少なくとも調査対象地域の農民分解の形態について確認しておく必要がある。第2に，そのような分解をもたらした諸条件についてであり，それらは単なる外的な条件としてではなく，農民分解のあり方との相互規定的な関係において把握されるべきである。第3は，それら下における農民の主体形成の過程としての個別的・集団的ないし組織的対応であり，その現段階的特徴を整理しておかねばならない。最後に，農民の主体的性格の変化の過程における教育・学習的契機と条件についてであり，広い意味で社会教育活動の役割が問われなければならない。以下，これらの点についてふれておこう。

1. 農民分解の動向

われわれは、今回の実態調査をおこなうにあたって、あらかじめ北海道における稲作農民の分解の特徴を整理している。⁽¹⁾その結果によれば、北海道稲作の中心的階層は現段階においても稲作規模3～7haに代表される中農層であるが、分解形態で言えば1970年代前半の中間層没落型から後半の下層減少・上層増大型、さらに水田利用再編対策下の中農標準化型へと変化してきていることが確認される。しかし、中農の存立基盤は最近になるほど厳しくなっており、経営耕地7.5ha以下層の減少は一貫して続き、とりわけ中農下層と貧農上層の動向が注目される。そして、北海道稲作農民の今後の展望としては「集団的補充に支えられた中農層の協同的展開の流れの中心とし、これに本格的転作に取り組む旧富農層の独立自営農民的な流れが加わり、前者の流れの中に貧農層が新しい集約的農業をともなうどのように、どの程度参加するかに大きな焦点がある」ということであった。

そこで減反政策下における道北地域の農民分解の動向をみるならば、経営耕地7.5haを分解基軸とする上層増大・下層減少という、北海道全体の稲作農家の推移と同じ傾向を確認できる。しかし、これと同時に1ha未満の最下層への滞留傾向をみることができ、とくに相対的に兼業機会の多い名寄市では、この層が第二次減反政策下で増大傾向にあることが注目される。また、この一方で道北3市町（名寄、風連、美深）ともに、貧農上層から中農下層を含む中間層（3～5ha層）の急減がみられる。もっとも、このようなかたちでの両極分解の傾向を基本的特徴としながらも、3市町の階層変動にはかなりの差異を指摘できる。風連の場合は減少を続けながらも3～5ha層が最大の層となっており、これに農家数の上ではかなり安定的な5～7.5haを加えて、中農層の厚さを示している。これに対して名寄と美深では農家数の最も多い層は3～5ha層から7.5ha以上の最上層へ移行しており、それはとくに美深において急激にあらわれている。

以上のような農民分解の動向を規定する要因としてまず想定されるのは減反政策の作用である。風連では1982年の減反率46%で北海道平均を若干上回る程度であったが、稲作の限界地で風連・名寄に比べて反収水準に格差のあった美深では80%にも達している。この美深に近い稲作限界地を北部（旧智恵文村）にかかえていた名寄では平均で59%となっている。名寄では、第2次減反政策下で5～7.5ha層の農家数の安定性という風連と共通した傾向をみることができるが、分解基軸が旧名寄地区では7.5ha、智恵文地区では10haとなっており、稲作中心地区と畑作化した地区との差異があらわれていると言える。この点も含めて、減反政策の浸透度は同じ道北地域でもかなりの地域的差異があり、そのことが分解のあり方に大きな違いをもたらしていると考えられるのである。

農民分解の動向を規定する基本的要因として次に検討すべきは農家の兼業のあり方であろう。構造不況下で兼業従事者を減少させたのは名寄と美深、とりわけ美深であった。専業別農家数割合でみるならば、名寄と美深は専業と第Ⅰ種兼業がそれぞれ約4割でよく似た構成をとるようになってきているが、風連では専業が3割を割ってきているのに対し、第Ⅰ種兼業が6割を超えてきていることが特徴的であり、稲作を中心とした中堅的農家が多いことを反映している。風連の第Ⅰ種兼業農家率の高さは日雇・臨時雇兼業農家の比率

の相対的高さに照応している。名寄と風連は専兼別構成では似ているが、前者では恒常的勤務の高さ、後者では日雇・臨時雇の圧倒的高さが特徴的である。もちろん、これは両者の労働市場の違いを反映しているはずであるが、農業の形態および農民の階層構成と相互規定関係にあることは言うまでもない。

われわれはこの他の農民分解の規定要因として、土地基盤整備・土地改良の動向、農業機械化の段階、および水田利用再編対策下の生産組織の展開なども検討したが、以上のことをさらに具体的に集落レベルまでおりて分析するために旧名寄市の3集落をとりあげた。道北地域の自然条件・土地条件に適合した稲作の展開を基本としながら水田モノカルチャー農業からの脱却をはかる方向にこそ、農民の諸能力の発達が人格的自立化と個性の発揮を促がす道があると考え、そうした方向を地域的広がりをもって展開しようとする場合に、階層的にはとくに貧農上層と中農下層の動向が焦点となると考えたからである。ウルチ米を中心とした農業の維持をはかる風連町、全面的に畑作に転換した美深町・旧智恵文村に対して、旧名寄市では第1次減反の時期にはモチ米の生産団地化をはかり、それを基礎にして第2次減反の時期には複合的経営への動きがみられるのが特徴的である。それは、同じ水稲作を基幹とするにしても、水田の規模が小さく、貧農上層から中農下層が中心的階層であった旧名寄市の階層的性格に条件づけられてとられた方向であった。

しかし、同じ旧名寄市の中でも集落単位まで下りてみるならば、その分解の形態にはいくつものタイプがある。その中でわれわれが注目したのは、一つに、零細規模農家が集中し、滞留する傾向がみられる集落で、市街地近くのM集落などがこれを代表する。もう一つは、水田農業中核地帯であり、全体としては両極分解傾向がみられるものの、これらの中では、なお中農中・下層と貧農上層を中心とした階層構成をとっているA集落のようなタイプと、これら中間層の分解が急速に進んで中農上層と貧農層ないし離農家へと両極分解が進化したT集落のようなタイプが典型的である。もちろん、A集落でも両極分解傾向はみられ、とくに1980年代に入ってその傾向が強まっているのであるが、単なる経営耕地規模別にみた階層構成とその変化だけでなく、Tに比べて相対的に低い兼業の進展度、大型機械の導入では立ち遅れたが重層的に展開する生産組織化などの点を加えてみれば、両極分解傾向を鋭く典型的なかたちで示しているT集落に対して独自のタイプを表現していると言えるのである。これらのことは、分解の規定要因に対する集落レベルでの農民の個別的・集団的対応によって分解の形態はかなり異なってくることを意味している。

2. 農民分解の諸条件

農民分解は資本主義の下における農民の内的矛盾の展開と考えられるのであるが、さしあたっての外的な条件を考えるなら、①「純経済的要因」としての農業・農村市場の動向、②それと相対的に独自の「土地所有の権能」の変化、③「暴力的槓杆」としての国家の政策の作用が、あげられる。これらの中でわれわれは、地域における労働力市場、農村の販売・購買市場の動向、及び減反政策の展開をとりあげた。もちろん、われわれがそれらを検討するのは、単にすでにみたような農民分解の諸形態の違いを生み出す要因としてでは

なく、それらが農民のもっている諸要素を展開させることによって農民の主体的性格に変化をもたらすこと、また、それらに対する農民の対応をぬきにして農民の主体形成を論ずることはできないと考えるからである。(2)

まず、農民分解の形態が農家の兼業形態と相互規定関係にあることからしても、労働市場のあり方が農民分解の重要な規定条件であることは言うまでもない。名寄市を中心とする「道北地域労働市場」は、人口が維持されている名寄市と、急減しているその周辺の市町村という対照をみせながら、1970年代後半以降の構造不況下においては全体として、企業の雇用規模の縮小、就業条件の悪化・不安定化の中で、建設業をはじめとする公共投資依存型産業とサービス業を中心とする第3次産業の比重の増大という特徴を示している。これを前述の農民分解の形態との関連で指摘した農家の兼業形態とあわせてみるならば、「第3次産業増加型」の名寄市、「建設業肥大型」の風連町、「産業崩壊型」の美深町がそれぞれ対応しているということになる。このような特徴を示しながらも、道北労働市場では名寄市への雇用吸収力の集中化傾向がみられ、これが(旧)名寄市において貧農層の滞留傾向を生み出す一つの要因となっている。

農家労働力がさらに具体的に地域の企業の中にどのように位置づけられているかを企業内部の労働力編成においてみるならば、木材・木製品製造業や食品加工業などの地域産業においては農家労働力は補助的なものであるか、ほとんど位置づけが与えられていないのに対し、公共投資依存型の建設関連産業においては基幹的労働力となっている場合が多いことが明らかになった。とはいえ、その雇用形態は仕事のある夏期を中心とした臨時的・日雇いのなものであり、いわゆる臨調・行革下における公共投資の縮小傾向のもとで、きわめて不安定な状態にある。年間を通しての恒常的勤務は公共的・サービスのな職場に限定されているが、それが個々の農家の農業経営と両立しないことは言うまでもない。建設業における賃金は1日当りで見ると相対的に高く、とくに労賃の地域別格差構造の中で名寄出身農家労働力の賃金は高いのであるが、その就労期間からして、一方では農業生産の展開に制約となり、他方では労賃収入だけに頼っていくこともできないという状態におかれている。

こうした中で、最近の動向として注目されるのは、夫婦ともに建設業に出て賃労働者化していく農家が一部で生まれると同時に、雇用機会の縮小でやむなく、あるいは農業で自立しようとして積極的に、「脱兼業」をはかろうとする農家があらわれてきていることである。「脱兼業」には「規模拡大型」、「積極転作型」、「世代交代型」などの諸形態があるが、永田利用再編対策下での農業生産の動向と密接に結びついて発生してきたものであることは明らかである。もし、兼業機会の縮小傾向の下で、これ以上の在村型離農や兼業化の方向が困難であるという現状をふまえるならば、これら「脱兼業」という農家の個別的な対応の中で、地域的にみて注目されるのが「積極転作型」であることは言うまでもない。しかし、労働市場の変化は農家にとって如何ともしがたい外的条件でもなく、それへの対応は個別的にしか問題とならないというわけでも決してない。それは、1960年代後半以降の工場導入に対するT集落とA集落の対応の違いにあらわれている。

土地市場の動向については、独立した分析の章を立てなかったが、1970年代後半から80

年代にかけての農地移動は離農跡地の売買という形態が縮減し、賃貸借による移動が増大するという北海道全体にも共通した傾向があらわれており、とくにA、T集落などでは農民分解の動向に大きく影響を与える可能性がある要因として、農地移動の具体的な条件をさらに解明する必要があるだろう。また、M集落では市街地近くの集落に特徴的な恒常的兼業が存在する一方で、風連町からの土地の購入・借入れもあり、その実態については独自の分析を必要とする。これらの土地市場の動向については、基盤整備・土地改良、農用地利用増進事業と水田利用再編対策などの作用も含めて改めて検討されなければならない。なお、地域産業の再編、農家の借入金の増大などの傾向との関連で重要な意味をもつ金融市場については全く触れることができなかつたが、この分野ではその分析方法から始めて検討しなければならないだろう。

これらを除く農業・農村市場の変化については、農村の生活資材を中心とした購買市場と、農産物を中心とした販売市場とを関連づけて、さらに具体的に地域流通構造の再編の動向として検討した。まず購買市場については、名寄商圏は農村購買市場としての独自の性格をもっているが、とくに卸売市場において本州大都市→札幌市→地方都市（旭川市→名寄市）→周辺市町村といった全国的に確立しつつある市場網の中で仲継的位置を占めながら再編されつつある。小売市場においては、量販店の急伸展にともなって中小零細小売店が縮小再編されつつあるが、地元の量販店自体も新たな対応を迫られ、道外大手資本による系列化の動きもみられる。これらは、すでにふれたような三重苦、四重苦の中での農家経済の低迷を背景とする農村購買市場再編の現段階的特徴を典型的に示していると言える。

しかし、このような農村購買市場の一般的動向の中でも市町村レベルまでおいてみれば、地域での対応の差違によるいくつかの類型を指摘できるのであり、例えば生鮮食品の買付志向からみれば、名寄市は、中頓別などの一般小売店志向、風連などの農協店舗志向などに対して、スーパー・大型店志向とすることができる。それは農家の側からみれば、品ぞろえ、「都会的」感覚、駐車場の利便などに規定されたものである。しかし、この一方で組合員勘定をもつ農協の店舗の利用が下層農家ほど高くなっていることが注目されるのであり、農協婦人部の活動などとあわせて、農協の活動のあり方が、農家の消費生活、ひいては農民分解の動向に大きな影響力をもちうることを示している。

農村販売市場において注目されるのは、減反政策にともなって生産が増大しつつある野菜を含む青果物市場であり、名寄市には農協そ菜市场と荷受会社の合併によってできた名寄地方卸売市場があることが大きな特徴となっている。しかし、小売市場の再編にともなって、地元市場からの買付けをほとんどしないスーパー・大型店の増大、地元スーパーの対応の変化、地元市場に依存している中小小売業者の減少などにともなって、名寄地方市場の存立基盤はゆらぎつつある。こうした中で名寄地方市場は、量販店の大量仕入の動向と結びつきながら広域流通への依存を強めていくのか、それとも地場流通の担い手としての方向を強め、中小零細小売業者との結合もはかり、地元市場向けの農産物の取扱いも増加させていくのかという二つの道の間での動揺がみられる。そのどちらの方向が強化されるのかということは、とりわけ小規模な野菜生産しかできない下層農家に直接的な影響をも

つことによって、農民分解の動向を規定していると言えよう。もちろん、このことは、個別農家の市場対応、農産物の商品化構造のより具体的な検討によって確認されなければならないだろう。

減反政策への対応が農民分解の形態に強い影響を与えることについてはすでにふれた。減反政策への対応は単に減反率のみによって異なるのみではなく、それに伴う基盤整備・土地改良のあり方、転作面積の配分、転作物の選択、転作奨励金の分配の仕方、さらには転作物に関する競争と共同・協同のあり方などを媒介にして農民分解の動向に大きな作用を及ぼす。しかし、これらについては、農民分解を外から規定する要因としてよりも、農民の個別的・集団的対応との関連で検討されるべきであろう。

3. 農民の個別的・集団的対応

以上でみてきたような地域農業再編の動向の中での農民の個別的・集団的対応を、農民の発達過程、主体形成の過程において把握しようとする時、われわれはそれを、土地と労働力との農民的再結合を軸とした農民的蓄積の展開として検討してみたいと考えている。⁽³⁾しかし、本報告でとりまとめた実態調査は、あらかじめこのような視点をたてた上で実施したわけではないので、ここでは、(1)世帯主と後継者を中心とした個別農家、(2)それとは相対的に独立した農家婦人、(3)農業生産組織、(4)実行組合及び集落、(5)農協の対応に注目して、農民の個別的・集団的対応の整理をしておくことにしたい。

土地と労働力の農民的結合へ向かっての動きとしてわれわれがまず注目するのは、水稻転作に対する対応である。道北における稲作の定着は農民の土地との結合を強めるものであったが、その「稲作モノカルチャー」としての展開は一面的結合としての限界をまぬがれることはできなかった。確かに、ウルチ米を基礎にできるだけ減反は避けるという風連町での対応は一面では積極的なものとして評価できるが、他面、それは「稲作（ないしその延長としての麦作）＋兼業」という形態を、しかもきわめて不安定な兼業形態のもとで生み出さざるを得なかった。第1次減反政策下でモチ米の生産団地化をはかった旧名寄市は、その限りで地域の土地条件にみあった方向で土地と労働力の結合を深めるものであったとはいえ、「稲作モノカルチャー」の限界を克服したとは言えない。その課題にとりくむ動きは、とくに70年代後半に入って中農層からはじまり、他の階層にも拡大していった。

もちろん、このような動きは、T集落はもとよりA集落においても、さしあたって農業所得増大を土地と労働力の多面的結合として展開する必要が最も強い中農下層と貧農上層においては、すでにふれたような80年代の農業経営をめぐる困難な状況の中で、必ずしも安定的な農業経営をもたらすほどに定着しているとは言えない。しかし、貧農的性格が強いM集落においても、最も集約的なイチゴをとり入れることによって、多面的な結合を生み出す動きがみられるし、それはA集落にも拡がっている流れである。A集落ではアスパラをとり入れた農業経営が特徴的であるが、集約度からみれば中間型の野菜作も含めて多様に展開している。

その中で注目すべきは、一つに、T集落の上層農家に典型的にみられるように、麦やソバ、豆類のような特定作物に、タマネギなどの野菜をとり入れることによって複合的経営をめざす動きである。それはA集落においてもみられ、一方でタマネギの大面积作付によって雇用労働に依存した富農的経営として展開する傾向もあるが、他方で田畑輪換農法の確立をめざす独立自営農的性格の農家も生まれている。しかし、地域農業の発展という視点から注目すべきはA集落の中農下層を中心に展開しているもう一つの動きであり、そこでは土地利用型の野菜作を導入した複合経営がみられるが、稲作における全階層型の生産組織と並んで、作目別の生産組織の存在を不可欠の条件としている。いずれにしても、このような土地と労働力の多面的・総合的結合の動向は、農民の新たな技術的・組織的能力の発達を必要とし、促進させているのであるが、農地と家族労働力のあり方は個々の農家によって異ならざるを得ないがゆえに、多様な農業経営を生み出し、そこでの経営実践を媒介にして、農民の個性の発達を促している。

このような変化は農業経営の主宰権をもっている世帯主やその後継者ばかりではなく、農家婦人においても確認できる。北海道における農家婦人の自立化は、婦人の賃労働者化を別にして考えれば、都府県より進んでいるものと考えられるが、北海道の主要農業地帯（酪農、畑作、稲作地帯）の中では稲作農家の婦人が最も立ち遅れていたと言える。しかし、その稲作農家の婦人にも地域農業再編過程において大きな変化がみられる。それは企業の賃労働者でもない農民的な自立化の方向であると言える。そのことは、農業経営の労働過程における婦人の位置づけの高まりと、婦人の個別的・組織的な学習活動の活発化とが並行して展開しているところに端的にあらわれている。

とりわけ水田利用再編対策下における婦人の能力の発達という点にしばってみるならば、労働過程の編成能力、土地利用をめぐる経営能力、市場対応能力、会計的经营管理能力などの点において具体的に確認できる。そして、このような婦人の諸能力の発達を通して、多様で个性的な婦人の群像が生まれてきているのである。しかし、これは地域農業の展開にともなって自然成長的に発生してきた結果では決してない。むしろ、この時期における急激な地域農業再編過程において自からの経営と生活を守るためのギリギリの対応の結果であった。その契機を整理すれば次のようになる。

まず、農業をめぐる諸困難が増大する中で世帯主が農外賃労働に出たため、婦人が農業生産の主体とならざるを得なくなるケースである。しかし、この場合でも単に受動的に、それまで世帯主が担っていた経営活動の一部を担うというだけの対応ではすまなくなっている。転作への対応は新たな知識と能力を必要としているのであって、それはまた新たな経営展開への志向をもたらす。このような兼業農家からは「脱兼業」の動きがあらわれているのであるが、「脱兼業農家」の方が専業を維持していた農家よりもむしろ活発である場合が多いのは、兼業中に世帯主が獲得した能力を別とすれば、その間における婦人の経営力量の蓄積、それを土台とした農家における民主的家族関係の形成の方向がみられるからである。

次の契機としては経営採算の悪化をあげることができる。経営採算の悪化は全体的な傾向であるが、とくに経営展開の手順や、転作への技術的対応に失敗した農家の場合には負

債の累増が目立つ。この経営採算の悪化を最も深刻にうけとめているのは家計を管理している婦人である。その立場から農業経営を改めて見直し、追加所得を得るための新たな転作対応に積極的に乗り出すことになる。また、転作として野菜生産をとりあげることが契機になる場合も多い。野菜生産は労働集約的で婦人労働の比重が高く、とくに規模がそれほど大きくない場合には特定の野菜部門については経営管理まで基本的に婦人の分担となるような例も生まれているからである。さらに、婦人の自立化の契機として重要な意味をもつのは生産組織や学習活動などの集団的活動への参加である。婦人に限らず、個性の発揮は集団的活動を媒介にしてしか発展しない。そこで改めて、集団的対応の諸形態が問題となるのである。

集団的対応の第一の基盤は集落である。われわれは入植以来の集落形成史をたどりながら、その集団的対応を共同の生産・生活手段、とりわけ土地と水とへの対応においてみてきた。それらは一般的労働手段として、その上に社会資本が展開する基盤であり、入植経路の異なる住民がその違いを超えて集団的対応を行なう基本的な対象である。入植後一応の生産・生活の基盤が整うまでは「手づくり社会資本」の形成がみられるが、その後の展開は、単に生産や生活における社会化の進展のみならず、国家的・公的投資を不可欠の条件として進展し、しかもその比重が増大してくる。それは、土功組合時代の水田化に始まり、戦後の土地改良区制のもとでの土地改良・基盤整備の動向をみれば明らかである。また、土地と水の管理の単位も集落の枠を超えて大きく拡大してきている。

このような傾向の下では、集落での対応はその内部に民主主義を貫くことなしには形骸化したものとならざるをえない。社会資本形成における集落内の民主主義とは、単に十分な議論をするということにとどまらず、全体的な、そして個々の農家の蓄積の発展段階に則した具体的な対応を必要とするということを意味する。いわゆる政治的力の行使についても、この点から検討されなければならない。広域化した土地改良区は、その存在が農家の日常的活動と意識からは離れた存在になってきているがゆえに、その運営の内容が改めて問われることになるのである。これらのことは、1970年代に実施された灌漑排水事業と圃場整備事業についても言える。

それは、全体的にみるならば、「水稻モノカルチュア」を前提とした基盤整備事業から、麦作にはじまり野菜に至るまでの「転作」を前提とした土地改良事業への移行過程での問題であるが、個別的には差額地代の再配分の問題であると言える。新しい作物の導入のためには、その生産にみあった区画整理と、より緻密な水管理が可能となる灌漑排水施設を必要とする。しかし、それを実行することは土壌と水がもたらす豊度条件や、農道や諸施設がもたらす位置条件の変化による差額地代の第Ⅰ形態の変動のみならず、既存の灌漑排水施設や表土の除去・移動による差額地代の第Ⅱ形態の変動をもたらすのである。報告では必ずしも十分な地代論的考察はできなかったが、これらの問題の民主的解決が重要な課題であったことは明らかであろう。優等地の条件を第Ⅱ形態の地代蓄積を尊重して維持しながら、劣等地の底上げをする、という方向では必ずしもなかったところに問題の根源があったと言えるだろう。

このことはまた、土地改良区だけではなく、集落以下のレベルのより小さい単位での土

地と水管理の主体を必要としていることを意味する。それは土地の条件は個々の農家において個性的であることを前提として、機械の作用と労働の単位、作付する作物の種類によって規定される単位、すなわち実行組合や生産組織のレベルの位置づけがとくに重要となるからである。集落とそれ以下の単位での土地と水の管理が重要な意味をもつのは、農村においては、それらが農業生産にとっての基盤というだけでなく、生活の上からも重要な意義をもつからである。簡易水道の問題はそれを示している。社会資本としての範囲を考えると、土地と水の生活上からの位置づけはようやく始まりつつあるということが出来る。それは土地と水が生産に偏りすぎた利用をされたことの矛盾があらわれてきたことを契機とする。

農民の集団的対応としてわれわれが最も重視したのは、とりわけ北海道の稲作地帯において特徴的な農業生産組織と実行組合である。この点については、「生産組織型」集落としてのA集落の分析を中心とした別稿にとりまとめる予定であるので、⁽⁴⁾ここではその重層的展開が、それぞれの条件にみあった多様な個別農業経営を生み出し、そのことを通して個性的な農民群を生み出しつつあることを指摘するのにとどめたい。ここで重層的と言うのは全階層型の生産組織と、それぞれ階層的性格をもった生産組織の重層的展開に注目しているからであるが、それを具体的に保障しているのが、水稻と、それぞれ集約度の異なる転作物との作物別生産組織の重層化である。それは各作目における労働内容の違いにもとづく作業別重層化を内に含み、実行組合を基盤とした「実行組合型」組織と、それととらわれない機能的組織との重層的展開がみられることをも意味している。

これらの生産組織は全体として相互規定的に発展するばかりでなく、相互移行的状況すらみられ、こうした中で、生産組織の展開が実行組合の再編をもたらし、ひいては集落のあり方に大きな影響を与えつつあるとすることができるのである。しかし、こうした傾向の中にあってもA集落の生産組織は同時にいくつかの困難をかかえている。その展開によって集落内の農民の商品生産者としての自立性・平等性をはかることにある程度成功したとしても、直接的に各農業経営の経営成果の向上となってそれが反映しているわけではないし、80年代に入って農民分解の傾向が強まっている。改めて生産組織とその構成員の内的矛盾とそれに対する農民の対応がより具体的に解明されなくてはならないだろう。

農民の集団的・組織的対応のあり方の一つとして、われわれは農協にも重要な位置づけを与えている。今回の調査報告ではとくに「地域農業の商品化構造の編成主体」としての農協の役割に焦点をあてた。名寄農協は、その経営構造からみれば、70年代後半に入って「米麦食管依存型」から「信用事業依存型」へと転換するという一般的傾向をみる事が出来る（この時期のもう一つの一般的傾向としての購買事業の拡大という方向はとられなかった）。しかし、そうした傾向の中でも、とくに水田利用再編下の農業生産の動向に規定されて、生産資材の購買事業と転作物の販売事業などの拡大の方向をみる事が出来る。問題は、これらの方向が農協としての独自の市場対応や営農指導と結合されて展開しているかどうかということである。名寄農協の場合、この点での対応は立ち遅れており、未だ米麦食管依存体質を脱しているとは言えない。むしろ注目されるのは、単協としての名寄農協の対応よりも、地域農協連合会としての道北青果農協連の結成とそれによる販売事業

の拡大である。

道北青果農協連は、稲作転換に対応して道北4農協を構成単協として生まれた販売専門農協連であり、全道的にも全国的にも特筆すべき事例である。その活動内容についてはより具体的な分析が必要であるが、特徴的なことはその販売活動が主として道外市場を対象としていることであり、その範囲は、4単協以上に拡大できないほどに「狭すぎる」と考えられる一方で、道内ないし地場市場には対応できないほどに「広すぎる」ということである。4単協管内の農業生産・農業構造の現段階をみるならば、とくに問題となるのは後者の点である。しかし、この点での対応が道北青果農協連の中心的活動ではない。そこで改めて注目されるのが単協独自の販売対応なのである。それは転作の拡大とともに増大してくる小量多品目の野菜への対応においてとくに問題となるのであるが、相対的に小規模な農家、あるいは婦人や高齢者、時には若い後継者によって担われている場合が多いこれらの野菜生産への対応が、単に農業生産ばかりでなく地域そのものの再建にとって一つの重要なポイントとなっていることはこれまでみてきたところからも明らかである。

4. 農村における社会教育の展開

以上の分析をふまえて、教育の層における独自の実態と傾向が検討されなければならない。われわれは社会教育論を、とりわけ農村社会教育を対象とした分析を通して、再構成する必要性を認識しているが、その糸口となるのが社会教育労働論であり、具体的には、社会教育職員論と社会教育施設論の再検討から始めなければならないと考えている。⁽⁵⁾

今回の調査にあたってわれわれはまず、公的社会教育の実態と住民の学習活動（とくに農村の青年と婦人のそれ）の実態を検討した。その分析は現在も継続中であるが、⁽⁶⁾われわれが留意せざるを得なかったのはそれらの間のギャップであり、それを埋めるものとしての、従来の社会教育施設・職員論では必ずしも対象とならなかった施設と教育的活動の存在である。その中でとくに重視すべきものとして今回の報告書でとりあげたのが農村集会所である。⁽⁷⁾それは公的社会教育の系列の中ではしばしば公民館の分館ないし類似施設として位置づけられるものであるが、専門的職員はたとえ兼任としてでも配置されておらず、むしろ文部省や自治省ではなく農水省の補助金で建設され、農林行政の一環にくみこまれたかたちになっている。しかし、報告が明らかにしているように、それは住民に最も密着し、最も利用されている学習の場である。その分析をぬきにして農村社会教育論の展開はありえない。

この農村集会所の教育的意義については、（現在分析を進めている）同じ名寄市の畑作地帯の智慧文の事例とあわせて改めてとりまとめる予定であるが、本報告でとりあげたA集落の集落センターの事例からは次のようなことが言えるだろう。集落センターは、現在のところ、地域住民の交流の場であり、そこでは生産・生活にかかわる会合や学習活動がおこなわれ、地域の子供に対する保育・教育がなされている。このようなセンターができた要因として第一にあげられるべきものは、学校統廃合にともなう地域の教育構造の再編である。血縁や入植経路の違いを乗り越えた地域的まとまりを形成していく上で、小学

校が重要な役割をもっていたことは集落形成史に明らかであるが、専門的な施設と労働者をもつ学校は地域における教育の核であり、その周辺に（明確に教育・学習活動として分離されたり意識されたりしていないものを含めて）子供と親との学習・教育的活動を取り込んでいた。そうした活動の重要性が、学校統廃合を契機として改めて住民に認識され、それを失いたくないとすれば住民自身が教育・学習活動に意識的にとり組まざるを得ないところに追い込まれたとも言えよう。しかし、それは決して後向きの防衛的対応ではなく、子供会活動や保育活動にみられるように、それまでにみられなかった独自の教育的活動をも生み出しているのである。

とはいえ、このセンターの教育的意義を、教育構造の再編という視点からのみ説明することはできない。むしろ、地域農政・水田利用再編対策段階における、農業の新たな集団化・組織がもたらす学習・教育的契機に注目すべきであろう。センターを利用した学習の学習組織と学習内容はそれを示している。ここで指摘したいことは、社会教育施設における「たまり場」的位置づけを再評価したいということだけではない。生産や生活における社会化の進展は、単にそれぞれの分野と分野相互の分業と協業の発展をもたらすのみでなく、その中から必然的に学習的・教育的な活動と労働をも生み出すということが重要なのである。このことと、水田利用再編下の農業情勢が要求する個別農業経営の個性的発展とが結合することによって、学習活動がはじめて活発化すると言することができる。

この学習・教育活動の場を物的に保障してきたのが集落センターであるが、次に問題にされるべきことはそれが農林行政のルートから生まれてきたことである。それは文部省の予算と行政の貧困を意味しているのであるが、この集落センターも地域的には六つの集落を前提として建設されているのであり、全体として社会教育施設設置における予算的裏づけの貧困さを指摘しなければならない。A集落における集会施設設置を契機にして展開している学習・教育活動の事例は、そのことをますます浮き彫りにしていると言えるだろう。また、農村集会施設が農水省の補助金を導入して設置されることは、その使用規程に端的にあらわれているように、そこでの学習活動に一定の方向性を与えている。それは、一面では、農村・農民の生産や生活に則した学習活動を促進するという点で、従来の文部省ルートの公的社会教育の欠陥を埋めるという方向性をもっているが、他面では、教育専門労働者が位置づけられなかったり、保育所・学童保育などが制度的に排除されていることにみられるように、全体として教育的視点からみた場合の問題点もみられることになるのである。

最後に、農村集会施設を中心とした教育・学習活動の担い手の問題があるだろう。以上のような特徴をもつ集会施設で教育的活動を行っているのは、教師や公民館職員ではなく、むしろ普及所や農協の職員であり、地域のリーダー、すぐれた技術や知識をもっている農民自身である。もし、社会教育活動にその条件整備も含めて考えるならば、とくに補助金導入過程にみられるように、リーダー層の中にいわゆる有力者も含めて考えなければならない。以上のような「教育者」については、その社会的な機能を（たとえ未分化なものであれ）正しく評価するとともに、その階級・階層的な性格をふまえた地域での位置づけを必要とするだろう。

そのためには、農村・農民諸階層，諸個人のおかれている状況から生まれてくる学習必要と学習要求の差異，それと現実になされている教育・学習過程，とりわけ学習内容・学習方法との相互関連・矛盾の実態をより具体的に解明する必要がある。その結果として改めて，地域の教育・学習構造全体の中における農村集会施設の位置づけを与えることができるであろう。それは基本的に残された研究課題となっている。

〈注〉

- (1) 鈴木敏正「減反政策下における北海道稲作農民の分解とその性格」，北海道大学『教育学部紀要』第46号，1984，を参照されたい。
- (2) 農民分解の規定要因の理解については，鈴木敏正「資本主義の発展と農業経営」（吉田寛一・菊元富雄編『農業経営学』，文永堂，1980），農業市場と農村市場の区別，それらの農業経営発展との関連については，同「農業経営と農産物市場」（上村恵一・山内豊二共編『現代日本の農業経営』，富民協会，1980）でふれた。
- (3) 鈴木敏正「分解論的視点からみた農民教育論の課題」，『日本社会教育学会年報第28集〔生活構造の変容と社会教育〕』，東洋館出版社，1984。
- (4) 朝岡幸彦「現段階における農業生産組織の展開と農民の主体形成」，北海道大学『教育学部紀要』第47号，1985。
- (5) 山用定市「社会教育労働・労働者論の基本視角—住民諸階層の学習要求・課題を基礎として—」，北大教育学部『社会教育研究』第5号，1984，を参照されたい。
- (6) 公的社会教育の基礎としての社会教育財政については，すでに高倉嗣昌「市町村社会教育財政構造の試行的分析—道北三市町の比較研究—」，同上，で発表している。
- (7) その位置づけについては，遠藤知恵子「農村地域集会施設研究の意義」，同上，を参照されたい。

執筆者紹介

山田定市	(北海道大学教育学部・教授)
朝岡幸彦	(北海道大学大学院教育学研究科・博士課程)
田中秀樹	(北海道大学大学院教育学研究科・博士課程)
千葉悦子	(北海道大学教育学部・研究生)
古村えり子	(日本学術振興会奨励研究員)
遠藤知恵子	(北海道大学大学院教育学研究科・修士課程)
鈴木敏正	(北海道大学教育学部・助教授)

北海道大学教育学部産業教育計画研究施設研究報告書 第27号

昭和60年3月15日 印刷

昭和60年3月20日 発行

発行機関 北海道大学教育学部
産業教育計画研究施設
060 札幌市北区北11条西7丁目

発行者 布施鉄治

印刷所 富士プリント株式会社
064 札幌市中央区南16条西9丁目
